

租税特別措置法等（所得税関係）の改正

| 目 次 | |
|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第一 住宅・土地税制の改正…………… | 144 |
| 一 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例等の改正…………… | 144 |
| 二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正…………… | 160 |
| 三 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正…………… | 165 |
| 四 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例等の改正…………… | 168 |
| 五 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正…………… | 174 |
| 六 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正…………… | 178 |
| 七 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の改正…………… | 180 |
| 第二 金融・証券税制の改正…………… | 183 |
| 一 利子所得の分離課税等の改正…………… | 183 |
| 二 特別非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額公債の利子の非課税措置等の改正…………… | 185 |
| 三 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置の改正…………… | 194 |
| 四 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正…………… | 206 |
| 五 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正…………… | 208 |
| 六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正…………… | 210 |
| 七 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正…………… | 224 |
| 八 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設…………… | 226 |
| 九 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止…………… | 227 |
| 十 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正…………… | 228 |
| 十一 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の改正…………… | 255 |
| 第三 事業所得等に係る税制の改正…………… | 256 |
| 一 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設…………… | 256 |
| 二 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正…………… | 261 |
| 三 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止…………… | 281 |
| 四 中小事業者が機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正…………… | 284 |
| 五 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正…………… | 286 |
| 六 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止…………… | 288 |

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 七 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正…………… | 289 | 二 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等の改正（改正後：帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）…………… | 332 |
| 八 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度） | 290 | 三 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の廃止…………… | 334 |
| 九 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正…………… | 306 | 四 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）…………… | 335 |
| 十 特定設備等の特別償却制度の改正（改正後：特定船舶の特別償却制度）… | 307 | 五 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）…………… | 339 |
| 十一 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の改正…………… | 309 | 六 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正…………… | 345 |
| 十二 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正…………… | 312 | 七 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度）…………… | 346 |
| 十三 医療用機器等の特別償却制度の改正…………… | 318 | 八 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度）…………… | 348 |
| 十四 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の改正…………… | 319 | 九 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度）…………… | 356 |
| 十五 特定都市再生建築物の割増償却制度の改正…………… | 320 | | |
| 十六 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置の改正…………… | 321 | | |
| 十七 農業経営基盤強化準備金制度の改正…………… | 321 | | |
| 十八 農用地等を取得した場合の課税の特例の改正…………… | 322 | | |
| 第四 その他の改正…………… | 323 | | |
| 一 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の改正…………… | 323 | | |
| 二 青色申告特別控除の改正…………… | 326 | | |
| 第五 東日本大震災の特例（所得税関係）の改正…………… | 330 | | |
| 一 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正…………… | 330 | | |

| | | | |
|---------------------------------------------|-----|------------------------------------|-----|
| 十 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等制度の創設…………… | 358 | 十二 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の廃止…………… | 361 |
| 十一 被災代替資産等の特別償却制度の改正…………… | 360 | 十三 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正… | 361 |

はじめに

令和3年度税制改正においては、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設、中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち租税特別措置法等（所得税関係）の改正（国際課税関係を除きます。）では、主に次のような改正が行われました。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に喚起するための住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例等の改正などの住宅・土地税制の改正
- ② M&Aを推進するための株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設などの金融・証券税制の改正
- ③ ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るための事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設などの事業所得等に係る税制の改正
- ④ 医療費の適正化を推進するための特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の改正などのその他の改正

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る令和3年3月26日に参議院本

会議で可決・成立し、同月31日に令和3年法律第11号として公布されています。また、関係政省令等も、それぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令3.3.31政令第119号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令3.3.31政令第125号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令3.3.31政令第127号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第21号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第27号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令3.3.31財務省令第29号）
- ・ 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける期間を指定する件を廃止する件（令3.3.31財務省告示第88号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第12条の3第1項第1号及び第17条の3第1項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件（令3.4.1復興庁告示第3号）
- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の

- 一部を改正する件（令3.3.31総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
 - 平成25年総務省、農林水産省、国土交通省告示第2号の一部を改正する件（令3.3.31総務省・農林水産省・国土交通省告示第9号）
 - 租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（令3.4.1総務省告示第143号）
 - 租税特別措置法施行令第6条の4第2項第1号及び第28条の10第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める要件等の一部を改正する件（令3.3.31厚生労働省告示第160号）
 - 租税特別措置法第12条の2第1項及び第45条の2第1項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（令3.3.31厚生労働省告示第161号）
 - 租税特別措置法施行令第22条の8第18項第1号イ(4)及びロ(4)並びに第39条の5第19項第1号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（令3.3.31経済産業省告示第70号）
 - 租税特別措置法第11条第1項の表の第4号及び第43条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する告示（令3.3.31経済産業省告示第71号）
 - 租税特別措置法第10条の2第1項各号及び第42条の5第1項各号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する告示（令3.3.31経済産業省告示第72号）
 - 平成26年国土交通省告示第428号、平成26年国土交通省告示第429号及び平成27年国土交通省告示第227号を廃止する件（令3.3.31国土交通省告示第288号）
 - 租税特別措置法施行令第20条の2第9項等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第290号）
 - 平成21年国土交通省告示第685号の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第294号）
 - 平成26年国土交通省告示第430号の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第305号）
 - 平成26年国土交通省告示第431号の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第306号）
 - 租税特別措置法第11条第1項の表第2号及び第43条第1項の表第2号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令3.3.31国土交通省告示第315号）
 - 租税特別措置法第37条第1項の表第8号及び第65条の7第1項の表第8号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令3.3.31国土交通省告示第316号）
 - 平成23年国土交通省告示第1288号を廃止する件（令3.3.31国土交通省告示第320号）
 - 平成24年国土交通省告示第507号の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第324号）
 - 平成6年建設省告示第1126号の一部を改正する件（令3.3.31国土交通省告示第325号）
 - 平成18年国土交通省告示第464号の一部を改正する告示（令3.3.31国土交通省告示第330号）
 - 平成21年国土交通省告示第833号の一部を改正する告示（令3.3.31国土交通省告示第331号）
 - 平成24年国土交通省告示第1383号の一部を改正する告示（令3.3.31国土交通省告示第332号）
 - 平成4年12月環境庁告示第88号の一部を改正する告示（令3.3.31環境省告示第28号）
 - 租税特別措置法施行令第26条の27の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件、同条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日、同条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令3.6.25厚生労働省告示第250号～第253号）
- なお、この「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の解説において、「令和元年分」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

第一 住宅・土地税制の改正

一 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 一般の住宅ローン税額控除

① 概要

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等（これらを合わせて以下「住宅の取得等」といいます。）をして、これらの家屋を平成11年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（住宅の取得等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、その者がその住宅の取得等のための借入金等（以下「住宅借入金等」といいます。）の金額を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後一定の控除期間（その居住の用に供した日（以下「居住日」といいます。）以後その年の12月31日まで引き続きその居住の用に供している年に限ります。以下「適用年」といいます。）にわたって、その者の住宅借入金等の年末残高（住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を超える場合には、借入限度額）と居住年に応じた控除率との組み合わせにより計算した金額を、その者の各年の所得税額から控除することができることとされています（平成26年以降の居住年については、表1をご参照ください。）（旧措法41）。

② 家屋の床面積要件

なお、本特例の対象となる家屋は、個人が居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限ります。）と

し、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとされています（措令26①）。

イ 一棟の家屋で床面積が50㎡以上であるもの

ロ マンションなど一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が50㎡以上であるもの

③ 対象となる既存住宅の証明

本特例の対象となる既存住宅は、個人が居住の用に供する家屋（その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限ります。）で、上記②の床面積要件を満たすものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合するものであることにつき証明がされたものうち建築後使用されたことのあるものとされています（旧措令26②）。

上記の証明がされたもの（家屋）は、その家屋が上記②イ又はロのいずれかに該当するものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合するものであることにつき、次の場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類により証明がされた家屋とされています（旧措規18の21②）。

イ 家屋が上記②イ又はロのいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合……登記事項証明書（家屋が上記②イ又はロのいずれかに該当するものであることが登記事項証明書に記載された事項に

よって明らかでないときは、登記事項証明書及び上記②イ又はロのいずれかに該当するものであることを明らかにする書類（以下「床面積要件疎明書類」といいます。）及び家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準に適合する家屋である旨を証する書類（以下「耐震基準に適合する旨を証する書類」といいます。）

ロ 家屋が上記②イ又はロのいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合……登記事項証明書（家屋が上記②イ又はロのいずれかに該当するものであることが登記事項証明書に記載された事

項によって明らかでないときは、登記事項証明書及び床面積要件疎明書類）

（注） 上記の「耐震基準」とは、地震に対する安全性に係る建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とされ、上記の「経過年数基準」とは、家屋が建築された日からその取得の日までの期間が20年（家屋が耐火建築物である場合には、25年）以下であることとされています（措法41①、旧措令26②）。以下同じです。

（表1）一般の住宅の住宅ローン税額控除の場合

| 居住年 | 控除期間 | 借入限度額 | 控除率 | 各年の控除限度額 | 最大控除可能額 |
|------------------------------|------|---------|-----|----------|---------|
| 平成26年1月～平成26年3月 | 10年間 | 2,000万円 | 1% | 20万円 | 200万円 |
| 平成26年4月～令和3年12月 （特定取得の場合） | | 4,000万円 | | 40万円 | 400万円 |
| 特定取得以外の場合 | | 2,000万円 | | 20万円 | 200万円 |

（注1） 上記の「特定取得」とは、その住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、新消費税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の住宅の取得等をいい（措法41⑤）、「特定取得以外の場合」は、その住宅の取得等に係る消費税額等合計額のうち、新消費税率以外の消費税率により課された消費税額等合計額が含まれている場合が該当します。

（注2） 上記の「消費税額等合計額」とは消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額をいい（以下同じです）、「新消費税率」とは社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税率及び地方消費税率（8%又は10%）をいいます。

（注3） 住宅ローン税額控除は、その者のその年の合計所得金額が3,000万円以下である場合に限り、適用できることとされています（措法41①）。以下同じです。

（2）認定住宅の住宅ローン税額控除の特例

① 概要

個人が、認定住宅の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、その認定住宅を平成21年6月4日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（認定住宅の新築等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、その者がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「認定住宅借入金

等」といいます。）の金額を有するときは、その居住年以後10年間の各年（居住日以後その年の12月31日まで引き続きその居住の用に供している年に限ります。）について、その者の選択により、その者の認定住宅借入金等の年末残高（借入限度額を超える場合には、借入限度額）と居住年に応じた控除率との組み合わせにより計算した金額を住宅ローン税額控除額とする認定住宅の住宅ローン税額控除の特例を適用することができることとされています（平成26年以降の居住年については、

表2をご参照ください。)(旧措法41⑩)。

(注) 上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。）及び認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は低炭素建築物とみな

される特定建築物に該当する家屋で一定のものをいいます。)をいいます。以下同じです。

② 認定住宅の床面積要件

本特例の対象となる認定住宅は、上記(1)②の床面積要件を満たす必要があります(旧措令26⑳)。

(表2) 認定住宅の住宅ローン税額控除の特例の場合

| 居住年 | 控除期間 | 借入限度額 | 控除率 | 各年の控除限度額 | 最大控除可能額 |
|------------------------------|------|---------|-----|----------|---------|
| 平成26年1月～平成26年3月 | 10年間 | 3,000万円 | 1% | 30万円 | 300万円 |
| 平成26年4月～令和3年12月 (特定取得の場合) | | 5,000万円 | | 50万円 | 500万円 |
| 特定取得以外の場合 | | 3,000万円 | | 30万円 | 300万円 |

(注) 上記の「特定取得」及び「特定取得以外の場合」は上記(1)(表1)と同じです。

(3) 要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例

① 概要

個人が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限ります。）で一定のもの（以下「要耐震改修住宅」といいます。）の取得をした場合において、その取得の日までに同日以後その要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした一定の増築、改築、修繕又は模様替をいいます。以下同じです。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の申請その他一定のし、かつ、その要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（その取得の日から6月以内の日に限ります。）までに耐震改修によりその要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなったことにつき一定の証明がされたときは、その要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、その要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、住宅ローン税額控除を適用することができることとされています(措法41③④)。

② 対象となる要耐震改修住宅の証明

本特例の対象となる要耐震改修住宅は、個人が居住の用に供する家屋（その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限ります。）で、上記(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることにつき証明がされたものうち建築後使用されたことのあるもの（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限ります。）とされています(旧措令26③④)。

上記の証明がされたもの（家屋）は、その家屋が上記(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることにつき、登記事項証明書（家屋が上記(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることが登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、登記事項証明書及び床面積要件疎明書類）により証明がされた家屋とされています(旧措規18の21㉕)。

(4) 東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の適用期間等に係る特例

① 継続適用の特例の概要

東日本大震災によって被害を受けたことに

より、住宅ローン税額控除の適用を受けていた家屋（以下「従前家屋等」といいます。）を居住の用に供することができなくなった居住者については、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の適用期間において従前家屋等に係る住宅借入金等の金額を有するときは、その適用期間においても引き続き住宅ローン税額控除を適用することができることとされています（震災税法13①②）。

この場合の住宅ローン税額控除額は、その有する住宅借入金等の各年の12月31日（居住者が死亡した場合には、その死亡の日）における残高を基準に計算することとされています。

② 重複適用の特例の概要

東日本大震災によって被害を受けたことにより従前家屋等を居住の用に供することができなくなった個人のうち、その者の居住の用に供した家屋（以下「再取得家屋等」といいます。）に係る住宅借入金等の金額を有する者については、従前家屋等に係る住宅ローン税額控除（上記①の継続適用の特例の適用を受けるものを含みます。）の適用を受ける年と再取得家屋等に係る住宅ローン税額控除の適用を受ける年が重複している年においては、これらの住宅ローン税額控除を重複して適用できることとされています（震災税法13③～⑤）。

この場合における住宅ローン税額控除額は、従前家屋等について計算した住宅ローン税額控除額と再取得家屋等について計算した住宅

ローン税額控除額との合計額となります。

(5) 東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例

自己の所有する家屋で居住の用に供していたもの（従前住宅）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった個人（以下「住宅被災者」といいます。）が、一定の要件を満たす住宅の新築取得等（住宅の取得等又は認定住宅の新築等を行います。以下同じです。）をし、かつ、その住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を、その従前住宅を居住の用に供することができなくなった日から令和3年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した場合（住宅の新築取得等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、その者がその住宅の新築取得に係る住宅借入金（以下「再建住宅借入金等」といいます。）の全額を有するときは、その居住年以後10年間の各年（居住日以後その年の12月31日まで引き続きその居住の用に供している年に限ります。以下「再建特例適用年」といいます。）について、その者の選択により、その年の12月31日における再建住宅借入金等の年末残高（借入限度額を超える場合には、借入限度額）の1.2%に相当する金額を、住宅ローン税額控除額としてその者の再建特例適用年の所得税の額から控除することができることとされています（平成26年以降の居住年については、表3をご参照ください。）（震災税法13の2①②）。

(表3) 住宅被災者の住宅ローン税額控除の特例の場合

| 居住年 | 控除期間 | 借入限度額 | 控除率 | 各年の控除限度額 | 最大控除可能額 |
|-----------------|------|---------|------|----------|---------|
| 平成26年1月～平成26年3月 | 10年間 | 3,000万円 | 1.2% | 36万円 | 360万円 |
| 平成26年4月～令和3年12月 | | 5,000万円 | | 60万円 | 600万円 |

(6) 消費税率上げによる住宅に係る駆け込み・反動減対策のための住宅ローン税額控除の控除期間の特例

① 一般の住宅（認定住宅以外の住宅）の場合の特例

イ 制度の概要

個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをしてし、かつ、その住宅の取得等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（住宅の取得等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、適用年の11年目から13年目までの各年においてその住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下「特別特定住宅借入金等」といいます。）の金額を有するときは、その年の12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額（その合計額が4,000万円を超える場合には、4,000万円）に1%を乗じて計算した金額（その金額が控除限度額を超える場合には、控除限度額）をその年における住宅ローン税額控除額として、その者のその年分の所得税額から控除することができることとされています（措法41⑬）。

ロ 特別特定取得

個人の住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、10%の税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の住宅の取得等をいいます（措法41⑭）。以下同じです。

ハ 控除限度額

住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額を控除した残額として一定の金額（その金額が4,000万円を超える場合には、4,000万円）に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算し

た金額とされています（措法41⑮）。

② 認定住宅の場合の特例

イ 制度の概要

個人が、認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものをしてし、かつ、その認定住宅の新築等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（認定住宅の新築等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、適用年の11年目から13年目までの各年においてその認定住宅の新築等に係る住宅借入金等（以下「認定特別特定住宅借入金等」といいます。）の金額を有するときは、その年の12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額（その合計額が5,000万円を超える場合には、5,000万円）に1%を乗じて計算した金額（その金額が認定住宅控除限度額を超える場合には、認定住宅控除限度額）をその年における住宅ローン税額控除額として、その者のその年分の所得税額から控除することができることとされています（措法41⑯）。

ロ 認定住宅控除限度額

認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額からその認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額等合計額を控除した残額として一定の金額（その金額が5,000万円を超える場合には、5,000万円）に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算した金額とされています（措法41⑰）。

③ 住宅被災者の場合の特例

イ 制度の概要

住宅被災者が、住宅の新築取得等で特別特定取得に該当するものをしてし、かつ、その住宅の新築取得等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（住宅の新築取得等の日から6月以内に自己の居住の用に

供した場合に限ります。）において、適用年の11年目から13年目までの各年においてその住宅の新築取得等に係る住宅借入金等（以下「再建特別特定住宅借入金等」といいます。）の金額を有するときは、その年の12月31日における再建特別特定住宅借入金等の金額の合計額（その合計額が5,000万円を超える場合には、5,000万円）に1.2%を乗じて計算した金額（その金額が再建特別特定控除限度額を超える場合には、再建特別特定控除限度額）をその年における住宅ローン税額控除額として、その者のその年分の所得税額から控除することができることとされています（震災税特法13の2③）。

ロ 再建特別特定控除限度額

住宅の新築取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額を控除した残額として一定の金額（その金額が5,000万円を超える場合には、5,000万円）に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算した金額とされています（震災税特法13の2④）。

(注) 居住年の1年目から10年目までは上記(1)、(2)又は(5)を適用し、この(6)の特例は、居住年の11年目から13年目までに適用されるものです。

(7) 新型コロナウイルス特法の特例

① 既存住宅を特例増改築等した場合の6月以内入居の特例

国内において既存住宅の取得をし、かつ、既存住宅をその居住の用に供する前に既存住宅の特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりその既存住宅を取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかった場合において、その既存住宅を令和3

年12月31日までに自己の居住の用に供したとき（その既存住宅を特例増改築等の日から6月以内に居住の用に供した場合に限ります。）は、その他の要件については住宅ローン税額控除と同様の要件の下で、住宅ローン税額控除の適用ができることとされています（旧新型コロナウイルス特法6①）。

上記の「特例増改築等」とは、個人が取得をした既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替のうち、増築、改築、修繕又は模様替に係る契約が既存住宅の取得をした日から5月を経過する日又は令和2年6月30日のいずれか遅い日までに締結されているものということとされています（旧新型コロナウイルス特法6②、新型コロナウイルス特令4①）。

② 要耐震改修住宅を耐震改修した場合の6月以内入居の特例

要耐震改修住宅の取得をし、その取得の日までに同日以後要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき一定の手续をし、かつ、耐震改修に係る契約を同日から5月を経過する日又は令和2年6月30日のいずれか遅い日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修をしてその要耐震改修住宅を取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかった場合において、耐震改修をしてその要耐震改修住宅を令和3年12月31日までに自己の居住の用に供したとき（その要耐震改修住宅を耐震改修の日から6月以内に居住の用に供した場合に限ります。）は、その他の要件については上記(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」と同様の要件の下で、住宅ローン税額控除の適用ができることとされています（新型コロナウイルス特法6③、新型コロナウイルス特令4②）。

③ 住宅ローン税額控除の控除期間の特例の入居期限の特例

特例取得に該当する住宅の取得等若しくは特例取得に該当する認定住宅の新築等をした

個人又は特例取得に該当する住宅の新築取得等をした住宅被災者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合において、これらの特例取得をした家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、その他の要件については上記1(6)の住宅ローン税額控除の控除期間の特例と同様の要件の下で、上記1(6)の「消費税率引上げによる住宅に係る駆け込み・反動減対策のための住宅ローン税額控除の控除期間の特例（以下「控除期間の3年間延長の特例」といいます。）」の適用ができることとされています（旧新型コロナ税特法6④）。

上記の「特例取得」とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の住宅の取得等又は認定住宅の新築等の区分に応じそれぞれ次に定める日までに締結されているものをいうこととされています（新型コロナ税特法6⑤、新型コロナ税特令4③）。

- イ 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築……令和2年9月30日
- ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得……令和2年11月30日

2 改正の趣旨

住宅ローン税額控除については、近年、経済対策や消費税の反動減対策の観点から拡充されてきました。今回も、新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に喚起するために、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができる期間を延長し、一定期間内に契約をして、令和4年末までに入居した場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例を適用することが

できることとされました。この一定期間とは、①注文住宅の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、②分譲住宅などの場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間とされています。このように契約期間が限定されているのは、住宅投資を幅広い購買層に対して喚起するという経済対策の趣旨を踏まえ、既に契約・購入している者ではなく、新たに住宅を契約・購入する者を中心に、上記1(7)③の新型コロナ税特法の特例の契約期間以後に契約した者を対象とするためです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により消費者においても住宅取得環境が厳しくなっている中で、幅広い購買層の需要を喚起する観点から、経済対策として、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができる期間の延長部分においては、合計所得金額1,000万円以下の者に対し、比較的手が届きやすい床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅にも対象が拡大されました。

なお、住宅ローン税額控除については、会計検査院の平成30年決算検査報告（令和元年11月8日内閣送付）において、住宅ローン税額控除の控除率（1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多く、その場合、

- ・ 毎年の住宅ローン税額控除額が住宅ローン支払利息額を上回っている。
- ・ 適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものになっているかなどの検討が望まれる。

等の指摘がなされています。こういった議論を踏まえ、消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置の租税特別措置法における適用期限（令和3年12月31日）後の制度の検討に当たっては、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すこととされています。

3 改正の具体的内容（新型コロナ税特法の居住の用に供する期間等の特例）

(1) 特別特例取得をして令和4年末までに居住の用に供した場合の住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用

① 概要

住宅の取得等で特別特例取得に該当するもの若しくは認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、その他の要件については現行と同様の要件の下で、住宅ローン税額控除の適用ができることとされました（新型コロナ税特法6の2①③）。

改正前の住宅ローン税額控除は、上記1(1)、(2)及び(5)のとおり、令和3年末までに家屋を居住の用に供することが要件とされていますが、本特例では令和4年末までに家屋を居住の用に供すれば住宅ローン税額控除の適用ができることとされています。

また、改正前の控除期間の3年間延長の特例は、租税特別措置法上は令和2年末までに家屋を居住の用に供することが要件とされ、新型コロナ税特法の特例（上記1(7)③参照）であっても、令和3年末までに家屋を居住の用に供することが要件とされていますが、本特例では令和4年末までに家屋を居住の用に供すれば控除期間の3年間延長の特例の適用もできることとされています。これは、実質的に上記1(7)③の特例の契約期限、入居期限を1年間延長するものとなります。

なお、令和3年中であれば、上記1(7)①又は②により適用する場合を含むこととされていますので、既存住宅又は要耐震改修住宅の6月以内の入居要件も緩和されています。

また、今回の改正が新型コロナウイルス感

染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に対して喚起するために経済対策として行うものであることから、上記1(7)①又は②により適用する場合を除き、上記1(7)③とは異なり、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が遅れたことは適用要件とされていません。

② 特別特例取得

本特例の対象となる特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の住宅の取得等又は認定住宅の新築等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます（新型コロナ税特法6の2②、新型コロナ税特令4の2①）。

イ 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築……令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得……令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

今回の住宅ローン税額控除の改正については、新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に対して喚起するために、経済対策として行うものであり、その趣旨を踏まえ、既に契約・購入している方ではなく、新たに住宅を契約・購入する方を中心に、上記1(7)③の特例の契約期間以後に契約した方を対象とすることとされたところです。

③ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用を受けるための書類に追加して、特別特例取得に係る家屋の新築の工事その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類で特別特例取得に係る契

約の締結をした年月日を明らかにすることにより、住宅の取得等、認定住宅の新築等又は住宅の新築取得等が特別特例取得に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています（新型コロナウイルス特令4の2⑮⑯、新型コロナウイルス特規4の2⑧～⑩）。

(2) 特例住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である家屋）の取得等に係る特例

① 概要

個人が、国内において、住宅の用に供する家屋で一定のもの（以下「特例居住用家屋」といいます。）の新築若しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するものに限ります。）で一定のもの（以下「特例既存住宅」といいます。）の取得又はその者の居住の用に供する家屋で一定のものの特例増改築等（以下これらを「特例住宅の取得等」といいます。）で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、特例住宅の取得等で特例特別特例取得に該当するものは上記(1)の住宅の取得等で特別特例取得に該当するものと、その特例居住用家屋は居住用家屋と、その特例既存住宅は既存住宅と、その特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋は増改築等をした家屋とそれぞれみなして、上記(1)の特例を適用することができることとされました（新型コロナウイルス特法6の2④）。

ただし、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の控除期間13年間のうち、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、本特例による住宅ローン税額控除は適用できないこととされています。この所得要件の判定は各年において行われますので、合計所得金額が1,000万円以下である年については、本特例の適用ができます。

住宅ローン税額控除の対象となる家屋は、上記1(1)のとおり、床面積が50㎡以上である家屋に限定されていますが、本特例により、下記②のとおり床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、その年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとなります。

この(2)から下記(6)までの特例は、新型コロナウイルス感染症の影響等により消費者においても住宅を取得する環境が厳しくなっている中で、幅広い購買層の需要を喚起する観点から、経済対策として行うこととされたものです。なお、これまで住宅ローン税額控除においては、子育て世帯を始めとするファミリー向けの住宅取得を特に支援するといった観点から、合計所得金額3,000万円以下の者について床面積50㎡以上の住宅を対象としてきたこととの整合性も踏まえ、合計所得金額1,000万円以下の者に対象を絞った上で措置されました。

これまでの家屋の床面積50㎡以上の要件については、住生活基本計画に定められている4人世帯の最低居住床面積水準を念頭に設定されており、住生活基本法や住生活基本計画における「良質な住宅ストックの形成」といった考え方とも整合的となっていますが、今回の措置は、こうした基本的な考え方は維持しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、消費者においても住宅を取得する環境が厳しくなっている中で、幅広い購買層の需要を喚起する観点から、あくまで経済対策として、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積40㎡以上50㎡未満の家屋についても対象とされました。

② 対象となる家屋（特例居住用家屋）

上記①の「住宅の用に供する家屋で一定のもの」は、個人がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供される

ものに限ります。)とし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限られます(新型コロナ税特令4の2②)。

イ 一棟の家屋で床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

ロ 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

③ 対象となる特例既存住宅であることの証明
本特例の適用対象となる特例既存住宅は、床面積が40㎡以上50㎡未満の建築後使用されたことのある家屋(耐震基準又は経過年数基準に適合するものに限ります。)となりますが、改正前の住宅ローン税額控除における上記1(1)③と同様に、その証明がされる必要があります。なお、令和4年1月1日以後については、下記4(1)の改正をご参照ください(新型コロナ税特令4の2③、新型コロナ税特規4の2①)。

④ 対象となる特例増改築等

本特例の適用対象となる特例増改築等とは、家屋の床面積要件以外は、住宅ローン税額控除の対象となる増改築等と同様とされています(新型コロナ税特法6の2⑨、新型コロナ税特令4の2⑫⑬、措令26⑳)。以下同じです。

⑤ 特例特別特例取得

上記①の「特例特別特例取得」とは、個人の特例住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、10%の税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の特例住宅の取得等のうち、特例住宅の取得等に係る契約が次の特例住宅の取得等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます

(新型コロナ税特法6の2⑩、新型コロナ税特令4の2⑭)。

イ 特例居住用家屋の新築……令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの(新築住宅)若しくは特例既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の特例増改築等……令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

⑥ 対象となる取得から除かれる取得

なお、本特例の適用対象となる取得からは、住宅ローン税額控除と同様に、次に掲げる者(その取得の時に個人と生計を一にしており、その取得後も引き続きその個人と生計を一にする者に限ります。)からの取得を除くこととされています(新型コロナ税特令4の2④)。以下同じです。

イ その個人の親族

ロ その個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ イ及びロに掲げる者以外の者でその個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

ニ イからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⑦ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用を受けるための書類に追加して、特例特別特例取得に係る家屋の新築の工事その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類で特例特別特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにすることにより、特例住宅の取得等が特例特別特例取得に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています(新型コロナ税特令4の2⑰⑱、新型コロナ税特規4の2⑪～⑬)。

なお、住宅ローン税額控除における家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする

書類は、本特例では特例住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満であることを明らかにする書類とされています（新型コロナ税特令4の2②③、新型コロナ税特規4の2⑱）。

(3) 特例認定住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である認定住宅）の新築等に係る特例

① 概要

個人が、国内において、特例認定住宅（認定住宅で一定のものをいいます。以下同じです。）の新築又は特例認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下「特例認定住宅の新築等」といいます。）で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するものは上記(1)の認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものと、その特例認定住宅は認定住宅とそれぞれみなして、上記(1)の特例を適用することができることとされました（新型コロナ税特法6の2⑤）。

ただし、上記1(2)の「認定住宅の住宅ローン税額控除の特例」及び控除期間の3年間延長の特例の控除期間13年間のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が1,000万円を超える年については、本特例による住宅ローン税額控除は適用できないこととされています。この所得要件の判定は各年において行われますので、合計所得金額が1,000万円以下である年については、本特例の適用ができます。

上記1(2)の「認定住宅の住宅ローン税額控除の特例」の対象となる認定住宅は、上記1(2)のとおり、床面積が50㎡以上である家屋に限定されていますが、本特例により、下記②のとおり40㎡以上50㎡未満の認定住宅であっても、その年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、上記1(2)の「認定住宅の住宅ローン税額控除の特例」及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとなります。

② 対象となる認定住宅

上記①の「認定住宅で一定のもの」は、個人がその居住の用に供する上記(2)②イ又は口に掲げる家屋（その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限り。）で、認定住宅に該当するものであることにつき証明がされたものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限られます（新型コロナ税特令4の2⑥）。

なお、認定住宅となる「認定長期優良住宅」及び「認定低炭素住宅（低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のものを含みます。）」は、その証明の手続きも含めて、改正前の上記1(2)と同様です（新型コロナ税特令4の2⑥～⑧、新型コロナ税特規4の2②～④）。

③ 特例特別特例取得

上記①の「特例特別特例取得」とは、個人の特例認定住宅の新築等をした認定住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、10%の税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の特例認定住宅の新築等のうち、特例認定住宅の新築等に係る契約が次の特例認定住宅の新築等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます（新型コロナ税特法6の2⑩、新型コロナ税特令4の2⑭）。

イ 特例認定住宅の新築……令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 特例認定住宅の取得……令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

④ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、上記1(2)の「認定住宅の住宅ローン税額控除の特例」及び控除期間の3年間延長の特例の適用を受けるための書類に追加して、特例特別特例取得に係る特例認定住宅の新築の工事

その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類で特例特別特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにすることにより、特例認定住宅の新築等が特例特別特例取得に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています（新型コロナ税特令4の2⑰⑱、新型コロナ税特規4の2⑪～⑬）。

なお、上記1(2)の「認定住宅の住宅ローン税額控除の特例」における認定住宅の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類は、本特例では特例認定住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満であることを明らかにする書類とされています（新型コロナ税特令4の2㉓、新型コロナ税特規4の2⑲）。

(4) 特例要耐震改修住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である要耐震改修住宅）の取得等に係る特例

① 概要

個人が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限ります。）で一定のもの（以下「特例要耐震改修住宅」といいます。）の取得で特例特別特例取得に該当するものをした場合において、特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日までに同日以後特例要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき一定の手続きをし、かつ、特例要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するもの日から6月以内の日に限ります。）までに耐震改修（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の2）の適用を受けるものを除きます。）により特例要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなったことにつき一定の証明がされたときは、特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものは上記(2)の特例既存住宅の取得で特例特別特例

取得に該当するものと、その特例要耐震改修住宅は上記(2)の特例既存住宅とそれぞれみなして、上記(2)を適用することができることとされました（新型コロナ税特法6の2⑥）。

上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」の対象となる家屋は、上記1(3)のとおり、床面積が50㎡以上である家屋に限定されていますが、本特例により、下記②のとおり40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、その年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、上記(2)により住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとなります。

② 対象となる建築後使用されたことのある家屋

上記①の「建築後使用されたことのある家屋で一定のもの」は、個人がその居住の用に供する家屋（その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限ります。）で、上記(2)②イ又はロのいずれかに該当するものであることにつき一定の証明がされたもののうち建築後使用されたことのあるもの（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限ります。）とし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限られます（新型コロナ税特令4の2⑨）。

③ 対象となる建築後使用されたことのある家屋であることの証明

本特例の適用対象となる建築後使用されたことのある家屋は、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋となりますが、改正前の上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」における上記1(3)②と同様に、その証明がされる必要があります。なお、令和4年1月1日以後については、下記4(1)の改正をご参照ください（新型コロナ税特令4の2⑨、新型コロナ税特規4の2⑤）。

④ 耐震改修の手続

上記①の「耐震改修を行うことにつき一定の手続」は、特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日までに同日以後特例要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とされています。これは、改正前の上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」と同様の手続となっています（新型コロナ税特規4の2⑥）。

⑤ 耐震基準に適合することの証明

上記①の「耐震基準に適合することとなったことにつき一定の証明がされたとき」は、特例要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日までに耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたときとされています。これも、改正前の上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」と同様の証明となっています（新型コロナ税特規4の2⑦）。

⑥ 特例特別特例取得

上記①の「特例特別特例取得」とは、個人が取得をした特例要耐震改修住宅の対価の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、10%の税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の特例要耐震改修住宅の取得のうち、特例要耐震改修住宅の取得に係る契約が令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間内に締結されているものをいいます（新型コロナ税法6の2⑩、新型コロナ税特令4の2⑭）。

⑦ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、住宅ローン税額控除、控除期間の3年間延長の特例及び上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」の適用を受けるための書類を追加して、特例特別特例取得に係る特例要耐震改修住宅の売買契約書の写しその

他の書類で特例特別特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにすることにより、特例要耐震改修住宅の取得が特例特別特例取得に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています（新型コロナ税特令4の2⑰⑱、新型コロナ税特規4の2⑪～⑬）。

なお、上記1(3)の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例」における要耐震改修住宅の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類は、本特例では特例要耐震改修住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満であることを明らかにする書類とされています（新型コロナ税特令4の2㉓、新型コロナ税特規4の2⑲）。

(5) 住宅被災者に係る特例住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である家屋）の取得等又は特例認定住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である認定住宅）の新築等に係る特例

① 概要

住宅被災者が、国内において、特例住宅の取得等で、特例特別特例取得に該当するもの（上記(4)により特例既存住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものとみなされる特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものを含みます。以下同じです。）をした場合又は特例認定住宅の新築等で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、特例住宅の取得等で特例特別特例取得に該当するもの又は特例認定住宅の新築等で特例特別特例取得に該当するものは上記(1)の住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものと、特例居住用家屋は居住用家屋と、特例既存住宅（上記(4)により特例既存住宅とみなされる特例要耐震改修住宅を含みます。）は既存住宅と、特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋（特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋が従前住宅である場合には東日本大震災により通常の修繕によっては原状回復が困難な

損壊を受けたことにより居住の用に供することができなくなったものに限り、増改築等をした家屋と、特例認定住宅は認定住宅とそれぞれみなして、上記(1)の特例を適用することができることとされました（新型コロナ税法6の2⑦、新型コロナ特令4の2⑩）。

ただし、上記1(5)の「東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例」及び控除期間の3年間延長の特例の控除期間13年間のうち、その者のその年の所得税に係るその年の合計所得金額が1,000万円を超える年については、本特例による住宅ローン税額控除は適用できないこととされています。この所得要件の判定は各年において行われますので、合計所得金額が1,000万円以下である年については、本特例の適用ができます。

住宅ローン税額控除の対象となる家屋は、上記1(1)及び(2)のとおり、床面積が50㎡以上である家屋に限定されていますが、本特例により、40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、その年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、上記1(5)の「東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例」及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとなります。

② 特例特別特例取得

上記①の「特例特別特例取得」については、上記(2)⑤、(3)③、(4)⑥をご参照ください。

③ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、上記1(5)の「東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例」及び控除期間の3年間延長の特例の適用を受けるための書類に追加して、特例特別特例取得に係る家屋の新築の工事その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類で特例特別特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにすることにより、特例住

宅の取得等、特例認定住宅の新築等又は特例要耐震改修住宅の取得が特例特別特例取得に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています（新型コロナ特令4の2⑰⑱、新型コロナ特規4の2⑩～⑬）。

なお、住宅ローン税額控除における家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類は、本特例では特例住宅、特例認定住宅又は特例要耐震改修住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満であることを明らかにする書類とされています（新型コロナ特令4の2⑳、新型コロナ特規4の2⑰）。

(6) 特例要耐震改修住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満である要耐震改修住宅）を耐震改修した場合の6月以内入居の特例

① 概要

特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものをしてし、特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日までに同日以後特例要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき上記(4)④のし、かつ、耐震改修に係る契約を同日から5月を経過する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修をして特例要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、耐震改修をして特例要耐震改修住宅を令和3年12月31日までにその者の居住の用に供したとき（特例要耐震改修住宅を耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限り、）は、上記(4)の「特例要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日から6月以内の日）に限り、）までに耐震改修すること」の要件が緩和され、その他の要件については上記(4)と同様の要件の下で、この

3により、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとされました（新型コロナ特法6の2⑧、新型コロナ特令4の2⑩）。

上記1(7)②の「要耐震改修住宅を耐震改修した場合の6月以内入居の特例」の対象となる家屋は、上記1(3)のとおり、床面積が50㎡以上である家屋に限定されていますが、本特例により、40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、その年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、この3により住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができることとなります。

② 特例特別特例取得

上記①の「特例特別特例取得」については、上記(4)⑥をご参照ください。

③ 添付書類等

本特例の適用を受けようとする場合には、上記(4)の適用を受けるための書類を追加して、次のイ及びロの書類を確定申告書に添付しなければならないこととされています（新型コロナ特令4の2⑱⑲、新型コロナ特規4の2⑭～⑯）。

イ 特例要耐震改修住宅の耐震改修に係る工事を請け負った建設業者その他の者から交付を受けた次に掲げる事項の記載がある書類その他の書類で、個人が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修をして特例要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったことを明らかにするもの

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により個人が特例要耐震改修住宅の取得をした日から6月以内に耐震改修に係る工事が完了しなかった旨

(ロ) 耐震改修をした年月日

ロ 耐震改修に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で、耐震改修に係る契約の締

結をした年月日を明らかにすることにより、耐震改修に係る契約を上記①の期限（特例要耐震改修住宅の取得をした日から5月を経過する日）までに締結していることを明らかにする書類

なお、納税者本人の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修をして特例要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったことの詳細を記載した書類の添付により、上記イの書類の添付に代えることができることとされています（新型コロナ特規4の2⑳）。

4 その他の改正

(1) 住宅ローン税額控除の適用対象となる既存住宅又は要耐震改修住宅であることの税務署長による確認

改正前の住宅ローン税額控除においては、対象となる既存住宅又は要耐震改修住宅であることは、上記1(1)③及び(3)②のとおり、登記事項証明書その他の書類により納税者が証明することとされていました。

行政手続のデジタル化等の観点から、個人が提供をした不動産識別事項等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項をいい、具体的には土地の地番及び建物の家屋番号又は不動産識別事項です。以下同じです。）により、税務署長が、法務省が提供する不動産登記情報検索システム（GIU）から、登記事項証明書に係る情報を入手、参照することができることとなります。

これを踏まえ、住宅ローン税額控除の対象となる既存住宅につき、その家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める情報及び書類により税務署

長の確認を受けたものでも、住宅ローン税額控除の適用を受けることができることとされました（措令26②、措規18の21②二）。これにより、不動産識別事項等を記載した書類を提出し、登記事項証明書を確定申告書に添付しないことも選択できることとなります。

① 家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合……住宅ローン税額控除の適用を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた家屋に係る不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照した家屋の登記事項証明書に係る情報（その家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることが登記事項証明書に係る情報によって明らかでないときは、登記事項証明書に係る情報及びその者が提出をした床面積要件疎明書類）及びその者が提出をした耐震基準に適合する旨を証する書類

② 家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合……住宅ローン税額控除の適用を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた家屋に係る不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照したその家屋の登記事項証明書に係る情報（その家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることが登記事項証明書に係る情報によって明らかでないときは、登記事項証明書に係る情報及びその者が提出をした床面積要件疎明書類）

また、住宅ローン税額控除の対象となる要耐震改修住宅についても、その家屋が上記1(1)②イ又はロのいずれかに該当するものであることにつき、上記①に規定する登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたものでも、住宅ローン税額控除の適用を受けることができることとされました（措令26③、措規18の21②五）。

なお、上記については、新型コロナ税特法の居住の用に供する期間等の特例（上記3参照）における特例既存住宅及び特例要耐震改修住宅についても同様となります（新型コロナ税特令4の2③④、新型コロナ税特規4の2①⑤）。

2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）により、認定長期優良住宅の範囲の拡充が行われていますが、住宅ローン税額控除においては、認定長期優良住宅の範囲を改正前と同様とするための所要の規定の整備が行われました（措法41⑩、措令26②、新型コロナ税特法6の2⑤、新型コロナ税特令4の2⑥）。

5 適用関係

(1) 上記3の改正は、令和3年4月1日から施行することとされ、家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます（改正法附則1、新型コロナ税特法6の2①）。

(2) 上記4(1)の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合については従前どおりとされています（改正措令附則12）。なお、新型コロナ税特法の居住の用に供する期間等の特例（上記3参照）については、所要の読替規定が措置されています（改正新型コロナ税特令附則②、改正新型コロナ税特規附則②）。また、上記4(2)の改正についても、新型コロナ税特法の居住の用に供する期間等の特例（上記3(3)参照）については、所要の読替規定が措置されています（改正法附則121、改正新型コロナ税特令附則③）。

二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人が、昭和62年10月1日から令和4年12月31日までの間に、その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等（土地又は土地の上に存する権利をいいます。以下同じです。）の譲渡をした場合において、その譲渡が「優良住宅地等のための譲渡」に該当するときは、その譲渡所得に対しては、一般の土地等の長期譲渡所得に対する課税（課税長期譲渡所得金額に対し一律15%（住民税を含めて20%））に代えて、課税長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分は10%（住民税を含めて14%）、課税長期譲渡所得金額2,000万円超の部分は15%（住民税を含めて20%）の2段階の税率（軽減税率の特例）の適用により所得税が課されています（措法31の2①）。
- (2) この具体的な所得税額の計算方法は、次の算式のとおりです。
- ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合
《算式》
$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 10\%$$
- ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合
《算式》
$$200\text{万円} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times 15\%$$
- (注) 住民税を含めた税率は、課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分は14%（うち住民税4%）、2,000万円超の部分は20%（うち住民税5%）となります。
- (3) この軽減税率の特例の適用対象となる「優良住宅地等のための譲渡」とは、次に掲げる土地等の譲渡で一定の証明がされたものです（旧措法31の2②）。
- ① 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡
 - ② 国・地方公共団体に準ずる法人（地方道路公社等）に対する土地等の譲渡で、その法人が行う土地収用法等に基づく収用の対償に充てられるもの
 - ③ 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものに対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその業務を行うために直接必要であると認められるもの
 - ④ 土地開発公社に対する被災市街地復興推進地域内等にある土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が被災市街地復興土地区画整理事業等の用に供されるもの
 - ⑤ 収用交換等による土地等の譲渡
 - ⑥ 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡
 - ⑦ 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡
 - ⑧ 防災再開発促進地区の区域内における認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡
 - ⑨ 都市再生特別措置法による民間都市再生事業計画の認定を受けた一定の要件を満たす都市再生事業の認定事業者に対する土地等の譲渡
 - ⑩ 国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業で、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定の要件を満たす事業を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるもの
 - ⑪ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する

- 特別措置法による一定の地域福利増進事業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの
- ⑫ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）のマンション建替事業に係る売渡し請求、買取請求若しくは権利変換を希望しない旨の申出に基づくそのマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡又は一定の要件を満たすマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡
- ⑬ マンション建替法のマンション敷地売却事業に係る売渡し請求に基づく一定のマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡又はそのマンション敷地売却事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づくそのマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡
- （参考） 上記の「一定のマンション敷地売却事業」とは、そのマンション敷地売却事業に係る認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション（良好な居住環境を備えたものに限り。）に関する事項、その土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項等の記載があるものをいいます。
- ⑭ 優良な建築物の建築をする事業を行う者に対する土地等の譲渡
- ⑮ 特定の民間再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡
- ⑯ 開発許可を受けて行う一団の住宅地造成の用に供するための土地等の譲渡
- ⑰ 都市計画区域内の宅地の造成で開発許可を要しない場合において、面積1,000㎡以上の一団の住宅地造成の用に供するための土地等の譲渡
- ⑱ 都市計画区域内において一定の25戸以上の一団の住宅又は15戸以上若しくは床面積

1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡

- ⑲ 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定日から3年を経過する日の属する年中までに行われる一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡

2 改正の内容

(1) マンション敷地売却事業の概要

- ① マンション建替法においては、マンションの管理者等の申請に基づき、耐震性が不足し除却が必要とされるマンションである旨を特定行政庁が認定し、その認定を受けたマンションについては、区分所有者等の5分の4以上の賛成でマンション及びその敷地の売却を行う旨の決議（以下「マンション敷地売却決議」といいます。）ができることとされてきました（旧マンション建替法102、108①）。このマンション敷地売却決議に係るマンションを買い受けようとする者（買受人）は、マンション敷地売却決議前に、そのマンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供に関する計画（以下「買受計画」といいます。）を作成し、都道府県知事等の認定を受けた者（以下「認定買受人」といいます。）とされてきました（旧マンション建替法108②、109①）。
- （注） 除却の必要性に係る認定を受けたマンションの区分所有者は、そのマンションについて除却を行うよう努めなければならないこととされています（マンション建替法103）。
- ② マンション敷地売却事業は、マンション敷地売却決議の賛成者が都道府県知事等の認可を受けて設立したマンション敷地売却組合（以下「組合」といいます。）が実施することとされています（マンション建替法116、120①）。組合は、マンション敷地売却事業として、マンション敷地売却決議に反対した区分所有者に対し区分所有権及び敷地利用権を時

価で売り渡すことを請求するとともに（マンション建替法124①）、賛成者である組合員が取得することとなる分配金の価額、権利消滅期日等の事項を定めた分配金取得計画を定め、都道府県知事等の認可を受けることとされています（マンション建替法141①、142①）。

- ③ 分配金取得計画につき都道府県知事等の認可を受けた場合には、その分配金取得計画で定める権利消滅期日において、マンション及びその敷地利用権は組合に帰属するとともに、借家権等のマンションを目的とする所有権以外の権利は消滅することとされています（マンション建替法149）。そして、組合は、権利消滅期日までに、賛成者である組合員に対し、分配金を支払うとともに、借家権者等に対して補償金を支払うこととされています（マンション建替法151、153）。
- ④ その後、組合と認定買受人との間で、マンション及びその敷地の売買契約義務の履行により、マンション及びその敷地の権利は認定買受人に移転し、認定買受人は、都道府県知事等の認定を受けた買受計画に従い、マンションの除却を実施しなければならないこととされています（マンション建替法113）。

(2) マンション建替法の改正内容

マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる必要があることから「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月24日に法律第62号として公布されています。

マンション建替法の改正により、特定行政庁

は、マンションを除却する必要があるとの認定の申請があった場合において、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション、外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション、バリアフリー化が不十分なマンション等に該当するときは、その旨の認定をすることとされ、これらのマンションのうち、火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション（以下「火災等認定マンション」といいます。）が、改正前の地震に対する安全性が不足するマンションに加えて新たにマンション敷地売却決議の対象とされました（マンション建替法102、108）。

なお、改正後のマンション敷地売却決議の対象となる認定（地震に対する安全性不足、火災に対する安全性不足又は外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのある認定）を受けたマンションを「特定要除却認定マンション」といい（マンション建替法106）、改正後のマンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンションを「決議特定要除却認定マンション」ということとされました（マンション建替法109①）。

(参考) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）による改正後）（抄）

（除却の必要性に係る認定）

第102条 マンションの管理者等（区分所有法第25条第1項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、区分所有法第34条の規定による集会（以下「区分所有者集会」という。）において指定された区分所有者）又は区分所有法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。第105条の2において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号

に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。

2 特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分（第108条第6項第2号ハ(1)において「外壁等」という。）が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

五 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第5項に規定する建築物移動等円滑

化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

3 省 略

（要除却認定マンションの区分所有者の除却の努力）

第103条 前条第1項の認定を受けたマンション（以下「要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却認定マンションについて除却を行うよう努めなければならない。

（要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示等）

第104条 都道府県知事等は、要除却認定マンションの区分所有者に対し、要除却認定マンションの除却について必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事等は、要除却認定マンションの除却が行われていないと認めるときは、要除却認定マンションの区分所有者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による指示を受けた要除却認定マンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（区分所有者集会の特例）

第106条 第102条第1項の認定（同条第2項第1号から第3号までのいずれかに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。）を受けた場合においては、特定要除却認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができる。

（マンション敷地売却決議）

第108条 特定要除却認定を受けた場合において、特定要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借

地権であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各5分の4以上の多数で、当該特定要除却認定マンション及びその敷地（当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却する旨の決議（以下「マンション敷地売却決議」という。）をすることができる。

2～10 省 略

（買受計画の認定）

第109条 マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション（以下「決議特定要除却認定マンション」という。）の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等（決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあっせんをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「買受計画」という。）を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2 省 略

（買受計画の変更）

第111条 第109条第1項の認定を受けた者（以下「認定買受人」という。）は、買受計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 省 略

（除却等の実施）

第113条 認定買受人は、第109条第1項の認定を受けた買受計画（第111条第1項の変更の認定があったときは、その変更後

のもの。以下「認定買受計画」という。）に従い、決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しなければならない。

(3) マンション敷地売却事業の改正に伴う本特例の改正

本特例の適用対象となる上記1(3)⑬の「マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡」は、決議要除却認定マンションの除却後に良好なマンションが建築されること等により危険居住が解消され、人命と防災等の公益性が確保されることを踏まえ設けられているものですが、マンション建替法の改正により、火災等認定マンションが改正前の地震に対する安全性が不足するマンション（決議要除却認定マンション）と同様に、マンション建替法の中で積極的に除却を進めていくべきマンションとして位置付けられ、その火災等認定マンションを除却して新たに良好なマンションが建築されることにより公益性が確保されると考えられることから、「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」とする改正が行われました。

上記の改正により、本特例の適用対象となるマンション敷地売却事業は、その認定買受計画に地震に対する安全性が不足するマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるもののほか、その認定買受計画に火災等認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるものとされ、そのマンション敷地売却事業に係る売渡し請求に基づくそのマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡又はそのマンション敷地売却事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づくそのマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡が追加されることとなりました（措法31の2⑩十、措令20の2⑪）。

(4) 都市計画法の改正に伴う所要の規定の整備

最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、雨水貯留浸透施設の設置計画に係る認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充、都道府県知事等が管理する河川に係る国土交通大臣による権限代行制度の拡充、一団地の都市安全確保拠点施設の都市施設への追加、防災のための集団転移促進事業の対象の拡大等の措置を講ずる必要があることから「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」が第204回国会に提出され、可決・成立し、令和3年5月10日に法律第31号として公布されています。

都市計画法の改正により、地区施設の範囲の拡充が行われていますが、上記1(3)⑭及び⑮の対象となる譲渡については、地区施設の範囲を改正前と同様とするための所要の規定の整備が行われました（措令20の2⑫二イ⑭二）。

(注) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）についても、同様の改正が行われています（措令25の4⑫二）。

3 適用関係

(1) 上記2(3)の改正は、マンションの管理の適正

化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます（改正法附則1十二）。

(注) マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日は、同法の公布の日（令和2年6月24日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則1三）。

(2) 上記2(4)の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行されます（改正措令附則1八）。

(注) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日は、同法の公布の日（令和3年5月10日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則1二）。

三 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 土地等が収用等により譲渡された場合には、代替資産を取得して取得価額の引継ぎによる課税の繰延べの適用を受けるか、又は5,000万円の特例控除の適用を受けるか、いずれかの選択適用とされており、これらの特例制度の適用を

受けるためには確定申告書に収用等の事由に該当して資産を譲渡したことを証する書類（以下「収用等証明書」といいます。）を添付しなければならないこととされています（措法33⑤、措規14⑤）。

この収用等証明書は、原則として、土地収用法等の規定に基づく収用事業としての認定（以

下「事業認定」といいます。)を受けていることを証する書類とされていますが、道路法による道路や地方公共団体の設置する小学校等の施設に関する事業などの一定の事業については、事業認定の確実性、地域の特定性あるいは事業の緊急性といった観点から、事業認定を受けなくても、その用地の買取り（使用を含みます。）をする施行者のその事業に必要な資産として買い取る旨の証明書があれば足りることとされています。これを一般に簡易証明制度と呼んでいます（旧措規14⑤三）。

(注) 電気事業法に規定する一般送配電事業又は送電事業の用に供するために設置される送電施設又は使用電圧5万ボルト以上の変電施設が、上記の簡易証明制度の対象とされています（旧措規14⑤三イ）。

- (2) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために買い取られる土地及び土地の上に存する資産に係る取用等証明書

特定被災区域（旧東日本大震災復興特別区域法4①）内において都市計画事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために買い取られる土地及びその土地の上に存する資産に係る取用等証明書として、国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事）のその土地及び資産がその事業の用に供される土地及びその土地の上に存する資産である旨並びにその土地及び資産がその事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設について都市計画に定められた区域内にある土地及びその土地の上に存する資産である旨を証する書類（その事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体がその資産の買取りをする場合には、その証する書類でその買取りをする者の名称及び所在地の記載があるものに限ります。）が定められていました（旧措規14⑤四の七）。

(参考1) 東日本大震災復興特別区域法（平成23

年法律第122号）（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前）（抄）

（復興推進計画の認定）

第4条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第46条第1項において「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～11 省 略

(参考2) 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）（復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第300号）による改正前）（抄）
（特定被災区域）

第2条 法第4条第1項の市町村の区域から除くものとして政令で定めるものは、東京都の区域とする。

2 法第4条第1項のこれに準ずる区域として政令で定めるものは、別表に掲げる市町村の区域とする。

別表（第2条関係）

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | 茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町 |
| 青森県 | 三沢市 三戸郡階上町 |
| 茨城県 | 古河市 結城市 坂東市 |
| 栃木県 | 足利市 佐野市 |
| 埼玉県 | 久喜市 |
| 千葉県 | 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 八千代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町 |
| 長野県 | 下高井郡野沢温泉村 |

2 改正の内容

(1) 電気事業法に規定する配電事業に係る改正

自然災害の頻発、燃料確保をめぐる国際的な緊張の高まり、再生可能エネルギー電気の供給の拡大等近年における電気供給をめぐる環境の変化を踏まえ、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るため、一般送配電事業者による災害時連携計画の策定の義務化、配電事業の許可制度を創設すること等を内容とする「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月12日に法律第49号として公布され、令和4年4月1日から施行することとされています。

この改正により、電気事業法に特定の配電エリアにおいて電気を供給する配電事業の類型が新たに設けられたことに伴い、上記1(1)の簡易証明制度の対象とされている送電施設又は変電施設に係る部分について、その配電事業の用に供するために設置される送電施設又は使用電圧5万ボルト以上の変電施設が追加されました（措規14⑤三イ）。

(2) 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に係る改正

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講ずる必要があることから「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月12日に法律第46号として公布されています。

東日本大震災復興特別区域法の改正により復興推進計画及び復興整備計画の作成主体が東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域である地方公共団体とされたことに伴い、本特例の適用対象となる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業がその地方公共団体の区域（改正前：特定被災区域）内において行われるものとされました（措規14⑤四の七）。

（参考1）東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後）（抄）
（復興推進計画の認定）

第4条 その全部又は一部の区域が東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る当該政令で定める区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅

速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～11 省 略

(参考2) 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）（復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第300号）による改正後）（抄）

（東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域）

第2条 法第4条第1項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 岩手県の区域のうち、宮古市、大船

渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域

二 宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域

三 福島県の全ての市町村の区域

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和4年4月1日から施行されます（改正措規附則1三）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正措規附則1）。

四 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

個人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業等が施行された場合において、その土地等に係る換地処分により土地等を取得したときは、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡がなかったものとみなすこととされています（措法33の3①）。

また、その換地処分によって取得した土地等（以下「換地取得資産」といいます。）とともに清算金を取得した場合には、その譲渡した土地等のうちその清算金の額に対応する部分以外のものとして次の算式により計算した部分について譲渡がなかったものとみなされます（措法33の3①、措令22の3①）。

《算式》

換地処分により譲渡した土地等の換地処分の時における価額 \times $\frac{\text{換地取得資産の価額}}{\text{換地取得資産の価額と清算金の額との合計額}}$ (A)

(2) 取用交換等により取得した代替資産等の取得価額の計算

上記(1)の特例の適用を受けた者が、その換地処分によって取得した土地等をその取得の日以後に譲渡、贈与などをした場合において、山林所得や譲渡所得などの金額を計算するときは、換地処分により譲渡した土地等の取得の時期をもってその換地取得資産の取得の時期とし、換地処分により譲渡した土地等の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額（(2)において「取得価額等」といいます。）のうち、換地取得資産に対応する部分の金額をその換地取得資産の取得価額とすることとされ、具体的には、上記(1)の算式の割合(A)を、換地処分により譲渡し

た土地等の取得価額等に乗じて計算した金額とされています（措法33の6①、措令22の6②三）。

また、換地処分により取得した土地等の価額が換地処分により譲渡した土地等の価額を超え、かつ、その差額に相当する金額を換地処分に際して支出した場合には、その取得価額は、その取得価額とされる金額にその支出した金額を加算した金額とされています（措法33の6①ただし書、旧措令22の6③三）。

2 改正の内容

(1) マンション建替法の改正内容

① マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる必要があることから「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月24日に法律第62号として公布されています。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）の改正により、特定行政庁は、マンションを除却する必要があるとの認定の申請があった場合において、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション、外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション、バリアフリー化が不十分なマンション等に該当するときは、その旨の認定をするものとされました。これらのマンションのうち、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンションがマンション敷地売却決議の対象とされ、これらのマンションを含む団地

において、特定要除却認定マンションの敷地等の共有者の5分の4以上の賛成でその敷地等を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」といいます。）をすることができることとされました。

なお、マンション敷地売却事業の概要については、前述「二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の2(1)をご参照ください。

② 敷地分割事業の概要

イ 改正後のマンション建替法では、特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定要除却認定マンションの敷地等の共有者の5分の4以上の賛成でその敷地等を分割する旨の敷地分割決議をすることができます（マンション建替法115の4①）。

ロ 敷地分割事業（マンション建替法で定めるところに従って行われる敷地分割に関する事業をいいます。以下同じです。）は、敷地分割合意者が都道府県知事等の認可を受けて設立した敷地分割組合（以下「組合」といいます。）が実施することとされています（マンション建替法164、168①）。

ハ 組合は、組合設立の認可の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定め、都道府県知事等の認可を受けなければならないこととされ、その敷地権利変換計画においては、次に掲げる事項等を定めなければならないこととされています（マンション建替法190①、191①）。

(イ) 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

(参考) 上記の「除却マンション敷地」とは、敷地分割後の特定要除却認定マンション（敷地分割決議に係るものに限ります。）の存する敷地をいい、上記の「非除却マンション敷地」とは、敷地分割後の除却マンション敷地以

外の敷地をいいます（マンション建替法115の4③一）。

- (ロ) 分割実施敷地持分を有する者で、その分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分（除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいいます。以下同じです。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

(参考) 上記の「分割実施敷地持分」とは、分割実施敷地（敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地をいいます。以下同じです。）に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいいます（マンション建替法179）。

- (ハ) 分割実施敷地持分を有する者で、その分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」といいます。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

i 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分

ii 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除きます。）の敷地又はその借地権

- (ニ) (ロ)及び(ハ)に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

(参考) 上記の「団地共用部分」とは、一団地内の附属施設たる建物をいいます

す（マンション建替法72、建物の区分所有等に関する法律67①）。

- ニ 敷地権利変換計画につき都道府県知事等の認可を受けた場合には、その敷地権利変換計画で定める敷地権利変換期日において、分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分は失われ、除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得することとされています（マンション建替法201①③）。

そして、除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならないこととされています（マンション建替法205）。

- (参考) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）による改正後）（抄）

（区分所有法の規約とみなす部分）

第72条 区分所有法第1条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施行再建マンションの共用部分若しくは区分所有法第67条第1項の団地共用部分（以下単に「団地共用部分」という。）と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施行再建マンションの共用部分若しくは団地共用部分の共有持分が区分所有法第11条第1項若しくは第14条第1項から第3項まで（これらの規定を区分所有法第67条第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施行再建

マンションの敷地利用権の割合が区分所有法第22条第2項本文の規定に適合しないときは、権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第4条第2項若しくは第67条第1項の規定による規約、区分所有法第11条第2項若しくは第14条第4項（区分所有法第67条第3項において準用する場合を含む。）の規定による規約又は区分所有法第22条第2項ただし書の規定による規約とみなす。

（敷地分割決議）

第115条の4 特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

2 省 略

3 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地（敷地分割後の特定要除却認定マンション（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二～六 省 略

4～10 省 略

（敷地分割事業の実施）

第164条 敷地分割組合（以下この章において「組合」という。）は、敷地分割事業を実施することができる。

（設立の認可）

第168条 第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨

の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2・3 省 略

（特別の議決）

第179条 第177条第1号及び第2号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第8号に掲げる事項は、組合員の議決権及び分割実施敷地持分（分割実施敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）の割合の各4分の3以上で決する。

（敷地権利変換計画の決定及び認可）

第190条 組合は、第173条第1項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 省 略

（敷地権利変換計画の内容）

第191条 敷地権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

二 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分（除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

四 第2号に掲げる者に前号に掲げる分割

- 実施敷地持分に対応して与えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額
- 五 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」という。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- イ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分
- ロ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権
- 六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額
- 七 第5号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額
- 八 第2号及び第5号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額
- 九 第2号及び第5号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、かつ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額
- 十 第3号及び第6号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 十一 前号に掲げる者が除却敷地持分又は

非除却敷地持分等の上に有することとなる権利

十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十三 敷地権利変換期日

十四 その他国土交通省令で定める事項

2 省 略

（敷地に関する権利変換）

第201条 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得する。

2 省 略

3 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得する。

（清算）

第205条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の改正

上記(1)のマンション建替法の改正により創設された敷地分割のための敷地権利変換については、法律の規定に基づく権利変換の一類型であることから、土地区画整理法による土地区画整理事業等が施行された場合においてその土地等に係る換地処分により土地等を取得したときと同様に、従前の敷地等の譲渡がなかったものとされました。

具体的には、個人が、その有する資産につき

マンション建替法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分（以下「分割後資産」といいます。）を取得したときは、譲渡所得の金額の計算については、その敷地権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなすこととされました（措法33の3⑧）。

また、その資産につきマンション建替法の規定により差額に相当する金額の交付を受けることとなった場合には、その譲渡した資産のうちその差額に相当する金額に対応する部分以外のものとして次の算式により計算した部分について譲渡がなかったものとみなされます（措法33の3⑧、措令22の3⑩）。

《算式》

敷地権利変換により譲渡した資産の敷地権利変換の時における価額 \times $\frac{\text{分割後資産の価額}}{\text{分割後資産の価額と差額に相当する金額との合計額}}$ (A)

（参考） 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、対象となる相続財産に、相続財産につき上記の特例の適用を受けた場合におけるその敷地権利変換により取得した分割後資産を追加する改正が併せて行われています（措法39⑦）。

(3) 収用交換等により取得した代替資産等の取得価額の計算の改正

上記(2)の特例の適用を受けた者が、その敷地権利変換によって取得した分割後資産をその取得の日以後に譲渡、贈与などをした場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、敷地権

利変換により譲渡した資産の取得の時期をもってその分割後資産の取得の時期とし、敷地権利変換により譲渡した資産の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額（以下「取得価額等」といいます。）のうち、分割後資産に対応する部分の金額をその分割後資産の取得価額とすることとされ、具体的には、上記(2)の算式の割合(A)を、敷地権利変換により譲渡した資産の取得価額等に乗じて計算した金額とされます（措令22の6②八）。

また、分割後資産の価額が敷地権利変換により譲渡した資産の価額を超え、かつ、その差額に相当する金額を敷地権利変換に際して支出した場合におけるその取得価額は、その取得価額とされる金額にその支出した金額を加算した金額とされます（措令22の6③三）。

3 適用関係

上記2(2)及び(3)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から施行されます（改正法附則1十三）。

（注） マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日は、同法の公布の日（令和2年6月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則1）、その政令は、今後定められます。

五 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の有する土地等が「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、譲渡所得の金額の計算上1,500万円の特別控除の適用ができることとされています（措法34の2①）。
- (2) この特別控除の適用対象となる「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次の場合をいいます（旧措法34の2②）。
 - ① 地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合
 - ② 取用の対償地に充てるために土地等が買い取られる場合
 - ③ 住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等が買い取られる場合
 - ④ 公営住宅法の公営住宅の買取りにより土地等が地方公共団体に買い取られる場合
 - ⑤ 平成6年1月1日から令和2年12月31日までの間に、次の特定の民間住宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合
 - イ 都市計画法の開発許可を受けて行われる一団の宅地の造成事業（一定の要件を満たすものに限られます。）
 - ロ 土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成事業（一定の要件を満たすものに限られます。）
 - ⑥ 公有地の拡大の推進に関する法律の買取り協議に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ⑦ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が特定空港の設置者に買い取られる場合
 - ⑧ 地方公共団体又は沿道整備推進機構が沿道整備道路の沿道の整備のために行う一定の事業の用に供するために沿道地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑨ 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が防災街区としての整備のために行う一定の事業の用に供するために特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑩ 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が認定中心市街地の整備のために行う一定の事業の用に供するために認定中心市街地の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑪ 地方公共団体又は景観整備機構が景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑫ 地方公共団体又は都市再生推進法人が行う都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑬ 地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が行う認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために認定重点区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑭ 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等が買い取られる場合
 - ⑮ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の認定商

- 店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ⑯ 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく一定の中小小売商業高度化事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ⑰ 農業協同組合が行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等が買い取られる場合
- ⑱ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業活性化資金の融資を受けて造成する商業団地で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合
- ⑲ 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合
- ⑳ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律による整備計画の認定を受けて行われる特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ㉑ 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに土地等が買い取られる場合
- ㉒ 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉓ 国土利用計画法による規制区域内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉔ 国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた学園都市計画等の地域の開発保全整備計画に係る事業のために地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
- ㉕ 土地区画整理促進区域等内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉖ 土地区画整理事業の施行に伴い、一定の既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難なため清算金を取得する場合
- ㉗ 被災市街地復興推進地域内にある土地等につき、被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、保留地が定められたことに伴い、その土地等に係る換地処分により、その土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があった場合
- ㉘ マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、その土地等に係る権利変換により補償金を取得する場合又は売渡し請求等により買い取られた場合
- ㉙ 通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業が実施された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得する場合又は売渡し請求により買い取られた場合
- ㉚ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合
- ㉛ 自然公園法の都道府県立自然公園の区域内のうち条例により特別地域として指定された地域で、その地域内における行為が同法の行為規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法の都道府県立自然環境保全地域のうち条例により特別地区として指定された地区で、その地区内における行為が同法の行為規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

⑳ 農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用区域内にある農用地が農地中間管理機構に買い取られる場合

- (3) 本特例の適用を受ける場合には、確定申告書に本特例の適用を受けようとする旨の記載をし、上記(2)の買取りをする者から交付を受けた上記(2)の土地等の買取りがあったことを証する書類等を添付しなければならないこととされています（措法34の2⑤、旧措規17の2①）。

2 改正の内容

- (1) 適用対象となる上記1(2)⑤の「特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡」の見直し及び延長

① 適用対象の見直し

本特例の一類型であった上記1(2)⑤イの「都市計画法の開発許可を受けて行われる一団の宅地の造成事業に係る土地等の譲渡」については、優良な住宅地造成事業について、地権者の土地譲渡にインセンティブを与え、用地取得に係るコスト・リスクを軽減することにより、適切な負担水準での優良な住宅地供給を促進し、若年層を中心とした国民の良好な居住環境を有する持ち家取得を支援する観点から措置されていましたが、経済対策として措置されて30年近くが経過し、適用実績も少ない状況にありました。また、住宅の取得促進という住宅ローン税額控除と趣旨が重複する点も踏まえ、租税特別措置の整理合理化を図るため、本特例の適用対象から上記1(2)⑤イの「都市計画法の開発許可を受けて行われる一団の宅地の造成事業に係る土地等の譲渡」を除外することとされました（旧措法34の2②三イ）。

また、本特例の適用対象となる上記1(2)⑤ロの「土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成事業に係る土地等の譲渡」については、経済対策として措置されて30年近くが経過している点は上記1(2)⑤イの「都市計画法の開発許可を受け

て行われる一団の宅地の造成事業に係る土地等の譲渡」と同様であるものの、大規模な土地区画整理事業は新型コロナウイルス感染症に対応したまちづくりを進めていく上で有効な手段となることも考えられることから、本来市街化を抑制すべきエリアである市街化調整区域を対象外とするため、その施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定した上で、存置し、下記②のとおり適用期限を延長することとされました（措法34の2②三）。

② 適用期限の延長

上記①の見直しを行った上、本特例の適用対象となる上記1(2)⑤の「特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡」の適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました（措法34の2②三）。つまり、上記1(2)⑤ロの特例の適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されたこととなります。

- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う措置

適用対象となる上記1(2)㉑のマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とすることとされました（措法34の2②二十二の二）。具体的には、次のとおり改正が行われました。

① マンション建替法の改正

マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる必

要があることから「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月24日に法律第62号として公布されています。

なお、マンション敷地売却事業の概要とその改正内容については、前述「二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」をご参照ください。

② 上記①に伴う本特例の改正

本特例の適用対象となる上記1(2)⑳のマンション敷地売却事業が実施された場合の適用対象となる決議要除却認定マンションは、前述「二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の1(3)㉓の適用対象となるマンション敷地売却事業における耐震不足についての認定を受けたことに加えて、より高い公益性、マンションの敷地の売却の必要性を担保するため、通行障害既存耐震不適格建築物に該当することが要件とされていました。

これは、通行障害既存耐震不適格建築物については、①災害が発生し、倒壊したときには避難路を塞ぐおそれが高く、生命と身体の保護への影響がそのマンションの居住者に限らず、より広範囲に及ぶため、生命と身体の保護の必要性がより高いと考えられること、②マンションの所有者は法律により行政庁への耐震診断の結果報告等が義務付けられていることから、マンションの敷地を売却しなければならない事情は、「やむを得ない事情」により近いものと考えられたためです。

(参考) 上記の「通行障害既存耐震不適格建築物」とは、その敷地が都道府県又は市町村が指定する避難場所と連絡する道路に接しており、かつ、その道路幅員の半分以上の高さを有する建築物で耐震基準に適合しないものをいいます。通行障害既

存耐震不適格建築物の所有者は、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された期限までに耐震診断を行い、その結果を行政庁に報告しなければならないとされています。その報告を受けた行政庁は、その耐震診断の結果を公表しなければならないこととされています（建築物の耐震改修の促進に関する法律7二・三、9）。

マンション建替法の改正により、火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション（以下「火災等認定マンション」といいます。）が改正前の決議要除却認定マンションと同様に、マンション建替法の中で積極的に除却を進めていくべきマンションとして位置付けられたことから、改正前の通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものであることの要件を維持した上で、「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」とする改正が行われました。

上記の改正により、本特例の適用対象となるマンション敷地売却事業は、改正前において適用対象とされていた「その認定買受計画に通行障害既存耐震不適格建築物に該当する地震に対する安全性が不足するマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるもの」のほか、「その認定買受計画に通行障害既存耐震不適格建築物に該当する火災等認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるもの」が追加され、それらのマンション敷地売却事業が実施された場合において、それらの敷地の用に供されている土地等に係る認可を受けた分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき、又はその土地等がマンション敷地売却組合のマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者に対する売渡請求により買い取られたときが本特例の適用対象となります（措法34の2②二十二の二）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、個人が令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日前行った土地等の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則35①）。
- (2) 上記2(2)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます（改正法附則1十二）。

(注) マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日は、同法の公布の日（令和2年6月24日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則1三）。

六 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の有する土地等が「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」に該当することとなった場合には、譲渡所得の金額の計算上800万円の特別控除の適用ができることとされています（措法34の3、措令22の9）。
- (2) この特別控除の適用対象とされる「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次の場合をいいます（措法34の3②）。
 - ① 農業振興地域の整備に関する法律に規定する勧告に係る協議、調停、あっせんに基づき土地等を譲渡した場合
 - ② 農地中間管理機構に対し、農地売買等事業（農地等を買入れて、その農地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。以下同じです。）のために農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合
 - ③ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等を譲渡した場合
 - ④ 特定農山村地域における農林業等の活性化

のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合

- ⑤ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定により産業導入地区内の土地等を施設用地のために譲渡した場合
 - ⑥ 土地改良法の土地改良事業による換地処分により清算金を取得した場合
 - ⑦ 林業経営の規模の拡大等に資するため、森林組合法の森林組合等に委託して一定の山林に係る土地を譲渡した場合
 - ⑧ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の林業経営改善計画の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合
 - ⑨ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合で、同意又は申出により取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合
 - ⑩ 集落地域整備法に規定する交換分合により土地等取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合
- (3) 上記(2)②の農地等（農用地区域内農地等又は農用地区域内農地等の上存する権利に限りま

す。以下同じです。）に該当して本特例の適用を受ける場合には、確定申告書に本特例の適用を受けようとする旨の記載をし、農地等の買入れをする者のその農地等をその者の行う農地売買等事業のため買入れたものである旨を証する書類及び都道府県知事のその農地等の買入れをする者が農地中間管理機構に該当する旨を証する書類のほか、次に掲げるいずれかの書類を添付しなければなりません（措法34の3③、旧措規18④四イ）。

- ① 農業委員会のその農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類
- ② 市町村長のその農地等に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告をした旨及びその公告の年月日を証する書類

2 改正の内容

- (1) 農地中間管理機構による農地等の買取り方法
農地中間管理機構による農地等の買取りには、以下の2つの方法がありました。

- ① 農地中間管理機構が、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業の実施により所有権を取得する方法（農地法3①十三）
- ② 市町村が、農地中間管理機構が農地等の所有権を取得すること、農地等の場所、買取りの相手方の氏名等を記載した農用地利用集積計画を定め、その農用地利用集積計画を公告することにより、農地中間管理機構が所有権を取得する方法（農業経営基盤強化促進法18～20）

- (2) 福島復興再生特別措置法の改正内容

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣によ

る認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講ずる必要があることから「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月12日に法律第46号として公布されています。

福島復興再生特別措置法の改正により、福島県知事は、従来市町村が作成していた上記(1)②の農用地利用集積計画と同様の農用地利用集積等促進計画を定めることができることとされ、その農用地利用集積等促進計画を公告することにより、農地中間管理機構はその農地等の所有権を取得できることとされました（福島復興再生特別措置法17の19～17の21）。

(参考) 福島復興再生特別措置法（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後）（抄）
（農用地利用集積等促進計画の作成）

第17条の19 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第7条第4項第1号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項及び第3項第1号において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

2～4 省略

（農用地利用集積等促進計画の公告）

第17条の20 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係市町村及び関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

（公告の効果）

第17条の21 前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、

若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(3) 確定申告書の添付書類に係る改正内容

上記1(2)②のとおり、農地中間管理機構に対し、農地売買等事業のために一定の農地等を譲渡した場合が対象となることから、農用地利用集積等促進計画を公告することにより農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合は、本特例の適用対象となります（措法34の3②一、措令22の9①）。なお、この場合の確定申告書に添付する書類は上記1(3)の①又は②のいずれによることもできないため、上記1(3)のいずれかの書類に、「福島県知事のその農地等に係る権利の移転につき農用地利用集積等促進計画を定めたことの公告をした旨及びその公告の年月日を証する書類」が追加されました（措規18④四イ）。（参考）農地等が一定の申出又は協議に基づき農地中間管理機構に買い取られる場合には、

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除（措法34②七）又は特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（措法34の2②二十五）の適用がありますが、これらの規定においては、農地中間管理機構による農地等の買取り方法について限定がされていないことから、福島県知事が農用地利用集積等促進計画を定め、その農用地利用集積等促進計画を公告することにより農地中間管理機構が農地等の所有権を取得した場合についても、その他のこれらの規定の要件を満たすときは、これらの規定を適用することができます。

3 適用関係

上記2(3)の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正措規附則1）。

七 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人が昭和45年1月1日から令和5年12月31日（譲渡する事業の用に供している特定の資産が下記(3)③又は⑤に係る資産である場合には令和3年3月31日、下記(3)⑥に係る資産である場合には令和5年3月31日）までの間に、事業の用に供している特定の資産（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡をし、その譲渡の日の属する年の12月31日までに一定の資産（以下「買換資産」といいます。）の取得（建設及び製作を含みます。以下同じです。）をし、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供した場合又は供する見込みである場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める譲渡資産の譲渡があったものとして、土地・建物等に係る長期譲渡所得又は短期譲渡所得の課税（船舶の場合にあっては、所得税法第33条

の規定に基づく譲渡所得課税）を行うこととされ、取得価額の引継ぎによる80%の課税の繰延べができることとされています（旧措法37①）。

① その譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下である場合……その譲渡資産のうち収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相当する部分

② その譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合……その譲渡資産のうちその買換資産の取得価額の80%に相当する金額を超える金額に相当する部分

なお、個人が昭和45年1月1日から令和5年12月31日（譲渡資産が下記(3)③又は⑤に係る資産である場合には令和3年3月31日、下記(3)⑥に係る資産である場合には令和5年3月31日）までの間に、上記の課税の繰延べの対象となる譲渡資産と買換資産を交換した場合には、それぞれその交換の日において時価で譲渡をし、取

得をしたものとみなして上記の買換えの場合と同じ方法により譲渡所得を計算することとされています（旧措法37の4）。

（注）上記の80%の繰延べ割合は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める割合とされています（旧措法37①⑩、措令25④⑤）。これらの割合に応じ、下記(5)の買換資産の取得価額も調整されます（措法37の3②、措令25の2⑥）。

① 下記(3)②の措置について、譲渡資産が次のいずれかの区域内にある場合……70%

イ 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区となった区域

ロ 令和2年4月1日前に公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条第1項に規定する第二種区域となった区域

ハ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第5条第1項に規定する第二種区域

② 下記(3)⑥に係る譲渡資産が地域再生法に規定する集中地域以外の地域内にある資産に該当し、買換資産が同法第17条の2第1項第1号に規定する地域内にある資産に該当する場合……70%

③ 下記(3)⑥に係る譲渡資産が地域再生法に規定する集中地域以外の地域内にある資産に該当し、買換資産が集中地域（同法第17条の2第1項第1号に規定する地域を除きます。）内にある資産に該当する場合……75%

(2) また、次に掲げる場合についても本特例を適用することができることとされています（旧措法37③④、旧措令25⑰～⑳）。

① 個人が昭和45年1月1日から令和5年12月31日（譲渡する事業の用に供している特定の資産が下記(3)③又は⑤に係る資産である場合には令和3年3月31日、下記(3)⑥に係る資産である場合には令和5年3月31日）までの間

に、譲渡資産の譲渡をし、その譲渡の日の属する年の前年中（工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びにその工場等の建設及び移転に要する期間が通常1年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情がある場合には、譲渡の日の属する年の前年以前2年の期間内）に買換資産の取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産をその個人の事業の用に供した場合

② 昭和45年1月1日から令和5年12月31日（譲渡する事業の用に供している特定の資産が下記(3)③又は⑤に係る資産である場合には令和3年3月31日、下記(3)⑥に係る資産である場合には令和5年3月31日）までの間に、譲渡資産の譲渡をした個人が、その譲渡の日の属する年の翌年の1月1日から同年の12月31日までの期間（工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びにその工場等の建設及び移転に要する期間が通常1年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情があるため、同日までに買換資産の取得をすることが困難である場合において、税務署長の承認を受けたときは、買換資産の取得をすることができるものとして同日後2年以内においてその税務署長が認定した日までの期間。以下この期間を「取得指定期間」といいます。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその取得をした資産をその個人の事業の用に供する見込みである場合

(3) 本特例の対象となる買換えの態様として、次のものが定められています（旧措法37①表）。

- ① 既成市街地等の内から外への買換え
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
- ③ 過疎地域の外から内への買換え
- ④ 既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え
- ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律に規定する防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え

⑥ 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え

⑦ 日本船舶から日本船舶への買換え

(4) 本特例の適用を受けて確定申告をしている場合において、取得指定期間内に買換資産の取得をしなかったとき、買換資産の取得の日以後1年以内にその買換資産をその個人の事業の用に供しないとき又は供しなくなったとき、買換資産の見積りによる取得価額が実際の取得価額に比して過大であったときなどにおいては、結果的に納付税額が過少になるので、その事情に該当することとなった日等から4月以内に修正申告書を提出して不足する税額を納付することとされています。また、買換資産の見積りによる取得価額が実際の取得価額に比して過少であった場合などには、結果的に納付税額が過大になるので、そのような事実が生じたときは、買換資産の取得の日から4月以内に更正の請求をして過大となる税額について還付を受けることができることとされています(旧措法37の2①②)。

(5) 本特例の適用を受けた譲渡に係る買換資産について、その取得の日以後の減価償却費の額を計算する場合又はその買換資産の譲渡、相続、遺贈若しくは贈与による譲渡所得の金額を計算する場合における買換資産の取得価額は次の金額とされています(取得価額の引継ぎ)(旧措法37の3、措令25の2④⑤)。

① その譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合……譲渡資産の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額(以下「取得価額等」といいます。)のうち譲渡資産の譲渡による収入金額の20%に相

当する金額に対応する部分以外の部分の金額として一定の方法により計算した金額と譲渡資産の譲渡による収入金額の20%に相当する金額との合計額に相当する金額

② その譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合……譲渡資産の取得価額等のうち譲渡資産の譲渡による収入金額の20%に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として一定の方法により計算した金額と譲渡資産の譲渡による収入金額の20%に相当する金額との合計額にその譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない額を加算した金額に相当する金額

③ その譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合……譲渡資産の取得価額等のうち譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える額及びその買換資産の取得価額の20%に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として一定の方法により計算した金額とその買換資産の取得価額の20%に相当する金額との合計額

2 改正の内容

上記1(3)③の過疎地域の外から内への買換えに係る措置及び上記1(3)⑤の危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換えに係る措置が、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって制度の対象から除外されました(旧措法37①表三・五、旧措令25⑩⑫、旧措規18の5④三・四⑤五・六)。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日に行った資産の譲渡については従前どおりとされています(改正法附則35②)。

第二 金融・証券税制の改正

一 利子所得の分離課税等の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が平成28年1月1日以後に国内において預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託の利子又は収益の分配で次の(2)の特定公社債等の利子等以外のもの（以下「一般利子等」といいます。）の支払を受ける場合におけるその一般利子等に係る利子所得については、他の所得と分離し、その支払を受けるべき金額に対し15%（他に個人住民税5%）の税率による源泉徴収のみで課税関係が完結する分離課税（源泉分離課税）により課税することとされています（旧措法3①）。
- (2) 源泉分離課税の対象とならない「特定公社債等の利子等」とは、次に掲げるものをいいます（旧措法3①一～四）。

なお、この源泉分離課税の対象とならない「特定公社債等の利子等」のうち、下記①から③までの利子等については金融所得課税の一体化の対象として申告分離課税により、下記④の利子については累進税率を適用すべきものとして総合課税により、それぞれ課税されることとなります。

① 特定公社債の利子

（注） 上記の「特定公社債」とは、公社債のうち金融商品取引所に上場されているものその他これに類する一定のもの、その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの、国債、地方債その他の公社債をいいます（措法37の11②一・五～十四）。

② 公社債投資信託のうち、次のいずれかのもの

イ その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの

ロ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの

- ③ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配
- ④ 特定公社債以外の公社債の利子で、次に掲げる個人が支払を受けるもの（旧措令1の4③）

イ その特定公社債以外の公社債の利子の支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）において、法人税法の規定に基づいて同族会社の判定を行った場合にその利子の支払をした法人が法人税法第2条第10号に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主である個人（以下④において「特定個人」といいます。）

（注） 上記の「一定の株主」とは、その者を法人税法施行令第71条第1項の役員であるとした場合に同項第5号イに掲げる要件を満たすこととなるその株主をいいます（旧措規2②）。具体的には、同族会社の株主グループ（一の株主並びにその株主と特殊の関係のある個人及び法人（親族等や支配関係にある法人）をいいます。以下同じです。）でその同族会社の支配が可能となるものに属する株主がこれに当たります。なお、この「同族会社の支配が可能となる株主グループ」は、その所有割合（その有する株式、出資、議決権又は社員の数が総数に占める割合をいいます。）が上位1順位から3順位までの株主グループにつき、その所有割合を上位1順位から順次合計した場合に初めて50%超になるときのその50%超となる株主

グループ（例えば、上位1順位と2順位の株主グループの所有割合を合計して50%超となる場合は、その上位1順位と2順位のいずれかの株主グループ）とされています。

- ロ 特定個人の親族
- ハ 特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ニ 特定個人の使用人
- ホ 上記ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ヘ 上記ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2 改正の内容

上記1(2)④のとおり、改正前の制度においては、特定公社債以外の公社債の利子で同族会社の役員等である株主がその同族会社から支払を受けるものについては、上記1(1)の15%源泉分離課税の適用対象から除外され、総合課税により課税されますが、これは、本来総合課税（累進税率）により課税されるべき「役員報酬等」を社債利子の形で受領することで分離課税（比例税率）により課税される利子所得に転換して税負担を軽減する事例が見られたため、課税の適正化の観点から平成25年度税制改正で措置されたものです。

このような事例が生ずるのは、同族会社は、少数の株主による会社支配が可能であり、社債の発行も含め会社の意思決定がこれらの少数株主の意のままであるため、「総合課税により課税される所得の分離課税により課税される所得への転換」が容易に可能となるからであると考えられます。

他方、改正前の制度においては、同族会社の「株主」に該当しない個人がその同族会社から支払を受ける社債の利子については上記1(1)の15%源泉分離課税の対象となりますが、そのような場合でも、その個人と同族会社との間にその個人が支配する法人を介在させて間接的にその同族会社を支配するときは、その支払を受ける社債の利子

は、上記と同様の課税方式の転換が容易に可能であるため、令和3年度税制改正において、課税の適正化の観点から、同族会社との間に個人が支配する法人を介在させて間接的にその同族会社を支配する場合におけるその個人がその同族会社から支払を受ける社債の利子についても、総合課税により課税することとされました。

（注） 上記の改正の趣旨は、後述「**四** 一般株式会社に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」においても同様です。

具体的には、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人がその支払を受ける個人（以下「対象者」といいます。）と特殊の関係のある法人である場合におけるその対象者及び対象者の親族等が支払を受けるものについて、上記1(2)④の総合課税の対象となる「特定公社債以外の公社債の利子」に追加されました。

（注1） 上記の「特殊の関係のある法人」とは次に掲げる法人をいいます（措令1の4③）。以下同じです。

- イ 対象者（これと法人税法施行令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人を含みます。以下同じです。）が法人を支配している場合における当該法人
- ロ 対象者及び上記イに掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人
- ハ 対象者及び上記イ又はロに掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

（注2） 上記（注1）の「（他の）法人を支配している場合」については法人税法施行令第4条第3項の規定を準用することとされており、具体的には、次のとおりとされました（措令1の4④）。

- イ 法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

ロ 法人の議決権につき、その総数（その議決権を行使することができない株主等有するその議決権の数を除きます。）の100分の50を超える数を有する場合

ハ 法人の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その法人が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限ります。）の総数の半数を超える数を占める場合

上記（注1）のとおり、「同族会社の判定の基礎となる株主である法人」と「対象者」の間には、対象者が直接又は間接に支配する法人が最大で2つ介在することとなりますので、改正後は、対象者が「同族会社」との間に、直接又は間接に支配する法人を「同族会社の判定の基礎となる株主である法人」も含め最大3つ介在させる場合におけるその対象者が支払を受ける社債の利子が総合課税の対象となります。

この結果、改正後は、特定公社債以外の公社債の利子で、次に掲げる個人が支払を受けるものについては、上記1(1)の15%源泉分離課税の対象から除外され、総合課税により課税されます。（措法3①四、措令1の4⑤、措規2②）。

① その公社債の利子の支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）において、法人税法の規定に基づいて同族会社の判定を行った場合にその公社債の利子の支払をした法人が同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる株主等で次に掲げる

者に該当するもの（以下「特定個人」といいます。）

イ 特定公社債以外の公社債の利子の支払をした法人（同族会社に該当するものに限りません。）の株主のうち、その者を法人税法施行令第71条第1項の役員であるとした場合と同項第5号イに掲げる要件を満たすこととなるその株主（下記ロにおいて「特定株主等」といいます。）である個人

ロ 特定株主等である法人が個人と特殊の関係のある法人となる場合におけるその個人

- ② 特定個人の親族
- ③ 特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 特定個人の使用人
- ⑤ 上記②から④までに掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑥ 上記③から⑤までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

3 適用関係

上記2の改正は、居住者等が令和3年4月1日以後に支払を受けるべき特定公社債以外の公社債の利子について適用し、居住者等が同日前に支払を受けるべき特定公社債以外の公社債の利子については従前どおりとされています（改正法附則16）。

二 特別非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額公債の利子の非課税措置等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 障害者等の少額公債の利子の非課税措置

① 国内に住所を有する個人で障害者等に該当するものが、販売機関の営業所等において、一定の公債を購入する場合には、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じ

て（その公債がその計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日からその計算期間の終了の日までの期間を通じて）一定の要件を満たす場合にはその計算期間に対応する利子については、元本350万円までの部分に限り、所得税を課さないこととされて

います（旧措法4①②）。

（注）上記の「障害者等」とは、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）の対象となる障害者等とされています。詳しくは前掲「**所得税法等の改正**」の「**四 非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置等の改正**」をご参照ください。

- ② 本非課税措置の手續については、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）を準用して定められているため、詳しくは前掲「**所得税法等の改正**」の「**四 非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置等の改正**」をご参照ください。なお、本非課税措置においては、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）における「非課税貯蓄申告書」が「特別非課税貯蓄申告書」とされるなど、その名称に「特別」の文言が付されています（旧措法4②において準用する旧所法10②～⑧、旧措令2の4③において準用する旧所令34～49、旧措規2の5①において準用する旧所規6～14）。

(2) 国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等

- ① 内国法人は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債（外貨建公社債を除きます。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る利子等（国外において支払われるものに限り、以下「**国外公社債等の利子等**」といいます。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等について所得税を納める義務があるものとされ、その支払を受けるべき金額に対し15%（他に個人住民税5%）の税率を適用して所得税を課することとされています（措法3の3②）。

- ② 平成28年1月1日以後に内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者は、その内国法人にその国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額を課税標準として、15%（他に個人住民税5%）の税率による源泉徴収を行うこととされています（措法3の3③）。

- ③ 所得税法別表第1に掲げる内国法人又は金融機関（内国法人に限り、）若しくは金融商品取引業者等（内国法人に限り、）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等につき所定の事項を記載した申告書（以下「**国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書**」といいます。）をその国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、その国外公社債等の利子等については、①の課税及び②の源泉徴収は行われなことをされています（措法3の3⑥、措令2の2⑥、旧措規2の4①～④）。

- （注）上記の国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書を支払の取扱者が受理したときは、その受理した日に税務署長に提出されたものとみなすこととされています（旧措規2の4②後段）。

(3) 特定寄附信託の利子所得の非課税措置

- ① 特定寄附信託契約に基づき設定された信託（以下「**特定寄附信託**」といいます。）の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配（公社債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、その公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下「**振替口座簿**」といいます。）への記載又は記録等の方法により管理されており、かつ、その公社債又は貸付信託の受益権がその信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に相当する部分に限り、以

- 下(3)において「利子等」といいます。)については、所得税を課さないこととされています(旧措法4の5①、旧措令2の35①～⑤)。
- ② ①の「特定寄附信託契約」とは、居住者が、信託会社(信託業法の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関を含みます。)との間で締結したその居住者を受益者とする信託契約で、その信託財産を寄附金控除の対象となる特定寄附金のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして一定のものとして支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として一定の要件が定められているものをいいます(旧措法4の5②、旧措令2の35⑥⑦)。
- ③ 本非課税措置の適用を受けようとする居住者は、特定寄附信託契約の締結の後、最初に本非課税措置の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所及び個人番号他所定の事項を記載した申告書(以下「特定寄附信託申告書」といいます。)に、その特定寄附信託契約の契約書の写しを添付して、これをその特定寄附信託に係る受託者を經由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません(旧措法4の5③、措規3の17③)。
- (注1) 上記の特定寄附信託申告書が、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出されたときは、その特定寄附信託の受託者においてその受理がされた日にその提出があったものとみなすこととされています(旧措法4の5④)。
- (注2) 特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する特定寄附信託申告書に記載された事項のうちにその居住者と締結した特定寄附信託契約において定められた事項と異なるものがある場合には、その特定寄附信託申告書を受理してはならないこととされています(措令2の35⑨)。

- ④ 特定寄附信託申告書を提出した居住者が、その提出後、その特定寄附信託申告書に記載したその居住者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他所定の事項を記載した申告書(以下「特定寄附信託異動申告書」といいます。)を、その特定寄附信託の受託者を經由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。この場合において、その居住者は、その特定寄附信託の受託者にその者の本人確認等書類を提示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信しなければならないものとされ、その特定寄附信託の受託者は、その特定寄附信託異動申告書に記載されている変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号がその本人確認等書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所若しくは居所又は個人番号と同一であることを確認し、かつ、その特定寄附信託異動申告書にその確認した事実及びその本人確認等書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならないこととされています(旧措令2の35⑩、措規3の17④)。

(注1) 特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、これらの申告書その居住者の住所地の所轄税務署長に送付しなければなりません(旧措令2の35⑪)。

(注2) 上記の「本人確認等書類」とは次に掲げる書類とされています(措規3の17⑦において準用する所規81の6①一・二)。

- イ 国内に住所を有する個人……その個人の次に掲げるいずれかの書類
- (イ) 個人番号カードで提示する日において有効なもの
- (ロ) 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で個人番号の記載のあるも

- の（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。）及び住所等確認書類で下記（注3）イ及びロの書類以外のもの
- ロ 国内に住所を有しない個人……次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次の書類
- （イ）個人番号を有しない個人……住所等確認書類（下記（注3）イ及びロの書類を除きます。下記（ロ）において同じです。）
- （ロ）個人番号を有する個人……住所等確認書類及び還付された個人番号カード
- （注3） 上記（注2）の「住所等確認書類」は、次の書類とされてきました（措規3の17⑦において準用する旧所規81の6②）。
- イ 個人番号カードで提示する日において有効なもの
- ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。下記ハにおいて同じです。）
- ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書
- ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証
- ホ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ヘ 運転免許証（提示する日において有効なものに限ります。）又は運転経歴証明書
- ト 旅券で提示する日において有効なもの
- チ 在留カード又は特別永住者証明書で、
- 提示する日において有効なもの
- リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が提示する日前6月以内のものに限ります。以下同じです。）
- ヌ 上記イからリまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあつては、提示する日において有効なもの）に限ります。）
- （注4） 上記の「署名用電子証明書等」は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例における署名用電子証明書等とされています（旧措令2の35⑩）。これについては後述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)③（注5）をご参照ください。
- ⑤ 特定寄附信託の受託者は、その特定寄附信託の信託財産につき帳簿を備え、その特定寄附信託の委託者別に、その信託財産に係る特定寄附信託契約の締結年月日及び期間、その特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額、その信託財産について生じた利子等の金額、その信託財産から支出される寄附金の額及び委託者に交付される金額並びにその支出又は交付をした年月日、その寄附金を受領した法人又は特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びにその特定公益信託の名称その他の事項を明らかにしなければなりません（旧措令2の35⑫、措規3の17⑨）。
- （注） 特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受領した場合には、これらの申告書に記載された事項を上記⑤の帳簿に記載する場合を除き、これらの申告書の写

しを作成し、その写しをこれらの申告書に係る特定寄附信託が終了した日の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません（旧措令2の35^⑬、旧措規3の17^{⑩⑪}）。

(4) 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用

① 国内に営業所を有する銀行その他の金融機関（以下(4)において「金融機関」といいます。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配又は社債的受益権の剰余金の配当で次に掲げるものについては、所得税の源泉徴収を行わないこととされています（旧措法8^①）。

イ 振替口座簿に記載又は記録がされた公社債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関のその記載又は記録がされた公社債の利子で一定のものを除きます。）

ロ 金融機関に対する預貯金の利子（一定のものを除きます。）

ハ 金融機関を委託者とし、かつ、その金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託の収益の分配については、その受益証券が引き続き記名式であった、又は振替口座簿に記載若しくは記録がされていた期間）内に生じたもの
ニ 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関のその記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当で一定のものを除きます。）

② 金融機関は、①ハの収益の分配につき支払を受ける際、その収益の分配の全部についてこの特例の適用を受ける場合を除き、その収益の分配のうちこの特例の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書（以下

「金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書」といいます。）を、その支払の取扱者を經由して、その収益の分配に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧措法8^④、旧措規4^③）。

(5) 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例

① 公募株式等証券投資信託の受益権の販売をする金融商品取引業者、登録金融機関又は投資信託委託会社（以下「金融商品取引業者等」といいます。）が、顧客からの買取請求により公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った場合において、その受益権が振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、その金融商品取引業者等がその受益権の買取りをした日又は同日の翌営業日のその公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうちその顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととされています（旧措法9の5^①）。

② 金融商品取引業者等は、買い取った公募株式等証券投資信託の受益権の収益の分配についてこの特例の適用を受けようとする場合には、その公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約による収益の分配の支払を受けるべき日までにこの特例の適用を受けようとする旨その他所定の事項を記載した申告書（以下「公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書」といいます。）を、その公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者（以下(5)において「支払者」といいます。）を經由して、その支払者のその収益の分配に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことと

されています（旧措法9の5②、旧措令4の8⑧、旧措規5の4②）。

(注1) 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書が支払者に受理されたときは、その申告書はその受理された日に上記②の所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（旧措令4の8⑨）。

(注2) 支払者は、公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、その申告書を上記②の所轄税務署長に提出しなければなりません（旧措令4の8⑩）。

2 改正の内容

(1) 申告書等の電子提出の特例等

① 特別非課税貯蓄申告書等の電子提出の特例
個人・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、次のとおり電子提出の特例が設けられました。

イ 障害者等の少額公債の利子の非課税措置の改正

上記1(1)の非課税措置について、次に掲げる書類の販売機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、その販売機関の営業所等に対してその書類に記載すべき事項の電磁的方法（インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。）による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その書類の提出があったものとみなすこととされました（措法4②において準用する所法10⑧、措令2の4③において準用する所令41の2⑤、47の3①、措規2の5①にお

いて準用する所規7⑩等）。

(イ) 特別非課税貯蓄申込書

(ロ) 特別非課税貯蓄申告書

(ハ) 特別非課税貯蓄限度額変更申告書

(ニ) 特別非課税貯蓄に関する資格喪失届出書

(ホ) 特別非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書

(ヘ) 特別非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書

(ト) 特別非課税貯蓄に関する異動申告書

(チ) 特別非課税貯蓄廃止申告書

(リ) 特別非課税貯蓄者死亡届出書

(ス) 特別非課税貯蓄相続申込書

ロ 国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等の改正

上記1(2)の特例について、国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の支払の取扱者に対する書面による提出に代えて、その支払の取扱者に対してその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その申告書の提出があったものとみなすこととされました（措法3の3⑧）。

(注) 上記により国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行った場合には、その支払の取扱者において提供を受けた日に税務署長への提出があったものとみなすこととされています（措規2の4③）。

ハ 特定寄附信託の利子所得の非課税措置の改正

上記1(3)の非課税措置について、特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書の特定寄附信託の受託者の営業所等に対する書面による提出に代えて、その特定寄附信託の受託者の営業所等に対してこれらの

申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなすこととされました（措法4の5⑤、措令2の35⑫）。

また、特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、特定寄附信託の受託者の営業所等に対する書面による特定寄附信託契約の契約書の写しの提出に代えて、その特定寄附信託の受託者の営業所等に対してその写しに記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供を行った居住者は、その申告書にその写しを添付して、提出したものとみなすこととされました（措法4の5⑦）。

（注） 上記により特定寄附信託申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行った場合には、その特定寄附信託の受託者の営業所等において提供を受けた日に税務署長への提出があったものとみなすこととされています（措法4の5⑥）。

ニ 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の改正

上記1(4)の特例について、金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書の支払の取扱者に対する書面による提出に代えて、その支払の取扱者に対してその明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その明細書の提出があったものとみなすこととされました（措法8⑤）。

ホ 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例の改正

上記1(5)の特例について、公募株式等証

券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の上記1(5)②の支払者に対する書面による提出に代えて、その支払者に対してその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その提供があったときは、その申告書の提出があったものとみなすこととされました（措法9の5③）。

（注） 上記により公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行った場合には、その支払者において提供を受けた日に税務署長への提出があったものとみなすこととされています（措令4の8⑪）。

② 特定寄附信託申告書等の提出先税務署長の見直し

上記1(3)の非課税措置について、特定寄附信託申告書、特定寄附信託異動申告書及び特定寄附信託契約の契約書の写しは、特定寄附信託の受託者の営業所等を経由して、これらの申告書の提出をする居住者の住所地の所轄税務署長に提出することとされていましたが、提出事務の一元化の観点からその特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました（措法4の5③、措令2の35⑩）。

（注） これに伴い、上記1(3)④（注1）の申告書の送付先も上記の特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長とされています（措令2の35⑪）。

③ その他所要の改正

イ 特別非課税貯蓄申告書等の写しの作成・保存義務等の見直し

上記1(1)の非課税措置について、販売機関の営業所等の長が、書面により受理した特別非課税貯蓄申告書等につき、その特別

非課税貯蓄申告書等の写しを作成し、その写しを保存することに代えて、その特別非課税貯蓄申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）を作成し、その作成した電磁的記録を保存できるとされました。

また、電磁的方法により特別非課税貯蓄申告書等に記載すべき事項の提供を受けた場合には、その提供を受けた電磁的記録又はその電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を保存することとされました（措令2の4③において準用する所令48④、措規2の5①において準用する所規12①）。

（注） 販売機関の営業所等の長が支払事務取扱者に対して有価証券等が上記1(1)の非課税措置の適用に係るものである旨の通知をした場合におけるその支払事務取扱者のその通知の内容を記載した書類の保存義務（措令2の4③において準用する所令48⑥）についても、上記と同様に、その書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとされました（措令2の4③において準用する所令48⑥、措規2の5①において準用する所規14②）。

ロ 特定寄附信託申告書等の写しの作成・保存義務等の見直し

上記1(3)の非課税措置について、特定寄附信託の受託者が、書面により受理した特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書（以下「特定寄附信託申告書等」といいます。）につき、その特定寄附信託申告書等の写しを作成し、その写しを保存することに代えて、その特定寄附信託申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を

作成し、その作成した電磁的記録を保存できることとされました。

また、電磁的方法により特定寄附信託申告書等に記載すべき事項の提供を受けた場合には、その提供を受けた電磁的記録又はその電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を保存することとされました（措令2の35⑭）。

（注） 特定寄附信託の受託者が支払事務取扱者又は支払者に対して有価証券等が上記1(3)の非課税措置の適用に係るものである旨の通知をした場合におけるその支払事務取扱者又は支払者のその通知の内容を記載した書類の保存義務についても、上記と同様に、その書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとされました（措令2の35④、措規3の17①）。

ハ その他所要の規定の整備

既に既発行の全ての債券が償還されている旧法債券（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第200条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第199条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第17条の2第1項に規定する普通銀行で同項（同法第24条第1項第7号において準用する場合を含みます。）の許可を受けたものの発行する同法第17条の2第1項の債券をいいます。）及び旧商工債（株式会社商工組合中央金庫法附則第37条の規定により同法第33条の規定により発行された商工債とみなされたものをいいます。）について、上記1(3)の非課税措置の対象となる有価証券の範囲などから除外する等の所要の整備を行っています（措令2の35①二、2の9②等）。

(2) 税務関係書類における押印義務の見直し

令和3年度の税制改正において、提出者等の押印をしなければならないこととされている税

務関係書類について、一定のものを除き、押印を要しないこととする等の措置を講ずることとされました。

この一環として、上記1(1)の非課税措置について次の見直しが行われました。

① 特別非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を販売機関の営業所等の長に告知をする場合において、これらの申告書へのその告知をした事項につき確認した旨のその販売機関の営業所等の長の証印を要しないこととし、販売機関の営業所等の長は、その告知があった事項につき確認をした旨をこれらの申告書に記載しなければならないこととされました（措法4③において準用する所法10⑤、措令2の4②において準用する所令41の3）。また、特別非課税貯蓄申込書又は特別非課税貯蓄相続申込書の提出を受けた販売機関の営業所等が行うこととされていた通帳等への本非課税措置の対象である旨の証印についても同様とされました（措令2の4②において準用する所令48①②）。つまり、証印によらない記載をもって足りることとされました。なお、従前どおり証印によって記載する方法も認められます。

② 上記1①イ(イ)から(ハ)まで、(ト)、(チ)及び(ヌ)の申込書又は申告書の書式は、租税特別措置法施行規則別表第2(1)から別表第2(6)までに定められていますが（措規2の5②）、これらの申込書又は申告書の表中の押印に関する記述が削除されました（措規別表2(1)～別表2(6)）。

(注) 上記1(3)④（注3）りに掲げる国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料の領収証書のうち領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が提示する日前6月以内のものについては、上記1(3)の非課税措置並びに所得税法の告知及び告知書に関する住所等確認書類とされていましたが、押印義務の見直しに

伴い「領収日付の押印」ではなく「領収日付の記載」が要件とされました（所規81の6②九）。国外送金等に係る告知書に関する住所等確認書類についても同様の改正が行われています（国外送金等調書規4②九）。

また、後述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)④ロ(ト)の一定の事由により移管を受ける際に金融商品取引業者等の営業所の長に提出することとされている「相続に係る財産の分割の協議に関する書類」については、「その書類にその相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているもの」に限られていましたが、この要件についても「その書類にその相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているもの」と見直されています（措規18の11⑩二イ）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①イの改正は、令和3年4月1日以後に販売機関の営業所等に対して行う電磁的方法による上記2(1)①イに掲げる書類に記載すべき事項の提供について適用されます（改正法附則18②、改正措令附則2、改正措規附則2）。
- (2) 上記2(1)①ロの改正は、令和3年4月1日以後に支払の取扱者に対して行う電磁的方法による国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書に記載すべき事項の提供について適用されず（改正法附則17）。
- (3) 上記2(1)①ハの改正は、令和3年4月1日以後に特定寄附信託の受託者の営業所等に対して行う電磁的方法による特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書に記載すべき事項並びに特定寄附信託契約の契約書の写しに記載されるべき事項の提供について適用されます（改正法附則20②、改正措令附則4②）。
- (4) 上記2(1)①ニの改正は、令和3年4月1日以後に支払の取扱者に対して行う電磁的方法による金融機関が支払を受ける収益の分配に対する

源泉徴収不適用に係る明細書に記載すべき事項の提供について適用されます（改正法附則23）。

(5) 上記2(1)①ホの改正は、令和3年4月1日以後に支払者に対して行う電磁的方法による公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書に記載すべき事項の提供について適用されます（改正法附則24）。

(6) 上記2(1)②の改正は、令和3年4月1日以後に提出する特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書について適用し、同日前に提出した特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書については従前どおりとされています（改正法附則20①、改正措令附則4①）。

(7) 上記2(1)③の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正措令附則1、改正措規附則1）。

なお、上記2(1)③イ及びロの書面により受理した特別非課税貯蓄申告書等及び特定寄附信託申告書等の電子化は、電磁的記録の作成及び保存に係る特別非課税貯蓄申告書等及び特定寄附信託申告書等を受理した日を基準とした適用関係は定められていないため、令和3年4月1日前にその写しを書面で作成し、保存している場合でも、同日以後に、上記2(1)③イ及びロによ

りその写しの電磁的記録を作成、保存することができることとされています。

一方、上記2(1)③イ及びロの電磁的方法により提供を受けた電磁的記録等の保存については、上記(1)のとおりその電磁的方法による提供が令和3年4月1日以後に行われることとされているため、同日以後に電磁的方法により提供を受けた電磁的記録が対象となります。

(8) 上記2(2)①の改正は、令和3年4月1日以後に提出する特別非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、同日前に提出した特別非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書については従前どおりとされています（改正法附則18①）。

(9) 上記2(2)②の改正は、令和3年4月1日以後に提出する上記2(2)②の申込書又は申告書について適用し、同日前に提出した上記2(2)②の申込書又は申告書については従前どおりとされています（改正措規附則17①）。

なお、当分の間、改正前の上記2(2)②の申込書又は申告書に改正後の上記2(2)②の申込書又は申告書の書式に準じて記載したものをもってこれに代えることができることとされています（改正措規附則17⑤）。

三 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置の概要

① 国内に住所を有する勤労者（職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいいます。以下同じです。）が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づき、その者の勤務先を通じて預入、信託若しくは購入又は払込み（以下「預入等」といいます。）をした預貯金、合同運用信託、

有価証券、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金（以下「財産形成住宅（年金）貯蓄」といいます。）でこの非課税措置の適用を受けようとするものについて、最初にその預入等をする日までに、その預入等をする財産形成住宅（年金）貯蓄でこの非課税措置の適用を受けようとするものの現在高に係る最高限度額その他所定の事項を記載した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書」をその者の勤務先等及び預入等をする金融機関の営業所等を経由して税務署長に

提出し、かつ、その預入等をする都度、この非課税措置の適用を受けようとする旨その他所定の事項を記載した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書」をその者の勤務先等を経由してその金融機関の営業所等に提出した場合において、その預入等をした財産形成住宅（年金）貯蓄の元本の合計額が、利子等の計算期間等を通じて、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えないときは、その財産形成住宅（年金）貯蓄の利子若しくは収益の分配又は保険若しくは共済の差益に対して所得税を課さないこととされています（措法4の2①④、4の3①④）。

（注）上記の「勤務先等」とは、原則としてその者の勤務先（賃金の支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので賃金の支払事務を取り扱うものをいいます。以下同じです。）をいいますが、その賃金の支払者が事務代行団体に勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合には、その勤務先及びその委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもの（以下「事務代行先」といいます。）をいいます。

- ② 上記①の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出する場合において、その者が既に財産形成非課税年金（住宅）貯蓄申告書を提出しているときは、その財産形成非課税年金（住宅）貯蓄申告書に記載した最高限度額等につき、勤務先（その勤務先に係る事務代行先がある場合には、その事務代行先。以下この②において同じです。）の長の証明書（以下「最高限度額証明書」といいます。）を添付しなければならないこととされています（旧措法4の2④、4の3④）。ただし、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書の「その他」欄に、その申告書に記載した最高限度額が事実と相違ない旨を勤務先の長が証明することを記載することにより、その最高限度額

証明書の添付に代えることができることとされています（旧措規別表3(1)の備考5）。

（注）上記の最高限度額証明書の添付義務は、下記③の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書を提出する場合についても同様とされています（旧措令2の14②、旧措令2の31において準用する旧措令2の14②）。

- ③ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人がその申告書に記載した最高限度額を変更しようとする場合には、その者は、その旨及び変更後の最高限度額その他所定の事項を記載した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書」を、その財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書の提出の際に経由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出することとされています（旧措法4の2⑤、4の3⑤）。
- ④ 上記①の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書又は上記③の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書を提出する場合において、これらの申告書がその提出の際に經由すべき金融機関の営業所等に受理されたときは、その受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（措法4の2⑥、4の3⑥）。

(2) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書

① 住所等を変更した場合の異動申告書

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人は、その提出後、次に掲げる場合に該当する場合には、遅滞なく、氏名、住所及び個人番号（次のイに掲げる場合のうちその者（その提出先に個人番号の告知をしている者に限ります。）の氏名又は住所の変更をした場合には、その氏名又は住所）並びにその者の賃金の支払者、勤務先及び事務代行先の名称及び所在地その他所定の事項を記載

- した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」を、その者の勤務先等及び現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地（住所の変更の場合には、変更前の住所地）の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧措令2の18①、旧措令2の31において準用する旧措令2の18①、措規3の5③、旧措規3の12①において準用する措規3の5③、旧措規別表3(4)）。
- イ その者の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合
- ロ 賃金の支払者、勤務先又は事務代行先の名称又は所在地の変更があった場合
- ハ 事務代行先の変更があった場合
- ニ 事務代行団体に勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の委託をした場合
- ホ 事務代行団体への勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の委託をやめた場合又は賃金の支払者が特定賃金支払者でなくなった場合
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れ先の営業所等を変更する場合の異動申告書
- 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人は、その提出後、現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等（以下「移管前の営業所等」といいます。）に対してその財産形成住宅（年金）貯蓄に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業所等（以下「移管先の営業所等」といいます。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、その財産形成住宅（年金）貯蓄につき引き続き移管先の営業所等においてこの非課税措置の適用を受けようとするときは、遅滞なく、その者の氏名、住所及び個人番号並びに賃金の支払者、勤務先及び事務代行先の名称及び所在地その他所定の事項を記載した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」を、その者の勤務先等及び移管前の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措令2の18②、旧措令2の31において準用する措令2の18②、措規3の5④、旧措規3の12①において準用する措規3の5④、旧措規別表3(4)）。
- ③ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の提出の効果の発生日
- 上記①又は②の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書がその提出の際に經由すべき金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（旧措令2の18③、旧措令2の31において準用する旧措令2の18③）。
- ④ 勤務先による財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の一括提出の取扱い
- 従来から国税庁の通達において、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、上記①ロからホまでの変更等の事由が生じた場合又は上記①ロの変更に伴い上記②の場合に該当する場合には、その個人による財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて、その者の勤務先の長が、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書に記載すべき事項と同様の事項を記載した書類を金融機関の営業所等に提出して差し支えないこととされています（旧措通4の2-21、4の2-21の2、4の3-2）。
- すなわち、勤務先の名称変更等のような勤務先等の都合により異動事由が生じた場合には、その勤務先は、その勤務先においてこの非課税措置の適用を受ける全ての勤労者が行うべき異動申告の手續を、勤労者に代わり一括して行うことができることとされています。

(3) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人について、その提出後、その申告書に記載した勤務先（以下「前の勤務先」といいます。）から前の勤務先以外の勤務先（以下「他の勤務先」といいます。）への異動があり、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、その者が、異動日から起算して2年以内に、その者の氏名、住所及び個人番号並びに賃金の支払者、勤務先及び事務代行先の名称及び所在地その他所定の事項を記載した「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書」を、「他の勤務先」、事務代行先及び現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出したときは、その金融機関の営業所等において引き続き預入等をする財産形成住宅（年金）貯蓄につきその預入等の際に財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書を提出することができることとされています（旧措令2の19、旧措令2の31において準用する旧措令2の19、旧措規3の5⑤、旧措規3の12①において準用する旧措規3の5⑤、旧措規別表3(4)）。この場合において、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書がその提出の際に經由すべき金融機関の営業所等に受理されたときは、その受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（旧措令2の19後段、旧措令2の31において準用する旧措令2の19後段）。

- ① 当該異動に係る「他の勤務先」が、「前の勤務先」に係る賃金の支払者の国内における事務所等である場合において、「前の勤務先」を通じて預入等をした財産形成住宅（年金）貯蓄に関する事務の全部がその「他の勤務先」に移管されたとき。
- ② 当該異動に係る「他の勤務先」が、「前の勤務先」に係る賃金の支払者以外の者の国内における事務所等である場合において、その

者が、現に財産形成住宅（年金）貯蓄の預入等をしている金融機関の営業所等に対しその者の財産形成住宅（年金）貯蓄につき作成した財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等の写しを当該「他の勤務先」に送付すべきことを依頼し、かつ、その送付があったとき。

(4) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関するその他の手続

上記のほか、本年度の改正における見直しに関連する主な手続は以下のとおりです。

- ① 非課税措置の適用を受ける個人が転職等をした場合の申告書等の提出

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人は、その提出後、転職等により財産形成住宅（年金）貯蓄の預入等をする金融機関の営業所等以外の他の金融機関の営業所等にその財産形成住宅（年金）貯蓄に関する事務の全部を移管する場合、海外転勤や育児休業等をする事となった場合において引き続きこの非課税措置の適用を受けようとするとき、この非課税措置の適用を受けることをやめる場合等には、それぞれ次に掲げる申告書等をその者の勤務先等及び金融機関の営業所等を経由してその者の住所地の所轄税務署長に提出することとされています（措令2の20①②、2の21①④、2の21の2①③、2の23①、旧措令2の31において準用する措令2の20①②、旧措令2の31において準用する措令2の21①④、旧措令2の31において準用する措令2の21の2①③、旧措令2の31において準用する措令2の23①、措令2の32①②、措規3の13③）。この場合において、これらの申告書等がその提出の際に經由すべき金融機関の営業所等に受理されたときは、その受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（措令2の20③、2の21⑤、2の21の2④、2の23②、旧措令2の31において準用する措令2の20③、旧措令2の31において準用する措令2の21⑤、旧

措令2の31において準用する措令2の21の2④、旧措令2の31において準用する措令2の23②、措令2の32④、措規3の13⑥）。

- イ 転職者等の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書
- ロ 海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書
- ハ 海外転勤者の（特別）国内勤務申告書
- ニ 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書
- ホ 育児休業等期間変更申告書
- ヘ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書
- ト 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書
- チ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書
- リ 一回に支払を受ける年金の額を記載した書面

② 金融機関等において事業譲渡等があった場合の書類の提出

事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした財産形成住宅（年金）貯蓄に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた金融機関等、その合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関等の営業所等又は同一の他の営業所等（以下「移管先の営業所等」といいます。）に移管された場合には、その者に係る勤務先別に、その旨その他所定の事項を記載した書類（以下「事業譲渡等に関する書類」といいます。）を作成し、これをその者の勤務先等を経由して、その移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（旧措令2の22①、旧措令2の31において準用する旧措令2の22①）。この場合において、その事業譲渡等に関する書

類が勤務先等に受理されたときは、その事業譲渡等に関する書類はその受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなすこととされています（旧措令2の22①後段、旧措令2の31において準用する旧措令2の22①後段）。

③ 非課税措置の適用を受ける個人が不適格事由等に該当することとなった場合の通知

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人について、その提出後、退職又は転任その他の「不適格事由」が生じた場合（上記①への申告書を提出している場合を除きます。）には、その者の勤務先の長は、現にその者の財産形成住宅（年金）貯蓄の預入等をしている金融機関の営業所等の長に対し（その勤務先に係る事務代行先がある場合には事務代行先を経由して）、その不適格事由が生じた日から6月以内に、その旨その他所定の事項を書面により通知することとされています（旧措令2の12②、旧措令2の31において準用する旧措令2の12②）。

また、海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書を提出した個人につき出国後7年以内にその申告書に記載した勤務先に係る賃金の支払者の国内における事業所等に勤務することとならなかったことその他の「継続適用不適格事由」が生じた場合には、その申告書の提出の際に経由した勤務先（以下「出国時勤務先」といいます。）の長は、現にその者の財産形成住宅（年金）貯蓄の預入等をしている金融機関の営業所等の長に対し（その出国時勤務先に係る事務代行先がある場合には事務代行先を経由して）、その継続適用不適格事由が生じた日から6月以内に、その旨その他所定の事項を書面により通知することとされています（旧措令2の21③、旧措令2の31において準用する旧措令2の21③）。

以下、これらの書面を「退職等に関する通知書」と総称します（旧措令2の10②、旧措

令2の31において準用する旧措令2の10②)。

④ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等の保存等

イ 金融機関の営業所等の長又は勤務先等の長は、その受理し、提出し、又は送付があった書類又はその写しについて、それぞれ次に定めるところにより書類の写しの作成・保存が義務付けられています。

(イ) 金融機関の営業所等の長の保存義務

金融機関の営業所等の長は、上記(1)から(3)まで又は上記①の申告書等を受理した場合には、これらの申告書等の写しを作成し、又は財産形成住宅（年金）貯蓄についての備付帳簿にその受理した申告書等の内容を記載し、これらの申告書等に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書（上記①へ）、退職等に関する通知書（上記③）又は災害等の事由についての所轄税務署長の確認に係る書面の提出があった日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（旧措令2の25④、旧措令2の31において準用する旧措令2の25④、旧措規3の6②③、3の15①②）。

(ロ) 勤務先等の長の保存義務

勤務先若しくは出国時勤務先又はこれらの勤務先に係る事務代行先の長は、上記(1)から(3)まで若しくは上記①の申告書等若しくは上記②の事業譲渡等に関する書類を受理した場合又は上記③の退職等に関する通知書を提出した場合には、これらの申告書等、書類又は通知書の写しを作成し、又は財産形成住宅（年金）貯蓄についての備付帳簿にこれらの申告書等、書類又は通知書の内容を記載し、かつ、これらの申告書等に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書（上記①へ）を受理した日又は退職等に関する通知書（上記③）を提出した日の属する年の翌年から5年間保存しなければなら

ないこととされています（旧措令2の25⑥、旧措令2の31において準用する旧措令2の25⑥、旧措規3の6⑧⑨、旧措規3の15⑤において準用する旧措規3の6⑧⑨）。

また、上記(3)②の送付があった場合には、その送付があった財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等の写しについても同日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています。

ロ 金融機関の営業所等の長又は勤務先等の長は、その受理した書類で税務署長に提出すべきものにつき、それぞれ次に定めるところにより金融機関の営業所等又は勤務先等に留め置いて保存するものとされています（旧措規3の6④⑩、3の15④、旧措規3の15⑤において準用する旧措規3の6⑩）。

(イ) 金融機関の営業所等の長の留置き保存

金融機関の営業所等の長が個人から受理した上記(1)から(3)まで及び上記①の申告書等については、その金融機関の営業所等において、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する年の翌年から5年間保存するものとされています。ただし、所轄税務署長がその金融機関の営業所等の長に対しその提出を求めた場合には、その金融機関の営業所等の長はその求められた書類を提出しなければなりません（旧措規3の6④、3の15④）。なお、金融機関の営業所等の長は、上記により次に掲げる書類を保存する場合には、上記イ(イ)にかかわらず、これらの書類の写しの作成及び保存を要しないこととされています（旧措規3の6②ただし書、3の15①ただし書）。

- i 上記①へ又は次に掲げる申告書……その申告書の提出があった日
- ii 上記①トに掲げる申告書又は上記①リに掲げる書面……その申告書に係る

財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出があった日又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に定められている最後の年金の支払をする日のうちいずれか早い日

iii 上記(1)から(3)まで及び上記①イからホまでに掲げる申告書……これらの申告書に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書又は退職等に関する通知書の提出があった日

(ロ) 勤務先等の長の留置き保存

勤務先等の長が移管先の営業所等の長から受理した上記②の事業譲渡等に関する書類については、その移管先の営業所等の長において、その書類に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書を受理した日又は退職等に関する通知をした日の属する年の翌年から5年間保存するものとされています。ただし、所轄税務署長がその勤務先等の長に対しその提出を求めた場合には、その勤務先等の長はその求められた書類を提出しなければなりません（旧措規3の6⑩、旧措規3の15⑤において準用する旧措規3の6⑩）。なお、勤務先等の長は、上記によりその書類を保存する場合には、上記イ(ロ)にかかわらず、その書類の写しの作成及び保存を要しないこととされています（旧措規3の6⑪、旧措規3の15⑤において準用する旧措規3の6⑪）。

2 改正の内容

(1) 財産形成非課税申込書等の電子提出の特例

① 特例の内容

政府としても課税の適正化に反しない範囲内で引き続き税務手続の電子化を進めていく必要があることから、勤労者、勤務先、事務代行先及び金融機関の利便性向上を図るため、勤労者、勤務先の長、事務代行先の長又は金融機関の営業所等の長（以下「提出者」とい

います。）は、次に掲げる書類（以下「財産形成非課税申込書等」といいます。）の提出を受けるべき者（提出者の提出書類の区分に応じた提出先をいいます。以下「提出先」といいます。）に対して、その財産形成非課税申込書等に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電磁的方法による提供を行うことができることとされました（措法4の3の2①～③、措令2の33の2⑦⑨⑩⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳～㉓、措規3の16の2⑥）。提出者が提出先に記載事項を電磁的方法により提供した場合は、その提出者は、その記載事項に係る財産形成非課税申込書等を提出先に提出したものとみなされます（次のイからトまで及びヌに掲げる書類にあっては、下記③の措置を講じている場合に限りします。）。

イ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書
ロ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書
ハ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書
ニ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書
ホ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書
ヘ 上記1(4)①に掲げる申告書等
ト 下記(2)の勤務先一括提出書類
チ 事業譲渡等に関する書類
リ 退職等に関する通知書
ヌ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書
(注1) 上記ロからチまでに掲げる書類は、

勤務先等及び金融機関の営業所等（上記チに掲げる書類にあっては勤務先等）を経由してこの非課税措置の適用を受けようとする勤労者の住所地の所轄税務署長（上記チに掲げる書類にあっては移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長）に提出することとされていますが、①勤労者から勤務先（上記ロからヘ）、②勤務先から事務代行先

（上記ロからト）、③勤務先又は事務代行先から金融機関の営業所等（上記ロからト）、④金融機関の営業所等から勤務先（上記チ）、⑤勤務先から事務代行先（上記チ）への提出に係る部分がこの特例の対象とされています。このようないわゆる経由手続の電子化の取扱い等については、前掲「**所得税法等の改正**」の「**四 非課税貯蓄申告書の電子提出の特例の創設等の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置等の改正**」の2(1)（注1）をご参照ください。

（注2） この非課税措置は、勤労者を対象とし、その適用を受けるために必要な手続がその者の勤務先を経由して行われるものであることから、同様に勤務先を経由する「給与所得者の源泉徴収に関する申告書」の電子提出の特例（前掲「**所得税法等の改正**」の「**八 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書の電子提出の改正**」をご参照ください。）にあわせ、下記②及び③の要件が設けられています。

（注3） 上記により上記ロからチまでに掲げる書類に係る記載事項を電磁的方法により提供した場合において、金融機関の営業所等（上記チに掲げる書類にあっては勤務先等）がその提供を受けたときは、これらの書類は、その提供を受けた日に所轄税務署長に提出がされたものとみなすこととされています（措法4の3の2④、措令2の33の2⑩⑫⑮⑱⑳、措規3の16の2⑦）。

② 電子提出の提出先が満たすべき要件

上記①イからチまでに掲げる書類について、記載事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの書類の提出先が次に掲げる要件を満たしていなければなりません（措法4の3の2①～③、措令2の33の2①②③⑦～⑨⑪⑬⑭⑯⑰⑱、措規3の16の2③⑥一）。

イ 提出者が行う電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

ロ 提出者から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、その提供をした提出者を特定するための必要な措置を講じていること。

ハ 提出者から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

③ 電子提出の提出者の氏名等を明らかにする措置

上記①イからトまで及びヌに掲げる書類について、記載事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの書類の提出者は次に掲げる措置を講じなければなりません。（措法4の3の2①～③、措令2の33の2⑦～⑨⑪⑬⑭⑱⑳、措規3の16の2②④⑥二）。

イ 提出者が、記載事項に係る情報（以下「記載情報」といいます。）に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書をその記載情報と併せて提出先に送信すること。

（注） 上記イの「電子署名」とは、電子署名及び電子認証に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいい、「電子証明書」とは、電子署名を行った個人を確認するために用いられる事項がその個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をいいます（措規3の16の2⑤）。

ロ 提出者が、提出先から通知を受けた識別符号（その提出者を他の者と区別して識別するための符号をいいます。いわゆるIDです。）と暗証符号（いわゆるパスワード）を用いて、その提出先に対し記載情報

を送信すること。

④ 電磁的方法

上記①から③までの「電磁的方法」とは、次に掲げる方法（その提出先が事務代行先又は金融機関の営業所等である場合には、次のイに掲げる方法）をいいます（措規3の16の2①）。以下同じです。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいいます。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイル）をいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいいます。以下同じです。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載情報を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法（社内LANやインターネットを利用する方法などが該当します。）

ロ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法

⑤ 最高限度額証明書の電子提出

上記①ロ及びハに掲げる書類については、上記1(1)②のとおり、最高限度額証明書の添付をしなければならないこととされていますが、この証明書についても電子提出ができることとされました。具体的には、提出者は、上記①ロ又はハに掲げる書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの書類に記載すべき事項の提供と併せて、最高限度額証明書の書面による提出に代えて、その証明書に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされ

ました（措法4の3の2⑤⑥、措令2の33の2④～⑥）。提出者が上記①ロ又はハに掲げる書類に記載すべき事項の提供と併せて最高限度額証明書に記載されるべき事項を電磁的方法により提供した場合には、提出者は上記①ロ又はハに掲げる書類に最高限度額証明書を添付して、提出したものとみなされます（措法4の3の2⑤後段、措令2の33の2⑤後段）。

(2) 勤務先による財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書等の一括提出の特例の整備

上記1(2)③のとおり、従来から、勤務先の長が、個々の勤労者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書（以下(2)において「財形貯蓄異動申告書」といいます。）の提出に代えて、財形貯蓄異動申告書と同様の事項を記載した書類を一括して提出できることとする取扱いがされています。これは、勤務先等の都合により異動事由が発生したのものについて個々の勤労者からそれぞれ財形貯蓄異動申告書を提出させることは、勤労者だけでなく、その提出を受けた異動申告書の確認等をする勤務先等においても事務が煩雑となり多大な事務負担が生ずるため、この非課税措置に関する事務の適正な実施に反しない範囲内で勤労者と勤務先等の双方の事務負担を軽減する観点から、勤務先等の都合による異動事由に限って特例的な取扱いとして認められていたところです。

一方、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書（以下(2)において「勤務先異動申告書」といいます。）については、財産形成住宅（年金）貯蓄に関する事務の実施者の変更を伴うものであり、個々の勤労者がそれぞれの意思により提出すべきであると考えられたことから、財形貯蓄異動申告書のような特例的な取扱いは認められていませんでした。

しかしながら、近年、M&Aの増加や組織形態の多様化など企業を取り巻く状況は大幅に変

化してきており、本制度を採用する企業においても事業譲渡や子会社への出向等により同時期に生ずる多数の勤労者の異動が増加していると考えられることから、本年度の税制改正においては、勤務先異動申告書についても、この非課税措置に関する事務の適正な実施に反しない範囲内で勤労者と勤務先等の双方の事務負担を軽減する観点から、上記の「異動申告書の特例的な取扱い」と同様の特例が措置されました。

なお、財形貯蓄異動申告書についても、勤務先異動申告書に係る特例の措置とあわせて、従来の通達の取扱いが法令に規定されました。

具体的な内容は、それぞれ次のとおりです。なお、下記①及び②により勤務先の長が提出する書類について、以下「勤務先一括提出書類」と総称します。

① 勤務先異動申告書に係る特例

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書の提出をした個人について、その提出後、その申告書に記載した勤務先（以下「前の勤務先」といいます。）から前の勤務先以外の勤務先（以下「他の勤務先」といいます。）への異動があり、かつ、その異動が次に掲げる場合に該当する場合には、他の勤務先の長は、その者による勤務先異動申告書の提出に代えて、その異動があった旨その他一定の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出することができることとされました（措令2の19②、措令2の31において準用する措令2の19②）。他の勤務先の長がその書類を、金融機関の営業所等を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合には、その者は、それぞれ次に掲げる場合に該当して勤務先異動申告書の提出をしたものとみなされます。

イ 上記1(3)①に掲げる場合（例えば、同一賃金支払者における工場間の異動等）

ロ 上記1(3)②に掲げる場合であって、その異動が、前の勤務先に係る賃金の支払者か

ら転籍を伴う出向（例えば、子会社への出向等）を命じられたことによるもの又は事業譲渡に伴うものであるとき

(注1) 上記の「その他一定の事項」とは次に掲げる事項をいいます（措規3の5⑦、措規3の12①において準用する措規3の5⑦）。

(イ) 勤務先一括提出書類を提出する他の勤務先（以下①において「提出勤務先」といいます。）の長の氏名、その提出勤務先の名称及び所在地並びにその提出勤務先に係る賃金の支払者（その賃金の支払者に係る事務代行先がある場合には、その賃金の支払者及び事務代行先）の名称、所在地及び法人番号

(ロ) その異動が上記イ又はロに掲げる場合に該当して勤務先異動申告書の提出をすることができる個人の氏名、住所及び個人番号並びにその異動があった年月日

(ハ) その異動に係る前の勤務先（その前の勤務先に係る事務代行先がある場合には、その前の勤務先及び事務代行先）の名称及び所在地

(ニ) 現に上記(ロ)の個人の財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号

(ホ) その他参考となるべき事項

(注2) 勤務先一括提出書類が金融機関の営業所等に受理されたときは、その勤務先一括提出書類はその受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなされます（措令2の19③、措令2の31において準用する措令2の19③）。

(注3) 提出勤務先の長がこの特例により勤務先異動申告書の提出に代えて勤務先一括提出書類を提出する場合には、その勤務先一括提出書類の提出は、その異動が上記イ又はロに掲げる場合に該当すること

となった個人（既にその異動につき勤務先異動申告書を提出している者を除きます。）の全てが提出する勤務先異動申告書について、つまり、未提出の対象者全員分の勤務先異動申告書についてしなければならぬこととされています（措令2の19④、措令2の31において準用する措令2の19④）。

② 財形貯蓄異動申告書に係る特例

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書の提出をした個人について、その提出後、次に掲げる事由が生じた場合には、その者の勤務先の長は、その者による財形貯蓄異動申告書の提出に代えて、次に掲げる事由が生じた旨その他一定の事項を記載した書類を、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関の営業所等（その勤務先に係る事務代行先がある場合には、その事務代行先及び次に定める金融機関の営業所等）を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出することができることとされました（措令2の18④、措令2の31において準用する措令2の18④）。勤務先の長がその書類を、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関の営業所等（その勤務先に係る事務代行先がある場合には、その事務代行先及び次に定める金融機関の営業所等）を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合には、その者は、財形貯蓄異動申告書の提出をしたものとみなされます。

イ 上記1(2)①ロからホまでの事由……上記1(2)①の金融機関の営業所等

ロ 上記1(2)①ロの事由のうち賃金の支払者又は勤務先の所在地の変更が生じたことにより、上記1(2)②の移管がされることとなった場合において、その勤務先が、その者の財産形成住宅（年金）貯蓄につき引き続きその移管先の営業所等においてこの非課税措置の適用を受けることを確認したこと……その移管前の営業所等

(注1) 上記の「その他一定の事項」とは次に掲げる事項をいいます（措規3の5⑤、措規3の12①において準用する措規3の5⑤）。

(イ) 勤務先一括提出書類を提出する勤務先（以下②において「提出勤務先」といいます。）の長の氏名、その提出勤務先の名称及び所在地並びにその提出勤務先に係る賃金の支払者（その賃金の支払者に係る事務代行先がある場合には、その賃金の支払者及び事務代行先とします。）の氏名、その提出勤務先（以下②において「賃金の支払者等」といいます。）の名称、所在地及び法人番号

(ロ) 上記イ又はロに掲げる事由が生じたことにより財形貯蓄異動申告書を提出すべき個人の氏名、住所及び個人番号

(ハ) 提出勤務先又はその提出勤務先に係る賃金の支払者等の名称又は所在地に変更があった場合には、その変更前後の名称又は所在地

(ニ) 提出勤務先に係る賃金の支払者が特定賃金支払者である場合において、その者が事務代行団体に勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の委託をしたときは、その委託に係る事務代行先の名称及び所在地

(ホ) 提出勤務先に係る賃金の支払者が特定賃金支払者であって事務代行団体に勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務の委託をしているものである場合において、その者が、その委託をやめたとき、又は特定賃金支払者でなくなったときは、その委託に係る事務代行先の名称及び所在地

(ハ) 上記(イ)から(ホ)までの場合にあっては、現に上記(ロ)の個人の財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号

- (ト) 上記ロに掲げる事由が生じた場合には、移管前の営業所等の名称及び所在地並びにその移管前の営業所等に係る金融機関等の法人番号並びに移管先の営業所等の名称及び所在地
- (ヲ) その他参考となるべき事項
- (注2) 勤務先一括提出書類が上記イ又はロに定める金融機関の営業所等に受理されたときは、その勤務先一括提出書類はその受理された日に所轄税務署長に提出されたものとみなされます（措令2の18⑤、措令2の31において準用する措令2の18⑤）。
- (注3) 提出勤務先の長がこの特例により財形貯蓄異動申告書の提出に代えて勤務先一括提出書類を提出する場合には、その勤務先一括提出書類の提出は、上記イ又はロに掲げる事由が生じたことにより上記の個人（既にこれらの事由が生じたことにより財形貯蓄異動申告書を提出している者を除きます。）の全てが提出すべき財形貯蓄異動申告書について、つまり、未提出の対象者全員分の財形貯蓄異動申告書についてしなければならないこととされています（措令2の18⑥、措令2の31において準用する措令2の18⑥）。

③ 勤務先一括提出書類に係る金融機関の営業所等の長及び勤務先等の長の保存義務

勤務先一括提出書類は、上記①及び②のとおり、勤務先異動申告書又は財形貯蓄異動申告書の提出に代えて税務署長に提出することとされたものであることから、これらの異動申告書と同様に（上記1(4)④イ及びロ参照）、勤務先一括提出書類を提出した勤務先の長並びにその提出を受けた事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長には、その勤務先一括提出書類の写しの作成・保存及び勤務先一括提出書類の留置き保存が義務付けられました（措令2の25④⑥、措令2の31において準用する措令2の25④⑥、措規3の6②③⑤⑨⑩、

3の15①②⑤、措規3の15⑥において準用する措規3の6⑨⑩）。

(3) その他の改正

① 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等の写しの作成・保存義務等の見直し

イ 書面により受理し、又は提出した申告書等の保存の電子化

勤務先等の長又は金融機関の営業所等の長が、書面により受理し、又は提出した上記1(4)④イ(イ)又はロ及び上記(2)③の申告書等、書類又は通知書の写しを作成し、その写しを保存することに代えて、これらの申告書等、書類又は通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、その作成した電磁的記録を保存することができることとされました（措令2の25④⑥、措令2の31において準用する措令2の25④⑥、措規3の6②⑨、3の15①、措規3の15⑥において準用する措規3の6⑨）。

ロ 電子提出された申告書等の電磁的記録等による保存の整備

上記(1)の特例が措置されたことに伴い、電磁的方法により記載事項の提供を受けた場合には、その提供を受けた電磁的記録又はその電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を保存することとされました（措令2の33の2②⑤、措規3の16の2⑨⑩）。

(注) 金融機関の営業所等の長が支払事務取扱者に対して有価証券が上記1(1)の非課税措置の適用に係るものである旨の通知又は住宅取得以外の金銭支払等があった場合の通知をしたときにおけるその支払事務取扱者のこれらの通知の内容を記載した書類の保存義務についても、上記と同様にこれらの書類の保存に代えて、これらの通知の内容を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとされています（措令2の25⑤、措令2の31において準用する措令2の25⑤、

措規3の6⑦⑧、措規3の15⑥において準用する措規3の6⑦⑧）。

② 税務関係書類における押印義務の見直しに伴う整備

令和3年度の税制改正において、書類を提出する者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一定のものを除き、押印を要しないこととされました。この一環として、上記1(1)から(3)までの申込書又は申告書及び上記1(4)①イからチまでに掲げる申告書の書式の表中の押印に関する規定が削除されました（措規別表3(1)～別表3(10)）。

（注）上記の「税務関係書類における押印義務の見直し」についての詳細は、後掲「**国税通則法等の改正**」の「一 税務関係書類における押印義務の見直し」をご参照ください。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行う電磁的方法による記載事項の提供について適用されます（改正法附則19、改正措令附則3③、改正措規附則3）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和3年4月1日以後に勤務先の長が行う勤務先一括提出書類の提出について適用されます（改正措令附則3①②）。
- (3) 上記2(3)①の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正措令附則1、改正措規

附則1）。

なお、上記2(3)①イの書面により受理し、又は提出した申告書等、書類又は通知書の電子化は、電磁的記録の作成及び保存に係る申告書等、書類又は通知書を受理し、又は提出した日を基準とした適用関係は定められていないため、令和3年4月1日前にその写しを書面で作成し、保存している場合でも、同日以後に、上記2(3)①イによりその写しの電磁的記録を作成、保存することができることとされています。

一方、上記2(3)①ロの電磁的方法により提供を受けた電磁的記録等の保存については、記載事項の電磁的方法による提供が令和3年4月1日以後に行われることとされており、同日前に電磁的方法による提供を受けることはありませんので、同日以後に電磁的方法により提供を受けた電磁的記録が対象となります。

- (4) 上記2(3)②の改正は、令和3年4月1日以後に提出する上記2(3)②の申込書又は申告書について適用し、同日前に提出した上記2(3)②の申込書又は申告書については従前どおりとされています（改正措規附則17②）。

なお、当分の間、改正前の上記2(3)②の申込書又は申告書の書式に改正後の上記2(3)②の申込書又は申告書の書式に準じて記載したものをもってこれに代えることができることとされています（改正措規附則17⑤）。

四 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 申告分離課税の特例

居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、平成28年1月1日以後に一般株式等（株式等のうち上場株式等以外のものをいいます。）の譲渡（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れ

の方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の一般株式等に係る譲渡所得

等の金額をいいます。)の15%（他に個人住民税5%）相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の10①）。

(注) 上記の「株式等」とは、株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みます。）、出資者の持分、社員の持分、組合員又は会員の持分、優先出資、投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、公社債（農林債及び償還差益につき源泉徴収される割引債を除きます。）をいい（措法37の10②）、「上場株式等」とは、株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類する一定のもの、投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権、特定投資法人の投資口、特定公社債等（国債及び地方債、公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の取得勧誘により行われたもの等一定の公社債をいいます。）、その他の一定の株式等をいいます（措法37の11②）。

(2) 収入金額とみなされる金額

一般株式等を有する居住者等がその一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額は、株式又は公社債の譲渡により生ずるものではありませんが、実質的には株式又は公社債のキャピタル・ゲインそのものであると認められることから一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、課税することとされています（旧措法37の10③）。

① 公社債の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（金銭又は金銭以外の資産とともに交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で元本の価額の変動に基因するものの価額を含み、特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、その償還の日において法人税法の規定に基づいて同族会社の判定を行った場合にその金銭又は金銭以外の資産の交付を

した法人が法人税法第2条第10号に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主その他の一定の個人が交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額

(注) 平成25年度の税制改正前は、上記の公社債の償還により交付を受ける金銭等の額（以下「償還金等」といいます。）は、雑所得に係る収入金額として総合課税の対象とされていましたが、いわゆる償還差損益については公社債に対して投資したことにより生じた損益であることには変わりがないことから、平成25年度改正における金融所得課税の一体化の一環として、平成28年1月1日以後に交付を受けるものについては、これを公社債の譲渡による収入金額とみなすことにより、上記(1)の15%申告分離課税の対象とされました。

その際、公社債の償還金等のうち、特定公社債以外の公社債の償還金等で同族会社の役員等である株主がその同族会社から交付を受けるものについては、前述「一 利子所得の分離課税等の改正」の1(2)④の社債の利子と同様に、本来総合課税（累進税率）により課税されるべき「役員報酬等」を社債の償還金として受領することで分離課税（比例税率）による税負担を軽減することが可能であると考えられたため、課税の適正化の観点から、上記(1)の15%申告分離課税の適用対象から除外され、従来どおり総合課税により課税することとされています。上記の「かっこ書で除かれているものがこれに当たります。

② 法人（公益法人等を除きます。）の株主等がその法人の合併（その法人の株主等に合併法人又は合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係があるうちいずれか1の法人の株式又は出資以外の資産（その株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の

配当、利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除きます。）の交付がされなかったものを除きます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額その他一定の金額

2 改正の内容

同族会社が発行した社債の償還金等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人がその交付を受ける個人（以下「対象者」といいます。）と特殊の関係のある法人である場合におけるその対象者及び対象者の親族等が交付を受けるものに

ついて、上記1(2)①の総合課税の対象となる「特定公社債以外の公社債の償還金等」に追加されました（措法37の10③八、措令25の8⑩、措規18の9①）。

この改正の趣旨及び上記の「特殊の関係のある法人」の意義の詳細については、前述「一 利子所得の分離課税等の改正」をご参照ください。

3 適用関係

上記2の改正は、居住者等が令和3年4月1日以後に交付を受けるべき特定公社債以外の公社債の償還金等について適用し、居住者等が同日前に交付を受けるべき特定公社債以外の公社債の償還金等については従前どおりとされています（改正法附則36①）。

五 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）について、その有する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算終了等の一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、その損失の金額は上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、所得税関係の法令の規定を適用することとされています（旧措法37の11の2①）。
- (2) この特例の適用対象となる「特定管理株式等」、「特定保有株式」又は「特定口座内公社債」は次のとおりです（旧措法37の11の2①）。
 - ① 特定管理株式等……特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した株式又は公社債につき、その上場株式等に該当しないこととなった日

以後引き続きその特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される特定管理口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。以下同じです。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされているその内国法人が発行した株式又は公社債

- ② 特定保有株式……平成21年1月4日において特定管理株式等であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後その株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたもの
 - ③ 特定口座内公社債……特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債
- (3) 特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式としての価値を失ったことによる損失が生じたものとされる「一定の事実の発生」とは、次のいずれかの事実の発生とされて

います（旧措法37の11の2①一・二、旧措令25の9の2③）。

① 特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債を発行した内国法人が解散（合併による解散を除きます。）をし、その清算が終了したこと。

② 特定管理株式等である株式又は特定保有株式については、次に掲げる事実

イ 特定管理株式等である株式又は特定保有株式を発行した内国法人（以下「特定株式発行人」といいます。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

ロ 特定株式発行人がその発行済株式の全部を無償で消滅させることを定めた更生計画認可の決定を受け、その更生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと。

ハ 特定株式発行人がその発行済株式（投資法人にあっては、発行済みの投資口）の全部を無償で消滅させることを定めた再生計画認可の決定が確定し、その再生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと。

ニ 特定株式発行人が預金保険法の特別危機管理開始決定を受けたこと。

③ 特定管理株式等である公社債又は特定口座内公社債（以下「特定口座内公社債等」といいます。）については、次に掲げる事実

イ 特定口座内公社債等が発行した内国法人（以下「特定口座内公社債等発行人」といいます。）が破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けたことにより、その居住者等が有する特定口座内公社債等と同一銘柄の社債に係る債権の全部について弁済を受けることができないことが確定したこと。

ロ 特定口座内公社債等発行人がその社債を無償で消滅させることを定めた更生計画認可の決定を受け、その更生計画に基づきその居住者等が有する特定口座内公社債等

と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと。

ハ 特定口座内公社債等発行人がその社債を無償で消滅させることを定めた再生計画認可の決定が確定し、その再生計画に基づきその居住者等が有する特定口座内公社債等と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと。

(4) 「特定管理口座」とは、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した株式又は公社債につき、その特定口座から移管されるその内国法人が発行した株式又は公社債のみが保管の委託等がされる口座であることその他一定の要件を満たす口座をいいます（旧措法37の11の2①、旧措規18の10の2②）。

(注) 上記の「特定口座」について、詳しくは、後述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)③をご参照ください。

(5) 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所において特定管理口座を開設する場合には、その特定管理口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に対し、最初に特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した株式又は公社債をその特定管理口座に受け入れる時まで、特定管理口座開設届出書の提出をしなければならないこととされています（旧措令25の9の2⑧）。

(注1) 特定管理口座開設届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注2) 上記(注1)の「電磁的方法」とは、インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。また、「住所等確認書類」については

後述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)③（注4）を、「特定署名用電子証明書等」については「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)④ロハii（注4）をご参照ください。以下同じです。

2 改正の内容

(1) 特例の適用対象から特定保有株式を除外

特定保有株式の全てについて既に会社更生手続又は民事再生手続が終了し、特定保有株式が存在しないため、特例の適用対象から除外されました（措法37の11の2①）。

(2) 特定管理口座開設届出書の記載事項の電磁的方法による提供を行う際の本人確認手続の見直し

特定管理口座開設届出書の書面による提出に代えて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされていますが、なりすまし防止の観点から、その届出書に記載すべき事項の提供と併せて「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信」をしてその者（提出者）の本人確認をしなければならないこととさ

れていました。

しかし、この要件に対応するための事務負担やシステム負担が金融商品取引業者等においてシステム開発を見送る要因となっているとの要望や特定口座の開設時に本人確認が行われており、実務の取扱い上もID・パスワード方式による顧客専用ページでの提供を行うこととされるなど、なりすまし防止の措置が別途図られていることを踏まえ、特定管理口座開設届出書の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるその届出書に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされていた「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信」が不要とされました（措令25の9の2⑧）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和3年分以後の所得税について適用し、令和2年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則15）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和3年4月1日以後に行われる特定管理口座開設届出書の提出について適用し、同日前に行われた特定管理口座開設届出書の提出については従前どおりとされています（改正措令附則10①）。

六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

① 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座）に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口

座簿をいいます。以下同じです。）に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算すること

とされています（措法37の11の3①、旧措令25の10の2①前段）。

② 信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）を行う居住者等が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3②、措令25の10の2③、措規18の11②）。

③ 「特定口座」とは、居住者等が、上記①又は②の特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に、その口座の名称、その口座に設ける勘定の種類、上記①又は②の特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載した書類（以下「特定口座開設届出書」といいます。）の提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）又は上場株式等の信用取引等に係る口座（その口座においてこれらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（旧措法37の11の3③一、旧措令25の10の2⑤、措規18の11④）。

（注1） 特定口座開設届出書は、その書面による提出に代えて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法（インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。）により提供を行うこともできます。

（注2） 特定口座開設届出書の提出にあたっては、居住者等は、その提出をする際、金

融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の本人確認書類を提示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知をした事項につきその金融商品取引業者等の営業所の長の確認を受けなければなりません（旧措法37の11の3④、措令25の10の3、旧措規18の12）。

（注3） 上記（注2）の「本人確認書類」とは、次に掲げる個人の区分に応じそれぞれ次に定める書類（その個人の氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない個人にあつては、居所地等）の記載のあるもの）に限ります。）とされています。

イ 国内に住所を有する個人（ハに掲げる者を除きます。）……当該個人の次に掲げるいずれかの書類

（イ） 個人番号カードで金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

（ロ） 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、当該個人の個人番号の記載のあるもの（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。）及び住所等確認書類で次の（注4）イ及びロに掲げるもの以外のもの

ロ 国内に住所を有しない個人（ハに掲げる者を除きます。）……次に掲げる当該個人の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（イ） 個人番号を有しない個人……住所等確認書類（次の（注4）イ及びロに掲げるものを除きます。（ロ）において同じです。）

（ロ） 個人番号を有する個人……住所等確認書類及び還付された個人番号カード

ハ 番号既告知者（金融商品取引業者等が備える帳簿にその者の個人番号が記

載されている個人をいいます。以下同じです。）……住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあっては、次の（注4）イ及びロに掲げるものを除きます。）

（注4） 上記（注3）の「住所等確認書類」とは、次に掲げる書類（その個人の氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない個人にあっては、居所地等）の記載のあるもの）に限ります。）とされています。以下同じです。

- イ 個人番号カード
- ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたもの）に限ります。）
- ハ 印鑑証明書（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたもの）に限ります。）
- ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証
- ホ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ヘ 運転免許証（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの）に限ります。）又は運転経歴証明書
- ト 旅券で金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの
- チ 在留カード又は特別永住者証明書で、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの
- リ イからチまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された

書類その他これらに類するもの（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの）に限ります。）

（注5） 上記（注2）の「署名用電子証明書等」とは、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）とされています。以下同じです。

- イ 番号既告知者以外の者……当該個人の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録
 - (イ) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (ロ) 地方公共団体情報システム機構により電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた(イ)の署名用電子証明書に係る個人の個人番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第2号に規定する個人識別事項に係る情報で、同令第3条第1号の規定により総務大臣が定めるもの
 - (ハ) (イ)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの
- ロ 番号既告知者……その番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記

録された電磁的記録

(イ) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(ロ) (イ)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

④ 「上場株式等保管委託契約」とは、上記①の特例の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（旧措法37の11の3③二、旧措令25の10の2⑥⑦⑨～⑳、旧措規18の11⑤～⑳）。

イ 上場株式等の振替記載等はその振替記載等に係る口座に設けられた特定保管勘定において行うこと。

ロ その特定保管勘定においては、その居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 特定口座開設届出書の提出後に、その金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れるもの

(ロ) その金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の特定口座（以下(ロ)において「他の特定口座」といいます。）から、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合にあっては、その移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等は全て移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限り。）のその移

管がされる上場株式等

(注1) 上記の移管を行う場合には、その開設する特定口座（以下(ロ)において「移管先の特定口座」といいます。）に上記の上場株式等の受入れをしようとする居住者等は、他の特定口座（以下「移管元の特定口座」といいます。）が開設されている金融商品取引業者等（以下(ロ)において「移管元の金融商品取引業者等」という。）の営業所の長に対し、当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当該移管先の特定口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類（以下「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」といいます。）を提出してその移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部をその移管先の特定口座に移管することを依頼しなければならないものとされ、その依頼を受けた移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は、その依頼に係る特定口座内保管上場株式等の全てを、振替口座簿又は国外におけるこれに類するものに記載又は記録をして、その移管先の特定口座に移管しなければならないものとされています（旧措令25の10の2⑩）。

(注2) 上記（注1）の場合において、移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は、その移管の際、移管先の特定口座を開設する金融商品取引業者等（以下(ロ)において「移管先の金融商品取引業者等」といいます。）の営業所の長に次に掲げる書類の送付（その書類の送付に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項の提供を含みます。以下(ロ)において同じです。）をするとともに、上記

(注1)の居住者等に次のii a及びbに掲げる事項その他所定の事項を通知しなければならないこととされています。この場合において、当該移管先の金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる書類の送付がない場合には、特定口座内保管上場株式等の移管を受けないものとされています(旧措令25の10の2⑩)。

- i 上記(注1)の居住者等から提出を受けたその移管に係る特定口座内保管上場株式等移管依頼書の写し
- ii その移管に係る特定口座内保管上場株式等につきその移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は次に掲げる事項を証する書類
 - a その移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、その移管をした時にその移管をした特定口座内保管上場株式等の譲渡があったものとした場合に、その特定口座内保管上場株式等の売上原価の額又は取得費の額(以下aにおいて「取得費等の額」といいます。)として計算される金額に相当する金額(その移管に要する費用として一定のものがある場合には、その取得費等の額として計算される金額及びその特定口座内保管上場株式等の数に対応するその費用の金額並びにこれらの金額の合計額)
 - b その移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日(その移管の直前に移管元の特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている同

一銘柄の特定口座内保管上場株式等のうちに2回以上にわたって取得したものがあつた場合には、その移管元の特定口座に係るその銘柄の特定口座内保管上場株式等については、先に取得をしたものから順次譲渡(その移管元の特定口座からの譲渡以外の払出しを含みます。)をするものとした場合にその移管に係る特定口座内保管上場株式等についてその取得をした日とされる日。以下bにおいて「取得日」といいます。)及びその取得日に係る特定口座内保管上場株式等の数

c その移管が移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部の移管か一部の移管かの別及びその移管が特定口座内保管上場株式等の一部の移管である場合には、その移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等は全てその移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる旨

d aからcまでに掲げるもののほか所定の事項

(ハ) 贈与、相続又は遺贈により取得したその贈与者、被相続人又は包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)の開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であつた上場株式等、非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等若しくは未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であつた上場株式等又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。

以下「相続等一般口座」といいます。）に係る振替口座簿に振替記載等がされていた上場株式等（引き続きこれらの口座（以下(ハ)において「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に振替記載等がされているものに限り、以下同じです。）で、その相続等口座からその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されているその被相続人等に係る受贈者、相続人又は包括受遺者（以下「相続人等」といいます。）の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものに限り、以下同じです。）

- i 贈与により取得した上場株式等……贈与により取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等は全て相続等口座から相続人等の特定口座へ移管がされ、かつ、その移管がされる上場株式等がその相続等口座に係る上場株式等の一部である場合には、相続人等の特定口座においてその移管がされる上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していないこと。
- ii 相続又は遺贈により取得した上場株式等……相続又は遺贈により取得した上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式等は全て相続等口座から相続人等の特定口座へ移管がされること。

(注1) 上記(ハ)の「相続」は限定承認に係るもの以外のものをいい、「遺贈」は包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のものをいいます。以下同じです。

(注2) 上記の移管を行う場合には、金融商品取引業者等に開設している特定口座に上記 i 及び ii に掲げる上場株式等（以下(ハ)において「相続上場株式等」といいます。）の受入れをしよ

うとする相続人等である居住者等は、その金融商品取引業者等の相続等口座を開設している営業所の長に対し、当該相続等口座に係る相続上場株式等をその相続人等の特定口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類（以下(ニ)において「相続上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をしてその相続上場株式等の全部又は一部をその特定口座に移管することを依頼しなければならないこととされています（旧措令25の10の2⑮）。

(注3) 相続上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注4) 上記(注3)の「特定署名用電子証明書等」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るものとされています。以下同じです。

(ニ) 贈与、相続又は遺贈により取得したその被相続人等の開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった上場株式等、非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等若しくは未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等又は相続等一般口座に係る振替口座簿に振替記載等がされていた上場株式等（引き続きこれらの口座（以下(ニ)において「相続等口

座」といいます。)に係る振替口座簿に振替記載等がされているものに限ります。以下同じです。)で、その相続等口座からその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に相続人等が開設している特定口座に移管がされるもの(上記(ハ) i 又は ii の上場株式等の区分に応じそれぞれ上記(ハ) i 又は ii の要件を満たすものに限ります。)

(注1) 上記の移管を行う場合には、その相続人等の開設する特定口座(以下(ニ)において「移管先の特定口座」といいます。)に上記に掲げる上場株式等(以下(ニ)において「相続上場株式等」といいます。)の受入れをしようとする相続人等である居住者等は、相続等口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該相続等口座に係る相続上場株式等をその移管先の特定口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類(以下(ニ)において「相続上場株式等移管依頼書」といいます。)の提出をしてその相続上場株式等の全部又は一部をその移管先の特定口座に移管することを依頼しなければならないこととされています(旧措令25の10の2⑩において準用する同条⑩)。

(注2) 相続上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(ホ) 居住者等が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等で、そ

の非課税口座からその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている居住者等の特定口座への移管により受け入れるもの(次に掲げる要件を満たすものに限ります。)

- i その居住者等がその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等をその特定口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類(以下「特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」といいます。)の提出をして移管されること。
- ii その非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、その移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等は全てその移管がされる非課税口座内上場株式等に含まれること。

(注1) この移管により特定口座に受け入れる上場株式等の取得価額は、その移管があった日の価額(時価)となります(措法37の14④、措令25の13④)。

(注2) 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注3) 上記の「非課税口座」、「非課税管理勘定」、「累積投資勘定」、「特定累積投資勘定」、「特定非課税管理勘

定」及び「非課税口座内上場株式等」については、後述「十 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正」の1(1)をご参照ください。

(ハ) 居住者等が開設する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等で、その未成年者口座からのその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている居住者等の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限ります。）

i その居住者等がその未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等をその特定口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類（以下「特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をして移管されること。

ii その未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、その移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の未成年者口座内上場株式等は全てその移管がされる未成年者口座内上場株式等に含まれること。

(注1) この移管により特定口座に受け入れる上場株式等の取得価額は、その移管があった日の価額（時価）となります（措法37の14の2④、措令25の13の8⑳において準用する措令25の13④）。

(注2) 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書は、その書面によ

る提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注3) 上記の「未成年者口座」、「非課税管理勘定」、「継続管理勘定」及び「未成年者口座内上場株式等」については、後述「十 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正」の1(2)をご参照ください。

(ト) 上記のほか特定口座内保管上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等など、一定の事由により取得する上場株式等

ハ その他一定の事項

(注) 上記の「上場株式等信用取引等契約」とは、上記②の特例の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の信用取引等に関する契約で、その契約書において上場株式等の信用取引等はその信用取引等に係る口座に設けられた特定信用取引等勘定において処理することその他所定の事項が定められているものをいい、「特定保管勘定」とは、上場株式等保管委託契約に基づきその口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、その記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいい、「特定信用取引等勘定」とは、上場株式等信用取引等契約に基づきその口座において処理された上場株式等の信用取引等につき、その信用取引等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます（措法37の11の3③二・三）。以下同じです。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例

① 居住者等に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又はその特定口座において処理された上場株式等の信用取引等において処理された上場株式等の信用取引等の決済に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等は、その居住者等から、その年最初にその特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又はその特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時まで、その金融商品取引業者等のその特定口座を開設する営業所の長に本特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載した書類（以下「特定口座源泉徴収選択届出書」といいます。）の提出があった場合において、その年中に行われたその特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又はその源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、その譲渡の対価又はその差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に15%（他に個人住民税5%）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、原則として、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています（旧措法37の11の4①）。

(注1) 特定口座源泉徴収選択届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注2) 上記の「源泉徴収選択口座内調整所得金額」とは、上記の居住者等の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式

等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金等決済（譲渡があったとみなされたもので一定のものを除きます。以下これらを合わせて「対象譲渡等」といいます。）が行われた場合において、その源泉徴収選択口座に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額を超えることとなった場合におけるその超える部分の金額をいい、この「源泉徴収口座内通算所得金額」とは、その年1月1日から対象譲渡等の時の以前にした譲渡等（対象譲渡等も含まれます。）について次の算式により計算した金額（0を下回る場合には、0）をいい、「源泉徴収口座内直前通算所得金額」とは、その年1月1日から対象譲渡等の時の前にした譲渡等（対象譲渡等を含みません。）について次の算式により計算した金額（0を下回る場合には、0）をいいます（措法37の11の4②）。以下同じです。

《算式》

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定口座内保管上場} \quad \text{特定口座内保管上場} \\ \text{株式等の譲渡に係る} \quad \text{株式等に係る} \\ \text{譲渡収入金額の総額} \quad \text{譲渡収入金額の総額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{上場株式等の信用取} \quad \text{上場株式等の信用取} \\ \text{引等に係る差益金額} \quad \text{引等に係る差損金額} \\ \text{の総額} \quad \text{の総額} \end{array} \right)$$

(注3) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、上記の源泉徴収に際し、復興特別所得税（2.1%）を併せて徴収しなければならないこととされています（復興財確法28①～④）。

② 居住者等の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、その源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、その対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、その居住者等に対し、当該満たない部分の金額の15%相当額の所得税（他に個人住民税5%）を還付しなければならないこと

とされています（旧措法37の11の4③）。

（注）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、上記の還付の際、復興特別所得税（2.1%）を併せてその所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならないこととされています（復興財確法28⑤一）。

- ③ 上記①により源泉徴収をした所得税は、その納付書に、その徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地その他所定の事項を記載した書類（以下「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額についての所得税徴収高計算書」といいます。）を添付して、その源泉徴収をした日の属する年の翌年1月10日までに納付しなければならないこととされています。この場合の源泉徴収所得税の納税地は、源泉徴収の対象となった譲渡対価等の支払をする金融商品取引業者等の営業所の所在地とされています（旧措法37の11の4①、旧措令25の10の11⑥⑦、旧措規18の13の6④⑤、別表7(2)）。

なお、源泉徴収選択口座について次に掲げる事由が生じた場合には、翌年1月10日ではなく、それぞれ次に定める日までに納付しなければならないこととされています（措令25の10の11②）。

- イ その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の事業の譲渡によりその源泉徴収選択口座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合……その譲渡の日の属する月の翌月10日
- ロ その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の分割によりその源泉徴収選択口座に関する事務がその分割による資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合……その分割の日の属する月の翌月10日
- ハ その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合……その解散又は廃止の日の属

する月の翌月10日

- ニ その源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日
- ホ その源泉徴収選択口座につき特定口座開設者死亡届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日

（注）上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額についての所得税徴収高計算書は下記(3)の特例の計算書と未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書が兼用で様式が定められています。

(3) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例

- ① 金融商品取引業者等が居住者等に対してその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等（源泉徴収選択口座を有する居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座に受け入れたものをいいます。以下同じです。）について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除（損益通算）した残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされています（措法37の11の6⑥、旧措令25の10の13⑧）。
- ② 源泉徴収選択口座を開設している居住者等でその支払を受ける上場株式等の配当等について上記①の特例の適用を受けようとするものは、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地その他所定の事項を記載した書類（以下

「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」といいます。)の提出をしなければならないこととされています(旧措法37の11の6②、旧措令25の10の13②)。

(注) 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

- ③ 源泉徴収選択口座を開設している居住者等が上記①の特例の適用を受けることをやめようとする場合には、特定口座廃止届出書の提出をする場合を除き、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その源泉徴収選択口座に設けられた勘定への上場株式等の配当等の受入れをやめることを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類(以下「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」といいます。)の提出をしなければならないこととされています(措法37の11の6③ただし書、旧措令25の10の13④)。

(注) 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(4) 特定口座に関するその他の手続等

上記のほか、本年度の改正で見直しのあった主な手続は以下のとおりです。

① 特定口座異動届出書の提出

イ 特定口座を開設している居住者等が、次に掲げる場合に該当する場合には、その者は、遅滞なく、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その旨その他所定の事項を記載した書類(以下「氏名等の変更に係る特定口座異動

届出書」といいます。)の提出をしなければならないこととされています(旧措令25の10の4①前段)。

(イ) 氏名、住所若しくは個人番号の変更をした場合

(ロ) 個人番号が初めて通知された場合

(注1) 氏名等の変更に係る特定口座異動届出書は、その書面による提出に代えて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供を行うこともできます。

(注2) 氏名等の変更に係る特定口座異動届出書の提出にあたっては、居住者等は、その提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の本人確認等書類を提示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知をした事項につきその金融商品取引業者等の営業所の長の確認を受けなければなりません(旧措令25の10の4①後段、措規18の12の2①②)。

(注3) 上記(注2)の「本人確認等書類」とは、住所等確認書類(個人番号カードを除きます。)のうち特定口座異動届出書の提出をする者の変更前の氏名又は住所の記載のある書類とされています。

ロ 特定口座を開設している居住者等が、次に掲げる場合に該当する場合には、その者は、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その旨その他所定の事項を記載した書類(以下「勘定の設定又は廃止に係る特定口座異動届出書」といいます。)の提出をしなければならないこととされています(旧措令25の10の4②)。

(イ) 既に開設されている特定口座に新たに特定保管勘定又は特定信用取引等勘定を設定する場合

(ロ) 特定口座に設けられている特定保管勘

定又は特定信用取引等勘定を廃止する場合（特定口座廃止届出書の提出をする場合を除きます。）

（注） 勘定の設定又は廃止に係る特定口座異動届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

ハ 特定口座を開設している居住者等が、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所（以下「移管前の営業所」といいます。）の長に対して当該特定口座に関する事務の全部を当該金融商品取引業者等の他の営業所（以下「移管先の営業所」といいます。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、引き続き当該移管先の営業所において上記(1)①及び②の特例の適用を受けようとするときは、その居住者等は、その移管を依頼する際、その移管前の営業所を経由して、その移管先の営業所に対し、移管を依頼する旨その他所定の事項を記載した書類（以下「営業所の移管に係る特定口座異動届出書」といいます。）の提出をしなければならないこととされています（旧措令25の10の4③）。

（注） 営業所の移管に係る特定口座異動届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

② 特定口座年間取引報告書の交付等

金融商品取引業者等は、その年において開設されていた特定口座がある場合には、その特定口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その上場株式

等の取得費の額、その譲渡に要した費用の額、その譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、その特定口座に受け入れた上場株式等の配当等の額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を2通作成し、原則としてその年の翌年1月31日までに、1通をその金融商品取引業者等の特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の1通をその居住者等に交付しなければならないこととされています（措法37の11の3⑦、措令25の10の10、旧措規18の13の5、別表7(1)）。

2 改正の内容

特定口座制度等の利便性を高める観点等から、次の改正が行われました。

(1) 電磁的方法により提供することができる届出書等の追加

居住者等・金融商品取引業者等双方の利便性向上を図る観点から、特定口座内保管上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ロ(ロ)）の書面による提出に代えて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（措令25の10の2⑩⑪）。

(2) 金融商品取引業者等に対する届出書等の記載事項の電磁的方法による提供を行う際の本人確認手続の見直し

次に掲げる届出書等の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの届出書等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされていた「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信」が不要とされました（措法37の11の4①、37の11の6②、措令25の10の2⑭二十七イ、二十八イ、25の10の4②③、25の10の13④）。

① 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ロ(ホ)）

② 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ロ(ハ)）

- ③ 特定口座源泉徴収選択届出書（上記1(2)）
- ④ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（上記1(3)②）
- ⑤ 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（上記1(3)③）
- ⑥ 営業所の移管に係る特定口座異動届出書（上記1(4)①ロ）
- ⑦ 勘定の設定又は廃止に係る特定口座異動届出書（上記1(4)①ハ）

（注1） この改正の趣旨は、前述「五 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の2(2)と同じです。

（注2） 相続上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ロハニ）については、口座開設時の本人確認を行っていない者から提出されることがあること等を踏まえ、引き続き、なりすまし防止の観点からその依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際には、その提供と併せて「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信」をしなければならないこととされています。

(3) 投資一任契約に係る費用の扱いの見直し

「投資一任契約」とは、投資家が投資判断の全部又は一部を金融商品取引業者等に一任し、その投資判断に基づき投資家のために投資を行うのに必要な権限をその金融商品取引業者等に委任することを内容とする契約をいいます（金融商品取引法2⑧十二ロ）が、特定口座においても投資一任契約に基づいて取引を行う事例が年々増加しています。

投資一任契約は、所有期間1年以下の上場株式等の売買を行うものであり、また、顧客が報酬を支払って、有価証券の投資判断を金融商品取引業者等に一任し、契約期間中に営利を目的として継続的に上場株式等の売買を行っていることと認められることから、その上場株式の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得に該当するも

のと取り扱われています。

このため、投資一任契約に係る成功報酬や固定報酬などの費用は、これらの所得の金額の計算上必要経費に算入することができますが、このためには確定申告を行うことが必要とされていきました。この投資一任契約に係る費用について、投資家の利便性向上等の観点から次の見直しが行われました。

① 源泉徴収選択口座における還付

居住者等の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、その源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等につきその者が締結した投資一任契約に基づきその金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうちその対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額でその年12月31日（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日）において取得費等の金額の総額並びに信用取引に係る差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものがある場合には、その居住者等に対し、その費用の金額（その金額がその源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の15%相当額の所得税を還付しなければならないこととされました（措法37の11の4③、措令25の10の11⑥）。

イ その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合……その解散又は廃止の日

ロ その源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があった場合……その提出があった日

ハ その源泉徴収選択口座につき特定口座開設者死亡届出書の提出があった場合……その提出があった日

これに伴い、上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額についての所得税徴収高計

算書に記載する「源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額」は、上記の費用の金額の総額を控除した金額とされました（措規18の13の6②四、⑤三、別表7(2)）。

- ② 特定口座年間取引報告書の記載事項の追加
特定口座年間取引報告書には、「その年中の取得費及び譲渡に要した費用の額等の合計額の総額」を記載することとされていますが、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対して投資一任契約に基づき支払うべき費用の額のうちその年中に行われたその特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額で取得費等の金額の総額並びに信用取引に係る差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものがある場合には、その必要経費に算入されるべき金額を加算して記載することとされました（措規18の13の5②六ロ、七ロ）。

また、この必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その旨及びその必要経費に算入されるべき金額を摘要の欄に記載することとされました（措規別表7(1)）。

(参考) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

(抄)

(定義)

第2条 省略

2～7 省略

8 この法律において「金融商品取引業」

とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第2条第1項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第12号、第14号、第15号又は第28条第8項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として

行うことをいう。

一～十一 省略

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に規定する登録投資法人と締結する同法第188条第1項第4号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるときに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）

十三～十八 省略

9～42 省略

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行われる特定口座内保管上場株式等移管依頼書の提出について適用し、同日前に提出した特定口座内保管上場株式等移管依頼書については従前どおりとされています（改正措令附則10②）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和3年4月1日以後に行われる上記2(2)に掲げる届出書等の提出について適用し、同日前に行われた上記2(2)に掲げる届出書等の提出については従前どおりとされています（改正法附則36②④、改正措令附則10③～⑦）。
- (3) 上記2(3)①の改正は、令和4年1月1日以後に行われる対象譲渡等について適用し、同日前に行われた対象譲渡等については従前どおりと

されています（改正法附則36③、改正措規附則8②）。

(4) 上記2(3)②の改正は、令和4年以後の各年において開設されている特定口座に係る報告書に

ついて適用し、令和3年以前の各年において開設されていた特定口座に係る報告書については従前どおりとされています（改正措規附則8①）。

七 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正

1 改正前の制度の概要

次世代のイノベーションの担い手たるベンチャー企業に対する個人投資家の投資を促進する観点から、次の(1)から(3)までの特例が設けられています。これらの特例は「エンジェル税制」と呼ばれるものです。

(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

平成15年4月1日以後に、特定中小会社の設立の際等に発行された特定株式を払込みにより取得をした一定の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、その特定株式を払込みにより取得をした場合における一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10。前述「四 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の1(1)をご参照ください。）及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11。後述「八 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設」の1(2)をご参照ください。）の適用については、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中にその払込みにより取得をした特定株式（その年12月31日において有するものに限り、）の取得に要した金額の合計額を控除することとされています（旧措法37の13①）。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

① 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等について、その特定中小会社の設立の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの期間内に、その特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされるその特定中小会社の清算終了等の一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定株式の譲渡をしたことと、その損失の金額はその特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすこととされています（措法37の13の2①）。

② 確定申告書を提出する居住者等が、特定株式に係る譲渡損失の金額を有する場合には、その特定株式に係る譲渡損失の金額は、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされています（措法37の13の2④）。

③ 確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前3年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（上記②又はこの③の適用を受けて前年以前において控除されたものを除きます。）を有する場合には、その特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分のその一般株式等に係る譲渡所得等の金

額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされています（措法37の13の2⑦）。

(3) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

居住者等が、特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合において、その居住者等がその年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するものに限り）の取得に要した金額（その金額の合計額は800万円が限度とされます。）については、寄附金控除（前掲「**所得税法等の改正**」の「六 寄附金控除制度の改正」の1をご参照ください。）を適用することができることとされています（措法41の19①）。

(4) 特定中小会社及び特定株式の意義

上記(1)及び(2)の特例の適用対象となる「特定中小会社」とは次に掲げる株式会社をいい、「特定株式」とはその株式会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式をいうこととされていました（旧措法37の13①）。

- ① 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社……その株式会社により発行される株式
- ② 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない株式会社（中小企業者に該当する会社であることなど一定の要件を満たすものに限り）……その株式会社により発行される株式で次に掲げるもの
 - イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（一定の要件を満たすものに限り）に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの
 - ロ 金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（一定の要件を満たすものに限り）が行う電子募集取扱業務により取得をされるもの

- ③ 内国法人のうち、沖繩振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式

(5) 特定新規中小会社及び特定新規株式の意義

上記(3)の特例の適用対象となる「特定新規中小会社」とは次に掲げる株式会社をいい、「特定新規株式」とは、その株式会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式をいうこととされました（措法41の19①）。

- ① 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立年数が1年未満であるなど一定のものに限り）……その株式会社により発行される株式
- ② 内国法人のうち、その設立の日以後5年を経過していない株式会社（中小企業者に該当する会社であることなど一定の要件を満たすものに限り）……その株式会社により発行される株式で次に掲げるもの
 - イ 上記(4)②イに掲げる株式
 - ロ 上記(4)②ロに掲げる株式
- ③ 上記(4)③に掲げる株式会社……上記(4)③に定める株式
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社……その株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成27年7月15日）から令和4年3月31日までの間に発行されるもの
- ⑤ 内国法人のうち、地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社……その株式会社により発行される株式で、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）から令和4年3月31日までの間に発行されるもの

2 改正の内容

上記1(1)から(3)までの特例の適用対象となる上記1(4)③及び(5)③に掲げる沖縄振興特別措置法第

57条の2第1項に規定する指定会社について、同項の規定に基づく指定期限が令和4年3月31日まで1年延長されました（措法37の13①三、41の19①三）。

八 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設

1 現行制度の概要

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
前述「四 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の1(1)をご参照ください。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の11①）。

2 制度の内容

(1) 制度の概要

個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額がそ

の株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が100分の80に満たない場合を除きます。）には、その譲渡をした所有株式（その株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（その株式交付親会社の株式を除きます。）がある場合には、その所有株式のうち、その株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額を除きます。）に対応する部分以外のものとして一定の部分に限ります。）の譲渡がなかったものとみなし、その譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の課税を繰り延べることとされました（措法37の13の3①）。

（注1） 上記の「株式交付子会社」とは、会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいい、「株式交付親会社」とは、同号に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じです。

（注2） この「100分の80に満たない」かどうかの判定における株式交付親会社の株式の価額は、原則としてその株式交付がその効力を生ずる日における価額となると考えられますが、課税上の弊害がない限り、その株式交付に係る株式交付計画において定められた交換比率の計算の基礎となった株式の価額（算定基準日における株式交付親会社株式の価額を基礎として合理的な方法で算定を行った価額）を用いても差し支えないこととされています。

（注3） 非居住者については、特別な取扱いが設けられています（措令25の12の3②③）。詳

細については、後掲「国際課税関係の改正」の「三 その他」の「V 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例（創設）」をご参照ください。

この「一定の部分」とは、この制度の適用がある株式交付により譲渡した所有株式のうち、その所有株式の価額に株式交付割合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除きます。）のうちを占める割合をいいます。以下同じです。）を乗じて計算した金額に相当する部分とされます（措令25の12の3①）。

（注4） この株式交付割合の算定における株式交付親会社の株式の価額は、上記（注2）と異なり、その株式交付がその効力を生ずる日における価額となります。なお、株式交付割合の算定及び上記（注2）の「100分の80に満たない」かどうかの判定は、株主ごとに行います。

（2）株式交付親会社の株式の取得価額

この制度の適用を受けた個人が株式交付によ

り交付を受けたその株式交付に係る株式交付親会社の株式に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に掲げる金額の合計額がその株式交付親会社の株式の取得価額とされます（措令25の12の3④）。

① 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（その株式交付親会社の株式を除きます。）がある場合……その株式交付により譲渡した所有株式の取得価額にその株式交付に係る株式交付割合を乗じて計算した金額

ロ 上記イに掲げる場合以外の場合……その株式交付により譲渡した所有株式の取得価額

② その株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額

3 適用関係

上記2の制度は、令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用することとされていません（改正法附則36⑤）。

九 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

1 改正前の制度の概要

個人が、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行の日（平成30年7月9日）から令和3年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画について認定を受けた法人（以下「認定特別事業再編事業者」といいます。）の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る同法の特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含みます。以下「株式等」といいます。）を譲渡し、その認定特別事

業再編事業者の株式の交付を受けた場合には、その株式等の譲渡はなかったものとみなし、その譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の課税を繰り延べることとされてきました（旧措法37の13の3①）。

2 改正の内容

認定の期限（令和3年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧措法37の13の3、旧措令25の12の3）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和3年4月1日前に受けた

認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則36⑥）。

十 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正

1 改正前の制度の概要

成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、次の(1)及び(2)の特例が設けられています。これらの特例は「NISA制度」と呼ばれるものです。

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（一般NISA、つみたてNISA及び新NISA）

① 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等で次に掲げるもの（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限り、）については、所得税を課さないこととされています（措法9の8）。

イ その非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の一定の配当等で、その非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

ロ その非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の一定の配当等で、その累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

ハ その非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の一

定の配当等で、その特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

ニ その非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の一定の配当等で、その特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

(注) 上記の「非課税口座内上場株式等」とは、次に掲げる上場株式等をいいます（措法37の14①）。以下同じです。

イ 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。以下同じです。）に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている非課税管理勘定に係る一定の上場株式等

ロ 非課税累積投資契約に基づきその非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている累積投資勘定に係る一定の上場株式等

ハ 特定非課税累積投資契約に基づきその非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る一定の上場株式等

② 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座

を開設している居住者等が、非課税口座内上場株式等の次に掲げる譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（措法37の14①）。

イ その非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に行う非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡

ロ その非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に行う非課税累積投資契約に基づく譲渡

ハ その非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に行う特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

ニ その非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に行う特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

一方、非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14②）。

③ 非課税口座の意義

「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）以上である者に限ります。）が、この(1)のNISAの非課税措置の適用を受けるため、下記⑦の手续に従い、金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開設届出書の提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した次に掲げる契約に基づきそれぞれ次

に定める期間内に開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る口座（その口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（旧措法37の14⑤一）。

イ 非課税上場株式等管理契約……平成26年1月1日から令和5年12月31日までの期間

ロ 非課税累積投資契約……平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間

ハ 特定非課税累積投資契約……令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間

④ 非課税上場株式等管理契約の意義

「非課税上場株式等管理契約」とは、上記①イ及び②イの非課税措置等の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤二、旧措令25の13⑥～⑬、措規18の15の3③～⑤）。また、この契約に係るNISAは「一般NISA」と呼ばれています。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと。

ロ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入対価、払込金額又は移管に係る口座からの払出し時の金額（時価）をいいます。以下⑥までにおいて同じです。）の合計額が120万円（下記ロに掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額（時価）を控除し

た金額）を超えないもの

- i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。以下⑥までにおいて同じです。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。以下⑥までにおいて同じです。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの
- ii 他年分非課税管理勘定（その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいいます。下記ロにおいて同じです。）から移管がされる上場株式等（下記ロに掲げるものを除きます。）

（注1） 上記iiの移管がされる上場株式等は、次に掲げる上場株式等とされています。

- a 非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「非課税口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をして移管がされる上場株式等
- b 下記(2)⑤（注1）のジュニアNISAの非課税管理勘定（以下(1)において「未成年者非課税管理勘定」といいます。）を設けた下記(2)④の未成年者口座（以下(1)において「未成年者口座」といいます。）を開設している居住者等が、その未成年者口座

が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」といいます。）の提出をして移管がされる上場株式等

（注2） 非課税口座内上場株式等移管依頼書及び未成年者口座非課税口座間移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、これらの依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

（注3） 上記（注2）の「電磁的方法」とは、インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。また、「住所等確認書類」については前述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)③（注4）を、「特定署名用電子証明書等」については前述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)④ロハ（注4）をご参照ください（措令25の13⑰一）。以下同じです。

- ロ 他年分非課税管理勘定から、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に移管がされる上場株式等

（注） 上記ロの移管がされる上場株式等は、次に掲げる上場株式等とされています。

- i 非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が

開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をして他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

- ii 未成年者非課税管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座非課税口座間移管依頼書の提出をして他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、非課税口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

ハ 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において有するその非課税管理勘定に係る上場株式等は、上記ロ(ロ)の移管がされるものを除き、その非課税管理勘定が設けられた口座から次のとおり他の保管口座に移管されること。

(イ) その非課税管理勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設している場合には、その非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記(イ)の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄のそ

の非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てをその非課税口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

- (ロ) その居住者等が、上記(イ)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をした場合には、上記(イ)にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）を含みます。（ロ）において同じです。）に記載又は記録がされた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注1) 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。以下同じです。

(注2) その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することもできます。

（イ）その金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、上記（ロ）の特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管される。

ニ その他一定の事項

（注）上記の「非課税管理勘定」とは、非課税上場株式等管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につきその振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）においてのみ設けられる等の要件を満たすものをいいます（措法37の14⑤三）。以下（2）を除き同じです。

⑤ 非課税累積投資契約の意義

「非課税累積投資契約」とは、上記①ロ及び②ロの非課税措置等の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤四、旧措令25の13⑮～⑳、措規18の15の3⑥～⑧、平29.3内閣府告540第1条～第6条）。また、この契約に係るNISAは「つみたてNISA」と呼ばれています。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた累積投資勘定において行うこと。

ロ 累積投資勘定においては、その居住者等の上場株式等（その上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満

たすものに限ります。以下「累積投資上場株式等」といいます。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること。

（イ）その口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下（イ）において「受入期間」といいます。）内にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした累積投資上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした累積投資上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う累積投資上場株式等の募集により取得をした累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちにその口座に受け入れられるものでその受入期間内に受け入れた累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないもの（（ロ）に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、その累積投資上場株式等の取得対価の額（簿価）を控除した金額）

（ロ）他年分特定累積投資勘定（その累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に移管がされる累積投資上場株式等

（注）上記（ロ）の移管がされる上場株式等は、累積投資勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をして他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる累積投資勘定に移管がされる累積投資上場株式等とされています。

（ハ）上記（イ）及び（ロ）のほか、非課税口座内上場株式等について行われた受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等に係る投資信託

の併合により取得する新たな投資信託の受益権など、一定の事由により取得する累積投資上場株式等

ハ 累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において有するその累積投資勘定に係る累積投資上場株式等は、その累積投資勘定が設けられた口座から次のとおり他の保管口座に移管されること。

(イ) その累積投資勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設している場合には、その累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記(イ)の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄のその累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てをその非課税口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

(ロ) その居住者等が、上記(イ)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をした場合には、上記(イ)にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。以下(ロ)において同じです。）に記載又は記録がされた累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注) その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することもできます。

(ハ) その金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、上記(ロ)の特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管される。

ニ その他一定の事項

(注1) 上記の「累積投資契約」とは、居住者等が、一定額の上場株式等につき、定期的に継続して、金融商品取引業者等に買付けの委託をし、その金融商品取引業者等から取得し、又はその金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいいます（措法37の14⑤四）。以下同じです。

(注2) 上記の「累積投資勘定」とは、非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につきその振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年1月1日から令和24年12月31日までの期間内の各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。）においてのみ設けられる等の要件を満たすものをいいます（措法37の14⑤五）。以下同じです。

⑥ 特定非課税累積投資契約の意義

「特定非課税累積投資契約」とは、上記①ハ及びニ並びに②ハ及びニの非課税措置等の

適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤六、旧措令25の13②⑤～③①、旧措規18の15の3⑨～⑭、平29.3内閣府告540第7条）。また、この契約に係るNISAは「新NISA」と呼ばれています。

イ 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。

ロ 特定累積投資勘定には、累積投資上場株式等であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。）のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等のみを受け入れること。

(イ) その口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下(イ)において「受入期間」といいます。）内にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした特定累積投資上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちにその口座に受け入れられるものでその受入期間内の取得対価の額の合計額が20万円（下記(ロ)に掲げる上場株式等がある場合であって、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額（時価）が102万円を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの

(ロ) 上記(イ)のほか、非課税口座内上場株式等について行われた受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等に係る投資信託の併合により取得する新たな投資信託の受益権

など、一定の事由により取得する特定累積投資上場株式等

(注) 上記の「累積投資上場株式等であって一定のもの」とは、累積投資上場株式等のうち、継続適用届出書の提出をして出国をした者（以下「継続適用届出書提出者」といいます。）が出国をした日からその者に係る帰国届出書を提出するまでの間（以下「継続適用期間」といいます。）に取得した上記(イ)の上場株式等以外のものをいいます。

ハ 特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等（その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの等を除きます。）の取得対価の額の合計額が102万円（下記(ロ)に掲げる移管がされる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額（時価）を控除した金額）を超えないもの

i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの

ii その特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定（下記(2)⑤（注2）の継続管理勘定をいいます。以下(1)において同じです。）から

移管がされる上場株式等（下記(ロ)に掲げるものを除きます。）

(注) 上記 ii の移管がされる上場株式等は、次に掲げる上場株式等とされています。

- a 非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等
- b 特定非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等
- c 未成年者非課税管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座非課税口座間移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等
- d 継続管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座非課税口座間移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等

(ロ) 他年分非課税管理勘定（その特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。以下(ロ)において同じです。）から、他年分非

課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日（その他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、その継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等

(注) 上記(ロ)の移管がされる上場株式等は、次に掲げる上場株式等とされています。

- a 非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をして他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- b 未成年者非課税管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座非課税口座間移管依頼書の提出をして他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- c 継続管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座非課税口座間移管依頼書の提出をしてその継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、非課税口座内上

場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

なお、特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から次に掲げるものが除外されています。

(ニ) 継続適用届出書提出者が継続適用期間中に取得をした上場株式等であって上記(イ) i に掲げるもの

(ホ) 継続適用届出書提出者が継続適用期間中に上記(イ) ii 又は(ハ)の移管により受入れをしようとした上記(イ) ii 又は(ハ)に掲げる上場株式等

(ハ) 租税特別措置法第29条の2第1項本文（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）の規定の適用を受けて取得をした特定新株予約権に係る上場株式等

(ト) 次に掲げる特定非課税累積投資契約を締結している居住者等の区分に応じそれぞれ次に定める上場株式等

i 下記 ii に掲げる者以外の者……上記(イ) i に掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

a 特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れようとする日以前6月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの

b その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、その金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他

の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

c 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口（以下 c 及び ii において「投資口」といいます。）又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（その証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（その投資口が同法第2条第25項に規定する外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

(注) 上記の「内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的」は次に掲げる目的とされています（平29.3内閣府告540第6条）。

① 上場等株式投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

② 上場等株式投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因に

よる利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいいます。下記㉔において同じです。)を減じる目的

㉔ 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、上場等株式投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

- ii 特定個人（次に掲げるいずれかの要件を満たす個人をいいます。以下 ii において同じです。）のうち、その特定個人の非課税口座（その特定個人がその非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしようとする場合におけるその非課税口座に限ります。）が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」といいます。）の提出をした者（その特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書の提出後、その金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等の受入れをしたい旨の申出をした者を除きます。）……上記(i) i に掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び上記 i b に掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの
- a 令和6年1月1日前に金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設していたこと。
- b 特定非課税管理勘定に上記(i) i に掲げる上場株式等の受入れをしようとする事前に金融商品取引業者等の営業所に開設し、又は開設していた上場株式等の振替口座簿への記載若

しくは記録又は保管の委託に係る口座に上場株式等の受入れをし、又は受入れをしていたこと。

(注) 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(㊦) 上記(i) ii 又は(i) の移管により受入れをしようとする上記(i) ii 又は(i) に掲げる上場株式等のうち、上記(i) i b 及び c に掲げる上場株式等に該当するもの

ニ 特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において有するその特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、下記ホの移管がされるものを除き、その特定累積投資勘定が設けられた口座から次のとおり他の保管口座に移管されること。

(イ) その特定累積投資勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設している場合には、その特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記(i)の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄のその特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てをその非課税口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

(ロ) その居住者等が、上記(i)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をした場合には、上記(i)にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口

座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。以下(ロ)において同じです。）に記載又は記録がされた特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注) その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することもできます。

(ハ) その金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、上記(ロ)の特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管される。

ホ 特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において有するその特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、その特定非課税管理勘定が設けられた口座から次のとおり他の保管口座に移管されること。

(イ) その特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設している場合には、その特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記(イ)の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄のその特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てをその非課税口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

(ロ) その居住者等が、上記(イ)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をした場合には、上記(イ)にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。以下(ロ)において同じです。）に記載又は記録がされた特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注) その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することもできます。

(ハ) その金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、上記(ロ)の特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管される。

ヘ その他一定の事項

(注1) 上記の「特定累積投資勘定」とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされる特定累積投資上場株式等につきその振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）においてのみ設けられる等の要件を満たすものをいいます（措法37の14⑤七）。以下同じです。

(注2) 上記の「特定非課税管理勘定」とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につきその振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいいます（措法37の14⑤八）。以下同じです。

⑦ 非課税口座の新規開設に関する手続

居住者等（口座開設年の1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）以上である者に限ります。）が金融商品取引業者等の営業所において非課税口座を新たに開設しようとする場合には、所定の事項を記載した非課税口座開設届出書を、その口座開設年の1月1日からその口座開設年において最初に上記①及び②の非課税措置等の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる日までに、その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされています（旧措法37の14⑤一、旧措令25の13⑤、旧措規18の15の3②）。

(注1) 非課税口座開設届出書は、その書面による提出に代えて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(注2) 非課税口座開設届出書の提出にあたっては、居住者等は、その提出をする際、

金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の本人確認書類を提示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知をした事項につきその金融商品取引業者等の営業所の長の確認を受けなければなりません（措法37の14⑧）。

(注3) 上記（注2）の「本人確認書類」については前述「六 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正」の1(1)③（注3）をご参照ください（措令25の13④、措規18の15の3④）。

⑧ 非課税口座開設届出書の重複提出等の禁止
金融商品取引業者等の営業所の長は、上記の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びにその金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者等から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができないこととされています（措法37の14⑨）。

また、非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を非課税口座開設届出書に添付しなければならないこととされ（措法37の14⑩）、非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）の提出をすることができないこととされています（措法37の14⑪）。

⑨ 非課税口座を重複して開設しようとした場合の取扱い

その非課税口座開設届出書が上記⑧により受理することができないもの又は提出をする

ことができないものに該当する場合には、その非課税口座開設届出書の提出により開設された上場株式等の振替記載等に係る口座は、その口座の開設の時から非課税口座に該当しないものとして、所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法37の14⑫）。

したがって、非課税口座に該当しないものとされた口座に係る上場株式等の配当等や譲渡による所得については、上記①及び②の非課税措置等の適用はありません。

⑩ 非課税口座の再開設及び非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の再設定に関する手続

金融商品取引業者等の営業所において非課税口座を開設したものの、他の金融商品取引業者等で販売している金融商品に投資をしてこの特例を適用したいといったニーズに応えるため、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している者又は開設していた者が、次のイ及びロの手続の下で発行された勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を用いた次のハの手続により、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定の再設定を可能とする仕組みが設けられています。

イ 勘定廃止通知書の交付申請手続

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座（以下「変更前非課税口座」といいます。）に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等の営業所に開設する非課税口座に設けようとする場合には、その者は、その金融商品取引業者等の営業所の長に、その変更前非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日

から同日以後1年を経過する日（翌年の9月30日）までの間に所定の事項を記載した金融商品取引業者等変更届出書の提出をしなければなりません（旧措法37の14⑬前段、措規18の15の3㉗）。

ただし、この金融商品取引業者等変更届出書の提出をする日以前にその非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません（措法37の14⑬後段）。つまり、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に一度上場株式等の受入れをすると、その受入れをした日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定は他の非課税口座に移すことはできないこととなります。

（注） 金融商品取引業者等変更届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

ロ 非課税口座廃止通知書の交付申請手続

非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座について上記①及び②の非課税措置等の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その非課税口座を廃止する旨等の所定の事項を記載した非課税口座廃止届出書の提出をしなければなりません（旧措法37の14⑭、措規18の15の3㉘）。

（注） 非課税口座廃止届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に

記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

ハ 他の金融商品取引業者等の営業所への勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出

(イ) 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出により非課税口座を再開設する場合
勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付して非課税口座開設届出書の提出をする場合には、その口座を開設しようとする年の前年10月1日からその口座開設年において最初に本特例の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる日又はその口座開設年の9月30日のいずれか早い日までに提出しなければなりません（旧措法37の14⑤一、旧措令25の13⑤一前段）。

この場合に、その非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座においてその非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、その廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受領することができないこととされています（旧措令25の13⑤一後段）。したがって、その年分に上場株式等を受け入れた非課税口座の廃止により交付を受けた非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出をする場合には、その非課税口座を廃止した年の翌年分から非課税口座を開設することができますこととなります。

(注) 勘定廃止通知書については、その変更しようとする年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は

特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れている場合には金融商品取引業者等変更届出書を受領することはできないこととされているため（措法37の14⑬後段）、このような制限は設けられていません。

(ロ) 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出により既に開設している非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設定する場合（勘定の再設定）

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出してその非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設けようとする場合には、その者は、その設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る年分の前年10月1日から同日以後1年を経過する日（翌年の9月30日）までの間に、その勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を、その金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません（措法37の14⑰前段）。

この場合に、その非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、その非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、その廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、上記の金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座廃止通知書を受領することができません（旧措法37の14⑰後段）。したがって、その年分に上場株式等を受け入れた非課税口座の廃止により交付を受けた非課税口座廃止通知書を提出する場

合には、その非課税口座を廃止した年の翌年分から非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設定することができることとなります。

⑪ 同一の非課税口座内での勘定の変更に関する手続

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対して非課税口座異動届出書の提出をすることで、その非課税口座にその年に設けられた勘定を変更（非課税管理勘定⇔累積投資勘定、累積投資勘定⇔特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定）できることとされています（旧措令25の13の2②前段）。

ただし、その年に設けられた勘定の変更に係る非課税口座異動届出書の提出をする日以前に非課税口座に設けられたその年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書を受理することができないこととされています（旧措令25の13の2②後段）。

(注1) その非課税口座（令和6年1月1日において令和5年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限ります。）に令和6年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合にもこの非課税口座異動届出書の提出をすることとされています。以下この非課税口座異動届出書を「勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書」といいます。

(注2) 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

⑫ 非課税口座に関するその他の手続等

上記のほか、本年度の改正で見直しのあった主な手続は以下のとおりです。

イ 非課税口座移管依頼書の提出

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所からその金融商品取引業者等の他の営業所にその非課税口座に関する事務の全部を移管しようとする場合には、その者は、移管前の営業所を経由して移管先の営業所の長に、移管を依頼する旨その他所定の事項を記載した非課税口座移管依頼書の提出をしなければなりません（旧措令25の13の2④）。

(注) 非課税口座移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

ロ 平成29年以前の勘定設定期間に係る非課税管理勘定を設定している者の非課税適用確認書の交付申請書の提出に関する経過措置

平成28年度税制改正において、基準日における国内の住所を証する書類の添付が不要とされたことに伴い、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日にその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成30年1月1日から令和5年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなすこととされています（平成28年改正法附則73②）。この経過措置により、平成29年10月1日において個人番号の告知をしていた居住者等は

平成30年以後もその非課税口座においてこの非課税措置を継続して適用できるとされています。

なお、同日において個人番号の告知をしていない居住者等については、通常どおり非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続により平成30年分以後の非課税管理勘定を設定することとされています。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）

① 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。）については、所得税を課さないこととされています（措法9の9①）。

イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間

ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）である年の前年12月31日までの間

(注) 上記の「未成年者口座内上場株式等」とは、未成年者口座管理契約に基づきその未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます（措法37の14の2①）。以下同じです。

② 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口

座を開設している居住者等が、上記①イ及びロに掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ上記①イ及びロに定める期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（措法37の14の2①）。

一方、未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14の2②）。

③ 未成年者口座から未成年者口座内上場株式等の払出しがあった場合のみなし譲渡

次のイからハまでに掲げる事由（以下「払出事由」といいます。）により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含みます。）があった場合には、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金額（時価）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなして、この非課税措置及び未成年者口座年間取引報告書の提出に関する規定その他所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法37の14の2④）。

イ 未成年者口座管理契約に従って行う④未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（以下(2)において「他の保管口座」といいます。）への移管又は⑥未成年者口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還

ロ 相続又は遺贈

ハ 次に掲げる事由でその居住者等の基準年

の1月1日又は令和6年1月1日のいずれか早い日以後に生じたもの

- (イ) 未成年者口座の廃止
- (ロ) 贈与
- (ハ) 未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

(注1) 上記ハの「基準年」とは、その居住者等がその年3月31日において18歳である年をいいます。以下同じです。

(注2) このみなし譲渡によって、払出し時の金額（時価）で未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなされることから、払出し時の金額までの金額に対応する損益（取得価額との差額）は非課税又はしないものとされます。

この場合の「払出し時の金額」とは、次に掲げる株式等の区分に応じそれぞれ次に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額をいうこととされています（措令25の13の8⑳において準用する措令25の13④）。

- イ 取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）において行われている株式等をいいます。）……金融商品取引所において公表された払出事由が生じた日におけるその取引所売買株式等の最終の売買の価格に相当する金額
- ロ 店頭売買株式等（店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいいます。）……金融商品取引法の規定により公表された払出事由が生じた日におけるその店頭売買株式等の最終の売買の価格に相当する金額
- ハ その他価格公表株式等（上記イ又はロに掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその

公表をする者をいいます。）によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいいます。）……価格公表者によって公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格に相当する金額

(注) 投資信託の受益権の基準価額はこれに該当します。

- ニ 上記イからハまでに掲げる株式等以外の株式等……その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

(注) 上記イからハまでの株式等について、公表された払出事由が生じた日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とします。

④ 未成年者口座の意義

「未成年者口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）未満である者又はその年中に出生した者に限ります。）が、この(2)のジュニアNISAの非課税措置の適用を受けるため、一定の手續に従い、金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付した未成年者口座開設届出書の提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に開設された上場株式等の振替記載等に係る口座（その口座において未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の14の2⑤一）。

⑤ 未成年者口座管理契約の意義

「未成年者口座管理契約」とは、上記①及び②の非課税措置等の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14の2⑤二、旧措令25の13の8②～⑫、措令25の13の8⑳において準用する措令25の13⑥⑦⑫、措規18の15の10③～⑩）。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において行うこと。

ロ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入対価、払込金額又は移管に係る口座からの払出し時の金額（時価）をいいます。）の合計額が80万円（下記(ロ)に掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額（時価）を控除した金額）を超えないもの

i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（その買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの

ii その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（下記(ロ)に掲げるものを除きます。）

(注1) 上記iiの移管がされる上場株式等は、非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をして移管がされる上場株式等とされています。

(注2) 未成年者口座内上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

(ロ) その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に移管がされる上場株式等

(注) 上記(ロ)の移管がされる上場株式等は、非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をして他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等とされています。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、未成年者口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、未成年者口座内上場株式等を発行した法人の併合により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の

事由により取得する上場株式等

ハ 継続管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) その口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、その継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（下記ロに掲げるものを除きます。）で、その移管に係る払出し時の金額（時価）の合計額が80万円（下記ロに掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額（時価）を控除した金額）を超えないもの

(注) 上記(イ)の移管がされる上場株式等は、非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等とされています。

(ロ) その継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に移管がされる上場株式等

(注) 上記(ロ)の移管がされる上場株式等は、非課税管理勘定を設けた口座を開設している居住者等が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をして他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等とされています。

(ハ) 上記(ロ(ハ))に掲げる上場株式等

ニ 次に掲げる上場株式等は、それぞれ次のとおり移管をすること。

(イ) その口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）において有するその非課税管理勘定に係る上場株式等（上記ロ(イ)ii若しくは(ロ)又はハ(イ)若しくは(ロ)の移管がされるものを除きます。）……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

i その5年経過日の属する年の翌年3月31日において未成年者口座を開設する居住者等が18歳未満である場合……その5年経過日の翌日に次に定めるところにより行うその口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

a その非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されている場合には、その非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記 a の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄のその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てをその未成年者口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

b その居住者等がその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、所定の事項を記載した書類（以下「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出をした場合には、上記 a にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上

場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。以下同じです。）に記載又は記録がされたその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされたその課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注1) 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。以下同じです。

(注2) その課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されていない場合におけるその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等についても、その未成年者口座からその課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出は不要です。

ii 上記 i の場合以外の場合……5年経過日の翌日において、次のとおり行われます。

a その非課税管理勘定が設けられた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその未成年者口座を開設している居住者等が

特定口座を開設している場合には、その非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座に移管される。

(注) 上記 a の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄のその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てをその未成年者口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています。

b その居住者等が、上記 a の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をした場合には、上記 a にかかわらず、その特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされたその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管される。

(注) その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することも可能です。

c 上記 a の金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその金

融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管される。

- (ロ) 居住者等がその年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）以上である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等……同日の翌日において、上記ii aからcまでの非課税管理勘定に係る上場株式等の移管と同様の移管がされる。
- ホ 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、その居住者等の基準年の前年12月31日までは、次に定めるところによること。
 - (イ) 上場株式等のその口座から他の保管口座でその口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又はその上場株式等に係る有価証券の当該居住者等への返還（災害、疾病その他の一定の事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還でその口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）等を除きます。）をしないこと。
 - (ロ) 上場株式等について所定の方法以外の方法による譲渡（発行人の合併等によるものなどを除きます。）又は贈与をしないこと。
 - (ハ) 上場株式等の譲渡の対価又は上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。
- ヘ 未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日までにその者が出国により居住者等に該当しないこととなる場

合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その旨、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを課税未成年者口座に移管することを依頼する旨その他所定の事項を記載した書類（以下「出国移管依頼書」といいます。）の提出をすること。

(注) 出国移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。以下同じです。

ト 出国移管依頼書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その出国の時に、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管すること。

チ 出国移管依頼書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その未成年者口座を開設している居住者等が、帰国をした後、その金融商品取引業者等の営業所の長に帰国をした旨その他所定の事項を記載した届出書（以下「未成年者帰国届出書」といいます。）の提出をする時までの間は、その未成年者口座に係る非課税管理勘定に上場株式等を受け入れないこと。

(注) 未成年者帰国届出書は、その書面による提出に代えて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

リ その他一定の事項

(注1) 上記の「非課税管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から令和5年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）未満である年

及び出生した日の属する年に限ります。）

の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤三）。

（注2） 上記の「継続管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年から令和10年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳（令和4年4月1日以後は18歳）未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤四）。

⑥ 課税未成年者口座の意義

「課税未成年者口座」とは、未成年者口座を開設した居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）により構成されるもの（2以上の特定口座が含まれないものに限ります。）のうち、その未成年者口座と同時に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤五）。

⑦ 課税未成年者口座管理契約の意義

「課税未成年者口座管理契約」とは、このジュニアNISAの非課税措置の適用を受ける居住者等が、特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座を開設する際に未成年者口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（未成年者口座管理契約と同時に締結されるものに限ります。）で、その契約書において上場株式等の振替記載等又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、特定口座に関する定めにかかわらず、その記載

若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、その記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行うことその他の事項が定められているものをいいます（措法37の14の2⑤六、措令25の13の8⑭～⑯）。

⑧ 未成年者口座管理契約又は課税未成年者口座管理契約に反する行為があった場合の取扱い

イ 非課税措置の不適用

このジュニアNISAの非課税措置は、未成年者口座を開設した居住者等が18歳になるまでの間は、上場株式等及び資金等を未成年者口座及び課税未成年者口座から払い出すことが禁止されています。これに反して、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいれか早い日までこれら口座からの上場株式等の払出しなどの契約不履行等事由が生じた場合には、それまでに未成年者口座において生じた所得について上記①及び②の非課税措置は適用せず、遡及して課税することとされています（措法9の9②、37の14の2⑥）。ただし、災害等による返還等が生じたことに基因するものは、この遡及課税は行われません。

この「契約不履行等事由」とは、未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行について、次に掲げる事由に該当したことをいいます。

(イ) 上記⑤ホ又はハ等の要件に該当しない事由が生じたこと。

(ロ) 未成年者口座又は課税未成年者口座の

廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除きます。）をしたこと。

⑨ 契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収
イ 譲渡所得等に対する源泉徴収

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までにその未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、その契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、次の(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した金額に15%（他に地方税5%）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければなりません（措法37の14の2⑧）。ただし、災害等による返還等が生じたことにより口座を廃止する場合には、遡及課税が行われなためこの源泉徴収の適用もありません。

(イ) 次に掲げる金額の合計額

- i 未成年者口座を開設した日からその廃止の日までの間に支払われたその未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額（その譲渡の対価のうち、その金銭その他の資産をその未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったものの額は除きます。）
- ii 未成年者口座を開設した日からその廃止の日までの間にその未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた上場株式等のその移管があった時における払出し時の金額の合計額
- iii 未成年者口座を廃止した日において未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等のその廃止の

日における払出し時の金額の合計額

- (ロ) 未成年者口座を開設した日からその廃止の日までの間においてその未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされた上場株式等の取得対価の額及びその上場株式等の譲渡に要した費用の額の合計額（その譲渡の対価に係る金銭その他の資産を、その未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかった未成年者口座内上場株式等に係る取得対価の額及びその譲渡に要した費用の額は除きます。）

(注1) 上記により徴収して納付すべき所得税は、所得税法上の源泉徴収による所得税とみなされ、他の源泉徴収による所得税と同様に、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定が適用されます（措法37の14の2⑨）。また、上記により源泉徴収をした所得税は、その納付書に、その徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地その他所定の事項を記載した書類（以下「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」といいます。）を添付して納付しなければならないこととされています（措令25の13の8②②、措規18の15の10④⑤、旧措規別表7(2)）。

(注2) 上記による所得税を徴収する際には、その所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を併せて徴収し、その納期限までに、その徴収した復興特別所得税を所得税と併せて国に納付しなければならないこととされています（復興財確法28①～④）。

⑩ 未成年者口座の廃止等に関する手続

未成年者口座を開設している居住者等がその未成年者口座について上記①及び②の非課税措置等の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その未成年者口座が

開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その未成年者口座を廃止する旨等の所定の事項を記載した未成年者口座廃止届出書の提出をしなければなりません（旧措法37の14の2⑳、措規18の15の10㉑）。

なお、未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合には、これらの事由が生じた時に、その未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなされます（旧措法37の14の2⑳）。

（注）未成年者口座廃止届出書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

⑪ 未成年者口座に関するその他の手続等

上記のほか、本年度の改正で見直しのあった主な手続は以下のとおりです。

イ 未成年者口座移管依頼書の提出

未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所からその金融商品取引業者等の他の営業所にその未成年者口座に関する事務の全部を移管しようとする場合には、その者は、移管前の営業所を経由して移管先の営業所の長に、移管を依頼する旨その他所定の事項を記載した未成年者口座移管依頼書の提出をしなければなりません（措令25の13の8㉒において準用する旧措令25の13の2④）。

（注）未成年者口座移管依頼書は、その書面による提出に代えて、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて、その依頼書

に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできます。

ロ 未成年者口座年間取引報告書の提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座がある場合には、その未成年者口座を開設した居住者等の各人別に、その未成年者口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額その他の事項を記載した未成年者口座年間取引報告書を未成年者口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等のその未成年者口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法37の14の2㉓、措令25の13の8㉒において準用する措令25の13の7、旧措規18の15の11）。

また、上記⑨の契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収がされた場合には、金融商品取引業者等は、その契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、その源泉徴収をされた居住者等に未成年者口座年間取引報告書を交付しなければならないこととされています（措法37の14の2㉔）。

2 改正の内容

(1) 一般NISA、つみたてNISA及び新NISAの改正

① 金融商品取引業者等に対する届出書等の記載事項の電磁的方法による提供を行う際の本人確認手続の見直し

次に掲げる届出書等の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの届出書等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされていた「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の

送信」が不要とされました（措法37の14⑬⑭、措令25の13⑧二⑩一・二⑪⑬⑮四⑲一～四⑳、25の13の2②④）。

イ 金融商品取引業者等変更届出書（上記1(1)⑩イ）

ロ 非課税口座廃止届出書（上記1(1)⑩ロ）

ハ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ハロ）

ニ 非課税口座内上場株式等移管依頼書（上記1(1)④ロイii（注2））

ホ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書（上記1(1)④ロイii（注2））

ヘ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書（上記1(1)⑥ハロii）

ト 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書（上記1(1)⑪）

チ 非課税口座移管依頼書（上記1(1)⑫イ）

（注） この改正の趣旨は、前述「五 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の2(2)と同じです。

② 個人番号を告知していない非課税口座開設者の非課税管理勘定の再設定手続等の整備

上記1(1)⑫ロの手続を行っていない居住者等がその開設している非課税口座に新たに非課税管理勘定を設定するためには、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税適用確認書を提出する必要がありましたが、令和2年度の税制改正において開設手続の一本化が行われ、その交付申請手続が令和3年3月31日をもって廃止されています。このため、同日後においても平成29年分非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を令和4年分の非課税管理勘定にロールオーバーすること等が可能となるよう次の措置が講じられました。

イ 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等で、同日前にそ

の者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものがその金融商品取引業者等の営業所の長に対して同日から同年12月31日までの間に提出をした非課税口座開設届出書については、金融商品取引業者等の営業所の長は、上記1(1)⑧にかかわらず、これを受理することができることとされました。ただし、その提出の際に上記1(1)⑦（注2）の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書については、受理することができません（平成28年改正法附則73⑤）。つまり、令和3年4月1日から同年12月31日までの間は、上記1(1)⑦と同様の手続を可能とし、令和3年分以後の非課税管理勘定をその非課税口座に設定できることとするにより、平成29年分の非課税管理勘定において管理されている非課税口座内上場株式等を令和4年分の非課税管理勘定にロールオーバーすることができることとされました。

ロ 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年12月31日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、令和4年1月1日にその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととされました（平成28年改正法附則73⑥）。従って、上記イの手続を行わなかった場合でも、令和4年以後、その金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を再開設することが可能となります。

（注） 平成29年分の非課税管理勘定が設定されていない非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等で、同日前にその者の個人番号をその非課税口

座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものについては、既にその非課税口座に受け入れている上場株式等が無いことから、その金融商品取引業者等でNISAの適用を再開しようとする場合には、非課税口座廃止届出書を提出して一旦非課税口座を廃止した上で、再度その金融商品取引業者等の営業所の長に上記1(1)⑦と同様に非課税口座開設届出書を提出することにより、その金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を再開することとされています。

(2) ジュニアNISAの改正

① 金融商品取引業者等に対する届出書等の記載事項の電磁的方法による提供を行う際の本人確認手続の見直し

次に掲げる届出書等の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの届出書等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされていた「その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信」が不要とされました（措法37の14の2⑳、措令25の13の8③④⑤二⑥二、措令25の13の8⑦において準用する同条⑥二、措令25の13の8⑩において準用する措令25の13の2④）。

イ 未成年者口座廃止届出書（上記1(2)⑩（注））

ロ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書（上記1(2)⑤ロ(イ)ii（注2））

ハ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（上記1(2)⑤ニ(イ)i b（注1））

ニ 未成年者口座移管依頼書（上記1(2)①イ）

（注） この改正の趣旨は、前述「五 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の2(2)と

同じです。

② 未成年者口座年間取引報告書の書式の整備 令和2年度税制改正において、令和6年1月1日以後払出制限が解除され、同日以後に生ずる契約不履行等事由については、源泉徴収を行わないこととされたことに伴い、未成年者口座年間取引報告書の記載事項及び書式について所要の整備が行われました（措規18の15の11②九、別表7(3)）。

具体的には、令和6年以後の各年において開設されている未成年者口座に係る未成年者口座年間取引報告書は次頁のとおりとされました。

（注） 未成年者口座年間取引報告書と非課税口座年間取引報告書は兼用様式のため、令和6年以後の各年において開設されている非課税口座に係る非課税口座年間取引報告書の書式も上記となります。なお、本年の改正においては未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書（措規別表7(2)）について同様の改正は行っておりません。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、令和3年4月1日以後に行われる上記2(1)①に掲げる届出書等の提出について適用し、同日前に行われた上記2(1)①に掲げる届出書等の提出については従前どおりとされています（改正法附則36⑦⑧、改正措令附則10⑧～⑫）。

（注） なお、上記2(1)①に掲げる届出書等のうち、ハからホまでに掲げる依頼書で特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係るもの及びへに掲げる届出書については、令和3年4月1日前に提出されることがないため経過措置を設けていませんが、同様に同日以後に行われる提出について適用されることとなります。

(2) 上記2(1)②の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

(3) 上記2(2)①の改正は、令和3年4月1日以後

に行われる上記2(2)①に掲げる届出書等の提出について適用し、同日前に行われた上記2(2)①に掲げる届出書等の提出については従前どおりとされています（改正法附則36⑨、改正措令附則10⑬～⑯）。

- (4) 上記2(2)②の改正は、令和6年以後の各年において開設されている未成年者口座に係る未成年者口座年間取引報告書について適用し、令和5年以前の各年において開設されていた未成年

者口座に係る未成年者口座年間取引報告書については従前どおりとされています（改正措規附則17③）。

なお、当分の間、改正前の未成年者口座年間取引報告書に改正後の未成年者口座年間取引報告書の書式に準じて記載したものをもってこれに代えることができることとされています（改正措規附則17⑤）。

十一 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 内国法人で一定のもの又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び分離利子公社債に係る利子の支払を含みます。）により平成28年1月1日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあっては、①に掲げる償還金に限ります。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとされ、その差益金額に対し15%の税率による源泉徴収により所得税を課することとされています（措法41の12の2①）。

① 国内において支払われる割引債の償還金（分離利子公社債に係る利子の支払を含み、買入消却が行われる場合にあってはその買入れの対価とされます。以下同じです。）

② 国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限ります。）で国内における支払の取扱者を通じて交付を受けるもの

- (2) 上記(1)の「内国法人で一定のもの」とは、次に掲げる内国法人をいうこととされています（措法41の12の2①、旧措令26の17①）。

① 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）

② 人格のない社団等

③ 法人税法以外の法律によって法人税法の公益法人等とみなされている次に掲げる法人

イ 地方自治法に規定する認可地縁団体

ロ 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人

ハ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等

ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合

ホ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

ヘ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合及びマンション敷地売却組合

2 改正の内容

上記1(2)のこの特例の対象となる内国法人の範囲に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する敷地分割組合が追加されました（措令26の17①）。

なお、敷地分割組合の概要については、前述「**第一 住宅・土地税制の改正**」の「**四 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例等の改正**」をご参照ください。

3 適用関係

上記2の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2

年法律第62号）の施行の日から施行されます（改正措令附則1九）。

（注） マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日は、同法の公布の日（令和2年

6月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則1）、その政令は、今後定められます。

第三 事業所得等に係る税制の改正

一 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

1 制度の概要

今般の税制改正において次のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されました。

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

① 事業適応設備に係る措置

青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「産競法等改正法」といいます。）の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除きます。）の取得又は製作をして、その個人の事業の用に供したときは、その取得価額（下記②の措置

の対象となる資産と合計して300億円が上限）の30%相当額の特別償却又はその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のもの用に供する資産については、5%）相当額の税額控除（下記②の措置の税額控除及び下記(2)の制度の税額控除と合計して調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされました（措法10の5の6①⑦）。

② 事業適応繰延資産に係る措置

青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記①の措置の対象となる資産と合計して300億円が上限）の30%相当額の特別償却又はその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の税額控除（上記①の措置の税額控除及び下記(2)の制度の税額控除と合計して調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされました（措法10の5の6③⑧）。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者（その認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限ります。）にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限ります。）であるものが、産競法等改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得又は製作若しくは建設をして、その個人の事業の用に供した場合には、その取得価額（500億円が上限）の50%相当額の特別償却又はその取得価額の5%（その生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の税額控除（上記(1)の制度の税額控除と合計して調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされました（措法10の5の6⑤⑨）。

2 制度の内容

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

① 適用対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法第21条の28第2項に規定する認定事業適応事業者であるものとされています（措法10の5の6①）。

② 適用期間

適用期間は、産競法等改正法の施行の日から令和5年3月31日までの期間とされています（措法10の5の6①③⑦⑧）。

③ 適用対象資産（減価償却資産）

適用対象となる減価償却資産は、情報技術事業適応設備とされています（措法10の5の6①⑦）。具体的には、産業競争力強化法第21条の28第2項に規定する情報技術事業適応（以下「情報技術事業適応」といいます。）の用に供するために特定ソフトウェアの新設若

しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）を支出する場合において、次の資産の取得等（取得又は製作をいいます。以下(1)において同じです。）をしたときにおけるその資産とされています（措法10の5の6①⑦）。

イ その新設又は増設に係る特定ソフトウェア

ロ 上記イの特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品

(注) 上記の「特定ソフトウェア」とは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複製して販売するための原本を除くこととされています（措令5の6の6①）。

なお、主として産業試験研究の用に供される一定の資産を除くこととされています（措法10の5の6①）。

(注) 上記の「産業試験研究」とは、租税特別措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究をいいます（措法10の5の6①）。

④ 適用対象資産（繰延資産）

適用対象となる繰延資産は、事業適応繰延資産とされています（措法10の5の6③⑧）。具体的には、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合におけるその支出した費用に係る繰延資産とされています（措法10の5の6③⑧）。

⑤ 取得等及び事業供用に関する要件（減価償却資産）

情報技術事業適応設備については、適用対象者が、適用期間内に、情報技術事業適応設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその情報技術事業適

応設備を製作して、これを国内にあるその適用対象者の事業の用に供した場合におけるその事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用することができることとされています（措法10の5の6①⑦）。

（注1） 情報技術事業適応設備を貸付けの用に供した場合は、他の特別償却制度と同様に、事業の用に供した場合から除外されています（措法10の5の6①）。

（注2） 事業を廃止した日の属する年は、供用年から除外されています（措法10の5の6①）。

⑥ 取得等及び事業供用に関する要件（繰延資産）

事業適応繰延資産については、適用対象者が、適用期間内に、事業適応繰延資産となる費用を支出する場合におけるその支出した日の属する年（支出年）に適用することができることとされています（措法10の5の6③⑧）。

（注） 事業を廃止した日の属する年は、支出年から除外されています（措法10の5の6③）。

⑦ 特別償却の適用を受ける場合

イ 特別償却限度額

適用対象者が、特別償却の適用を受ける場合における特別償却限度額は、その情報技術事業適応設備の取得価額又はその事業適応繰延資産の額の30%相当額とされています（措法10の5の6①本文、③本文）。なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法10の5の6①ただし書、③ただし書）。

ただし、次の金額の合計額（以下(1)において「対象資産合計額」といいます。）が300億円を超える場合には、300億円にその情報技術事業適応設備の取得価額又はその事業適応繰延資産の額が対象資産合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額の30%相当額とされています（措法10の5の6①本文、③本文）。

(イ) 次の資産の取得価額

A 情報技術事業適応の用に供するために取得等をする特定ソフトウェア

B 上記Aの特定ソフトウェア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）を支出するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品

(ロ) 情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）の額

ロ 特別償却不足額がある場合

他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができるとされています（措法10の5の6②④）。

⑧ 税額控除の適用を受ける場合

特別償却との選択で税額控除の適用を受けることができることとされていますが、この税額控除の適用を受ける場合における税額控除限度額は、次の区分に応じ次のとおりとされています（措法10の5の6⑦⑧）。

イ ロ及びハ以外のもの……その情報技術事業適応設備の取得価額又はその事業適応繰延資産の額の3%相当額

ロ 情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資するものの用に供する情報技術事業適応設備……その情報技術事業適応設備の取得価額の5%相当額

ハ 情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資するものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産……その事業適応繰延資産の額の5%相当額

ただし、対象資産合計額が300億円を超える場合には、税額控除限度額は、300億円にその情報技術事業適応設備の取得価額又はその事業適応繰延資産の額が対象資産合計額の

うちに占める割合を乗じて計算した金額の3%又は5%相当額とされています（措法10の5の6①⑦⑧）。

上記ロ及びハの「情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資するもの」は、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣の確認を受けたものとされています（措令5の6の6③）。

この税額控除限度額が適用対象者の供用年分又は支出年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、情報技術事業適応設備と事業適応繰延資産の合計で、その供用年分又は支出年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています（措法10の5の6⑦後段、⑧後段）。

(注) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除の適用を受ける場合には、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除とを合計して調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の6⑨後段）。

⑨ 特別償却の適用除外

特別償却は、適用対象者が所有権移転外リース取引により取得した情報技術事業適応設備については、適用しないこととされています（措法10の5の6⑩）。

⑩ 申告要件

イ 特別償却の適用を受ける場合

確定申告書に必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の償却費の額の計算に関する明細書その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の5の6⑪）。

ロ 税額控除の適用を受ける場合

確定申告書（控除を受ける金額を増加さ

せる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、税額控除される金額の計算の基礎となる情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額は、確定申告書に添付された書類に記載された情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額が限度とされます（措法10の5の6⑫）。

(注) 上記イ及びロの一定の書類は、今後、省令によって定められる予定です。

⑪ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制との重複適用の排除

下記(2)のカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受ける資産については、この制度の対象外とされています（措法10の5の6⑤⑦⑨）。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

① 適用対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者で、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（産業競争力強化法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいいます。以下同じです。）のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものとされています（措法10の5の6⑤）。

ここで、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画とは、産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画のう

ち、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます（措法10の5の6⑤）。

② 適用期間

適用期間は、産競法等改正法の施行の日から令和6年3月31日までの期間とされています（措法10の5の6⑤⑨）。

③ 適用対象資産

この措置の適用対象資産は、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等とされています（措法10の5の6⑤⑨）。

生産工程効率化等設備等とは、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第14項に規定する需要開拓商品生産設備をいいます（措法10の5の6⑤）。

④ 取得等及び事業供用に関する要件

この措置は、適用対象者が、適用期間内に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその適用対象者の事業の用に供した場合におけるその事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用することができることとされています（措法10の5の6⑤⑨）。

（注1） 生産工程効率化等設備等を貸付けの用に供した場合は、他の特別償却制度と同様に、事業の用に供した場合から除外されています（措法10の5の6①⑤）。

（注2） 事業を廃止した日の属する年は、供用年から除外されています（措法10の5の6①⑤）。

⑤ 特別償却の適用を受ける場合

イ 特別償却限度額

適用対象者が、特別償却の適用を受ける場合における特別償却限度額は、その生産工程効率化等設備等の取得価額の50%相当

額とされています（措法10の5の6⑤本文）。なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法10の5の6⑤ただし書）。

ただし、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額（以下「対象資産合計額」といいます。）が500億円を超える場合には、500億円にその生産工程効率化等設備等の取得価額が対象資産合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額の50%相当額とされています（措法10の5の6⑤本文）。

ロ 特別償却不足額がある場合

他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法10の5の6⑥）。

⑥ 税額控除の適用を受ける場合

特別償却との選択で税額控除の適用を受けることができることとされていますが、この税額控除の適用を受ける場合における生産工程効率化等設備等税額控除限度額は、次の区分に応じ次のとおりとされています（措法10の5の6⑨）。

イ 生産工程効率化等設備のうちロ以外のもの……その生産工程効率化等設備等の取得価額の5%相当額

ロ 生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するもの……その生産工程効率化等設備の取得価額の10%相当額

ハ 需要開拓商品生産設備……その需要開拓商品生産設備の取得価額の10%相当額

ただし、対象資産合計額が500億円を超える場合には、生産工程効率化等設備等税額控除限度額は、500億円にその生産工程効率化等設備等の取得価額が対象資産合計額のうち

に占める割合を乗じて計算した金額の5%又は10%相当額とされています（措法10の5の6⑤⑨）。

上記ロの「エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するもの」は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとされています（措令5の6の6⑥）。

この生産工程効率化等設備等税額控除限度額が適用対象者の供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています（措法10の5の6⑨後段）。

(注) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除の適用を受ける場合には、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除とデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除とを合計して調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の6⑨後段）。

⑦ 特別償却の適用除外

特別償却は、適用対象者が所有権移転外リース取引により取得した生産工程効率化等設備等については、適用しないこととされています（措法10の5の6⑩）。

⑧ 申告要件

イ 特別償却の適用を受ける場合
確定申告書に必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、

かつ、生産工程効率化等設備等の償却費の額の計算に関する明細書その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の5の6⑪）。

ロ 税額控除の適用を受ける場合

確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、税額控除される金額の計算の基礎となる生産工程効率化等設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された生産工程効率化等設備等の取得価額が限度とされます（措法10の5の6⑫）。

(注) 上記イ及びロの一定の書類は、今後、省令によって定められる予定です。

⑨ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制との重複適用の排除

上記(1)のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用を受ける資産については、この制度の対象外とされています（措法10の5の6⑤⑦⑨）。

3 適用関係

上記2の制度は、産競法等改正法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

二 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までによって構成されています。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告者のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、その事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得

金額に係る所得税額から、その年分のその試験研究費の額に次の税額控除割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、10%を上限とします。）を乗じて計算した金額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができます。なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額が限度とされています（旧措法10①）。

① 税額控除割合の原則

イ 増減試験研究費割合が8%を超える場合（旧措法10①一）

《算式》

$$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

ロ 増減試験研究費割合が8%以下である場合（旧措法10①二）

《算式》

$$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

（下限：6%）

ハ その年が事業を開始した日の属する年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合（旧措法10①三）

8.5%とされています。

② 税額控除割合の上限の特例

令和2年及び令和3年の各年分においては、税額控除割合の上限を14%に引き上げる措置が講じられています（旧措法10①②）。

③ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例

令和2年及び令和3年の各年分において試験研究費割合が10%を超える場合には、税額控除割合を、上記①の割合と、その割合に次の算式による控除割合増率（10%を上限とします。）を乗じて計算した割合とを合計した割合とする措置が講じられています（旧措法10②二①）。

《算式》

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$$

④ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例

令和2年及び令和3年の各年分において試験研究費割合が10%を超える場合には、その10%を超える年分においては、税額控除限度額の上限を次の算式により算出された金額とする措置が講じられています（旧措法10②二①）。

《算式》

その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額+その調整前事業所得税額×（（試験研究費割合-10%）×2）

なお、この算式のうち「（（試験研究費割合-10%）×2）」により算出された割合の上限は、10%とされています。

（注1） 上記の「試験研究費」とは、製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために要する費用をいい（旧措法10⑦一）、具体的には次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の費用とされています（旧措令5の3⑥⑦）。

① 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究……次の費用（旧措令5の3⑦一）

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（旧措令5の3⑦一イ）

（注） 上記の「人件費」は、専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています。

ロ 他の者に委託をして試験研究を行うその個人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（旧措令5の3⑦一ロ）

（注） 上記の「他の者」には、その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含むものとされています。

ハ 技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用（旧措令5の3⑦一ハ）

② 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究……次の費用（旧措令5の3⑦二）

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（旧措令5の3⑦二イ）

（注1） 上記の「人件費」は、情報解析専門家でその専門的な知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています（旧措令5の3⑦二イ、旧措規5の6②）。

（注2） 上記（注1）の「情報解析専門家」とは、下記（注2）

①の収集に係る情報又は下記（注2）①の取得に係る情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者をいいます（措規5の6①）。

（注3） 上記の「経費」のうち、外注費にあっては、上記の原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除きます。）に限ることとされています。

ロ 他の者に委託をして試験研究を行うその個人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（旧措令5の3⑦二ロ）

（注） 上記の「費用」は、上記イの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ることとされて

います。また、他の者については、上記①ロ（注）と同様です。

（注2） 上記④（注1）の「一定の試験研究」とは、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の全てが行われる場合におけるそれぞれ次のものをいいます（旧措令5の3⑥、措規5の6①）。

① 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

② 上記①の収集に係る情報又は上記①の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により情報の解析を行う専用のソフトウェアを用いて行われる分析

③ 上記②の分析により発見された法則を利用したその役務の設計

④ 上記③の設計に係る上記③の法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

（注3） 上記の「試験研究費の額」は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合にはその金額を控除した金額とし、この他の者には、その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含むこととされています。（旧措法10①）。

（注4） 上記の「調整前事業所得税額」とは、次の税額控除を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（所得金額調整控除の適用があ

る場合には、控除後の残額）、譲渡所得の金額（長期譲渡所得に係る部分については、その金額の2分の1に相当する金額）、一時所得の金額の2分の1に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額をいいます（旧措法10⑦四、旧措令5の3⑧、旧震災税特令12の2⑧、12の2の2⑤、12の2の3⑤、12の3④、12の3の2⑥、12の3の3⑥）。以下この「**第三 事業所得等に係る税制の改正**」において同じです。なお、次の税額控除の範囲については、本年度の改正に伴う所要の改正が行われています。

- ① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（旧措法10①③⑥）
- ② 高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の2③）
- ③ 中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の3③④）
- ④ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の4③）
- ⑤ 地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の4の2③）
- ⑥ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の5①②）
- ⑦ 特定中小事業者が経営改善設備を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の5の2③④）
- ⑧ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の5の3③④）
- ⑨ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除（旧措法10の5の4①②）
- ⑩ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の5の4の2③）
- ⑪ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41①）
- ⑫ 政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18②）
- ⑬ 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の2②）
- ⑭ 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3①）
- ⑮ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の2①）
- ⑯ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の3①③⑤～⑧）
- ⑰ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の4①③）
- ⑱ 分配時調整外国税相当額控除（所法93、165の5の3）
- ⑲ 外国税額控除（所法95、165の6）
- ⑳ 復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧震災税特法10③④）
- ㉑ 企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧震災税特法10の2③④）
- ㉒ 避難解除区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除（旧震災税特法10の2の2③④）
- ㉓ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（旧震災税特法10の3①）
- ㉔ 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（旧震災税特法10の3の2①）
- ㉕ 避難解除区域等において避難対象雇

用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の3の3①）

(注5) 上記の「増減試験研究費割合」とは、増減試験研究費の額（適用年（この制度又は下記(2)の中小企業技術基盤強化税制の適用を受けようとする年をいいます。以下同じです。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。）の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法10⑦二）。

(注6) 上記の「比較試験研究費の額」とは、適用年前3年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の合計額をその適用年前3年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限ります。）の年数で除して計算した金額をいいます（旧措法10⑦三）。

(注7) 上記の「試験研究費割合」とは、適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（旧措法10⑦五）。この「平均売上金額」とは、適用年の年分の売上金額（棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額をいいます。以下同じです。）及びその適用年前3年以内の各年の年分の売上金額の合計額をその適用年及びその各年の年数で除して計算した金額をいいます（旧措法10⑦八、旧措令5の3⑬⑭）。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

青色申告者である中小事業者のその年分（上記(1)の制度の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、その事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分

の総所得金額に係る所得税額から、その年分の試験研究費の額の12%に相当する金額を控除することができます。なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額が限度とされています（旧措法10③）。

① 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例

平成30年から令和3年までの各年分において、増減試験研究費割合が8%を超える場合には、税額控除割合を次の算式により算出された割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、17%を上限とします。）とし、税額控除額の上限をその適用を受ける年分の調整前事業所得税額の35%相当額とする措置が講じられています（旧措法10④③）。

《算式》

$$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

② 試験研究費割合が10%を超える場合の特例

令和2年及び令和3年の各年分において、試験研究費割合が10%を超える場合には、税額控除割合を、12%（原則）又は上記①の算式による割合と、これらに次の算式による控除割合増率（10%を上限とします。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（その合計した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、17%を上限とします。）とする措置が講じられています（旧措法10③～⑤）。

《算式》

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$$

また、税額控除額の上限について、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする措置が講じられています（旧措法10⑤③）。

イ 下記ロ以外の場合

税額控除額の上限は、次の算式により算出された金額とされます（旧措法10⑤一③）。

《算式》

その適用を受ける年分の調整前事業所得税額

の25%相当額+その調整前事業所得税額×
 ((試験研究費割合-10%)×2)

なお、この算式のうち「((試験研究費割合-10%)×2)」により算出された割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出された割合の上限は10%とされています(旧措法10⑤一③)。

ロ 増減試験研究費割合が8%を超える場合
 税額控除額の上限は、上記①によるその適用を受ける年分の調整前事業所得税額の35%相当額又は上記イの算式により算出された金額のいずれかとされています(旧措法10⑤二③)。

(注) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます(旧措法10⑦六、旧措令5の3⑨)。

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

青色申告者のその年分(事業を廃止した日の属する年分を除きます。)において、その事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税額から、次の金額の合計額を控除することができます(旧措法10⑥)。なお、控除を受ける金額は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の10%相当額が限度とされています(旧措法10⑥)。また、この制度の適用を受ける年において上記(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度又は上記(2)の中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける場合には、これらの制度によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除する金額の計算の基礎となった特別試験研究費の額は、本制度の対象から除くこととされています(旧措法10⑥)。

① その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額の30%相当額

② その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なものに係る試験研究費の額の25%相当額

③ その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち上記①及び②の試験研究費の額以外の試験研究費の額の20%相当額

(注) 上記の「特別試験研究費の額」とは、試験研究費の額のうち、国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者(租税特別措置第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。)からその有する知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいいます。以下同じです。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究等に係る試験研究費の額をいい(旧措法10⑦七)、具体的には次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の金額とされています(旧措令5の3⑩⑪、旧措規5の6③~⑳)。

イ 特別研究機関等と共同して行う試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法の行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額(旧措令5の3⑩一⑪一、旧措規5の6⑱一)

(注1) 上記の「特別研究機関等」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の試験研究機関等

及び国立研究開発法人をいいます（旧措令5の3⑩一）。

（注2） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究に要する費用の分担及びその明細並びにその試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩一）。

ロ 大学等と共同して行う試験研究で、その大学等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいいます。以下同じです。）を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩二⑪二、旧措規5の6⑱一）

（注1） 上記の「大学等」とは、学校教育法の大学若しくは高等専門学校又は大学共同利用機関をいい、この大学又は高等専門学校からは、構造改革特別区域法の学校設置会社が設置するものを除くこととされています（旧措令5の3⑩二）。

（注2） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究におけるその個人及びその大学等の役割分担及びその内容、その個人及びその大学等がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その大学等がその費用のうちその個人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人及びその大学等に帰属する旨及

びその内容、その大学等によるその成果の公表に関する事項等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩二、旧措規5の6⑳）。

ハ 新事業開拓事業者等と共同して行う試験研究で、その新事業開拓事業者等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その新事業開拓事業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩三⑪二、旧措規5の6⑱二）

（注1） 上記の「新事業開拓事業者等」とは、次の者をいい、特別研究機関等、大学等、その個人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している法人及びその個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人を除くこととされています（旧措令5の3⑩三、旧措規5の6⑳）。ただし、その適用を受ける年分の確定申告書にそれぞれ次の書類の添付がある場合におけるその者に限ることとされています。

(イ) 産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの……その新事業開拓事業者の株主名簿の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいいます。以下同じです。）のうちその株式が

その組合財産であることを明らかにする書類

- (ロ) 産業競争力強化法の認定特定研究成果活用支援事業者に該当する投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人で、その発行する株式が初めてその組合財産となった日においてその資本金の額が5億円未満であるもの（以下「特定研究成果活用事業者」といいます。）のうち次の要件の全てを満たすもの……その特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうちその株式がその組合財産であることを明らかにする書類及びAの書類の写し

A その特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいいます。）が大学等又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第3に掲げる法人（以下「特別研究開発法人」といいます。）の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限ります。）。

B その特定研究成果活用事業者の発行する株式が初めてその組合財産となった日から起算して10年を経過していないこと。

- (ハ) 特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定により出資を受ける成果活用事業者に該当する法人で、その特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日においてその資本金の額が5億円未満であ

るもの（以下「研究開発成果活用事業者」といいます。）のうち次の要件の全てを満たすもの……その研究開発成果活用事業者の株主名簿の写し等のうちその特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びAの書類の写し

A その研究開発成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいいます。）が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限ります。）。

B その研究開発成果活用事業者がその特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日から起算して10年を経過していないこと。

(注2) 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究におけるその個人及びその新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、その個人及びその新事業開拓事業者等がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その新事業開拓事業者等がその費用のうちその個人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人及びその新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩三、旧措規5の6⑤）。

ニ 他の者と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験

研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩四⑪二、旧措規5の6⑬三）

（注1） 上記の「他の者」からは、特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、その個人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している法人及びその個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人を除くこととされています（旧措令5の3⑩四）。

（注2） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究におけるその個人及び当該他の者の役割分担及びその内容、その個人及び当該他の者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者がその費用のうちその個人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩四、旧措規5の6⑬）。

ホ 技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第3条第1項第1号に規定する試験研究で、その技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第13条第1項に規定する事業計画に基づいて行われるもの……その試験研究に係る同法第9条第1項の規定により賦課される費用の額（旧措令5の3⑦一ハ⑩五⑪三）

（注） 上記の「技術研究組合の定款若しくは規約又は事業計画」は、その定款若

しくは規約又は事業計画において、その試験研究におけるその個人及びその個人以外のその技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩五、旧措規5の6⑯）。

ヘ 特別研究機関等に委託する試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法の行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩六⑪一、旧措規5の6⑬二）

（注） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究に要する費用の額及びその明細並びにその試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩六）。

ト 大学等に委託する試験研究で、その大学等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩七⑪二、旧措規5の6⑬四）

（注） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用の額を負

担する旨及びその明細、その大学等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩七、旧措規5の6⑧）。

チ 特定中小企業者等のうち試験研究を行うために必要な拠点を有すること等の要件を満たすものに委託する試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩八⑪二、旧措規5の6⑩⑲五）

（注1） 上記の「特定中小企業者等」とは、中小事業者で青色申告書を提出するもの、中小企業者で青色申告書を提出するもの及び租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人に該当するもの、法人税法別表第2に掲げる法人並びに国の機関、地方公共団体及びその機関、学校教育法の大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関並びに独立行政法人及び地方独立行政法人をいい、特別研究機関等、大学等、その個人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している法人、その個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人及びその個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を除くこととされています（旧措

令5の3⑩八、旧措規5の6⑨、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令2一）。

（注2） 上記の「契約又は協定」は、その契約又は協定において、その試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その特定中小企業者等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果の帰属に関する事項等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩八、旧措規5の6⑩⑲）。

（注3） その試験研究の主要な部分についてその特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに下記り及びヌの試験研究に該当するものを除くこととされています（旧措令5の3⑩八）。

リ 新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、その新事業開拓事業者等とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その新事業開拓事業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩九⑪二、旧措規5の6⑩⑲～⑩⑲⑲六）

（イ） その委託する試験研究の成果を活用してその個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その

新事業開拓事業者等に委託する試験研究がその個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限りま。

- (ロ) その委託する試験研究が主としてその新事業開拓事業者等の有する知的財産権その他これに準ずるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産（以下「知的財産権等」といいます。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその新事業開拓事業者等の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限りま。）。

(注1) 上記の「委任契約等」とは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定に該当するものをいいます（旧措規5の6⑫）。ただし、この契約又は協定からは、次の類型のものが除外されています。

A 次の(A)から(C)までの全てに該当する契約又は協定

(A) その委託する事務（以下「委託事務」といいます。）を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと。なお、その報酬の支払に係る債務（その事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含みます。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含むこととされています。

(B) 委託事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡

しの対価を支払うこととされていること。

(C) 委託事務に着手する時においてその委託事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること。なお、委託事務の履行により得られる成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含むこととされています。

B 次のいずれかに該当する契約又は協定

(A) その委託の終了後における委託事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

(B) 委託事務を履行することに対する報酬の支払及びその委託事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

(注2) 上記の「委任契約等」は、その委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その新事業開拓事業者等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩九、旧措規5の6⑬）。

(注3) 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています。また、試験研究の主要な部分についてその新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除くこととされています（旧措令5の3⑩九）。

ヌ 他の者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、当該他の者との委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩十⑪二、旧措規5の6⑯七）

(イ) その委託する試験研究の成果を活用してその個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試験研究がその個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ります。）。

(ロ) その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限ります。）。

(注1) 上記の「他の者」からは、特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、その個人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している法人及びその個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人を除くこととされています（旧措令5の3⑩十）。

(注2) 上記の「委任契約等」は、その委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割とし

てその個人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該他の者がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています（旧措令5の3⑩十、旧措規5の6⑯）。

(注3) 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています（旧措令5の3⑩九・十）。

ル 特定中小企業者等（中小事業者等に限りません。）から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に係る知的財産権の使用料であってその個人がその特定中小企業者等に対して支払ったものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩十一⑪四、旧措規5の6⑳）

(注) 上記の「中小事業者等」とは、中小事業者で青色申告書を提出するもの、中小企業者で青色申告書を提出するもの及び租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人に該当するものをいいます（旧措令5の3⑩八）。

ヲ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は同法の特用途医薬品、特用途医療機器若しくは特用途再生医療等製品に関する試験研究で、国

立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の規定による助成金の交付を受けてその対象となった期間に行われるもの……試験研究費の額のうち、その試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもので、その金額が生じた年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（旧措令5の3⑩十二⑪一、旧措規5の6⑬三）

2 改正の内容

(1) 試験研究費の額の見直し

① 概要

本制度の対象となる「試験研究費の額」について、次の見直しが行われました（措法10⑧一）。

イ 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除きます。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。）となる費用の額が追加されました。

ロ 上記イの見直しに伴い、上記イの固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外されました。

ハ 上記イの見直しに伴い、事業所得の総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額が除外されました。

ニ 新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました。

② 棚卸資産、固定資産又は繰延資産の取得価額に含まれる研究開発費の額の追加

試験研究費の額に追加される費用の額は、次の要件に該当するものとされています（措

法10⑧一口）。

イ 製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために要する費用で、一定のものの額であること（事業所得の金額に係るものに限りません。）。

ロ 研究開発費として経理をした金額であること。

ハ 固定資産にあつては事業の用に供する時において上記イの試験研究の用に供する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額でないこと。繰延資産にあつては上記イの試験研究のために支出した費用でないこと。

③ 当初試験研究用以外の固定資産及び繰延資産の償却費等の除外

上記②の改正により、当初試験研究用資産以外の資産については、取得価額に含まれる試験研究費の額が本制度の対象とされたため、二重適用とならないよう、上記①ロのとおり、一定の試験研究費の額が、対象から除外されました（措法10⑧一イ(1)）。

(注) 上記の「当初試験研究用資産」とは、事業の用に供する時において上記②イの試験研究の用に供する固定資産及び上記②イの試験研究のために支出した費用に係る繰延資産をいいます。

④ 原価の除外

所得税法第37条第1項の事業所得の総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額が、本制度の対象となる試験研究費の額から除外されました（措法10⑧一イ）。

⑤ 新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額の除外

本制度の対象となる試験研究費の額から、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発

明に係る試験研究のために要する費用の額のうち、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました（措法10⑧一イ(1)）。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度（改正前：試験研究費の総額に係る税額控除制度）の見直し

① 税額控除割合の見直し

税額控除割合の逡増率の転換点が増減試験研究費割合8%から増減試験研究費割合9.4%に引き上げられ、転換点を超える場合の逡増率が0.3から0.35に引き上げられるとともに、税額控除割合の下限が6%から2%に引き下げられた上、税額控除割合の上限を10%から14%に引き上げる措置及び試験研究費割合が10%を超える場合に税額控除割合を割り増す措置の適用期限が令和5年まで2年延長されました。これにより、改正後の税額控除割合は、次のとおりとなります。

イ 原則

税額控除割合の算式が、増減試験研究費割合にかかわらず、 $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ に見直されました（措法10①一）。また、税額控除割合の下限が、2%とされました（措法10①一）。なお、その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年を除きます。以下「開業年」といいます。）である場合又は比較試験研究費の額が0である場合には、改正前と同様に8.5%とされています（措法10①二）。

ロ 税額控除割合の上限の特例

令和4年及び令和5年の各年分については、税額控除割合は、上記イにかかわらず、次のとおりとされました。なお、算出された割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算

出された割合が14%を超えるときは14%とすることとされています（措法10②一）。

(イ) 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出された割合とされています（措法10②一イ）。

《算式》

$$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

(ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出された割合とされています（措法10②一ロ）。

《算式》

$$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 \quad (2\% \text{を下限とします。})$$

(ハ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%とされています（措法10②一ハ）。

ハ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例

試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例（上記1(1)③）の適用期限が令和5年まで2年延長されました（措法10②二）。

② 基準年比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の特例の創設

令和4年及び令和5年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分の税額控除額の特例（以下「控除上限額」といいます。）について、調整前事業所得税額の5%相当額を加算することとされました（措法10③二）。なお、試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の特例（下記③）と重複適用できることとされています。

イ 基準年比売上金額減少割合

基準年比売上金額減少割合とは、適用年の年分の売上金額が令和元年分の売上金額

（事業を開始した日の属する年が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下「基準売上金額」といいます。）に満たない場合のその満たない部分の金額のその基準売上金額に対する割合をいいます（措法10⑧五の二）。なお、基準売上金額が0である場合には、基準年比売上金額減少割合は0とされています（措法10⑧五の二）。また、個人が令和2年以後に事業所得を生ずべき事業を開始した場合（次のハの調整計算の適用がある場合を除きます。）には、基準年比売上金額減少割合は0とされています（措令5の3⑯）。

（注）上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措法10⑨）。

ロ 基準年試験研究費の額

基準年試験研究費の額とは、令和元年分の試験研究費の額（事業を開始した日の属する年が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいいます（措法10⑧五の三）。

（注）上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措法10⑨）。

ハ 事業を相続等により承継した場合の基準年比売上金額減少割合の調整計算

この②の特例の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を令和元年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における基準年比売上金額減少割合の計算における令和元年分の売上金額については、次のとおり調整することとされています（措令5の3⑭）。

(イ) 個人が令和元年から適用年の前年までの各年のうちのいずれかの年においてその事業を承継した者である場合には、被相続人（包括遺贈者を含みます。以下同じです。）の令和元年分の売上金額は、その個人の令和元年分の売上金額とします。

(ロ) 個人が適用年においてその事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の売上金額に、その事業を承継した日から適用年の12月31日までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額は、その個人の令和元年分の売上金額とします。

（注）上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てることとされています（措令5の3⑰）。

ニ 事業を相続等により承継した場合の基準年試験研究費の額の調整計算

この②の特例の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を令和元年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における基準年試験研究費の額の計算における令和元年分の試験研究費の額については、次のとおり調整することとされています（措令5の3⑱）。

(イ) 個人が令和元年から適用年の前年までの各年のうちのいずれかの年においてその事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の試験研究費の額は、その個人の令和元年分の試験研究費の額とします。

(ロ) 個人が適用年においてその事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の試験研究費の額に、その事業を承継した日から適用年の12月31日までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額は、その個人の令和元年分の試験研究費の額とします。

(注) 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てることとされています（措令5の3⑬）。

- ③ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例の適用期限の延長
試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例（上記1(1)④）の適用期限が、令和5年まで2年延長されました（措法10③一）。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

① 税額控除割合の見直し

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例のうち税額控除割合を割り増す部分について、適用要件となる増減試験研究費割合が8%超から9.4%超に引き上げられ、その特例における通増率が0.3から0.35に引き上げられた上、その適用期限が令和5年まで2年延長されました。また、試験研究費割合が10%を超える場合の特例のうち税額控除割合を割り増す部分の適用期限が令和5年まで2年延長されました。これにより、改正後の税額控除割合は、令和4年及び令和5年については、次のとおり算出した割合とされています（措法10⑤）。なお、その算出した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出した割合が17%を超えるときは17%とすることとされています（措法10⑤）。

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える年分（開業年の年分、比較試験研究費の額が0である年分及び試験研究費割合が10%を超える年分を除きます。）……12%に次の算式により算出された割合を加算した割合とされています（措法10⑤一）。

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$

ロ 試験研究費割合が10%を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が0で

ある年分のいずれにも該当しない年分で増減試験研究費割合が9.4%を超える年分を除きます。）……12%に次の算式により算出された割合を加算した割合とされています（措法10⑤二）。

《算式》

$12\% \times \text{控除割増率}$

控除割増率とは、次の算式により算出した割合をいい、その算出した割合が10%を超えるときは、10%とされています。

《算式》

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$

ハ 増減試験研究費割合が9.4%を超え、かつ、試験研究費割合が10%を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が0である年分を除きます。）……12%に次の算式により算出された割合を加算した割合とされています（措法10⑤三）。

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35 \times (1 + \text{控除割増率}) + 12\% \times \text{控除割増率}$

- ② 基準年比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例の創設

令和4年及び令和5年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分の控除上限額について、調整前事業所得額の5%相当額を加算することとされました（措法10⑥三）。なお、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合又は試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例（下記③）と重複適用することができることとされています。その他の内容は上記(2)②と同様です。

- ③ 税額控除額の上限の特例の適用期限の延長
増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例のうち税額控除額の上限を引き上げる部分について、増減試験研究費割合が9.4%を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が0である年分を除きます。）の控除

上限額に調整前事業所得税額の10%相当額を加算する措置とされた上、その適用期限が令和5年まで2年延長されました(措法10⑥一)。

また、試験研究費割合が10%を超える場合の特例のうち税額控除額の上限を割り増す部分について、増減試験研究費割合が9.4%を超える年分については適用しないこととされた上、その適用期限が令和5年まで2年延長されました(措法10⑥二)。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

① 特別試験研究費の額の区分及び範囲の見直し

イ 特別試験研究費の区分の変更

特別試験研究費の額の対象となる試験研究のうち、他の者との間で行われる共同研究及び委託研究について、次のとおり、成果活用促進事業者と共同して行う一定の試験研究及び成果活用促進事業者に対する委託研究が特掲され、税額控除割合を25%とすることとされました(措法10⑦二、措令5の3④⑪四・十一)。

(イ) 成果活用促進事業者との共同研究

成果活用促進事業者と共同して行う一定の試験研究で、その成果活用促進事業者との契約又は協定に基づいて行われるものとされています(措令5の3⑪四)。

A 成果活用促進事業者

成果活用促進事業者とは、次の(A)から(C)までの者をいい、特別研究機関等、大学等及び関係法人等を除くこととされています(措令5の3⑪四)。

(A) 研究開発成果活用促進事業者のうち一定のもの

研究開発成果活用促進事業者とは、特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第3号に掲げる者

に該当する法人で、次のaの要件に該当するものをいい、研究開発成果活用促進事業者のうち次のbの要件に該当するものが成果活用促進事業者となります(措規5の6⑥一)。

a その特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

b その役員(取締役、執行役、会計参与及び監査役をいいます。以下同じです。)が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの

ただし、これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその研究開発成果活用促進事業者に限ることとされています。

なお、個人のこの制度の適用を受ける年分の確定申告書にその研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等(株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいいます。以下同じです。)のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等として記載されている書類及び上記bの雇用関係を証する書類の写しの添付がある場合に限り、成果活用促進事業者に該当することとされています(措規5の6⑥)。

(B) 国立大学等成果活用促進事業者のうち一定のもの

国立大学等成果活用促進事業者とは、国立大学法人から国立大学法人法第22条第1項第6号に掲げる業務

として出資を受ける同号に規定する者又は大学共同利用機関法人から同法第29条第1項第5号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人で、次のaの要件に該当するものをいい、国立大学等成果活用促進事業者のうち次のbの要件に該当するものが成果活用促進事業者となります(措規5の6⑥二)。

a その国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

b その役員が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの

ただし、これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその国立大学等成果活用促進事業者に限ることとされています。

なお、個人のこの制度の適用を受ける年分の確定申告書にその国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうちその国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び上記bの雇用関係を証する書類の写しの添付がある場合に限り、成果活用促進事業者に該当することとされています(措規5の6⑥)。

(C) 国立大学成果活用促進事業者のうち一定のもの

国立大学成果活用促進事業者とは、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する国立大学法人から同法第21条第2号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する

法人で、次のaの要件に該当するものをいい、国立大学成果活用促進事業者のうち次のbの要件に該当するものが成果活用促進事業者となります(措規5の6⑥三)。

a その国立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

b その役員が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの

ただし、これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその国立大学成果活用促進事業者に限ることとされています。

なお、個人のこの制度の適用を受ける年分の確定申告書にその国立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうちその国立大学法人が株主等として記載されている書類及び上記bの雇用関係を証する書類の写しの添付がある場合に限り、成果活用促進事業者に該当することとされています(措規5の6⑥)。

B 関係法人等

関係法人等とは、この制度の適用を受ける個人にとって、次の法人をいいます(措令5の3⑩三)。

(A) その個人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している法人

(B) その個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人

C 対象となる試験研究

この(イ)の対象となる試験研究は、成果活用促進事業者の行う成果実用化研

究開発に該当するものに限ることとされています（措令5の3⑪四）。

成果実用化研究開発とは、成果活用促進事業者の行う次の研究開発をいいます（措令5の3⑪四、措規5の6⑦）。

- (A) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項第3号ハに掲げる研究開発
- (B) 国立大学法人法施行令第3条第1号に掲げる事業として行う研究開発
- (C) 地方独立行政法人法施行令第4条第2号ロに掲げる研究開発
- D 契約又は協定に定める事項
契約又は協定は、次の事項を定めているものに限ることとされています（措令5の3⑪四、措規5の6⑧）。
 - (A) その試験研究におけるその個人及びその成果活用促進事業者の役割分担及びその内容
 - (B) その個人及びその成果活用促進事業者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細
 - (C) その成果活用促進事業者が上記(B)の費用の額のうちその個人が負担した額を確認する旨及びその方法
 - (D) その試験研究の成果がその個人及びその成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容
 - (E) その試験研究の目的及び内容
 - (F) その試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨
 - (G) その試験研究の実施期間
 - (H) その試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
 - (I) その試験研究の実施場所
 - (J) その試験研究の用に供される設備の明細
 - (K) その試験研究に直接従事する研究

者の氏名

- (L) その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- E 対象となる特別試験研究費の額
この成果活用促進事業者との共同研究に係る特別試験研究費の額は、この制度の適用を受ける個人の各年分の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とされています（措法10⑧七、措令5の3⑫二、措規5の6⑫三）。
- (ロ) 成果活用促進事業者に対する委託研究
成果活用促進事業者に委託する試験研究のうちBの要件を満たすもので、その成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるものとされています（措令5の3⑪十一）。なお、その試験研究の主要な部分についてその成果活用促進事業者が再委託を行うものを除くこととされています（措令5の3⑪十一）。
 - A 成果活用促進事業者
上記(イ)Aと同様です。
 - B 対象となる試験研究
この(ロ)の対象となる試験研究は、次の(A)又は(B)の要件を満たすもので、成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するものに限ることとされています（措令5の3⑪十一）。
 - (A) その委託する試験研究の成果を活用して委託をする個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること。

なお、その委託に係る委任契約等において、委託先の成果活用促進事業者に委託する試験研究がその個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ることとされています（措令5の3⑩十一イ）。

- (B) その委託する試験研究が主として委託先の成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること。

なお、その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が委託先の成果活用促進事業者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限られています（措令5の3⑩十一ロ）。

C 委任契約等において定める事項

委任契約等は、次の事項を定めているものに限ることとされています（措令5の3⑩十一、措規5の6⑱）。

- (A) その委託する試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細
- (B) その成果活用促進事業者が上記(A)の費用の額を確認する旨及びその方法
- (C) その試験研究の成果がその個人に帰属する旨
- (D) その試験研究の目的及び内容
- (E) その試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨
- (F) その試験研究の実施期間
- (G) その試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
- (H) その試験研究の主要な部分について

て再委託を行わない旨

- (I) その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- D 対象となる特別試験研究費の額

この成果活用促進事業者に対する委託研究に係る特別試験研究費の額は、この制度の適用を受ける個人の各年分の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその個人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とされています（措法10⑧七、措令5の3⑩二、措規5の6⑳八）。

ロ 特定中小企業者等に対する委託研究の見直し

特定中小企業者等に対する委託研究（上記1(3)(注)チ）について、次の見直しが行われました。

- (イ) 委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされました（措令5の3⑩九）。
- (ロ) 委任契約等において、その試験研究の成果がその委託をする個人に帰属する旨を定めなければならないこととされました（措令5の3⑩九）。

ハ 大学等との共同研究及び大学等に対する委託研究の見直し

大学等との共同研究（上記1(3)(注)ロ）及び大学等に対する委託研究（上記1(3)(注)ト）について、この制度の適用を受けようとする個人が中小事業者以外の個人である場合におけるその契約又は協定に定めるべき事項に試験研究に要する費用の見込額が追加され、その見込額は50万円を

超えるものに限ることとされました（措規5の6③⑩）。

ニ 特別研究機関等の範囲の見直し

特別研究機関等との共同研究（上記1(3)（注）イ）及び特別研究機関等に対する委託研究（上記1(3)（注）へ）について、特別研究機関等に該当する科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の試験研究機関等に該当する機関の種類に、人文科学のみに係る科学技術に関する試験又は研究を行うものが追加されました（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律2①⑧）。

② その他の見直し

特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、運用の改善が行われる予定です。

3 適用関係

(1) 上記2(1)から(3)までの改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています

（改正法附則25）。

(2) 上記2(4)①イの改正は、個人が令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用し、個人が同日前に支出した試験研究費の額については従前どおりとされています（改正措令附則6①）。

(3) 上記2(4)①ロの改正は、個人が令和3年4月1日以後に締結する委任契約等に基づいて行われる試験研究について適用し、個人が同日前に締結した契約又は協定に基づいて行われる試験研究については従前どおりとされています（改正措令附則6②）。

(4) 上記2(4)①ハの改正は、個人が令和3年4月1日以後に締結する契約又は協定に基づいて行われる試験研究について適用し、個人が同日前に締結した契約又は協定に基づいて行われる試験研究については従前どおりとされています（改正措規附則4）。

(5) 上記2(4)①ニの改正は、令和3年4月1日から施行されています（科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第63号）附則1）。

三 高度省エネルギー増進設備等を取扱した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日（次の(2)及び(3)に該当する者にあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日（平成30年12月1日））から令和4年3月31日までの期間内に、その個人の次の区分に応じそれぞれ次の減価償却資産（以下「高度省エネルギー増進設備等」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は高度省エネルギー増進設備等の製作若しくは建設をして、これを国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属

する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の20%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法10の2①②）。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者……主務大臣に提出された中長期的な計画において設置するものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いもの

なお、特定連鎖化事業者（上記の認定管理統括事業者又は管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合のその特定連鎖化事業者を含みます。）には、その者が行う連鎖化事業の加盟者を含むこととされ、エネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものは、その加盟者にあつては、その加盟者が設置しているその特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る工場等に係るものに限ることとされています。

（注1） 上記の「特定事業者」とは、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」といいます。）を設置している者のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（4月1日から翌年3月31日までをいいます。以下同じです。）の使用量の合計量が一定の数値以上であるものでエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣から指定された者をいい、工場等を設置している者からは、連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除くこととされています（省エネ法7①～③）。

上記の「特定連鎖化事業者」とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（フランチャイズ事業）であつて、その約款に、その事業に加盟する者（以下「加盟者」といいます。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項に係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」といいます。）を行う者（以下「連鎖化事業者」といいます。）のうち、その連鎖化事業者が設置している全ての工場等及びその加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が一定の数値以上であるものでエネルギーの使用の合理化を特に推進

する必要がある者として経済産業大臣から指定された者をいいます（省エネ法18①②）。

上記の「認定管理統括事業者」とは、工場等を設置している者で、自らが発行済株式の全部を有する株式会社（100%子会社）等、自らと密接な関係を有する者であつて工場等を設置しているもの（以下「密接関係者」といいます。）と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進するための次の要件のいずれにも適合していることにつき経済産業大臣の認定を受けた者をいいます（省エネ法29①、省エネ法規43、46）。

① その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として密接関係者との間に次のエネルギー管理等に関する取決めを行っている者であること。

イ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針

ロ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制

ハ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

② その工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量が一定の数値以上であること。

上記の「管理関係事業者」とは、認定管理統括事業者の認定に係る密接関係者をいいます（省エネ法29②二）。

（注2） 上記の「高度省エネルギー増進設備等」は、特定事業者、特定連鎖化事業者（特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者を含みます。）又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加

盟者を含みます。）であって、既に相当程度のエネルギーの使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設をするものであること、中長期的な計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及びその属する事業の用に供する工場等を設置している者ごとに、経済産業大臣が財務大臣と協議して告示指定する次の減価償却資産に該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下「確認書」といいます。）並びにその確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとされています（旧措法10の2①一、旧措令5の4①⑥、旧措規5の7①、旧平30.11経済産業告232、事務所等に係る中長期的な計画の作成指針（平22.3財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通告1）11）、製造業に係る中長期的な計画の作成指針（平22.3財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通告1）3、鉱業等に係る中長期的な計画の作成指針（平22.3経済産業告68）5、上水道業等に係る中長期的な計画の作成指針（平22.3厚生労働・経済産業・国土交通・環境告1）4）。

① 事務所等（事務所、工場等）関連高度省エネルギー増進設備等

潜熱回収型ボイラー、高効率ボイラー、高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機、BEMS、エンジン式コージェネレーション設備、ガスタービン式コージェネレーション設備、燃料電池コージェネレーションシステム、高効率変圧器、高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ及び極数変換モータ（11設備・システム）

② 製造業関連高度省エネルギー増進設備等

潜熱回収型ボイラー、高効率ボイラー、高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機、廃熱利用ボイラー、高効率ヒートポ

ンプ式熱源装置、地中熱利用ヒートポンプシステム、エンジン式コージェネレーション設備、ガスタービン式コージェネレーション設備、燃料電池コージェネレーションシステム、高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ、極数変換モータ、高効率変圧器及び工場エネルギー管理システム（14設備・システム）

③ 鉱業等（鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）関連高度省エネルギー増進設備等

潜熱回収型ボイラー、高効率ボイラー、高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機、廃熱利用ボイラー、高効率ヒートポンプ式熱源装置、地中熱利用ヒートポンプシステム、エンジン式コージェネレーション設備、ガスタービン式コージェネレーション設備、燃料電池コージェネレーションシステム、高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ、極数変換モータ、高効率変圧器及び総合エネルギー管理システム（14設備・システム）

④ 上水道業等（上水道業、下水道業及び廃棄物処理業）関連高度省エネルギー増進設備等

上記③と同じ（14設備・システム）

なお、連鎖化事業の加盟者に係る特定連鎖化事業者の中長期的な計画に係るものにあつては、確認書のうち、その取得又は製作若しくは建設をする連鎖化事業の加盟者が設置しているその特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとされています。

(2) 省エネ法の認定を受けた工場等を設置している者……その認定に係る連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設をされる機械その

他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するもの

- (3) 省エネ法の認定を受けた荷主……その認定に係る荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するもの

また、中小事業者で青色申告書を提出するものは、高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）との選択適用ができることとされています（旧措法10の2③）。

（注）上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます（旧措法10の2③、10⑦六、旧措令5の3⑨）。

2 改正の内容

制度が廃止されました（旧措法10の2、旧措令5の4、旧措規5の7）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした高度省エネルギー増進設備等及び次に掲げる個人が同日から令和4年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建

設をする高度省エネルギー増進設備等でそれぞれ次に定めるものについては従前どおりとされています（改正法附則26、改正措規附則5）。

- (1) 上記1(1)の個人……上記1(1)の高度省エネルギー増進設備等のうちエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものであることが令和3年4月1日前に確認されたもの

この「確認されたもの」とは、その高度省エネルギー増進設備等に係る上記1(1)（注2）の確認書が令和3年4月1日前に交付されたものをいいます（改正措規附則5）。

- (2) 令和3年4月1日前に省エネ法の認定を受けた工場等を設置している者……上記1(2)の高度省エネルギー増進設備等（同日以後にその認定に係る連携省エネルギー計画につき省エネ法による変更の認定があるときは、その変更によりその連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除きます。）

- (3) 令和3年4月1日前に省エネ法の認定を受けた荷主……上記1(3)の高度省エネルギー増進設備等（同日以後にその認定に係る荷主連携省エネルギー計画につき省エネ法による変更の認定があるときは、その変更によりその荷主連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除きます。）

四 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下「中小事業者」といいます。）が、平成10年6月1日から令和3年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得又は製作をして、これを国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定機械装置等の基準取

得価額の30%相当額の特別償却（供用年の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と基準取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧措法10の3）。

（注1）上記の「特定機械装置等」とは、次に掲げる減価償却資産をいい、「基準取得価額」とは次に定める価額をいいます（旧措法10の3①

各号、旧措令5の5①～③⑥、措規5の8①～④）。

(1) 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの……その取得価額

(2) 製品の品質管理の向上等に資する測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含みます。）で、次の①又は②に該当するもの……その取得価額

① 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

② 中小事業者がその年（その年が令和3年である場合には、同年1月1日から同年3月31日までの期間に限ります。）において、取得又は製作をして国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供した工具（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの

(3) ソフトウェア（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含むものとし、複製して販売するための原本、開発研究の用に供されるもの、サーバー用オペレーティングシステムのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの等を除きます。）で、次の①又は②に該当するもの……その取得価額

① 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

② 中小事業者がその年（その年が令和3年である場合には、同年1月1日から同年3月31日までの期間に限ります。）において、取得又は製作をして国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供したソフトウェア（所得税法施行令第138条又は第139条の規定の適用を受けるものを除きます。）の取得価額の合計額が70万円以上のもの

(4) 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5t以上の普通自動車……その取得価額

(5) 内航海運業の用に供される船舶……その取得価額の75%相当額

(注2) 上記の「指定事業」とは、製造業、建設業等をいいます（旧措法10の3①、旧措令5の5④⑤、旧措規5の8⑤）。なお、内航船舶貸渡業以外の貸付業は除くこととされています。

2 改正の内容

(1) 指定事業の見直し

この制度の対象となる指定事業に、次に掲げる事業が追加されました（措規5の8⑤二・十一・十二）。

① 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業で、生活衛生同業組合の組合員が行うもの

② 不動産業

③ 物品賃貸業

(2) 対象資産の見直し

対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものが除外されました（措法10の3①、措令5の5④）。

この「その他これに類する一定の契約」とは、具体的には、次に掲げる契約をいいます（措令5の5④）。

① 当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約

② 外国における匿名組合契約又は上記①の契約に類する契約

(3) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法10の3①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作をし

た特定機械装置等については従前どおりとされています（改正法附則27、改正措規附則6）。

五 地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日（平成29年7月31日）から令和3年3月31日までの間に、その個人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定事業用機械等の取得又は製作若しくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、80億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。以下「基準取得価額」といいます。）の40%又は50%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）とその基準取得価額の4%又は5%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が限度）との選択適用ができることとされています（旧措法10の4）。なお、50%の特別償却割合又は5%の税額控除割合が適

用されるのは、平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた個人がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに限り、）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品とされています。

（注1） 上記の「承認地域経済牽引事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する承認地域経済牽引事業をいいます（旧措法10の4①）。具体的には、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいい（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律18）、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限ることとされています。

地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（その承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、その承認地域経済牽引事業のうち、その確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うものとなります。以下「対象事業」といいます。）が、次の(1)から(4)まで（その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、(4)を除きます。）のいずれにも該当することとされています。なお、その対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合には、次の(1)から(5)まで（その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、(4)を除きます。）のい

ずれにも該当することとされています。（旧平29.8総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境告1）。

(1) 次のいずれかに該当すること。

① 対象事業を含む承認地域経済牽引事業について、評価委員会において先進的であると認められたこと。

② 承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条に規定する地区をいいます。）であり、かつ、その承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」といいます。）が、特定非常災害発生日から起算して3年（その特定非常災害発生日が平成29年7月31日以前である場合には、5年）を経過していないこと。

(2) 見込まれるその承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率が一定の基準を満たすこと。

(3) 承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。

(4) 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」といいます。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、一定以上の額であること。

(5) 対象事業者の付加価値額増加率が100分の8以上であること。

(注2) 上記の「特定地域経済牽引事業施設等」とは、承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいいます（旧措法10の4①、措令5の5の2①）。また、上記の「承認地域経済牽引事業計画」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の

成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいいます。

(注3) 上記の「特定事業用機械等」とは、特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（旧措法10の4①）。

2 改正の内容

(1) 先進性を有すること等の要件の見直し

上記1（注1）(1)の要件について、次の見直しが行われました（平29.8総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境告1）。

① 上記1（注1）(1)①の要件について、次のイ又はロのいずれかの観点から先進的であると認められたこととされました。

イ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれること。

ロ 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること（サプライチェーン類型）。

② 上記1（注1）(1)②の要件について、対象となる区域が特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等が所在していた区域等とされ、計画承認日とその特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこととされました。

(2) 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る要件の見直し

特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものであることとの要件について、労働生産性の伸び率の年平均が4%以上となることを見込まれること及び投資収益率の年平均が5%以上となることを見込まれることとの要件が追加されました（平29.8総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境告1）。

なお、上記(1)①ロのサプライチェーンタイプの要件により対象事業の先進性が認められた者に

については、特別償却割合又は税額控除割合の引上げの適用を受けることはできません。

(3) 同一の事業者が同一の地域において複数の地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合の主務大臣の確認要件の見直し

承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画で、その確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（その確認申請前に当該他の計画に係る地域経済牽引事業が主務大臣の確認を受けたものに限ります。以下「旧計画」といいます。）がある場合には、確認申請時に旧計画の実施期

間が終了していること等の要件が追加されました（平29.8総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境告1）。

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法10の4①）。

3 適用関係

上記2(1)から(3)までの改正は、令和3年4月1日から施行されています（令3.3総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境告1）。

六 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止

1 改正前の制度の概要

特定中小事業者が、平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）において経営改善設備の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額等を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の2）。

(注1) 上記の「特定中小事業者」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関及びこれに準ずるものとして一定の法人（以下「認定経営革新等支援機

関等」といいます。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類（以下「経営改善指導助言書類」といいます。）の交付を受けた中小事業者で青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除きます。）をいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2①）。

(注2) 上記の「経営改善設備」とは、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備で一定の規模のもの（器具及び備品にあっては1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの、建物附属設備にあっては一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの）をいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2②）。

(注3) 上記(注2)の「経営改善指導助言書類」は、認定経営革新等支援機関等が、その資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することについて一定の確認をした旨の記載があるものに限ります（旧措法10の5の2①）。

なお、この「一定の確認」とは、その特定中小事業者の経営改善割合が、年2%以上となる見込みであることを確認することにより行うものとされています（旧措規5の10②）。

(注4) 上記の「指定事業」とは、卸売業、小売業等のうち、風俗営業に該当する事業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を除いたものをいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2③、旧措規5の10④⑤）。

2 改正の内容

この制度は、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法10の5の2、旧措令5の6の2、旧措規5の10）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした経営改善設備については従前どおりとされています（改正法附則28）。

七 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

特定中小事業者が、平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をして、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却。供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と取得価額の10%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額等を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の3）。

(注1) 上記の「特定中小事業者」とは、中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（旧措法10の3）の対象となる中小事業者（すなわち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人で青色申告書を提出する者です。）のうち、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する中小企業者等に該当す

るものをいいます（旧措法10の5の3①）。

(注2) 上記の「特定経営力向上設備等」とは、生産等設備を構成する次に掲げる減価償却資産で、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等（中小企業等経営強化法施行規則第17条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等で、特定中小事業者が受けた中小企業等経営強化法第17条第1項の認定に係る同項に規定する経営力向上計画に記載されたものに限り、）に該当するものをいいます（旧措法10の5の3①、旧措令5の6の3①②、措規5の11①）。

- (1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 工具、器具及び備品で1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備で一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの
- (4) ソフトウェア（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（旧措法10の3）の対象となるソフトウェアに限り、）で一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(注3) 上記の「指定事業」とは、中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額

の特別控除制度（旧措法10の3）の対象事業となる指定事業及び特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（旧措法10の5の2）の対象事業となる指定事業をいいます（旧措法10の5の3①）。

2 改正の内容

(1) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法10の5の3①）。

(2) その他関係法令の改正

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「産競法等改正法」といいます。）により中小企業等経営強化法が改正され、経営力向上計画の認定を受けることができる者が同法の特定事業者等（改正前：同法の中小企業者等）とされました（中小企業等経営強化法17①）。ただし、同法の中小

企業者等で同法の特定事業者等に該当しないものについては、経過措置として、令和5年3月31日までの間は、同法の特定事業者等とみなして、同法の経営力向上に関する規定を適用することとされています（産競法等改正法附則9②）。

この改正に伴い、この制度の対象となる特定中小事業者は、中小事業者（すなわち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人です。）で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業者等とされた上、特定事業者等には、産競法等改正法附則第9条第2項に規定する中小企業者等で同項の規定により中小企業等経営強化法の特定事業者等とみなされるものを含むものとされました（措法10の5の3①、措令5の6の3①）。

3 適用関係

上記2(2)の改正は、産競法等改正法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

八 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

(1) 個人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置

青色申告書を提出する個人が、令和元年から令和3年までの各年（令和元年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及び事業を廃止した日の属する年を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において次の①及び②の要件を満たすとき（その個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合

を除きます。）は、その雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）の15%（その年において次の③の要件を満たす場合には、20%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされています（旧措法10の5の4①）。

① その個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対す

る割合が3%以上であること。

- ② その個人の国内設備投資額がその償却費総額の95%相当額以上であること。
- ③ その個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること。

(注1) 上記の「国内雇用者」とは、個人の使用人のうちその個人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者をいいます（旧措法10の5の4③一、旧措令5の6の3の2⑤⑥）。上記の使用人からは、その個人と次に掲げる特殊の関係のある者は除かれます。

- ① その個人の親族
- ② その個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①又は②に掲げる者以外の者でその個人から受ける金銭その他の資産（給与等に該当しないものに限ります。）によって生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②又は③に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(注2) 上記の「雇用者給与等支給額」とは、個人の各年（以下1において「適用年」といいます。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法10の5の4③三）。なお、その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています。

(注3) 上記の「比較雇用者給与等支給額」とは、個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と適用年

において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、その給与等の支給額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいいます（旧措法10の5の4③四、旧措令5の6の3の2⑦）。また、個人が次に掲げる場合に該当する場合の本特例の適用を受けようとする年の比較雇用者給与等支給額の計算における給与等の支給額は、次に定めるところによることとされています（旧措令5の6の3の2⑧）。

① 適用を受けようとする年において事業所得を生ずべき事業（以下1において「承継事業」といいます。）を相続（包括遺贈を含みます。以下1において同じです。）により承継した場合……その個人のその年の前年（以下①において「調整対象年」といいます。）に係る給与等支給額（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。以下1において同じです。）については、その個人のその調整対象年に係る給与等支給額に、その個人のその調整対象年において事業を営んでいた月に係る被相続人（包括遺贈者を含みます。以下1において同じです。）の月別給与等支給額を合計した金額にその個人がその承継事業を承継した日からその適用を受けようとする年の12月31日までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を加算することとされています。

② 適用を受けようとする年の前年（以下②において「調整対象年」といいます。）において承継事業を相続により承継した場合……その個人のその調整対象年に係る給与等支給額については、その個人のその調整対象年に係る給与等支給額にその個人のその調整対象年において事業を営んでいた月（その承継事業を承継した

日の属する月以後の月を除きます。)に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額を加算することとされています。

(注4) 上記(注3)の「月別給与等支給額」とは、その被相続人の上記(注3)①又は②の調整対象年の給与等支給額をその調整対象年においてその被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額をその調整対象年においてその個人が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいいます(旧措令5の6の3の2⑨)。

(注5) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(個人の適用年及びその適用年の前年の各月においてその個人の給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。)に対するその適用年の給与等の支給額をいいます(旧措法10の5の4③五、旧措令5の6の3の2⑩⑪、旧措規5の12②)。

(注6) 上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、その個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額をいいます(旧措法10の5の4③六、旧措令5の6の3の2⑫)。

(注7) 上記の「国内設備投資額」とは、その個人が適用年において取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は現物分配による取得その他一定の取得を除きます。)をした国内資産(国内にあるその個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産をいいます。)でその適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額をいいます(旧措法10の5の4③七、旧措令5の6の3の2⑬⑭)。

(注8) 上記の「償却費総額」とは、個人がその有する減価償却資産につき適用年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額をいいます(旧措法10の5の4③八)。

(注9) 上記の「教育訓練費」とは、個人がその

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で一定のものをいいます(旧措法10の5の4③九)。具体的には、次の場合ごとに応じた費用とされています(旧措令5の6の3の2⑮、旧措規5の12③~⑤)。

① 個人がその国内雇用者に対して教育訓練等(教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいいます。以下同じです。)を自ら行う場合……次の費用

イ 教育訓練等のために講師等(講師又は指導者をいい、その個人の使用者である者を除きます。以下同じです。)に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費のうちその個人が負担するもの

ロ 教育訓練等に関する計画又は内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者(その個人の使用者である者を除きます。)に委託している場合のその者に対して支払う委託費その他これに類するもの

ハ 教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいいます。)の使用料

② 個人から委託を受けた他の者(その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます。②及び③において同じです。)が教育訓練等を行う場合……国内雇用者に対する教育訓練等のために、他の者に委託した場合に他の者に対して支払う費用

③ 個人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合……国内雇用者が参加する講義等の教育訓練等を行う他の者に対して支払う授業料、受講料、

受験手数料など、その教育訓練等に対する対価として支払うもの

(注10) 上記の「比較教育訓練費の額」とは、個人の適用年前2年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、その年については、その年の教育訓練費の額に12を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下（注10）において同じです。）の合計額を2で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の4③十）。なお、その個人が適用年の前年において事業を開始した場合には、その適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額をいいます。

(2) 中小事業者が給与等の引上げを行った場合に係る措置

中小事業者が、令和元年から令和3年までの各年（上記(1)の措置の適用を受ける年、令和元年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及び事業を廃止した日の属する年を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年においてその中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるとき（その中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。）は、その雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）の15%（その年において次の要件を満たす場合には、

25%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされています（旧措法10の5の4②）。

① その中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次の要件のいずれかを満たすこと。

イ その中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

ロ その中小事業者がその年の12月31日までにおいて中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

(注1) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人で青色申告書を提出するものをいいます（旧措法10の5の4②、10⑦六、旧措令5の3⑨）。

(注2) 上記の「中小企業比較教育訓練費の額」とは、中小事業者の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その中小事業者がその適用年の前年において事業を開始した場合には、その適用年の前年の教育訓練費の額に12を乗じてこれをその適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいいます（旧措法10の5の4③十一）。

2 改正の内容

(1) 個人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置（改正後：個人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置）

① 改正の概要

本措置は、次のとおり、個人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に国内新規雇用者に対する給与等の支給額に対して税額控除ができる措置に改組されました。

イ 本措置の適用を受けるための要件が、上記1(1)①②に代えて、国内新規雇用者のうち一般被保険者に該当するものに対する給与等の支給額が対前年比2%以上増加していることとの要件とされました。

(注) この要件の判定上、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用調整助成金等の額を給与等の支給額から控除しないこととされました。

ロ 税額控除割合を乗ずる基礎となる金額が、「その雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に代え、国内新規雇用者に対する給与等の支給額とされました。ただし、雇用者給与等支給額の対前年比増加額が上限となります。

ハ 税額控除割合が20%となる要件である上記1(1)③の要件について、比較教育訓練費の額が前年分の教育訓練費の額（改正前：前2年分の教育訓練費の平均額）とされました。

ニ 措置の適用期限が令和5年まで2年延長されました。

② 改組後の措置の概要

改組後の措置は、青色申告書を提出する個人が、令和4年及び令和5年の各年において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において次のイの要件を満たすときは、控除対象新規雇用者給与等支給額（その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）の15%（その年において次のロの要件を満たす場合には、20%）相当額（以下「税額控除限度額」とい

います。）の税額控除ができるというものです。

イ その個人の新規雇用者給与等支給額からその新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であること。

ロ その個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること。

③ 適用対象者

この措置の適用対象となる個人は、青色申告書を提出する個人に限定されているほか、特段の要件はありません（措法10の5の4①）。

④ 適用年

改組後の措置は、令和4年及び令和5年の各年において適用できることとされています（措法10の5の4①、改正法附則30）。ただし、事業を開始した個人のその開始した日の属する年及び事業を廃止した日の属する年は除外されています（措法10の5の4①）。

⑤ 適用要件

この措置は、適用対象者が、適用年において、次のイ及びロの要件を満たす場合に適用できることとされています（措法10の5の4①）。

イ 国内新規雇用者に対して給与等を支給すること。

国内新規雇用者とは、個人の国内雇用者のうちその個人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないものとして政令で定めるものをいいます（措法10の5の4③一）。

(イ) 国内雇用者

国内雇用者は、具体的には、適用対象者の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者とされています。改組前とその範囲に変更はありません（措法10の5

の4③八、措令5の6の4⑬⑭)。

(ロ) 国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないものとして政令で定めるもの

国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないものとして政令で定めるものは、その個人の国内雇用者のうち雇用開始日から1年を経過していないものをいいます(措法10の5の4③一、措令5の6の4⑤)。この雇用開始日とは、その個人の国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿にその氏名が記載された国内雇用者の雇入の年月日(労働基準法施行規則53④四)をいい、その国内雇用者がその個人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、その個人の国内に所在する各事業所におけるその国内雇用者の雇入の年月日のうち最も早い日をいいます(措令5の6の4⑤、措規5の12②)。ただし、下記(イ)の者を除くこととされ、一定の場合には下記(ニ)の調整を行うこととされています。

(イ) 国内新規雇用者から除外される者

その個人の国内雇用者(その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限ります。)となる直前に次のA又はBに掲げる者であった者は、国内新規雇用者から除外されています(措令5の6の4⑤一・二、措規5の12③)。

A その個人の使用人のうち、その個人と特殊の関係のある者及びその個人の国外に所在する事業所の使用人

B その個人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する当事者間の支配の関係がある法人(以下「支配関係法人」といいます。)の役員若しくは支配関係法人の使用人のうち、その支配関係法人の国内雇用者(その国内に

所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限りません。Bにおいて同じです。)、その支配関係法人の役員と特殊の関係のある者及びその支配関係法人の国外に所在する事業所の使用人又はその個人と特殊の関係のある者若しくはその使用人のうち、その者の国内雇用者及びその者の国外に所在する事業所の使用人

(ニ) 事業を相続等により承継した場合の国内新規雇用者の判定の調整

その個人の事業所得を生ずべき事業(以下「承継事業」といいます。)の相続(包括遺贈を含みます。以下同じです。)による承継の直後のその個人の国内雇用者(その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限ります。)でその承継の直前においてその相続に係る被相続人(包括遺贈者を含みます。以下同じです。)の使用人のうち、その被相続人と特殊の関係のある者であった者及びその被相続人の国外に所在する事業所の使用人であった者は、国内新規雇用者から除外することとされています(措令5の6の4⑤三)。

また、承継事業の相続による承継の直後のその個人の国内雇用者(その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限ります。)でその承継の直前においてその相続に係る被相続人の国内雇用者(その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限ります。)であった者は、上記(イ)Bの者から除外され、他の要件に該当する限り国内新規雇用者に該当することとされています(措令5の6の4⑤二)。

この場合には、その被相続人における雇用開始日をその個人における雇用開始日とみなすこととされています(措令5

の6の4⑥)。

(ホ) 給与等

給与等とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等、すなわち、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいいます。改組前と同様です（措法10の5の4③二）。

ロ 新規雇用者給与等支給額からその新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であること。

(イ) 新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額

新規雇用者給与等支給額とは、個人の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者のうち一般被保険者に該当するものに対する給与等の支給額をいい、新規雇用者比較給与等支給額とは、個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者のうち一般被保険者に該当するものに対する給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③四・五）。

(注) 上記の「一般被保険者」とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいいます（措法10の5の4③四）。改組前の継続雇用者の定義における一般被保険者と同様です。

給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4③四）。

(注) 上記の「他の者」には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます（措法10の5の4③三）。

ただし、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額を計算する場合には、その給与等に充てるため他の

者から支払を受ける金額から、雇用安定助成金額を除くこととされています（措法10の5の4③四）。すなわち、給与等の支給額から雇用安定助成金額を控除しないで計算することとなります。雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法10の5の4③三イ）。雇用調整助成金はその助成金に該当します。

なお、新規雇用者比較給与等支給額が0である場合には、このロの要件を満たさないものとする事とされ（措令5の6の4⑱）、この措置の適用ができないこととなります。

(ロ) 新規雇用者比較給与等支給額の調整

新規雇用者比較給与等支給額の計算について、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、適用年の前年分の国内新規雇用者に対する給与等の支給額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とされる（措法10の5の4③五、措令5の6の4⑦）ほか、次の区分に応じた調整をすることとされています（措令5の6の4⑧）。この調整は、改組前の比較雇用者給与等支給額に対する調整と同様です。

A 適用を受けようとする年において承継事業を相続により承継した場合……その個人のその年の前年（以下Aにおいて「調整対象年」といいます。）に係る給与等支給額（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額をいいます。以下同じです。）については、その個人のその調整対象年

に係る給与等支給額に、その個人のその調整対象年において事業を営んでいた月に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額にその個人がその承継事業を承継した日からその適用を受けようとする年の12月31日までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を加算することとされています。

- B 適用を受けようとする年の前年（以下Bにおいて「調整対象年」といいます。）において承継事業を相続により承継した場合……その個人のその調整対象年に係る給与等支給額については、その個人のその調整対象年に係る給与等支給額にその個人のその調整対象年において事業を営んでいた月（その承継事業を承継した日の属する月以後の月を除きます。）に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額を加算することとされています。

（注） 上記の「月別給与等支給額」とは、その被相続人の上記A又はBの調整対象年の給与等支給額をその調整対象年においてその被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額をその調整対象年においてその個人が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいいます（措令5の6の4⑨）。

⑥ 税額控除限度額の計算

税額控除限度額は、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%に相当する金額とされています。ただし、適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合には、税額控除限度額は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%に相当する金額とされています（措

法10の5の4①）。

なお、この税額控除限度額が適用対象者の適用年の年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の4①後段）。

イ 控除対象新規雇用者給与等支給額

控除対象新規雇用者給与等支給額とは、適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額のうち適用対象者の適用年の調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額をいいます（措法10の5の4③三）。

この給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、給与等の支給額は、その金額を控除した金額とすることとされています。

（注） 上記の「他の者」には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます（措法10の5の4③三）。

ロ 調整雇用者給与等支給増加額

控除対象新規雇用者給与等支給額の上限となる調整雇用者給与等支給増加額は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額とされています（措法10の5の4③三）。

(イ) 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、個人の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、比較雇用者給与等支給額とは、個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③九・十）。

給与等の支給額は、その給与等に充て

るため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4③四）。

（注）上記の「他の者」には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます（措法10の5の4③三）。

なお、調整雇用者給与等支給増加額の計算における雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算においては、これらの支給額からその支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額を控除することとされています（措法10の5の4③三イ・ロ）。

（ロ） 比較雇用者給与等支給額の調整

比較雇用者給与等支給額の計算について、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合や承継事業を相続により承継した場合の調整は、改組前の比較雇用者給与等支給額に対する調整と同様です（措法10の5の4③十、措令5の6の4⑮⑯）。なお、給与等の支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額があるときは、その給与等の支給額から雇用安定助成金額を控除してからこの調整計算をすることとされています（措令5の6の4⑰）。

ハ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象新規雇用者給与等支給額の調整

適用年において租税特別措置法第10条の5の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）の適用を受ける場合には、控除対象新規雇用者給与等支給額から、その適用による税額控除額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した

金額を控除して、税額控除限度額を計算することとされています。この調整計算を行うことは改組前と同様ですが、改組後の制度が国内新規雇用者に対する給与等の支給額を基礎とした制度とされたことに伴い、調整の方法が変更され、租税特別措置法第10条の5の規定の適用による税額控除額の計算の基礎となった者のうち新規雇用者のみを調整の対象とすることとされています。

改組後において、上記の控除対象新規雇用者給与等支給額から控除すべき金額は、具体的には、適用年に係る上記ロ(イ)の雇用者給与等支給額をその適用年の12月31日における雇用者の数で除して計算した金額に、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額とされています（措令5の6の4②）。

この場合において、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数が地方事業所基準雇用者数を超えるときは、地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額が控除対象新規雇用者給与等支給額から控除すべき金額となります。

(イ) 適用対象者が適用年において租税特別措置法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の特定新規雇用者基礎数（措令5の6の4②一）

(ロ) Aの数からBの数を控除した数（措令5の6の4②二）

A 適用対象者が適用年において租税特別措置法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の移転型基準雇用者数のうちその適用年の移転型新規雇用者総数に達するまでの数

B 適用対象者が適用年において租税特別措置法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

(注1) 上記の「雇用者」とは、「租税特別措置法第10条の5第3項第3号に規定する雇用者」とされています。したがって、個人の使用人のうち一般被保険者に該当するものをいいます。使用人からは、その個人と特殊の関係のある者を除くこととされています（措法10の5③三）。

(注2) 上記の「地方事業所基準雇用者数」とは、租税特別措置法第10条の5第1項第2号イに規定する地方事業所基準雇用者数、すなわち、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人のその計画の認定に係る特定業務施設（適用対象特定業務施設）のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（措法10の5③六）が、その適用年の基準雇用者数を超える場合には、基準雇用者数とされます。

(注3) 上記の「特定新規雇用者基礎数」とは、租税特別措置法第10条の5第1項第2号イに規定する特定新規雇用者基礎数、すなわち、適用対象者の適用年の地方事業所基準雇用者数のうちその適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数をいいます。また、特定新規雇用者数は、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数とされています（措法10の5③八）。

(注4) 上記の「移転型基準雇用者数」とは、租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた

数、すなわち、移転型特定業務施設のみを適用対象者の事業所とみなした場合におけるその適用年の基準雇用者数として証明がされた数をいいます。また、移転型特定業務施設とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に移転型の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けたその適用対象者のその計画の認定に係る特定業務施設をいいます（措法10の5①二イ）。

(注5) 上記の「移転型新規雇用者総数」とは、租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数、すなわち、移転型特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます。

(注6) 上記の「移転型特定新規雇用者数」とは、租税特別措置法第10条の5第1項第2号イに規定する移転型特定新規雇用者数、すなわち、移転型特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数をいいます。

二 教育訓練費の額

前述したように、適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上である場合には、税額控除割合を5%上乘せすることとされ、税額控除限度額は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%に相当する金額とされています（措法10の5の4①）。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充

てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4①二）。

（注） 上記の「他の者」には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます（措法10の5の4①二）。

また、教育訓練費については、改組前と同様です（措法10の5の4③六）。

なお、適用年において、教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上であるとして、税額控除割合の上乗せの適用を受ける場合には、その適用年の年分の確定申告書にその費用の明細を記載した書類を添付しなければならないこととされています（措令5の6の4①一）。

（注） 上記の「費用の明細を記載した書類」は、適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額に関する次の事項を記載した書類とされています（措規5の12⑦）。

- ・ その費用に係る教育訓練等の実施時期
- ・ 教育訓練等の内容
- ・ 教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
- ・ その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

ホ 比較教育訓練費の額

比較教育訓練費の額とは、適用対象者の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額をいいます（措法10の5の4③七）。個人がその適用年の前年において事業を開始した場合には、その適用年の前年の教育訓練費の額に12を乗じてこれをその適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額となります。

（注） 上記の月数は、暦に従って計算し、1

月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措法10の5の4④）。

改正前の中小企業比較教育訓練費の額と同様であり、改組前の比較教育訓練費の額に比べて算定の対象期間が2年から1年に短縮されています。

なお、この比較教育訓練費の額が0である場合において、適用年に係る教育訓練費の額も0であるときは、上記の税額控除割合の上乗せの要件を満たさないものとして税額控除限度額を計算することとされており（措令5の6の4②一）、税額控除割合は原則どおり15%となります。一方、それ以外のとき、すなわち、比較教育訓練費の額が0である場合において、適用年において教育訓練費の額が1円以上あるときは、税額控除割合の上乗せの要件を満たすこととされており（措令5の6の4②二）、税額控除割合は20%となります。

また、適用対象者が承継事業を相続により承継した場合における比較教育訓練費の額の計算は、新規雇用者比較給与等支給額の上記⑤ロ(口)A又はBと同様に、調整を行うこととされています（措令5の6の4②）。具体的には、適用年の前年の1月1日からその適用年の前年の12月31日までの間を上記⑤ロ(口)A又はBの調整対象年と、事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額を給与等支給額と、それぞれみなした場合における上記⑤ロ(口)A又はBのとおりとされています。

⑦ 申告要件

本措置の適用を受ける場合の申告要件については、改組に伴い、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる控除対象新規雇用者給与等支給額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明

細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされました（措法10の5の4⑤）。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象新規雇用者給与等支給額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象新規雇用者給与等支給額を限度とすることとされています（措法10の5の4⑤後段）。

(2) 中小事業者が給与等の引上げを行った場合に係る措置（改正後：中小事業者の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置）

① 改正の概要

本措置は、次のとおり、個人の継続雇用者に対する給与等の支給額に係る要件が国内雇用者に対する給与等の支給額に係る要件に見直されました。

イ 本措置の適用を受けるための要件である「その中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であること」との要件が、その中小事業者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であることとの要件とされました。

（注） この要件の判定上、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用調整助成金等の額を給与等の支給額から控除しないこととされました。

ロ 税額控除割合を乗ずる基礎となる金額である「その雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額」について、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用調整助成金等の額を給与等の支給額から控除しないで計算することとされた上、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のう

ち雇用調整助成金等の額を給与等の支給額から控除して計算した金額が上限とされました。

ハ 税額控除割合が25%となる要件である上記1(2)①の要件について、その中小事業者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であることとの要件とされました。

（注） この要件の判定上、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用調整助成金等の額を給与等の支給額から控除しないこととされました。

ニ 措置の適用期限が令和5年まで2年延長されました。

② 改正後の措置の概要

改正後の措置は、中小事業者が、令和4年及び令和5年の各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年においてその中小事業者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、その中小事業者のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）の15%（その年において次の要件を満たす場合には、25%）相当額（以下「中小事業者税額控除限度額」といいます。）の税額控除ができるというものです。

イ その中小事業者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

ロ 次の要件のいずれかを満たすこと。

（イ） その中小事業者のその年分の事業所得

の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その中小事業者がその年の12月31日までにおいて中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

③ 適用対象者

この措置の適用対象となる個人は、改正前と同様に中小事業者とされています（措法10の5の4②）。具体的には上記1(2)(注1)をご参照ください。

④ 適用年

改正後の措置は、令和4年及び令和5年の各年において適用できることとされています（措法10の5の4②、改正法附則30）。ただし、上記(1)の措置の適用を受ける年、事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及び事業を廃止した日の属する年は、除外されています（措法10の5の4②）。

⑤ 適用要件

この措置は、適用対象者が、適用年において、次のイ及びロの要件を満たす場合に適用できることとされています（措法10の5の4②）。

イ 国内雇用者に対して給与等を支給すること。

国内雇用者は改正前と同様です。上記(1)

⑤イ(イ)をご参照ください。

ロ 雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であること。

(イ) 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、個人の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要

経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、比較雇用者給与等支給額とは、個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③九・十）。

給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4③四）。

(注) 上記の「他の者」には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が含まれます（措法10の5の4③三）。

ただし、このロの要件を判定する場合には、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から、雇用安定助成金額を除くこととされています（措法10の5の4③四）。すなわち、給与等の支給額から雇用安定助成金額を控除しないで計算することとなります。

(ロ) 比較雇用者給与等支給額の調整

比較雇用者給与等支給額の計算について、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合や承継事業を相続により承継した場合に所要の調整をすることとされています（措法10の5の4③十、措令5の6の4⑮⑯）。新規雇用者比較給与等支給額の調整規定を準用することとされていますが、調整の内容は、改正前と同様です。

(ハ) 比較雇用者給与等支給額が0である場合

中小事業者のこの措置の適用を受けようとする年に係る比較雇用者給与等支給額が0である場合には、このロの要件を満たさないものとする事とされています（措令5の6の4⑰）。

⑥ 中小事業者税額控除限度額の計算

イ 中小事業者税額控除限度額

中小事業者税額控除限度額は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%に相当する金額とされています。ただし、適用年において次の要件を満たす場合には、中小事業者税額控除限度額は、控除対象雇用者給与等支給増加額の25%に相当する金額とされています（措法10の5の4②）。

(イ) その適用対象者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

(注) この(イ)の要件を判定する場合には、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から、雇用安定助成金額を除くこと、すなわち、雇用安定助成金額を給与等の支給額から控除しないこととされています（措法10の5の4③四・九・十）。

(ロ) 次の要件のいずれかを満たすこと。

A その適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

B その適用対象者が適用年の12月31日までににおいて中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

なお、この中小事業者税額控除限度額が適用対象者の適用年の年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされて

います（措法10の5の4②後段）。

ロ 控除対象雇用者給与等支給増加額

控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用対象者の適用年の雇用者給与等支給額からその適用対象者の比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいうこととされています（措法10の5の4③十一）。ただし、その金額がその適用対象者の適用年の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額とされています（措法10の5の4③十一）。

ハ 調整雇用者給与等支給増加額

控除対象雇用者給与等支給増加額の上限となる調整雇用者給与等支給増加額は、上記(イ)⑥ロと同様です。

ニ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整

適用年において租税特別措置法第10条の5の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）の適用を受ける場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額から、その適用による税額控除額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除して、中小事業者税額控除限度額を計算することとされています（措令5の6の4④）。控除する金額は改正前と同様です。

ホ 教育訓練費の額

改正前と同様です。

ヘ 比較教育訓練費の額

上記(イ)の措置においてこの(2)の措置と同様の数値を用いることとなったことに伴い、名称が中小企業比較教育訓練費の額から比較教育訓練費の額に変更されていますが、内容は改正前と同様です。

⑦ 申告要件

本措置の適用を受ける場合の申告要件につ

いては、改正に伴い、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされました（措法10の5の4⑤）。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とすることとされています（措法10の5の4⑤後段）。

3 適用関係

(1) 適用関係

上記2の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則30）。

(2) 経過措置

改正後の上記2(1)の措置と令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）の両方の適用を受ける場合における控除対象新規雇用者給与等支給額から控除する金額について、上記2(1)⑥ハに代えて、適用年に係る雇用者給与等支給額をその適用年の12月31日における雇用者の数で除して計算した金額に、次の①及び②の数を合計した数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額とされています（改正措令附則7①）。この場合において、次の①及び②の数を合計した数が地方事業所基準雇用者数を超えるときは、地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額が控除対象新規雇用者給与等支給額から控除すべき金額となります。

① 適用対象者が適用年において令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合における次の数を合計した数（改正措令附則7①一）

- イ その適用年の特定新規雇用者基礎数
- ロ その適用年の新規雇用者総数からその適用年の特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%に相当する数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数）に達するまでの数

② 適用対象者が適用年において令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の移転型基準雇用者数のうち移転型新規雇用者総数に達するまでの数から同条第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の次の数を合計した数を控除した数（改正措令附則7①二）

- イ 特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数
- ロ 新規雇用者総数の40%に相当する数のうち移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数

ただし、40%に相当する数が非特定新規雇用者数を超える場合には、その非特定新規雇用者数のうち移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数とされています。

(注1) 上記の「雇用者」とは、「令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第3項第3号に規定する雇用者」とされていることから、個人の使用人のうち一般被保険者に該当するものとなります。使用人からは、その個人と特殊の関係のある者を除くこととされています（令和2年改正前の措法10の5③三）。

(注2) 上記の「地方事業所基準雇用者数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号イ(1)に規定する地方事業所基準雇用者数、すなわち、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日まで

の間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人のその計画の認定に係る特定業務施設（適用対象特定業務施設）のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（令和2年改正前の措法10の5③六）が、その適用年の基準雇用者数を超える場合には、基準雇用者数とされます。

(注3) 上記の「特定新規雇用者基礎数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号イ(1)に規定する特定新規雇用者基礎数、すなわち、適用対象者の適用年の地方事業所基準雇用者数のうちその適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数をいいます。また、特定新規雇用者数は、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数とされています（令和2年改正前の措法10の5③八）。

(注4) 上記の「新規雇用者総数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号イ(2)に規定する新規雇用者総数、すなわち、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます（令和2年改正前の措法10の5③九）が、その適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、地方事業所基準雇用者数とされています。

(注5) 上記の「移転型基準雇用者数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロ(2)に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数、すなわち、移転型特定業務施設のみを適用対象者の事業所とみなした場合に

おけるその適用年の基準雇用者数として証明がされた数をいいます。また、移転型特定業務施設とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に移転型の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けたその適用対象者のその計画の認定に係る特定業務施設をいいます（令和2年改正前の措法10の5①二ロ(1)）。

(注6) 上記の「移転型新規雇用者総数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数、すなわち、移転型特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます。

(注7) 上記の「移転型特定新規雇用者数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数、すなわち、移転型特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数をいいます。

(注8) 上記の「移転型非特定新規雇用者数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号ロ(2)に規定する移転型非特定新規雇用者数、すなわち、移転型新規雇用者総数から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち非特定新規雇用者数に達するまでの数をいいます。

(注9) 上記の「非特定新規雇用者数」とは、令和2年改正前の租税特別措置法第10条の5第1項第2号イ(2)に規定する非特定新規雇用者数、すなわち、新規雇用者総数からその適用年の特定新規雇用者数を控除した数をいいます。

九 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

(1) 所得税の額から控除される特別控除額の特例

個人がその年において、租税特別措置法における税額控除制度のうち複数の制度の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする制度による税額控除可能額の合計額がその年分の調整前事業所得税額の90%相当額を超えるときは、その超える部分の金額は、その年分の総所得金額に係る所得税額から控除せずに、各税額控除制度の繰越税額控除限度超過額としてその翌年分以後に繰越控除することとされています（旧措法10の6①③）。

(2) 特定税額控除制度の不適用措置

個人（中小事業者を除きます。）が、令和元年から令和3年までの各年（以下「対象年」といいます。）において特定税額控除制度の適用を受けようとする場合において、その対象年において次の要件のいずれにも該当しないとき（その対象年（事業を開始した日の属する年、相続等により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡等をした日の属する年のいずれにも該当しない年に限ります。以下「特定対象年」といいます。）の年分の事業所得の金額がその特定対象年の前年分の事業所得の金額以下である場合を除きます。）は、その特定税額控除制度は適用できないこととされています（旧措法10の6⑤）。

- ① その個人の継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- ② その個人の国内設備投資額が償却費総額の30%相当額を超えること。

(注1) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます（旧措法10⑦六、旧措令5の3⑨）。

(注2) 上記の「特定税額控除制度」とは、次の制度をいいます。

- ① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度のうち次の制度
 - イ 試験研究費の総額に係る税額控除制度（旧措法10①）
 - ロ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（旧措法10⑥）
- ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（旧措法10の4③）
- ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度（旧措法10の5の4の2③）

(注3) 上記の「継続雇用者給与等支給額」、「継続雇用者比較給与等支給額」、「国内設備投資額」及び「償却費総額」については、前述「八 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度）」の1(1)をご参照ください。

2 改正の内容

上記1(2)の特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われました。

(1) 特定税額控除制度の見直し

特定税額控除制度に「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除制度」（措法10の5の6⑦～⑨）が追加されました（措法10の6⑤⑥）。

(2) 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較
給与等支給額の見直し

特定税額控除制度の不適用措置における上記1(2)①の要件の判定上、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の算定に際し、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額は、給与等の支給額から控除しないこととされました（措法10の6⑤一、措令5の7

④⑤）。

(3) 適用期限の延長

特定税額控除制度の不適用措置の適用期限が、令和6年まで3年延長されました（措法10の6⑤）。

3 適用関係

上記2(2)の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則31①）。

十 特定設備等の特別償却制度の改正（改正後：特定船舶の特別償却制度）

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、次の表の指定期間内に、同表の特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は同表の特定設備等の製作若しくは建設をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、そ

の事業の用に供した日の属する年において、その特定設備等の取得価額の同表の特別償却割合相当額の特別償却（その事業の用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法11①②）。

| | 特定設備等 | 特別償却割合 | 指定期間 |
|------------------|-------------------|--------|------------------------|
| (1) | 再生可能エネルギー発電設備等 | 14% | 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで |
| (2) | ① 特定外航船舶 | | 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで |
| | イ 特定先進船舶に該当するもの | | |
| | (イ) 日本船舶に該当するもの | 20% | |
| | (ロ) 日本船舶に該当しないもの | 18% | |
| | ロ 特定先進船舶に該当しないもの | | |
| | (イ) 日本船舶に該当するもの | 17% | |
| (ロ) 日本船舶に該当しないもの | 15% | | |
| | ② 特定内航船舶 | | |
| | イ 環境負荷低減に著しく資するもの | 18% | |
| | ロ 上記イ以外のもの | 16% | |

(注1) 上記の表(1)の「再生可能エネルギー発電設備等」とは、再生可能エネルギー利用資産のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再

生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものをいいます（旧措法11①表一上欄、

旧措令5の8①⑨、旧平30.3経済産業告69)。

(注2) 上記の表(2)①の「特定外航船舶」とは、海洋運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす国際総トン数が1万トン以上のものをいい、この海洋運輸業とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいいます(旧措法11①表二上欄・中欄イ、旧措令5の8③④⑩、旧平27.3国土交通告473)。

(注3) 上記の表(2)①の「特定先進船舶」とは、特定外航船舶のうち海上運送業を営む個人の海上運送法第39条の14に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶の導入に関するものに限ります。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資する船舶に限ります。)をいいます(旧措法11①表二中欄イ、旧措令5の8⑤⑩、旧平27.3国土交通告473)。

なお、この「先進船舶」とは、海上運送法第39条の10第1項に規定する先進船舶をいいます(旧措法11①表二中欄イ)。

(注4) 上記の表(2)②の「特定内航船舶」とは、沿海運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす総トン数300トン以上のものをいい、沿海運輸業とは、本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいいます(旧措法11①表二上欄・中欄イ、旧措令5の8③④⑩、旧平27.3国土交通告473)。

2 改正の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の廃止

上記1の表(1)の再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度は、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止されました(旧措法11①表一、旧措令5の8①②⑥⑨⑩、旧平31.3財務告96、旧平30.3経済産業告69)。

(2) 船舶の特別償却制度の見直し

① 特定外航船舶における経営合理化及び環境負荷低減に係る要件の見直し

特定外航船舶における経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件について、次の見直しが行われました(平27.3国土交通告473別表1)。

イ 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶(建造契約がない船舶にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの)について、グレイウォータータンク及びビルジプライマリータンクの船舶への搭載が必須とされました(平27.3国土交通告473別表1①三十二・三十三②③)。

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶の二酸化炭素放出抑制指標の値(以下「EEDI」といいます。)に係る要件について、EEDI基準線(海洋汚染防止条約附属書VIにおいて当初に定められたもの)からのEEDIの削減率が引き上げられました(平27.3国土交通告473別表1②③)。

② 特定内航船舶の対象船舶等の見直し

イ 対象船舶の見直し

対象船舶から、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。)又は外国におけるこれに類する契約の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものが除外されました(措令5の8②)。

(注) 上記の「船舶貸渡業」とは、海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業をいいます(措令5の8①)。

ロ 経営合理化及び環境負荷低減に係る要件の見直し

特定内航船舶における経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件について、

総トン数が300トン以上2,000トン未満の内航船舶にあっては、衛星航法装置の船舶への搭載が必須とされました（平27.3国土交通473別表2①）。

③ 適用期限の延長

この措置の適用期限が、令和5年3月31日まで2年延長されました（措法11①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした再生可能

エネルギー発電設備等については従前どおりとされています（改正法附則32①）。

(2) 上記2(2)①及び②ロの改正は、令和3年4月1日から施行されています（令和3.3国土交通315附則）。

(3) 上記2(2)②イの改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作をする特定船舶について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした船舶については従前どおりとされています（改正措令附則8①）。

十一 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で中小事業者であるもののうち、中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するもの（以下「特定中小事業者」といいます。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日までの間に、認定事業継続力強化計画等に係る事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された特定事業継続力強化設備等の取得等をして、これをその特定中小事業者の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却（その事業の用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法11の3）。

(注1) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます（旧措法11の3①、10⑦六、旧措令5の3⑨）。

(注2) 上記の「認定事業継続力強化計画等」とは、

中小企業等経営強化法の認定に係る同法第50条第1項に規定する事業継続力強化計画又は同法第52条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第51条第1項の規定による変更の認定又は同法第53条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいいます（旧措法11の3①）。

(注3) 上記の「事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法第50条第2項第2号ロに規定する事業継続力強化設備等をいいます（旧措法11の3①）。

また、中小企業等経営強化法第50条第2項第2号ロに規定する事業継続力強化設備等とは、事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいい、具体的には、次の設備等のうち、認定事業継続力強化計画等における事業継続力強化の目標の達成及びその内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものをいいます（中小企業等経営強化法50②二ロ、旧中小企業等経営強化法施行規則24）。

| 減価償却資産の種類 | 対象となるものの用途又は細目 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)機械及び装置 | 自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの ③ 制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの |
| (2)器具及び備品 | 全ての設備 |
| (3)建物附属設備 | 電気設備（照明設備を含みます。） |
| | 給排水又は衛生設備及びガス設備 |
| | 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 |
| | 可動間仕切り |
| | 自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの ③ 防火シャッターその他の自然災害に起因する発火の影響の軽減に資する機能を有するもの |

(注4) 具体的な対象設備については、経済産業省が定める『中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領』（以下「実施要領」といいます。）において次のとおりとされています。

【対象設備の種類等】

対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則第23条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。

| 減価償却資産の種類 | 対象となるものの用途又は細目 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機械及び装置 (100万円以上) | 自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。） |
| 器具及び備品 (30万円以上) | 全ての設備 |
| 建物附属設備 (60万円以上) | 自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。） |

(注5) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、認定事業継続力強化計画等

に係る事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載さ

れた機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備とされており、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、次に定める規模以上のものに限ることとされています（旧措法11の3①、措令6の2）。

- (1) 機械及び装置……1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。以下同じです。）の取得価額が100万円以上のもの
- (2) 器具及び備品……1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備……一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

2 改正の内容

(1) 適用対象者及び適用対象資産の取得等の期限の見直し

この制度の対象となる特定中小事業者について、青色申告書を提出する個人で中小事業者であるもののうち中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の認定（以下2において「認定」といいます。）を受けた同法の中小企業者に該当するものとされ、対象となる資産がその認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をして、その特定中小事業者の事業の用に供した資産とされました（措法11の3①）。

(2) 特別償却割合の引下げ

令和5年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等の特別償却割合が18%（改正前：20%）に引き下げられました（措法11の3①）。

(3) 適用対象資産の見直し

この制度の適用対象となる特定事業継続力強化設備等について、次の見直しが行われました。

① 対象に、機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴って取得し、又は製作するものを含むこととされました（措法11の3①）。この改正により、資本的支出により取得した資産についてもこの制度の対象となります。

② 対象から、次の資産が除外されました。

イ 補助金等の交付を受けた個人が、その補助金等をもって取得等をしたその補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等（措法11の3③）

(注) 上記の「補助金等」とは、特定事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます（措法11の3③）。

ロ 消火、排煙又は災害報知設備及び防火シャッターその他の自然災害に起因する発火の影響の軽減に資する機能を有するもの（中小企業等経営強化法施行規則29）

(注) 上記の適用対象資産の見直しにあわせて、実施要領が改訂され、対象設備に次の①から③までの資産が追加され、④の資産が対象設備から除外されました。

① 対象資産をかさ上げするために取得等をする架台（「機械及び装置」及び「器具及び備品」をかさ上げするためのもので、資本的支出により取得等をするものを含みます。）

② 無停電電源装置（建物附属設備）

③ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置（器具及び備品）

④ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター

3 適用関係

(1) 上記2(1)並びに(3)①及び②イの改正は、個人

が令和3年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については従前どおりとされています（改正法附則32②）。

- (2) 上記2(3)②の改正は、中小企業等経営強化法の中小企業者（以下「中小企業者」といいます。）が令和3年4月1日以後に受ける同法の認定（変更の認定を含みます。以下同じです。）のうち同日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等について適用し、中小企業者が同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされた

ものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については従前どおりとされています（中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第34号）附則②）。

（注） 上記2(3)（注）の実施要領の改訂による対象設備の追加及び除外については、中小企業者が令和3年4月1日以後に認定の申請をする事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、中小企業者が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画については従前どおりとされています（実施要領）。

十二 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は次の(1)及び(2)によって構成されています。

(1) 特定地域における工業用機械等の特別償却

青色申告書を提出する個人が、一定の期間内に、特定地域内において特定事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る工業用機械等の取得又は製作若しくは建設をして、こ

れをその特定地域内においてその個人の特定事業の用に供したときは、その用に供した年においてその工業用機械等の取得価額の特別償却割合相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12①②、11②）。

この制度の特定地域、特定事業、工業用機械等及び特別償却割合は、次のとおりとされています。

| | 特定地域 | 特定事業 | 工業用機械等 | 特別償却割合 |
|---|------------------------------|-------------------|----------------------------------|--------------------------|
| ① | 過疎地域（下記(2)の制度の対象となる地区を除きます。） | 製造の事業等 | 機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、一定のもの | 10%（建物及びその附属設備については、6%） |
| ② | 産業高度化・事業革新促進地域 | 製造の事業等 | 機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備 | 34%（建物及びその附属設備については、20%） |
| ③ | 国際物流拠点産業集積地域 | 製造の事業等 | 機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備 | 50%（建物及びその附属設備については、25%） |
| ④ | 経済金融活性化特別地区 | 特定経済金融活性化産業に属する事業 | 機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備 | 50%（建物及びその附属設備については、25%） |
| ⑤ | 沖縄の離島の地域 | 旅館業 | 旅館業用建物及びその附属設備 | 8% |

(注1) 上記の「一定の期間」とは、上記の表の①に係る措置については過疎地域自立促進特別措置法の規定による公示の日等から令和3年3月31日までの期間と、同表の②に係る措置については沖縄振興特別措置法の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出のあった日から令和3年3月31日までの期間と、同表の③に係る措置については同法の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出のあった日から令和3年3月31日までの期間と、同表の④に係る措置については同法の規定による経済金融活性化計画の認定の日から令和3年3月31日までの期間と、同表の⑤に係る措置については沖縄振興特別措置法施行令の規定による指定の日等から令和3年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内に過疎地域等に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日等までの期間とされています（旧措法12①、旧措令6の3①各号）。

(注2) 上記の「一定の規模のもの」とは、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定めるものとされています（旧措法12①、旧措令6の3②）。

- 1 上記の表の①に係る措置……一の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるもの
- 2 上記の表の②から④までに係る措置……次に掲げるいずれかの規模のもの
 - (1) 一の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
 - (2) 機械及び装置並びに器具及び備品（上記の表の③に係る措置については、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの
- 3 上記の表の⑤に係る措置……一の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

(2) 特定地域における産業振興機械等の割増償却

青色申告書を提出する個人（次の表の④に係る措置にあっては、中小事業者）が、一定の期間内に、特定地域内において指定事業の用に供する設備で一定の規模のものの取得等をする場合において、その取得等をした設備をその特定地域内においてその個人の指定事業の用に供したときは、その用に供した日以後5年以内の日の属する各年分において、その設備に係る産業振興機械等（機械及び装置、建物及びその附属

設備並びに構築物をいい、所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。以下同じです。）については、その用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通償却額の割増償却割合相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12③④）。

この制度の特定地域、指定事業、割増償却割合は、次のとおりとされています。

| | 特定地域 | 指定事業 | 割増償却割合 |
|---|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ① | 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区 | 製造業等のうち、その特定地域に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業 | 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%） |
| ② | 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区 | 製造業等のうち、その特定地域に係る産業投資促進計画に記載された事業 | 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%） |
| ③ | 奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区 | 製造業等のうち、その特定地域に係る認定奄美産業振興促進計画に記載された事業 | 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%） |
| ④ | 振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区（上記①の対象となる地区を除きます。） | 特定地域において生産されたものを原料又は材料とする製造業等のうち、その特定地域に係る特定山村振興計画に記載された事業 | 24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%） |

- (注1) 上記の「一定の期間」とは、平成25年4月1日から令和3年3月31日までの期間等とされています。なお、その期間内に半島振興対策実施地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日等までの期間とされています（旧措法12③、旧措令6の3⑫各号）。
- (注2) 上記の「一定の規模のもの」とは、一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています（旧措令6の3⑮⑰⑱⑲）。
- (注3) 上記の「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては、増築、改築、修繕又は模様替といった改修のための工事による取得又は建設を含むこととされています（旧措法12③）。

2 改正の内容

(1) 過疎地域に係る措置の改組

上記1(1)の表の①の措置について、次のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る割増償却措置に改組されました（措法12③表一、措令6の3⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑、措規5の13⑥⑦）。

① 措置の概要

青色申告書を提出する個人が、対象期間内に、過疎地域及び過疎地域に準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区内において営む対象事業の用に供する対象設備の取得等をする場合において、その取得等をしたその対象設備をその地区内においてその個人の対象事業の用に供したときは、その用に供した日以後5年以内の日の属する各年分において、その対象設備に係る産業振興機械等については、その用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通償却額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%）相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされました（措法12③④）。

② 対象者

対象となる個人は、青色申告書を提出する個人とされています（措法12③）。

③ 対象地区

対象となる地区は、過疎地域のうち一定の地域及びこれに準ずる一定の地域のうち、産

業の振興のための取組が積極的に促進される一定の地区とされています（措法12③表一）。具体的には、それぞれ次のとおりです。

イ 過疎地域のうち一定の地域

過疎地域のうち一定の地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域のうち、次の(イ)又は(ロ)の区域です（措令6の3⑩）。

(イ) 特定過疎地域以外の区域

(注) 上記の「特定過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条の規定の適用を受ける区域のうち、令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定の適用を受けていた区域をいいます（措令6の3⑩一）。

(ロ) 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は第41条第2項の規定の適用を受ける区域

ロ 過疎地域に準ずる一定の地域

過疎地域に準ずる一定の地域は、特定市町村の区域及び特定市町村の区域とみなされる区域です（措令6の3⑫）。

(注1) 上記の「特定市町村」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条に規定する特定市町村をいいます（措令6の3⑫）。

(注2) 上記の「特定市町村の区域とみなされる区域」とは、過疎地域の持続的発

展の支援に関する特別措置法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域をいいます（措令6の3⑫）。

ハ 産業の振興のための取組が積極的に促進される一定の地区

産業の振興のための取組が積極的に促進される地区は、その地区に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画（一定の事項が記載されたものに限り、以下「特定過疎地域持続的発展市町村計画」といいます。）に記載された産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」といいます。）内の地区です（措令6の3⑬）。なお、特定過疎地域持続的発展市町村計画には、一定の市町村が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定の例により定める計画を含みます（措令6の3⑨一）。

この措置の対象となる特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載されるべき一定の事項とは、次の事項をいいます（措令6の3⑨一、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法8②三・四口④⑤）。

(イ) 計画期間

(ロ) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

(ハ) 産業振興促進区域

(ニ) 産業振興促進区域において振興すべき業種

(ホ) 上記(ニ)の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

(ヘ) 上記(ロ)の事項に係る他の市町村との連携に関する事項

④ 対象期間

対象となる期間は、対象地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された上

記③ハ(イ)の計画期間（以下「計画期間」といいます。）の初日又は特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和6年3月31日までの期間とされています（措令6の3⑨一）。

ただし、その計画期間の末日が令和6年3月31日前である場合には、上記のいずれか遅い日からその計画期間の末日までの期間となります（措令6の3⑨一）。

⑤ 対象事業

対象となる事業は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、対象地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とされています（措令6の3⑭）。

(注1) 上記の「農林水産物等販売業」とは、対象地区において生産された農林水産物又はこれを原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます（措令6の3⑭）。

(注2) 上記の「情報サービス業等」とは、次の事業をいいます（措令6の3⑭、措規5の13⑥）。

イ 情報サービス業

ロ 有線放送業

ハ インターネット付随サービス業

ニ 情報通信の技術を利用する方法により行う次の業務で上記イ～ハの事業に係るもの以外のもの及びその業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

(イ) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(ロ) 新商品の開発、販売計画の作成等に
必要な基礎資料を得るためにする
市場等に関する調査の業務

⑥ 適用要件（対象設備の取得等をする場合）

この措置の適用は、対象設備の取得等をする場合に限定されていますが、この対象設備は、一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています（措法12③、措令6の3⑭）。

なお、取得価額とは、所得税法施行令第126条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令6の3②一イ）。

⑦ その他の適用要件

上記⑥のほか、この措置が適用できるのは、上記⑥の対象設備を対象地区内において対象事業の用に供した場合で、かつ、それがその対象地区の産業の振興に資する場合に限られています。対象地区の産業の振興に資する場合とは、個人がその対象地区内において対象事業の用に供した対象設備について、その対象地区に係る過疎地域の市町村が定める特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨のその特定過疎地域持続的発展市町村計画を定めた市町村の長の確認がある場合とされています（措令6の3⑩）。

⑧ 産業振興機械等

この措置により割増償却の対象となる減価償却資産は、産業振興機械等に限られています。この産業振興機械等とは、対象設備を構成するもののうち、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます。ただし、他の特別償却制度と同様に、所有権移転外リース取引により取得したものは、産業振興機械等から除かれていますので、割増償却の対象にはなりません（措法12③）。

⑨ 特別償却限度額（割増償却限度額）等

特別償却限度額は、それぞれの産業振興機械等の普通償却額の次の割合に相当する金額

（普通償却額に次の資産の区分に応じた割合を乗じた金額）とされています（措法12③）。

イ 機械及び装置……32%

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物……48%

なお、他の割増償却制度と同様に、割増償却の対象となる期間は、供用日以後5年以内でその用に供している期間に限られています。また、その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しができることとされています（措法12④）。

⑩ 申告要件等

この措置は、確定申告書に必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、産業振興機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法12⑤、11③）。

また、個人がこの措置の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする最初の年分の確定申告書に、産業振興機械等に係る対象設備が特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された事項に適合するものであることにつき、その特定過疎地域持続的発展市町村計画を定めた市町村の長が確認した旨を証する書類を添付しなければなりません（措令6の3⑳、措規5の13⑦）。

⑪ 過疎地域に係る特別償却措置の廃止

過疎地域に係る措置が割増償却措置に改組されることに伴い、過疎地域に係る特別償却措置は、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法12①表一、旧措令6の3①一②一③～⑤）。

(2) 過疎地域以外の特定地域における工業用機械等の特別償却措置の改正

① 対象資産の見直し

産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置（上記1(1)

の表の②～④)の対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システムに該当するものについては、その個人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされました(措法12①)。

(注1) 上記の「特定高度情報通信技術活用システム」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムのうち同項第1号に掲げるものをいいます(措法12①)。

(注2) 上記の「認定導入計画」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第2項に規定する認定導入計画をいいます(措法10の5の5①)。

(注3) 上記の「認定特定高度情報通信技術活用設備」とは、租税特別措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいいます(措法12①)。

② 取得価額に関する見直し

特別償却措置(上記1(1)の表の②～⑤)における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額を超えるものであることとの要件における「取得価額」が、所得税法施行令第126条第1項各号の規定により計算した取得価額とされました(措令6の3②一イ)。

③ 対象事業の見直し

制度の対象となる事業が次のとおり見直されました。

イ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置(上記1(1)の表の②)の対象事業から、こん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました(措令6の3③)。

ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

(上記1(1)の表の③)の対象事業から、こん包業が除外されました(措令6の3⑥)。

ハ 経済金融活性化特別地区に係る措置(上記1(1)の表の④)の対象事業から、自然科学研究所に属する事業、法律事務所に属する事業、特許事務所に属する事業、公認会計士事務所に属する事業及び税理士事務所に属する事業が除外されました(認定経済金融活性化計画)。

④ 適用期限の延長

各地区に係る措置の適用期限が、令和4年3月31日まで1年延長されました(措令6の3①各号)。

(3) 特定地域における産業振興機械等の割増償却措置の改正

① 取得価額に関する見直し

割増償却措置(上記1(2)の表の①～③)における一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、所得税法施行令第126条第1項各号の規定により計算した取得価額とされました(措令6の3②一イ)。

② 適用期限の延長

半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置(上記1(2)の表の①～③)の適用期限が、令和5年3月31日まで2年延長されました(措法12③、措令6の3⑨二～四)。

③ 振興山村に係る措置の廃止

振興山村に係る措置(上記1(2)の表④)は、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止されました(旧措法12③表四、旧措令6の3⑫四⑬⑭⑯⑰、旧措規5の13⑥)。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、令和3年4月1日から施行されています(改正法附則1、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則1)。

なお、令和3年12月31日（同日以前にその地域に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた市町村の区域については、その定められた日の前日）までに取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則32④、改正措令附則8②、改正措規附則7①）。

- (2) 上記2(2)①の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については従前どおりとされています（改正法附則32⑤）。
- (3) 上記2(2)②及び(3)①の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする工業用機械等及び個人が同日以後に取得等をする産業振興機械等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業

用機械等及び個人が同日前に取得等をした産業振興機械等については従前どおりとされています（改正措令附則8③）。

- (4) 上記2(2)③イ及びロの改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする工業用機械等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については従前どおりとされています（改正措令附則8④）。
- また、上記2(2)③ハの改正についての認定経済金融活性化計画の変更については、令和3年3月31日に内閣総理大臣による変更の認定がされています。
- (5) 上記2(3)③の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等については、従前どおりとされています（改正法附則32⑦、改正措令附則8⑤、改正措規附則7②）。

十三 医療用機器等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 医療用機器に係る措置

青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から令和3年3月31日までの間に、高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器（以下「医療用機器」といいます。）の取得等をして、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した年において、その医療用機器の取得価額の12%相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12の2①④、11②）。

(2) 勤務時間短縮用設備等に係る措置

青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備等の取得

等をして、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した年において、その勤務時間短縮用設備等の取得価額の15%相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12の2②④、11②）。

（注） 上記の「勤務時間短縮用設備等」とは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びにソフトウェアのうち、医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものをいいます（旧措法12の2②）。

(3) 構想適合病院用建物等に係る措置

青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和3年3月

31日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をして、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した年において、その構想適合病院用建物等の取得価額の8%相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12の2③④、11②）。

（注）上記の「構想適合病院用建物等」とは、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち適用対象区域となる構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能の分化及び連携の推進に係るものをいいます（旧措法12の2③）。

2 改正の内容

(1) 医療用機器に係る措置の見直し

① 診療所用のCT・MRIについての配置効率化要件の追加

医療用機器の配置の効率化及び共同利用を促進する観点から、診療所用のCT及びMRIについて、これまで病院用のCT及びMRIに係る適用要件であった配置効率化要件が追加されました（措令6の4②一、平31.3厚生労働告151）。

（注）要件追加の対象となる医療用機器及び配置効率化要件の具体的な内容については、厚生労働大臣が告示により指定し、又は定

めています。

② 対象機器の見直し（7機器）

対象となる医療用機器のうち高度な医療の提供に資する機器について、次の見直しが行われました（平21.3厚生労働告248）。

イ 追加（3機器）

対象機器に次の機器が追加されました。
眼底カメラ（補償光学技術を用いるものに限ります。）、眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ、デジタル印象採得装置

ロ 除外（4機器）

対象機器から次の機器が除外されました。
眼科用超音波画像診断装置、超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置、回転式マイクローム、高頻度人工呼吸器

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法12の2①～③）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得等をする医療用機器について適用し、個人が同日前に取得等をした医療用機器については従前どおりとされています（改正措令附則8⑥）。

(2) 上記2(1)②の改正は、令和3年4月1日から適用されています（令3.3厚生労働告161前文）。

十四 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（同法の施行の日（平成29年8月1日）から令和3年3月31日までの間に認定を受けた個人に限ります。）であるものが、その認定に係る事業再編計画の実施期間内において、事業再編促進機械等の取得等をして、これを

その個人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日の属する各年分において、その事業再編促進機械等については、その用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通償却額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが

可能)ができることとされています(旧措法13の2、措法13②)。

(注1) 上記の「事業再編促進機械等」とは、認定事業再編計画(農業競争力強化支援法第18条第1項の認定に係る同項に規定する事業再編計画をいいます。)に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物とされています(旧措法13の2①)。

(注2) 上記(注1)の「事業再編促進設備等」とは、農業競争力強化支援法第18条第5項に規定する事業再編促進設備等をいい(旧措法13の2

①)、具体的には、農業資材又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等で、事業再編の促進に特に資する一定のものとされています。

(注3) 上記の「事業再編促進対象事業」とは、農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業とされています(旧措法13の2①)。

2 改正の内容

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました(措法13の2①)。

十五 特定都市再生建築物の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、昭和60年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新築された特定都市再生建築物の取得等をして、これをその個人の事業(一定の貸付けを含みます。)の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後5年以内の日の属する各年分において、その特定都市再生建築物について、その事業の用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通償却額に割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却ができることとされています(旧措法14①)。

特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法の認定計画(国家戦略特別区域法の区域計画を含みます。)に基づいて行われる都市再生事業(一定の要件を満たすものに限り)により整備される一定の建築物に係る建物及びその附属設備をいい(措法14②、措令7②③、措規6①)、割増償却割合は、次の地域内において整備される建築物の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています(旧措法14①)。

- (1) 特定都市再生緊急整備地域……50%
- (2) 都市再生緊急整備地域(上記(1)に該当する地域を除きます。)……25%

(注) 上記の「一定の要件」とは、次の(1)及び(2)又は(1)及び(3)に掲げる要件をいいます(措法14②、措令7②)。

- (1) 都市再生事業の施行される事業区域内に地上階数が10階以上又は延べ面積が75,000㎡以上(その事業区域が特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、50,000㎡以上)の建築物が整備されること。
- (2) 事業区域内に整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうち占める割合が30%以上であること。
- (3) 都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が10億円以上であること。

2 改正の内容

- (1) 民間都市再生事業計画の認定要件の見直し
対象となる民間都市再生事業計画の認定要件に、次の要件が追加されました(「民間都市再生事業計画制度の運用について(事業認定ガイドライン)」3)。
 - ① その事業区域内において複数(2以上)の用途を整備すること。
 - ② 特定都市再生緊急整備地域(上記1(1)の地域)については、その事業区域内に多層にわ

たるオフィスを含む建築物を整備する場合、そのオフィス用途部分の基準階面積が1,000㎡以上であること。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法14①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和3年4月1日以降に認定申請のあった民間都市再生事業計画について適用することとされています（「民間都市再生事業計画制度の運用について（事業認定ガイドライン）」4）。

十六 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置の改正

1 改正前の制度の概要

個人の有する減価償却資産がその年において租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等のうち、2以上の制度に係る規定の適用を受けることができるものである場合には、その減価償却資産については、特別償却又は税額控除制度等に係る規定のうちいずれか一の規定のみを適用することとされています（旧措法19）。

(注) 震災税特法の規定による特別償却又は税額控除制度等の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等及び震災税特法の規定による特別償却又は税額控除制度等に係る規定のうちいずれか一の規定のみを適用することとされています（旧震災税特法11の3）。

2 改正の内容

個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額につき試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等は、適用しないこととされました（措法19②）。

(注) 上記の減価償却資産については、震災税特法の規定による特別償却又は税額控除制度等も適用できないこととなります。

3 適用関係

上記2の改正は、令和4年分以後の所得税について適用することとされています（改正法附則32⑧）。

十七 農業経営基盤強化準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けたものが、平成19年4月1日から令和3年3月31日までの期間内の日の属する各年において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従

って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法24の2①）。

① その認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額として証明がされた金

額

- ② その積立てをした年分の事業所得の金額として一定の計算をした金額

(注) 上記の「一定の計算をした金額」とは、この制度による農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額の必要経費算入（旧措法24の2①）、農用地等を取得した場合の課税の特例（措法24の3①）及び青色申告特別控除（措法25の2①③）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額とされています（旧措令16の2②）。

- (2) 農業経営基盤強化準備金は、その積立てをした年の翌年1月1日から5年を経過した場合又は特定の事由に該当した場合には、取り崩して総収入金額に算入することとされています（措法24の2②③）。

2 改正の内容

(1) 適用対象者の見直し

適用対象となる個人について、農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限定されました（措法24の2①）。

(2) 事業所得基準額の見直し

必要経費算入限度額となる事業所得の金額（上記1(1)②）について、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の取崩しにより総収入金額に算入される金額を総収入金額に算入しないものとして計算することとされました（措令16の2②）。すなわち、農業経営基盤強化準備金を積み立てて必要経費に算入したものの、5年を経過したことによりその準備金の取崩し額が総収入金額に算入される場合には、その総収入金額算入部分の金額については、新たに準備金を積み立てて必要経費に算入することはできないこととなります。

(3) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（措法24の2①）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和5年分の所得税について適用し、令和4年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則33）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正措令附則9）。

十八 農用地等を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

前述十七の農業経営基盤強化準備金の金額を有する個人（農業経営基盤強化準備金の積立てができる個人を含みます。）が、各年において、認定計画等の定めるところにより、農用地又は特定農業用機械等（以下「農用地等」といいます。）の取得等をし、その農用地等を事業の用に供した場合には、その農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額に相当する金額として一定の計算をした金額を、その年分の事

業所得の金額の計算上必要経費に算入することとされています（措法24の3①）。

(1) 次に掲げる金額の合計額

- ① その年の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額（その年の前年の12月31日までに前述十七1(2)により総収入金額に算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうち、その年において総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額
- ② その認定計画等に記載された農用地等の取

得に充てるための金額であって農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明がされた金額

- (2) その年分の事業所得の金額として一定の計算をした金額

(注) 上記の「一定の計算をした金額」とは、この制度による必要経費算入（措法24の3①）及び青色申告特別控除（措法25の2①③）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額とされています（旧措令16の3④）。

2 改正の内容

必要経費算入限度額となる事業所得の金額（上記1(2)）について、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の取崩しにより総収入金額に

算入される金額を総収入金額に算入しないものとして計算することとされました（措令16の3④）。すなわち、農業経営基盤強化準備金を積み立てて必要経費に算入したものの、5年を経過したことによりその準備金の取崩し額が総収入金額に算入される場合においてその年分の事業所得の金額として一定の計算をした金額が必要経費算入限度額となるときは、その総収入金額算入部分の金額については、この制度により必要経費に算入することはできないこととなります。

3 適用関係

上記2の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正措令附則9）。

第四 その他の改正

一 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 概要

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤（以下「医療用薬剤」といいます。）との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合においてその居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できる

こととされています（旧措法41の17）。

(2) 特定一般用医薬品等購入費

本特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費とは、次の医薬品である一般用医薬品等（新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除きます。）のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものの購入の対価をいいます（旧措法41の17①②、旧措令26の27の2②）。

- ① その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品
- ② その製造販売の承認の申請に際して上記①の医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医

薬品

(注1) 上記の「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品をいいます。

(注2) 上記の「一般用医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいいます。

(注3) 上記の「新医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいいます。

(注4) 上記の「製造販売の承認の申請」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項の規定による同条第1項の製造販売についての承認の申請又は同法第19条の2第5項において準用する同法第14条第3項の規定による同法第19条の2第1項の製造販売をさせることについての承認の申請をいいます。

(注5) 上記の「承認」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条又は第19条の2の承認をいいます。

この医療用薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとは、いわゆる「スイッチ OTC 医薬品」と呼ばれているものです。具体的には、告示に掲げるもの（アシクロビル、アシタザノラストのほか令和3年7月1日現在、89成分が定められています。）、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされています（旧措令26の27の2②④、平28.3厚労告178）。

(参考) 「スイッチOTC医薬品」とは、元来、医療用医薬品（処方薬）として使われていた医薬品が、有効性及び安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬に転用（スイッチ）されたものをいいます。

「OTC」は「Over The Counter」の略であり、町の薬局のカウンター越しで売られる薬を意味します。

(3) 本特例の適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類等

本特例の適用を受ける場合には、次の①の明細書を確定申告書に添付し、かつ、次の②の書類を確定申告書の提出の際に添付し、又は提示しなければならないこととされています（旧措法41の17③、所法120④、旧措規19の10の2）。

① 確定申告書に記載した本特例の適用を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費について一定の事項の記載がある明細書

(注) 上記の「一定の事項」は、次の事項とされています（旧措規19の10の2①）。

- 1 その年中において支払った特定一般用医薬品等購入費の額
- 2 特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の販売を行った者の氏名又は名称
- 3 特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の名称
- 4 その他参考となるべき事項

② 本特例の適用を受ける居住者がその年中に健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組（以下「一定の取組」といいます。）を行ったことを明らかにする書類（居住者の氏名、居住者が取組を行った年及び居住者が行った取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含みます。）の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限りません。以下「取組関係書類」といいます。）

なお、税務署長は、上記の確定申告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、その申告書を提出した者（以下「医療費控除の特例適用者」といいます。）に対し、そ

の確定申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、その明細書に記載された特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類の提示又は提出を求めること（以下「税務署長の求め」といいます。）ができることとされ、税務署長の求めがあったときは、医療費控除の特例適用者は、その領収を証する書類を提示し、又は提出しなければならないこととされています（旧措法41の17③、旧所法120⑤）。

2 改正の趣旨

本特例（いわゆるセルフメディケーション税制）については、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資するという観点から措置されてきたものです。

上記の趣旨を踏まえ、平成28年度税制改正における本特例の創設当初は、医療用医薬品と同じ有効成分が含まれるスイッチ OTC 医薬品の利用促進により、医療用医薬品からの代替を進めることが医療費の適正化にも資するという考えの下、スイッチ OTC 医薬品に限って本特例の対象とされてきたところです。

しかしながら、本特例による医療費の適正化効果が十分に検証されていない中で、

- ・ スイッチ OTC 医薬品の中にも、医療費の適正化効果の低いものがあると考えられる一方で、
- ・ 薬効によっては、スイッチ OTC 医薬品の成分以外の成分でも医療費の適正化効果の高いものもあると考えられることから、

今回の改正では専門的な知見も活用して、より医療費の適正化効果のある医薬品に対象を重点化することとされました。具体的に本特例の適用対象となる医薬品の成分については厚生労働省の「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」でも議論を行い、また、今後、医療費の適正化効果の検証方法などについても適切な指標を設定した上で評価を行うこととされています。今回の改正による延長後の本特例の適用期限の到来

時には、その評価を踏まえて本特例の見直し等を含めて必要な措置を講ずることとされています。

3 改正の内容

(1) 本特例の適用対象となる医薬品の範囲の見直し

上記2のとおり、専門的な知見も活用して、より医療費の適正化効果のある医薬品に対象を重点化するため、次のとおり、本特例の適用対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。

① 療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除外

本特例の対象となる医療用薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（いわゆるスイッチ OTC 医薬品）から、その使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいいます。以下同じです。）の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除外することとされました（措法41の17②一、措令26の27の2②）。

なお、この除外されることとなる医薬品は、その製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、かつ、薬局開設者等その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴いて、必要かつ適当な期間の末日として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める日（令和7年12月31日）までの間は、上記にかかわらず、引き続き、本特例の対象とすることとされました（措法41の17③、措令26の27の2④⑤⑦、令3.6厚労告252、253）。

上記の見直し後も本特例の対象となる具体的な「医療用薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（いわゆるスイッチ OTC 医薬品の一部）」については、専門的な知見を活用して決定することとされており、厚生労働省告示によって定められています（令3.6厚労告250による改正後の平28.3厚労告178）。

② スイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する医薬品の追加

本特例の対象となる一般用医薬品等に、ス

イッチ OTC 医薬品でなくても、その製造販売の承認の申請に際してスイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる一般用医薬品等（人の身体に直接使用されることのないものを除きます。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものを追加することとされました（措法41の17②二、措令26の27の2③）。

上記の追加される具体的な一般用医薬品等については、専門的な知見を活用して決定することとされており、厚生労働省告示によって定められています（措令26の27の2⑦、令3.6厚労告251）。

(2) 確定申告等の手続の見直し

上記1(3)②の取組関係書類については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とすることとされました（措法41の17④、所法120④）。ただし、確定申告書の提出の際に添付すべき上記1(3)①の医薬品購入費の明細書には、一定の取組に関する事項を記載しなければならないこととされ（措法41の17④、措

規19の10の2①）、また、取組関係書類は、特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類と同様、上記1(3)のなお書きの税務署長の求めの対象となる書類とされました（措法41の17④、所法120⑤、措規19の10の2②）。

(3) 適用期限の延長

上記(1)及び(2)の見直しを行った上、本特例の適用期限が令和8年12月31日まで5年延長されました（措法41の17①）。

4 適用関係

(1) 上記3(1)の改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則38①）。

(2) 上記3(2)の改正は、令和4年1月1日以後に令和3年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和2年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については従前どおりとされています（改正法附則38②）。

二 青色申告特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立し、申告納税制度の実を上げるとともに事業経営の健全化を推進する観点から、次の青色申告特別控除が設けられています。

(1) 10万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人については、その承認を受けている年分（下記(2)の特別控除制度の適用を受けている年分を除きます。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、

所得税法本法の規定により計算したこれらの所得の金額から、次の金額のうちいずれか低い金額を青色申告特別控除として控除した金額とされます（措法25の2①）。

① 10万円

② 青色申告特別控除前のその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額

(2) 55万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第67

条に定めるところにより現金主義を選択する者を除きます。）が、所得税法施行規則第56条から第62条まで及び第64条の規定に定めるところにより、その事業につき帳簿書類を備え付けて、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る一切の取引の内容を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録している場合には、その承認を受けている年分のこれらの所得の金額は、所得税本法の規定により計算したこれらの所得の金額から次の金額のうちいずれか低い金額を青色申告特別控除として控除した金額とされます（措法25の2③）。

- ① 55万円
- ② 青色申告特別控除前のその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

(3) 電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告を行っている場合の65万円の青色申告特別控除

取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録している者（上記(2)の適用を受けることができる者）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は、65万円とされていました（旧措法25の2③④、旧措規9の6②～⑤）。

① 電子帳簿保存

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けて、電子帳簿保存法に定めるところにより、「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

（注1） 上記の「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます（旧

電子帳簿保存法2三）。以下同じです。

（注2） 上記の「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいうこととされています（旧電子帳簿保存法2七）。

この場合の電子帳簿保存法に定めるところによる「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」は、具体的には、次のとおりとされました（措規9の6②～④）。以下これらを「電磁的記録の備付け等」といいます。

イ 電磁的記録の備付け及び保存

電子帳簿保存法に定めるところにより、「電磁的記録の備付け及び保存」を行う必要がありました。なお、電子帳簿保存法では、国税に関する帳簿の保存義務者は、その帳簿の全部又は一部について、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもってその承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされていました（旧電子帳簿保存法4①、旧電子帳簿保存法規則3①）。

なお、電子帳簿保存法と同様、電子帳簿保存法第4条第1項の承認を受け、かつ、電子帳簿保存法第5条第3項の承認を受けている場合において、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その保存をもって、上記の帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができることとされていました（旧措規9の6④）。

ロ 電磁的記録の備付け及びその電磁的記録

の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存

電子帳簿保存法に定めるところにより「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行う必要がありました。なお、電子帳簿保存法では、国税に関する帳簿の保存義務者は、その帳簿の全部又は一部について、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要なとなる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってその承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができるとされていました(旧電子帳簿保存法5①)。

② e-Tax による電子申告

その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、確定申告書に記載すべき事項及びその事業に係る帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書等に記載すべき事項に係る情報を送信したこと(旧措法25の2④二)。

(注) 具体的には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して行うこととなります(旧措規9の6⑤)。

2 改正の内容

(1) 電子帳簿保存法の改正の概要

政府税制調査会における指摘や経済社会のデジタル化の状況を踏まえ、今般の税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われ、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度(以下「電子帳簿保存制度」といいます。)の見直しが行われました。主な見直しの内容は次のとおりですが、電子帳簿保存法の改正の詳細について

は、後掲「**国税通則法等の改正**」の「二 電子帳簿等保存制度の見直し」をご参照ください。

① 承認制度の廃止

承認制度が廃止され、これまで電子帳簿保存制度の適用に当たって必要とされてきた承認が不要とされたことにより、下記②の国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存要件等を満たすことで電子帳簿保存制度を利用することが可能となりました(電子帳簿保存法4①②、5)

② 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存要件の見直し

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存について、電子計算機処理システムの概要書等の書類の備付け等の最低限の要件を満たすことによる保存が可能とされ、「電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保」や「検索機能の確保」といった改正前において記録の真実性及び可視性等を確保する観点から必要とされていた要件が不要とされました(電子帳簿保存法4①②、5、電子帳簿保存法規則2②③、3①②④)。なお、改正後の電磁的記録等による保存要件についても、税務調査の適正性・効率性を一定程度確保する必要があることから、新たに「国税に関する法律の規定による国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようしておくこと」の要件が追加されました。

③ 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設

上記②のとおり保存要件が大幅に緩和された一方で、記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い改正前の電子帳簿保存法の要件を満たした電子帳簿については、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、引き続き普及を進めていく必要があるため、改正前の電子帳簿保存法の要件に相当する要件を満たした電子帳簿については、「優良な電子帳簿」と位置付けて、その

電子帳簿に記載された事項に関する修正申告等による申告漏れについて課される過少申告加算税の額を軽減するインセンティブ措置が設けられました（電子帳簿保存法8④、電子帳簿保存法施行令2、3、電子帳簿保存法規則5①～⑤）。

この過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける者は、あらかじめ、その旨その他所定の事項を記載した届出書（以下「適用届出書」といいます。）を納税地の所轄税務署長に提出している必要があります（電子帳簿保存法規則5①）。

(2) 電子帳簿保存法の改正に伴う65万円の青色申告特別控除の適用要件の整備

上記(1)の電子帳簿保存制度の見直しに伴い、電子帳簿保存による65万円の青色申告特別控除の適用について次の改正が行われました。

① 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存要件の見直しに伴う改正

65万円の青色申告特別控除（上記1(3)）の適用要件の1つである「電子帳簿保存」は、記帳水準の向上に資する観点から、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記帳している者（55万円の青色申告特別控除（上記1(2)）の適用を受けることができる者）への更なるインセンティブ措置としての要件とされているものであり、その適用を受ける個人は、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定めるところによりこれらの帳簿書類に係る電磁的記録の備付け等を行わなければならないこととされてきました。

今般の改正において、電子帳簿保存制度の利用促進のため上記(1)②のとおり従前の電子帳簿保存法の保存要件が大幅に緩和され、最低限の要件により国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存が可能とされましたが、65万円の青色申告特別控除の適用が受けられる「電子帳簿保存」については、記帳水準の向

上に資する観点から、「電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保」や「検索機能の確保」といった記録の真実性及び可視性等を確保する観点から必要とされていた改正前の電子帳簿保存法の要件を満たす「電子帳簿保存」を引き続き推進していく必要があるため、改正前の電子帳簿保存法の要件を改正後も維持することとされました。

具体的には、「電子帳簿保存」の要件を満たして65万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする個人（以下「電子帳簿保存適用個人」といいます。）は、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳についてこれらの帳簿書類に係る電磁的記録の備付け等を上記(1)③の過少申告加算税の軽減措置の対象となる「優良な電子帳簿」の要件（国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件）に従って行わなければならないこととされました（措法25の2④一、措規9の6③④）。

（注）上記の「国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件」は改正前の電子帳簿保存法の要件に相当するものであるため、改正前後において電子帳簿保存適用個人が満たすべき「電子帳簿保存」の要件は同じです。具体的な要件については、後掲「**国税通則法等の改正**」の「二 電子帳簿等保存制度の見直し」のⅡ1(3)②をご参照ください。

② 承認制度の廃止等に伴う改正

上記(1)①のとおり電子帳簿保存制度における承認制度が廃止されたことに伴い、改正前の電子帳簿保存による65万円の青色申告特別控除の要件とされていた「電子帳簿保存法の承認を受けること」が不要とされましたが（措法25の2④一）、改正後の電子帳簿保存による65万円の青色申告特別控除についても、引き続き、「電子帳簿保存」の要件を満たして65万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする旨の意思表示を求める必要があることから、上記(1)③の過少申告加算税の軽減措置の適用に当たってあらかじめ所轄税務署長

に提出することとされている「適用届出書」を提出しなければならないこととされました（措規9の6⑤）。なお、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることをやめようとする場合にあらかじめ提出することとされている「適用廃止届出書」の提出があったときは、その提出があった日の属する年以後の各年分については、その適用届出書の提出はなかったものとされます（措規9の6⑤後段）。

3 適用関係

- (1) 上記2(2)の改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則34）。
- (2) 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、令和4年以後の年においてその者の事業に係る仕訳帳及び総勘定元

帳につき改正前の電子帳簿保存法の規定による承認を受けて改正前の電子帳簿保存法に定めるところによりこれらの帳簿書類に係る電磁的記録の備付け等を行っているときは、その年において上記2(2)①の改正後の電磁的記録の備付け等の要件を満たしているものとみなされ、その他の要件を満たす場合には青色申告特別控除の控除額65万円の適用ができます（改正法附則34後段）。

(注) すなわち、改正前の上記1(3)①の「電子帳簿保存」の要件を満たして65万円の青色申告特別控除の適用を受けていた個人が、改正後も引き続きその要件を満たしてこれらの帳簿書類に係る電磁的記録の備付け等を行っている場合には、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける際に上記2(2)②の適用届出書を提出する必要はありません。

第五 東日本大震災の特例（所得税関係）の改正

一 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の概要

個人の有する土地等（棚卸資産等を除きます。以下同じです。）で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）の施行の日（平成23年12月14日）から令和3年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいずれかの者に買い取られる場合（これらの者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合等を除きます。）には、その買い取られ

る場合は、租税特別措置法第34条第2項第1号に掲げる場合に該当するものとみなして、「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」の適用ができることとされています（旧震災税特法11の5②）。

(注) 上記の「特定住宅被災市町村」とは、東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村となった市町村をいい、具体的には次の①及び②の要件を満たす市町村をいいます（被災市街地復興特別措置法施行規則17）。

- ① 市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が、100戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の1割以上であること。
- ② 市町村の区域を包括する都道府県及びそ

の都道府県に隣接する都道府県の区域内における災害により滅失した住宅の戸数がおおむね4,000戸（市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が200戸以上である場合にあってはおおむね2,000戸、市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が400戸以上又はその区域内にある住宅の戸数の2割以上である場合にあってはおおむね1,200戸）以上であること。

(2) 租税特別措置法と本特例の関係

租税特別措置法では、市町村や独立行政法人都市再生機構等が住宅建設や宅地造成の事業用地として土地等を買取る場合には、1,500万円特別控除の対象とされていますが、特定住宅被災市町村の区域については特に東日本大震災の復旧事業等を支援するために、住宅建設や宅地造成の事業用地の買取かどうかに関わらず、公的主体の用地取得について、2,000万円特別控除の適用ができることとされています。

(3) 添付書類

本特例の適用を受ける場合には、確定申告書に土地等の買取りをする者の土地等を買取った旨を証する書類（その買取りがその買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びにその買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限り）を添付する必要があります（旧震災税特規3の7④）。

2 改正の内容

(1) 適用対象の見直し

本特例は、東日本大震災の復旧事業等を支援するために設けられたものであり、法令上、適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業に限定されていますが、東日本大震災の発生からの期間も経過し、東日本大震災からの復興のための事業に該当するかどうか不明確となることも考えられることから、本特例

が復興のために必要な事業に限定して適用されるよう適用対象の見直しが行われました。

具体的には、適用対象となる東日本大震災からの復興のための事業が、次に掲げる土地等の区分に応じそれぞれ次に定める事業に限ることとされました（震災税特法11の5②）。

① 特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する政令で定める区域内にある土地等……その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県（以下「第一号特定住宅被災市町村等」といいます。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業

上記の「一定の計画」は、第一号特定住宅被災市町村等が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で、その土地等の買取りの時に現に効力を有するものとされています（震災税特規3の7④）。

イ 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画

ロ 上記イに掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

ハ 上記イ又はロに掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

② 特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する政令で定める区域以外の区域内にある土地等……その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県（以下「第二号特定住宅被災市町村等」とい

います。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業(令和3年3月31日においてその計画に記載されていたものに限りま

す。)。上記の「一定の計画」は、第二号特定住宅被災市町村等が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で、その土地等の買取りをする時において現に効力を有するものとされています(震災税特規3の7⑤)。

イ 地域再生法第8条第1項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

ロ 上記イに掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

ハ 上記イ又はロに掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネット

の利用その他適切な方法により公表している計画

(2) 適用期限の延長

令和3年度以降も「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)により、原子力災害被災地域について「復興・再生」に向けた本格的な取組を行うとともに、地震・津波被災地域についても復興の「総仕上げ」を行うとされており、各起業者においては、早急に各種の復興事業を行うことが必要となっていることも踏まえ、上記(1)の見直しを行った上、本特例の適用期限が令和8年3月31日まで5年延長されました(震災税法11の5②)。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った土地等の譲渡については従前どおりとされています(改正法附則91)。

二 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等の改正(改正後：帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

1 改正前の制度の概要

(1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の特例

個人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除区域等」といいます。)のうち一定の区域内にあるものが、同法第48条の14第1項に規定する帰還環境整備推進法人(一定のものに限りま

す。に)に記載された事業(特定公益的施設又は特定公共施設のうち一定のもの

の整備に関する事業であって、地方公共団体の管理の下に行われるものに限りま

す。)の用に供するために買い取られる場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の特例(前述「第一 住宅・土地税制の改正」の「五 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正」をご参照ください。)の適用ができることとされています(旧震災税法11の6①)。

(注1) 上記の「一定の区域」は、その事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第8条第2項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業の実施区域とされています（旧震災税特規3の8①）。

(注2) 上記の「一定の帰還環境整備推進法人」は、帰還環境整備推進法人のうち、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限り）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限り）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものをいいます（旧震災税特令13の5）。下記(2)において同じです。

(注3) 上記の「一定の特定公益的施設又は特定公共施設」は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第8条第1項第7号イに定める施設又は同号ロに定める施設とされています（旧震災税特規3の8②）。具体的には、同号イにおいて、「特定公益的施設として駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設及び案内施設」が、同号ロにおいて、「特定公共施設として道路、公園、広場及び緑地」が、それぞれ定められています。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

個人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する土地等で避難解除区域等のうち一定の区域内にあるものの譲渡をした場合において、その譲渡に係る土地等がその帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された事業（適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として一定のものに限り）の用に供されるものであるときは、優良住宅地

の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（前述「第一 住宅・土地税制の改正」の「二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」をご参照ください。）の適用ができることとされています（旧震災税特法11の6②）。

(注1) 上記の「一定の区域」は、その事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第8条第2項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業の実施区域とされています（旧震災税特規3の8④）。

(注2) 上記の「一定の事業」は、福島復興再生特別措置法施行規則第8条第1項第8号に掲げる事業とされています（旧震災税特規3の8⑤）。具体的には、同号において、「面積がおおむね500㎡以上の土地を適正な形状、面積等を備えた一団の土地とする事業」が定められています。

2 改正の内容

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講ずる必要があることから「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、可決・成立し、令和2年6月12日に法律第46号として公布されています。

福島復興再生特別措置法の改正により、帰還環境整備事業計画の目的が住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備に、その名称が帰還・移住等環境整備事業計画に改められ、その計画の記載事項に原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住の促進を図るための環境を整備する事業等が追加され、また、帰還環境整備推進法

人の名称が帰還・移住等環境整備推進法人に改められたことに伴い、上記1の特例を引き続き適用することができることとするため、所要の規定の整備が行われました（震災税特法11の6、震災税特令13の5、震災税特規3の8）。

三 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の廃止

1 改正前の制度の概要

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社で令和3年3月31日までに同項の規定により指定を受けたもの（以下「復興指定会社」といいます。）により発行される株式（その指定の日から同日以後5年を経過する日までの間に発行されるものに限り、以下「復興株式」といいます。）を払込み（その株式の発行に際してするものに限り、以下「取得」といいます。）により取得をした場合には、その復興指定会社は特定新規中小会社と、その復興株式は特定新規株式とそれぞれみなして、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）を適用することとされています（旧震災税特法13の3）。

（注）上記の「指定会社」とは、東日本大震災復興特別区域法の認定復興推進計画に定められた農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす一定の事業を実施する株式会

3 適用関係

上記2の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

社のうち、その事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他一定の要件に該当するものとしてその作成した認定復興推進計画につき内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体が指定したものをいいます（旧復興特区法42①、旧復興特区規23）。

2 改正の内容

この制度は、指定期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧震災税特法13の3、旧震災税特令15の3、旧震災税特規5の3）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和3年4月1日前に指定を受けた復興指定会社によりその指定の日から同日以後5年を経過する日までの間に発行される株式については従前どおりとされています（改正法附則93）。

（注）上記の経過措置を適正に適用するため、令和3年4月1日前に指定を受けた指定会社に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、従前どおりとされています（改正法附則129②）。

四 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

(1) 復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供される機械等に係る措置

認定地方公共団体の指定を受けた個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成23年12月26日）から令和3年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下「機械等」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は機械等の製作若しくは建設をして、これをその個人のこれらの事業の用に供した場合には、これらの事業の用に供した日の属する年（供用年）において、次の機械等の区分に応じそれぞれ次の特別償却限度額の特別償却と次の税額控除限度額の税額控除との選択適用ができることとされています（旧震災税特法10①表一③⑤）。

- ① 機械及び装置のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得又は製作をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したもの
- イ 特別償却限度額……その取得価額から普通償却額を控除した金額
 - ロ 税額控除限度額……その取得価額の15%相当額
- ② 機械及び装置のうち、認定地方公共団体

（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人が取得又は製作をしてその認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域（以下「雇用等被害地域」といいます。）を含む市町村の区域に限ります。）内において産業集積事業の用に供したもの

- イ 特別償却限度額……その取得価額の50%相当額
 - ロ 税額控除限度額……その取得価額の15%相当額
- ③ 機械及び装置のうち、上記①及び②以外のもの
- イ 特別償却限度額……その取得価額の34%相当額
 - ロ 税額控除限度額……その取得価額の10%相当額
- ④ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得又は建設をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したもの
- イ 特別償却限度額……その取得価額の25%相当額
 - ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%相当額
- ⑤ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人が取得又は建設をしてその認定に係る復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域に限ります。）内において産業集積事

業又は建築物整備事業の用に供したものの

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%相当額

⑥ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、上記④及び⑤以外のもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の17%相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の6%相当額

(注1) 上記の「認定地方公共団体」とは、復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます（旧震災税特法10①表一）。福島復興再生特別措置法第74条及び第75条の東日本大震災復興特別区域法の特例により、福島県及び福島県内の全ての地方公共団体が課税の特例を含む復興推進計画を作成し、その認定を受けることができることとされています。

(注2) 上記の「復興産業集積区域」とは、復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域をいいます（復興特区法4②四イ）。

(注3) 上記の「産業集積事業」とは、東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業（事業に準ずる一定のものを含みます。）をいい（旧震災税特法10①表一）、具体的には、産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業（建築物整備事業を除きます。）をいいます。

(注4) 上記の「建築物整備事業」とは、東日本

大震災復興特別区域法第2条第3項第2号ロ（福島復興再生特別措置法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業（事業に準ずる一定のものを含みます。）をいい（旧震災税特法10①表一）、具体的には、雇用等被害地域において建築物の建築及び賃貸をする事業であって産業集積の形成及び活性化に寄与するものをいいます。

(注5) 建築物整備事業にあつては、公共施設の用に供される土地の面積の割合が100分の30以上であること等の要件を満たす建物及びその附属設備（以下「特定建物等」といいます。）に限ることとされています（旧震災税特法10①表一4欄、旧震災税特令12の2②、震災税特規3の2①）。

(2) 復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供される被災者向け優良賃貸住宅に係る措置

認定地方公共団体の指定を受けた個人が、指定期間内に、復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供する被災者向け優良賃貸住宅でその建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は被災者向け優良賃貸住宅の建設をして、これをその個人の賃貸住宅供給事業の用に供した場合には、その賃貸住宅供給事業の用に供した日の属する年（供用年）において、次の被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次の特別償却限度額の特別償却と次の税額控除限度額の税額控除との選択適用ができることとされています（旧震災税特法10①表二③⑤）。

① 被災者向け優良賃貸住宅のうち認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得又は建設をしてその認定に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したものの

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%

相当額

② 被災者向け優良賃貸住宅のうち上記①以外のもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の17%相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の6%相当額

上記(1)又は(2)の税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、供用年分の事業所得等に係る所得税額の20%相当額が上限とされ、税額控除限度超過額については、4年間の繰越しができます（旧震災税法10③後段、④⑤三）。

（注）上記(1)又は(2)の特別償却の適用を受ける場合において、供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（旧震災税法10②）。

2 改正の内容

(1) 復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供される機械等に係る措置の見直し

① 対象区域の重点化

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」といいます。）による東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、対象区域を同法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」といいます。）とすることとされました（震災税法10①③）。

② 特別償却割合及び税額控除割合の見直し

上記1(1)①から⑥までのとおり、減価償却資産の種類のほか、指定を受けた認定地方公共団体の別などにより機械等を区分し、それぞれ特別償却割合及び税額控除割合が定められていましたが、次のとおり減価償却資産の種類のみで区分することとされました（震災税法10①③）。

イ 機械及び装置

(イ) 特別償却割合……50%

(ロ) 税額控除割合……15%

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物

(イ) 特別償却割合……25%

(ロ) 税額控除割合……8%

③ 適用期限の延長

措置の適用期限が、令和6年3月31日まで3年延長されました（震災税法10①）。

④ その他

上記①の対象区域の重点化に伴い、上記1(1)（注1）、（注3）及び（注4）の東日本大震災復興特別区域法の特例（旧福島特措法74、75）は復興庁設置法等改正法による福島復興再生特別措置法の改正により廃止され、この措置においても必要な規定の整備が行われました（震災税法10①）。また、対象資産の名称が「特定機械装置等」とされました（震災税法10①）が、改正前と改正後とは対象となる資産の範囲に変更はありません。

(2) 復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供される被災者向け優良賃貸住宅に係る措置の廃止

適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって、措置が廃止されました（旧震災税法10①表二③⑤、旧震災税特令12の2⑦、旧震災税特規3の2②二）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①、②及び④の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、従前どおりとされています（改正法附則83①）。

なお、令和3年4月1日前に認定地方公共団体の指定を受けた個人が、同日から令和6年3月31日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定を受けた復興推進計画に定められた

復興産業集積区域（特定復興産業集積区域に該当する区域を除きます。以下「旧復興産業集積区域」といいます。）内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその旧復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これをその旧復興産業集積区域内においてその個人のその産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した場合には、その旧特定機械装置等につき、改正後の本措置を適用できることとされています（改正法附則83②）。

また、この場合において、その旧特定機械装置等に係る特別償却限度額は次の①の金額とされ、税額控除限度額は次の②の金額とされています。

- ① 次の資産の区分に応じそれぞれ次の金額
- イ 機械及び装置のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得又は製作をしてその認定に係る旧復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したものの……その取得価額から普通償却額を控除した金額
 - ロ 機械及び装置のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人が取得又は製作をしてその認定に係る旧復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域に限ります。）内において産業集積事業の用に供したものの……その取得価額の50%相当額
 - ハ 機械及び装置のうち、上記イ及びロ以外のものの……その取得価額の34%相当額
 - ニ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得又は建設をしてその認定

に係る旧復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものの……その取得価額の25%相当額

- ホ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人が取得又は建設をしてその認定に係る旧復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域に限ります。）内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものの……その取得価額の25%相当額
 - ヘ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、上記ニ及びホ以外のものの……その取得価額の17%相当額
- ② 特定機械装置等（産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものに限るものとし、旧特定機械装置等を除きます。）の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次の資産の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額
- イ 上記①イ及びロの機械及び装置……15%
 - ロ 上記①ハの機械及び装置……10%
 - ハ 上記①ニ及びホの建物及びその附属設備並びに構築物……8%
 - ニ 上記①ヘの建物及びその附属設備並びに構築物……6%
- (注) 上記の「旧特定機械装置等」とは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあつては、特定建物等に限ります。）のうち、やむを得ない事情により指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、産業集積事業又は建築物整備事業の用に供することができなかった一定のものをいいます（改正法附則83②）。この「やむを得ない事情により指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、産業集積事業又は建築物整備事業の用に供することができなかった一定のも

の」とは、その認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第2項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、産業集積事業又は建築物整備事業の用に供することができ

なかったと認められる資産として記載された減価償却資産とされています（改正震災税特規附則2）。

(2) 上記2(2)の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得又は建設をした被災者向け優良賃貸住宅については、従前どおりとされています（改正法附則83①）。

五 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

福島復興再生特別措置法の認定事業者に該当する個人が、提出企業立地促進計画の提出のあった日（平成25年6月10日）から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後7年（そのいずれか遅い日が平成26年4月1日前である場合には、5年）を経過する日までの期間（その期間内にその企業立地促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、一定の期間）内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定機械装置等の製作若しくは建設をして、これをその企業立地促進区域内においてその個人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、その避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年（供用年）において、その特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、その取得価額の25%相当額）の特別償却とその取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の税額控除との選択適用ができることとされています（旧震災税特法10の2①③）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受

ける金額は、供用年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が上限とされ、税額控除限度超過額については、4年間の繰越しができます（旧震災税特法10の2③後段、④⑤）。

(注1) 上記の「福島復興再生特別措置法の認定事業者に該当する個人」とは、同法第23条に規定する認定事業者をいい（旧震災税特法10の2①③）、具体的には、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人事業者とされています。

(注2) 上記の「避難解除区域等」とは、福島復興再生特別措置法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等をいい（旧震災税特法10の2①③）、具体的には、避難解除区域及び現に避難指示であって同法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）とされています。

(注3) 上記の「避難指示」とは、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます（旧震災税特法10の2①③）。

(注4) 上記の「一定の期間」とは、提出企業立地

促進計画の変更に係る次の区域の区分に応じそれぞれ次の期間をいいます（旧震災税特令12の2の2①一・二）。

- (1) 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域……その変更について変更の提出（福島復興再生特別措置法第18条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をいいます。（2）において同じです。）のあった日から同日又はその区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後7年を経過する日までの期間
- (2) 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域……提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第18条第4項の規定による提出のあった日からその変更について変更の提出のあった日までの期間

(注5) 上記の「特定機械装置等」とは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（旧震災税特法10の2①）。

(注6) 上記の特別償却の適用を受ける場合において、供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（旧震災税特法10の2②）。

2 改正の内容

(1) 企業立地促進計画に係る措置の改正

① 適用期限に係る規定の整備

この措置の適用期限をその起算日が平成26年4月1日前である場合には起算日から5年とする規定が削除されました（旧震災税特法10の2①③）。

② 他の措置の追加に伴う規定の整備

特定事業活動振興計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の追加

（詳細については下記(2)及び(3)をご参照ください。）に伴い、次の規定の整備が行われました。

イ この制度の適用を受ける資産についてそれぞれの措置の重複適用を排除するため、この制度の適用対象となる減価償却資産から、適用を受けようとする措置以外の措置の適用を受けるものを除くこととされました（震災税特法10の2①③）。また、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、特定事業活動振興計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置との合計で供用年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を上限とすることとされました（震災税特法10の2③）。

ロ この措置の適用対象となる資産について「特定機械装置等」との定義を置かないこととし、単に機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を対象とすることとされました（震災税特法10の2①表一5欄）。なお、適用対象となる資産について、改正前と改正後とでは変更ありません。

③ みなし企業立地促進計画の提出日等に係る規定の追加

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」といいます。）附則第13条第1項の規定により福島復興再生特別措置法第18条第4項の規定により提出された企業立地促進計画とみなされたもの（以下「みなし企業立地促進計画」といいます。）の提出のあった日は、みなされる前の復興庁設置法等改正法第3条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法の規定による企業立地促進計画の提出のあった日（平成25年6月10日）とされました（改正法附則84②、改正震災税特令附則2一）。

また、令和3年4月1日前に上記1（注4）の変更の提出があった場合も同様に、その変更の提出のあった日は、みなされる前の企業立地促進計画の変更の提出のあった日と

されています（改正震災税特令附則二二）。

(2) 特定事業活動振興計画に係る措置の追加

放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（特定風評被害）に対応するための措置として、特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置は、適用対象者、適用対象期間、適用対象区域、適用対象事業及び適用対象資産について、上記1の企業立地促進計画に係る措置及び下記(3)の新産業創出等推進事業促進計画に係る措置とそれぞれ異なる要件が設けられていますが、これら以外の措置の内容については同様とされています。

① 措置の概要

福島県知事の指定を受けた個人が、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、福島県の区域内においてその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内においてその事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（供用年）において、その減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物等及び構築物については、取得価額の25%相当額）の特別償却又はその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の税額控除ができることとされました（震災税特法10の2①表二③）。

ただし、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額については、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置と合計して供用年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています（震災税特法10の2③後段、④⑤）。

(注) 上記の特別償却の適用を受ける場合において、供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（震災税特法10の2②）。

② 適用対象者

この措置の対象となる個人は、福島復興再生特別措置法第75条の2の規定により福島県知事の指定を受けた個人（以下「指定事業者」といいます。）とされています（震災税特法10の2①表二1欄）。

福島復興再生特別措置法においては、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する個人でその特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の復興庁令で定める要件に該当するものとして福島県知事が指定することとされています（福島特措法75の2）。

(注1) 上記の「提出特定事業活動振興計画」

とは、福島復興再生特別措置法第75条第1項に規定する提出特定事業活動振興計画をいい（震災税特法10の2①表二2欄）、具体的には、同法第74条第3項の規定により福島県知事が内閣総理大臣に提出した特定事業活動振興計画とされています。

(注2) 上記の「特定事業活動」とは、個人事業者又は法人であって次のイ又はロの事業分野に属するものが、特定風評被害が

その経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動をいいます（福島特措法74①、福島特措規34）。

イ 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業

ロ 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島県の区域における観光の振興に資する事業

③ 適用対象期間

この措置は、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、適用対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、適用対象区域内においてその個人の適用対象事業の用に供した場合に適用できることとされています（震災税特法10の2①表二2欄）。

また、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる年は、特定事業活動に係る事業の用に供した日の属する年（供用年）とされています（震災税特法10の2①）。ただし、企業立地促進計画に係る措置と同様に、次の年は、除くこととされています（震災税特法10の2①③⑦）。

- ・ 事業を廃止した日の属する年
- ・ 震災税特法第10条の規定の適用を受ける年

また、震災税特法第10条の2の2、第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3の規定の適用を受ける年分においても、特別償却又は税額控除の適用を受けることができないこととされています（震災税特法10の2の2⑦、10の3②、10の3の2③、10の3の3②）。

④ 適用対象区域

適用対象となる区域は、福島県の区域とされています（震災税特法10の2①表二3欄）。

⑤ 適用対象事業

適用対象となる事業は、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業とされています（震災税特法10の2①表二4欄）。

⑥ 適用対象資産

適用対象となる資産は、福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、適用対象者である指定事業者の同法第75条の4第1項の規定による報告に係る実施状況報告書に記載されたもの（その報告につき、指定事業

者が特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として一定の書類の交付を受けた場合におけるその記載されたものに限ります。）とされています（震災税特令12の2の2②）。

（注1） 上記の「福島復興再生特別措置法第75条の2に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産」とは、指定事業者であってその特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、その新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産をいいます（福島特措法75の2）。

（注2） 上記の「復興庁令で定める減価償却資産」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の上欄に掲げる器具及び備品のうち、指定に係る特定事業活動の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、その特定事業活動の用に供することを直接の目的とするものとされています（福島特措規36）。

（注3） 上記の「実施状況報告書」とは、福島復興再生特別措置法施行規則第37条第1項の実施状況報告書をいい、また、上記の「一定の書類」とは、福島県知事の交付する同条第3項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面をいいます（震災税特規3の2の2）。

なお、上記(1)②イのとおり、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置との重複適用を排除するため、これらの措置の適用を受ける減価償却資産はこの措置の適用対象資産から除くこととされています（震災税特法10の2①③）。

(3) 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の追加

福島イノベーション・コースト構想の推進のための措置として、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置は、適用対象者、適用対象期間、適用対象区域、適用対象事業及び適用対象資産について、上記1の企業立地促進計画に係る措置及び上記(2)の特定事業活動振興計画に係る措置とそれぞれ異なる要件が設けられていますが、これら以外の措置の内容については同様とされています。

① 措置の概要

新産業創出等推進事業実施計画につき福島県知事の認定を受けた個人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内においてその事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（供用年）において、その減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物等及び構築物については、取得価額の25%相当額）の特別償却又はその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の税額控除ができることとされました（震災税特法10の2①表三③）。

ただし、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額については、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置と合計して供用年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています（震災税特法10の2③後段、④⑤）。

（注） 上記の特別償却の適用を受ける場合において、供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経

費に算入することができることとされています（震災税特法10の2②）。

② 適用対象者

この措置の対象となる個人は、福島復興再生特別措置法第85条の2第4項に規定する認定事業者に該当する個人とされています（震災税特法10の2①表三1欄）。

福島復興再生特別措置法においては、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業を実施する個人事業者は、その新産業創出等推進事業の実施に関する計画（以下「新産業創出等推進事業実施計画」といいます。）を作成し、その計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができることとされており（福島特措法85の2①）、福島県知事はその申請があった場合において、その計画が提出新産業創出等推進事業促進計画に適合するものであること等の一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとされています（福島特措法85の2③）。認定事業者とは、この認定を受けた者をいいます（福島特措法85の2④）。

（注1） 上記の「提出新産業創出等推進事業促進計画」とは、福島復興再生特別措置法第85条第1項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画をいい（震災税特法10の2①表三2欄）、具体的には、同法第84条第4項の規定により福島県知事が内閣総理大臣に提出した新産業創出等推進事業促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出があったときは、その変更後のもの）とされています（福島特措法85①）。

（注2） 上記の「新産業創出等推進事業促進区域」とは、福島復興再生特別措置法第84条第2項第2号に規定する新産業創出等推進事業促進区域をいい（震災税特法10の2①表三2欄）、具体的には、福島国際

研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域とされており、福島県知事が新産業創出等推進事業促進計画に記載することとされています（福島特措法84②二）。

また、「福島国際研究産業都市区域」とは、「原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域」をいい、福島復興再生計画に定めることができることとされています（福島特措法7⑥）。

（注3） 上記の「新産業創出等推進事業」とは、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる一定の事業をいいます（福島特措法84①）。

③ 適用対象期間

この措置は、提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第84条第4項の規定による提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの期間内に、適用対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、適用対象区域内においてその個人の適用対象事業の用に供した場合に適用できることとされています（震災税特法10の2①表三2欄）。

ただし、この期間内にその提出新産業創出

等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域（以下「計画区域」といいます。）の変更があった場合には、適用対象期間はその変更に係る次の区域の区分に応じそれぞれ次の期間とされています（震災税特令12の2の2③）。

イ その提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出（福島復興再生特別措置法第84条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をいいます。以下同じです。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（口の区域を除きます。）……その変更の提出のあった日から令和8年3月31日までの期間

ロ その提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域……その提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（その区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）からその変更の提出のあった日までの期間

また、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる年は、その個人の新産業創出等推進事業の用に供した日の属する年（供用年）とされています（震災税特法10の2①③）。その他この措置の適用を受けることができない年は、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置と同様です。

④ 適用対象区域

適用対象となる区域は、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域とされています（震災税特法10の2①表三3欄）。

⑤ 適用対象事業

適用対象となる事業は、新産業創出等推進事業とされています（震災税特法10の2①表

三 4 欄)。

⑥ 適用対象資産

適用対象となる資産は、福島復興再生特別措置法第85条の5に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、その適用対象者である認定事業者の認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとされています（震災税特令12の2の2④）。

この認定新産業創出等推進事業実施計画とは、上記②の認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画をいい、その変更について福島県知事の変更の認定があったときは、その変更後のものをいいます（福島特措法85の2⑥）。

(注1) 上記の「福島復興再生特別措置法第85条の5に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産」とは、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、その新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその

附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産をいいます（福島特措法85の5）。

(注2) 上記の「復興庁令で定める減価償却資産」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の上欄に掲げる器具及び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、その新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとされています（福島特措規43）。

なお、上記(1)②イのとおり、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置との重複適用を排除するため、これらの措置の適用を受ける減価償却資産はこの措置の適用対象資産から除くこととされています（震災税特法10の2①③）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする対象資産について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等については従前どおりとされています（改正法附則84①）。

六 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

福島県知事の確認を受けた個人が、避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後7年（そのいずれか遅い日が平成26年4月1日前である場合には、5年）を経過する日までの期間

（その期間内にその特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、一定の期間）内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定機械装置等の製作若しくは建設をして、これをその避難解除区域等内においてその個人の特定事業の用に供した場合には、その特定事業の用に供した日の属する年（供用年）において、その特定機械装置等の取得価額か

ら普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、その取得価額の25%相当額）の特別償却とその取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の税額控除との選択適用ができることとされています（旧震災税特法10の2の2①③）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、供用年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が上限とされ、税額控除限度超過額については、4年間の繰越しができます（旧震災税特法10の2の2③後段、④⑤）。

（注1） 上記の「福島県知事の確認を受けた個人」とは、福島復興再生特別措置法第36条の規定により福島県知事による確認を受けた個人をいい（旧震災税特法10の2の2①③）、具体的には、避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者とされています。

（注2） 上記の「避難解除区域等」とは、福島復興再生特別措置法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等をいい、具体的には、避難解除区域及び現に避難指示であって同法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）とされています。

（注3） 上記の「避難指示」とは、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。

（注4） 上記の「避難等指示」とは、福島復興再生特別措置法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます（旧震災税特法10の2の2①）。

（注5） 上記の「特定機械装置等」とは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（旧震災税特法10の2の2①）。

（注6） 上記の特別償却の適用を受ける場合において、供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（震災税特法10の2の2②）。

2 改正の内容

この制度の適用期限をその起算日が平成26年4月1日前である場合には起算日から5年とする規定が削除されました（旧震災税特法10の2の2①③）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等については、従前どおりとされています（改正法附則85）。

七 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成23年12月26日）から令和3年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた個人が、その指

定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日の属する各年（以下「適用年」といいます。）の適用期間内において、その認定地方公共団体の作成したその認定を受けた復興推進計画に定められ

た復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その適用年において、その支給する給与等の額の10%（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に指定を受けた個人がその指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の作成したその認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域（以下「雇用等被害地域」といいます。）を含む市町村の区域を除きます。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、7%）相当額の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度）ができることとされています（旧震災税法10の3①）。

（注1） 上記の「認定地方公共団体」とは、復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます（旧震災税法10の3①）。福島復興再生特別措置法第74条及び第75条の東日本大震災復興特別区域法の特例により、福島県及び福島県内の全ての地方公共団体が課税の特例を含む復興推進計画を作成し、その認定を受けることができることとされています。

（注2） 上記の「復興産業集積区域」とは、復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域をいいます（復興特区法4②四イ）。

（注3） 上記の「産業集積事業所」とは、東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業を行う事業所をいい（旧震災税法10の3①）、具体的には、産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用等被害地域におけ

る雇用機会の確保に寄与する事業（建築物整備事業を除きます。）を行う事業所をいいます。

（注4） 上記の「被災雇用者等」とは、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者をいい（旧震災税法10の3①）、具体的には、平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は同日において特定被災区域内に居住していた者とされています（旧震災税法12の3①）。

（注5） 上記（注4）の「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除きます。）又はこれに準ずる一定の市町村の区域をいいます（旧復興特区法4①、旧復興特区令2、別表）。

2 改正の内容

(1) 対象区域の重点化

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」といいます。）による東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、対象区域を同法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」といいます。）とすることとされました（震災税法10の3①）。

(2) 税額控除割合の見直し

上記1のとおり、指定を受けた認定地方公共団体の別などにより税額控除割合が定められていましたが、一律で10%とされました（震災税法10の3①）。

(3) 被災雇用者等の範囲の整備

平成23年3月11日において被災雇用者等が雇用されていた事業所の所在する区域及び同日において被災雇用者等が居住していた区域について、復興庁設置法等改正法における東日本大震災復興特別区域法の改正による復興推進計画の

作成主体となることのできる地方公共団体の範囲の見直し後も、引き続き、改正前と同様の区域とするための整備が行われました。具体的には、復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定めることとされ、復興庁設置法等改正法第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域とされています（震災税特令12の3①—⑤、令3.4復興告3）。

(4) 適用期限の延長

対象者指定の期限が、令和6年3月31日まで3年延長されました（震災税特法10の3①）。

(5) その他

上記(1)の対象区域の重点化に伴い、上記1（注1）及び（注3）の東日本大震災復興特別区域法の特例（旧福島特措法74、75）は復興庁設置法等改正法による福島復興再生特別措置法の改正により廃止され、この制度においても必要な規定の整備が行われました（震災税特法10の3①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)、(2)及び(5)の改正は、個人の令和3年以後の適用年の年分の所得税について適用し、

個人の令和2年以前の適用年の年分の所得税については、従前どおりとされています（改正法附則86①）。

なお、令和3年4月1日前に認定地方公共団体の指定を受けた個人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「経過適用期間」といいます。）内の日の属する各年（令和3年以後の年に限るものとし、事業を廃止した日の属する年を除きます。）の経過適用期間内において、その認定地方公共団体の作成した認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（特定復興産業集積区域に該当する区域を除きます。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額につき、改正後のこの制度を適用することとされています（改正法附則86②）。ただし、上記1の税額控除割合が7%とされていた給与等の額にあっては、従来どおり7%とすることとされています。

(2) 上記2(3)の改正は、個人の令和3年以後の適用年の年分の所得税について適用し、個人の令和2年以前の適用年の年分の所得税については、従前どおりとされています（改正震災税特令附則3）。

八 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

提出企業立地促進計画の提出のあった日（平成25年6月10日）から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後7年（そのいずれか遅い日が平成26年4月1日前である場合には、3年）を

経過する日までの期間（その期間内におけるその企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、一定の対象期間）内に福島復興再生特別措置法の認定を受けた個人が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（その個人が認定事業者該当しないこととなった場合その他の一定の場合には、一定の期間。以下「適用期間」

といいます。)内の日の属する各年(適用年)の適用期間内において、その提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その適用年において、その支給する給与等の額の20%相当額の税額控除(その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度)ができることとされています(旧震災税特法10の3の2①)。

(注1) 上記の「避難解除区域等」とは、福島復興再生特別措置法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等をいい(旧震災税特法10の3の2①)、具体的には、避難解除区域及び現に避難指示であって同法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域)とされています。

(注2) 上記の「避難指示」とは、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。

(注3) 上記の「一定の対象期間」とは、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更について変更の提出(福島復興再生特別措置法第18条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をいいます。)のあった日から同日又はその企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後7年を経過する日までの期間をいいます(旧震災税特令12の3の2①)。

(注4) 上記の「福島復興再生特別措置法の認定を受けた個人」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人をいいます(旧福島特措法20③)。

(注5) 上記の「一定の場合」とは、次の場合をいい、また、上記の「一定の期間」とは、次の場合の区分に応じそれぞれ次の期間をいいます(旧震災税特令12の3の2②)。

(1) 震災税特法第10条の3の2第1項に規定

する認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に同項の個人が福島復興再生特別措置法第20条第4項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合……その個人がその認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

(2) 震災税特法第10条の3の2第1項に規定する認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更(同項の個人のその認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限ります。)があった場合……その個人がその認定を受けた日からその変更について変更の提出(福島復興再生特別措置法第18条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をいいます。)のあった日までの期間

(注6) 上記の「避難対象雇用者等」とは、避難指示の対象となった区域(以下「避難対象区域」といいます。)内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者をいい(旧震災税特法10の3の2①)、具体的には、平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において避難対象区域内に居住していた者とされています(旧震災税特令12の3の2③)。

また、この制度は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等に該当することを明らかにする一定の書類を保存している場合に限り、適用することとされています(旧震災税特法10の3の2③、10の3③)。

(注) 上記の「一定の書類」は、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等のうち次のいずれの者に該当するかに応じ次の書類とされています(旧震災税特規3の3の2)。

(1) 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者……その者から提出された次の書類

① 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

② 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所のその照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限りします。）

③ ①又は②の書類のほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(2) 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者……次の書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

① 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

② 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

③ ①又は②の書類のほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

2 改正の内容

(1) 企業立地促進計画に係る措置の改正

① 他の措置の追加に伴う規定の整備

特定事業活動振興計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の追加（詳細については下記(2)及び(3)をご参照ください。）に伴い、次の規定の整備が行われました。

イ 適用期間について、この制度の各措置における適用期間に相当する期間がそれぞれ異なることから、その期間は震災税法第

10条の3の2第1項の表の各号の第2欄にそれぞれ掲げることとされるとともに、この制度において「適用期間」との定義を置かないこととされました（震災税法10の3の2①）。

ロ この制度の各措置において、その税額控除限度額を算出するに当たりその支給する給与等の額に乗ずる割合がそれぞれ異なることから、その割合を「税額控除割合」と定義し、震災税法第10条の3の2第1項の表の各号の第4欄にそれぞれ掲げることとされました（震災税法10の3の2①）。

ハ この制度の適用を受けようとする個人（以下「適用個人」といいます。）についてそれぞれの措置の重複適用を排除するため、適用個人がその年において震災税法第10条の3の2第1項の表の2以上の号の第1欄に掲げる個人に該当する場合には、その適用個人の選択により、その2以上の号のいずれかの号の第1欄に掲げる個人にのみ該当するものとして、この制度を適用することとされています（震災税法10の3の2②）。

ニ この制度の保存要件について規定の整備が行われ、個人がこの制度の適用を受ける場合に保存すべき一定の書類について、その個人がこの制度の各措置のいずれの適用を受けるかに応じそれぞれ定める書類とされました（震災税法3の3の2②）。

この措置の適用を受ける場合にあっては、その適用対象となる給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等のうち次のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の書類とされています（震災税法3の3の2②一）。なお、実際に保存すべき書類は改正前と改正後とでは変更ありません。

(イ) 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者……次の書類その他の書類でその者が平成23年3月11日において避難対象区域内

に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

A 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者（以下「使用者」といいます。）の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（以下「証明書」といいます。）

B 雇用保険の被保険者資格の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所のその照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限ります。）

(ロ) 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者……次の書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

A 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

B 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

C A又はBの書類のほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

② みなし企業立地促進計画の提出日等に係る規定の追加

みなし企業立地促進計画の提出のあった日は、みなされる前の復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島特措法」といいます。）の規定による企業立地促進計画の提出のあった日（平成25年6月10日）とされました（改正法附則87①）。

また、令和3年4月1日前に上記1（注

3）及び（注5）の変更の提出があった場合も同様に、その変更の提出のあった日は、みなされる前の企業立地促進計画の変更の提出のあった日とされています（改正震災税特令附則4①）。

（注）上記の「みなし企業立地促進計画」の意義については、前述「五 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）」の2(1)③をご参照ください。

③ みなし避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る規定の追加

復興庁設置法等改正法附則第13条第2項の規定により福島復興再生特別措置法第20条第3項の認定を受けた同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての震災税特法第10条の3の2第1項の表の第1号の第2欄に規定する認定を受けた日は、みなされる前の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について旧福島特措法第20条第3項の認定を受けた日とされました（改正法附則87②、改正震災税特令附則4②）。

(2) 特定事業活動振興計画に係る措置の追加

放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（特定風評被害）に対応するための措置として、特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置は、適用対象者、適用対象期間、適用対象となる給与等及び税額控除割合並びに保存要件について、上記1の企業立地促進計画に係る措置及び下記(3)の新産業創出等推進事業促進計画に係る措置とそれぞれ異なる要件が設けられていますが、これら以外の措置の内容については同様とされています。

① 措置の概要

提出特定事業活動振興計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に福島県知事の指定を受けた個人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日の属する各年（適用年）のその期間内において、福島県の区域内に所在するその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その適用年において、その支給する給与等の額の10%相当額の税額控除ができることとされました（震災税特法10の3の2①表二）。

なお、控除を受ける金額は、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置と同様に、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（震災税特法10の3の2①後段）。

② 適用対象者

この措置の対象となる個人は、福島復興再生特別措置法第75条の2の規定により同法第75条第1項に規定する提出特定事業活動振興計画の同法第74条第3項の規定による提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に福島県知事の指定を受けた個人とされています（震災税特法10の3の2①表二1欄）。

福島復興再生特別措置法におけるこの指定は、前述「**五** 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）」の特定事業活動振興計画に係る措置と同じ指定です。

なお、上記(1)①ハのとおり、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置との重複適用を排除するため、適用個人がその年において震災税特法第

10条の3の2第1項の表の2以上の号の第1欄に掲げる個人に該当する場合には、その適用個人の選択により、その2以上の号のいずれかの号の第1欄に掲げる個人にのみ該当するものとして、この制度を適用することとされています（震災税特法10の3の2②）。

③ 適用対象期間

福島県知事の指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、適用対象となる給与等を支給する場合に適用できることとされています（震災税特法10の3の2①表二2欄）。

また、この措置の適用を受けることができる年は、適用対象期間内の日の属する各年（適用年）とされています（震災税特法10の3の2①）。ただし、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置と同様に、次の年は、この措置の適用を受けることができないこととされています（震災税特法10の3の2①③）。

- ・ 事業を廃止した日の属する年
- ・ 震災税特法第10条、第10条の2、第10条の2の2若しくは第10条の3又は租税特別措置法第10条の5若しくは第10条の5の4の規定の適用を受ける年分

また、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置と同様に、震災税特法第10条の3の3の規定の適用を受ける年分においてもこの措置の適用を受けることができないこととされています（震災税特法10の3の3②）。

④ 適用対象となる給与等

この措置の対象となる給与等は、適用年の適用対象期間内において、福島県の区域内に所在する提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合のその給与等とされています（震災税特法10の3の2①表二3欄）。

特定被災雇用者等は、次の者とされていま

す（震災税特令12の3の2⑥）。

イ 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ 平成23年3月11日において福島県の区域内に居住していた者

⑤ 税額控除割合

この措置の税額控除割合は、10%とされています（震災税特法10の3の2①表二4欄）。税額控除額の計算に当たってのその他の規定は、企業立地促進計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置と同様です。

⑥ 保存要件

この制度の適用を受ける場合に保存すべき一定の書類について、この措置の適用を受ける場合にあっては、その適用対象となる給与等の支給を受けた者が特定被災雇用者等のうち次のいずれの者に該当するかに応じそれぞれ次の書類とされています（震災税特規3の3の2②二）。

イ 上記④イの者……次の書類その他の書類でその者が平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(イ) 平成23年3月11日における使用者の同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(ロ) 上記(イ)①ニ(ロ)Bの書類

ロ 上記④ロの者……次の書類のうちその者が平成23年3月11日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(イ) 上記(イ)①ニ(ロ)A又はBの書類

(ロ) (イ)の書類のほか、その者が平成23年3月11日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

(3) 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の追加

福島イノベーション・コースト構想の推進のための措置として、新産業創出等推進事業促進

計画に係る措置が追加されました。この措置は、適用対象者、適用対象期間、適用対象となる給与等及び税額控除割合並びに保存要件について、上記1の企業立地促進計画に係る措置及び上記(2)の特定事業活動振興計画に係る措置とそれぞれ異なる要件が設けられていますが、これら以外の措置の内容については同様とされています。

① 措置の概要

提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に新産業創出等推進事業実施計画につき福島県知事の認定を受けた個人が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の属する各年（適用年）のその期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の一定の雇用者に対して給与等を支給する場合には、その適用年において、その支給する給与等の額の15%相当額の税額控除ができることとされました（震災税特法10の3の2①表三）。

なお、控除を受ける金額は、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置と同様に、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（震災税特法10の3の2①後段）。

② 適用対象者

この措置の対象となる個人は、福島復興再生特別措置法第85条第1項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）の同法第84条第4項の規定による提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に同法第85条の2第3項の認定を受けた個人とされています（震災税特法10の3の2①表三1欄）。

福島復興再生特別措置法におけるこの認定は、前述「五 企業立地促進区域において機

械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）」の新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の認定と同じものです（福島特措法85の2）。

なお、上記(1)①ハのとおり、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置との重複適用を排除するため、適用個人がその年において震災税法第10条の3の2第1項の表の2以上の号の第1欄に掲げる個人に該当する場合には、その適用個人の選択により、その2以上の号のいずれかの号の第1欄に掲げる個人にのみ該当するものとして、この制度を適用することとされています（震災税法10の3の2②）。

③ 適用対象期間

この措置は、福島県知事の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、適用対象となる給与等を支給する場合に適用できるとされています（震災税法10の3の2①表三2欄）。

ただし、この期間内に次の場合に該当する場合には、適用期間はそれぞれ次のとおりとされています（震災税法12の3の2⑦）。

イ 認定を受けた個人が福島復興再生特別措置法第85条の2第4項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合……その認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

ロ 認定を受けた個人のその認定に係る区域が計画区域（その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域をいいます。以下同じです。）の変更により計画区域に該当しないこととなる場合……その認定を受けた日からその変更について福島復興再生特別措置法第84条第7項において準用する同条第4項の規定による提出のあった日までの期間
また、この措置の適用を受けることができ

る年は、適用対象期間内の日の属する各年（適用年）とされています（震災税法10の3の2①）。その他この措置の適用を受けることができない年は、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置と同様です。

④ 適用対象となる給与等

この措置の対象となる給与等は、適用年の適用対象期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等その他の一定の雇用者に対して給与等を支給する場合のその給与等とされています（震災税法10の3の2①表三3欄）。ただし、その給与等の額のうち試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法10）の適用を受けるものについては、この措置の対象となる給与等の額から除いた上で、この措置の税額控除限度額を計算することとされています（震災税法10の3の2①）。

一定の雇用者は、次の者とされています（震災税法12の3の2⑧）。

イ 上記1（注6）の避難対象雇用者等

ロ 次の者（イの者を除きます。）

(イ) 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者

(ロ) 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

ハ その個人の認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する一定の者（イ又はロの者を除きます。）

(注) 上記の「提出新産業創出等推進事業促進計画」、「新産業創出等推進事業促進区域」、「新産業創出等推進事業」、「福島国際研究産業都市区域」及び「認定新産業創出等推進

事業実施計画」の意義については、前述「五 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）」の2(3)②の（注1）から（注3）まで及び⑥をご参照ください。

上記ハの「一定の者」は、その個人の認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第44条第3号に掲げる者に該当するものとして記載された者とされています（震災税特規3の3の2①）。

⑤ 税額控除割合

この措置の税額控除割合は、15%とされています（震災税特法10の3の2①表三4欄）。税額控除額の計算に当たってのその他の規定は、企業立地促進計画に係る措置及び特定事業活動振興計画に係る措置と同様です。

⑥ 保存要件

この制度の適用を受ける場合に保存すべき一定の書類について、この措置の適用を受ける場合にあっては、その適用対象となる給与等の支給を受けた者が上記④の一定の雇用者のうち次のいずれの者に該当するかに応じそれぞれ次の書類とされています（震災税特規3の3の2②三）。

イ 上記④イの者（避難対象雇用者等）……上記(1)①ニの書類と同様です。

ロ 上記④ロの者（上記④ロ(イ)の者に限ります。）……次の書類その他の書類でその者が平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(イ) 平成23年3月11日における使用者の同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた

旨を証する証明書

(ロ) 上記(1)①ニ(イ)Bの書類

ハ 上記④ロの者（上記④ロ(ロ)の者に限りま
す。）……次の書類のうちその者が平成23
年3月11日において福島国際研究産業都市
区域の区域内に居住していたことを証する
書類

(イ) 上記(1)①ニ(ロ)A又はBの書類

(ロ) (イ)の書類のほか、その者が平成23年3
月11日において福島国際研究産業都市区
域の区域内に居住していたことを明らか
にする書類

ニ 上記④ハの者……その者が福島復興再生
特別措置法施行規則第44条第3号に掲げる
者に該当するものとして記載された認定新
産業創出等推進事業実施計画に係る認定の
ための申請書の写し又は変更の認定のため
の申請書の写し

(注1) 上記の「認定のための申請書」とは、
福島復興再生特別措置法施行規則第40条
第1項の申請書をいい（震災税特規3の
3の2②三ニ）、新産業創出等推進事業実
施計画の認定の申請をする個人が、福島
県知事に提出することとされています（福
島特措規40①）。

(注2) 上記の「変更の認定のための申請書」
とは、福島復興再生特別措置法施行規則
第41条第1項の申請書をいい（震災税特
規3の3の2②三ニ）、認定新産業創出等
推進事業実施計画の変更の認定の申請を
する個人が、福島県知事に提出すること
とされています（福島特措規41①）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和3年4月1日から施行さ
れています（改正法附則1）。

九 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の改正（改正後：特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度）

1 改正前の制度の概要

認定地方公共団体の指定を受けた個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成23年12月26日）から令和3年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいいます。以下同じです。）をして、これをその個人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年（供用年）において次に掲げる開発研究用資産の区分に応じそれぞれ次に定める特別償却限度額の特別償却ができることとされています（旧震災税特法10の5①）。

- (1) 認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産……その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額
- (2) 認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた中小事業者が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域（以下「雇用等被害地域」といいます。）を含む市町村の区域内に限ります。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産……その取得価額の50%に相当する金額
- (3) 上記(1)及び(2)以外の開発研究用資産……その取得価額の34%に相当する金額

また、開発研究用資産について、この制度の適用を受ける場合には、供用年のその開発研究用資産の償却費の額（特別試験研究費の額に該当するものを除きます。）は、特別試験研究費の額に係

る税額控除制度（旧措法10⑥）における特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（旧措法10）の適用を受けることができるとされています（旧震災税特法10の5③）。

（注1） 上記の「認定地方公共団体」とは、復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます（旧震災税特法10の5①）。福島復興再生特別措置法第74条及び第75条の東日本大震災復興特別区域法の特例により、福島県及び福島県内の全ての地方公共団体が課税の特例を含む復興推進計画を作成し、その認定を受けることができることとされています。

（注2） 上記の「復興産業集積区域」とは、復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域をいいます（復興特区法4②四イ）。

（注3） 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます（旧措法10⑦六、旧措令5の3⑨）。

（注4） 供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（震災税特法10の5②）。

2 改正の内容

(1) 対象区域の重点化

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」といいます。）による東日本大震災復興特

別区域法の改正に伴い、対象区域を同法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」といいます。）とすることとされました（震災税特法10の5①）。

(2) 特別償却割合の見直し

上記1(1)から(3)までのとおり、指定を受けた認定地方公共団体の別などにより開発研究用資産を区分し、それぞれ特別償却割合が定められていましたが、次のとおりこの制度の適用を受ける個人が中小事業者であるかどうかのみで区分することとされました（震災税特法10の5①）。

- ① 認定地方公共団体の指定を受けた個人が中小事業者である場合……50%
- ② 上記①以外の場合……34%

(3) 適用期限の延長

この制度の適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました（震災税特法10の5①）。

(4) その他

上記(1)の対象区域の重点化に伴い、上記1（注1）の東日本大震災復興特別区域法の特例（旧福島特措法74、75）は復興庁設置法等改正法による福島復興再生特別措置法の改正により廃止され、この制度においても必要な規定の整備が行われました（震災税特法10の5①）。

3 適用関係

上記2(1)、(2)及び(4)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得等をする開発研究用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした開発研究用資産については従前どおりとされています（改正法附則88①）。

なお、令和3年4月1日前に認定地方公共団体の指定を受けた個人が、同日から令和6年3月31日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（特定復興産業集積区域に該当する区域を除きます。以下「旧復興産業集積区域」とい

ます。）内において開発研究の用に供される旧開発研究用資産の取得等をして、これをその旧復興産業集積区域内においてその個人のその開発研究の用に供した場合には、その旧開発研究用資産につき、改正後の本制度を適用できることとされています（改正法附則88②）。

また、この場合において、その旧開発研究用資産に係る特別償却限度額は、次の旧開発研究用資産の区分に応じそれぞれ次の金額とされています。

- (1) 認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産……その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額
- (2) 認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた中小事業者が取得等をしてその認定に係る旧復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域に限ります。）内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産……その取得価額の50%に相当する金額
- (3) 上記(1)及び(2)以外の旧開発研究用資産……その取得価額の34%に相当する金額

（注）上記の「旧開発研究用資産」とは、開発研究用資産のうち、やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、取得等をして、開発研究の用に供することができなかった一定のものをいいます（改正法附則88②）。この「やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、取得等をして、開発研究の用に供することができなかった一定のもの」とは、その認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第15条第2項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和3年3月31日までに、取得等をして、開発研究の用に供することができなかったと認められる資産として記載された減価償却資産とされています（改正震災税特規附則3）。

十 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等制度の創設

1 制度の概要

新産業創出等推進事業実施計画につき福島県知事の認定を受けた個人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等をしてその個人その開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年（供用年）において、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）ができることとされました（震災税法11）。

また、この制度の対象となる開発研究用資産の償却費の額は、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法10）の適用を受ける場合には、特別試験研究費の額に該当するものとみなされます（震災税法11③）。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

この制度の対象となる個人は、福島復興再生特別措置法第85条の2第4項に規定する認定事業者に該当する個人とされています（震災税法11①）。

(2) 対象資産の範囲

この制度の対象となる資産は、福島復興再生特別措置法第85条第1項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第84条第2項第2号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内において専ら開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち新たな産業の創出又は産業の国際競争力

の強化に資するもの（以下「開発研究用資産」といいます。）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものとされています（震災税法11①、震災税特令13③）。

（注1） 上記の「提出新産業創出等推進事業促進計画」及び「新産業創出等推進事業促進区域」の意義については、前述「五 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）」の2(3)②の（注1）及び（注2）をご参照ください。

（注2） 上記の「開発研究」とは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます（震災税特令13②、12の5①）。

具体的には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアとされています（震災税特規3の5①、3の4①）。ただし、同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限ることとされています。

(3) 適用対象期間

提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの期間内に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、新産業創出等推進事業促進区域内においてその個人の

開発研究の用に供した場合に適用できることとされています（震災税特法11①）。

ただし、この期間内にその提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域（以下「計画区域」といいます。）の変更があった場合には、適用対象期間はその変更に係る次に掲げる区域の区分に応じ次に定める期間とされています（震災税特法11①、震災税特令13①）。

① その提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第84条第7項において準用する同条第4項の規定による提出（以下「変更の提出」といいます。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（②に掲げる区域を除きます。）……その変更の提出のあった日から令和8年3月31日までの期間

② その提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下「除外区域」といいます。）……その提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日（その除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）からその変更の提出のあった日までの期間

また、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産を開発研究の用に供した場合は除くこととされています。

(4) 特別償却限度額等

① 特別償却限度額

特別償却限度額は、その開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額です（震災税特法11①）。すなわち、いわゆる即時償却ができることとされています。

② 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

この制度における特別償却については、租税特別措置法における特別償却制度と同様に、特別償却不足額の1年間の繰越しができることとされています（震災税特法11②、10の5②）。

③ 開発研究用資産の償却費

個人が、開発研究用資産についてこの制度の適用を受ける場合には、その個人の開発研究の用に供した日の属する年におけるその個人の事業所得の金額の計算上、その開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除きます。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法10）を適用することとされています（震災税特法11③）。

④ 他の特別償却等との重複適用の排除

この制度並びに震災税特法における他の特別償却等の制度及び租税特別措置法における特別償却等の制度の適用を受けることができる減価償却資産については、これらの制度のうちいずれか一の制度のみを適用することとされています（震災税特法11の3、措法19①）。

(5) 申告要件

この制度は、確定申告書に、この制度により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書及び開発研究につき一定の事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています（震災税特法11④、10の5④）。

ただし、税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は上記の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出、記載又は添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類並びにその明細書及び

書類の提出があった場合に限り、適用することができることとされています（震災税特法11④、10の5⑤）。

上記の開発研究につき一定の事項を記載した書類とは、開発研究につき次の事項が記載された書類とされています（震災税特規3の5②）。

- ① その名称及び内容
- ② その実施予定期間

③ その実施場所

④ この制度の適用を受ける開発研究用資産の明細

3 適用関係

上記2の制度は、令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

十一 被災代替資産等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、

- (1) 東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）、構築物、機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合

- (2) 建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これを被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合

には、その事業の用に供した日の属する年において、その取得価額の一定割合の特別償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧震災税特法11①②、10の5②）。

| 被災代替資産等 | 特別償却割合 | |
|------------------------------------|---------------|----------|
| | 中小事業者以外の個人の場合 | 中小事業者の場合 |
| 建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含みます。） | 10% | 12% |
| 機械及び装置 | 20% | 24% |
| 船舶又は車両及び運搬具 | 20% | 24% |

(注1) 上記の「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます（旧震災税特法11①）。

(注2) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます（旧措法10⑦六、旧措令5の3⑨）。

2 改正の内容

(1) 対象資産の見直し

対象資産から車両及び運搬具が除外されました（震災税特法11の2①、旧震災税特令13②五）。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました（震災税特法11の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得等をする被災代替資産等について適用し、

個人が同日前に取得等をした被災代替資産等について（改正法附則89）。

十二 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の廃止

1 改正前の制度の概要

個人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）の施行の日（平成23年12月14日）から令和3年3月31日までの間に、特定激甚災害地域内において、被災者向け優良賃貸住宅で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、次に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次に定める金額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされてきました（旧震災税特法11の2①②）。

① 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時の耐用年数が35年未満であるもの……普通償却額の40%（平成31年4月1日から令和3

年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、20%）相当額

② 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時の耐用年数が35年以上であるもの……普通償却額の56%（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、28%）相当額

2 改正の内容

適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧震災税特法11の2、旧震災税特令13の2、旧震災税特規3の5）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和3年4月1日前に取得又は新築をした被災者向け優良賃貸住宅については従前どおりとされています（改正法附則90、改正震災税特令附則5、改正震災税特規附則4）。

十三 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、

(1) 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で平成23年3月11日前に取得されたもののうち事業（事業に準ずるものを含みます。以下同じです。）の用に供しているものの譲渡をして、その譲渡をした年の12月31日までに次の資産の取得をした場合

① 東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」といいます。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産

② 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

(2) 被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利、建物（その附属設備を含みます。）又は構築物のうち事業の用に供している

ものの譲渡をして、その譲渡をした年の12月31日までに被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産の取得をした場合

で、かつ、その取得の日から1年以内に、その取得をした資産（以下「買換資産」といいます。）をその個人の事業の用に供したとき（その期間内にその事業の用に供しなくなったときを除きます。）、又は供する見込みであるときは、取得価額の引継ぎによる課税繰延べができることとされています（旧震災税特法12①）。

（注）上記の「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます（旧震災税特法11①）。

2 改正の内容

(1) 買換資産の見直し

上記1(1)①の類型の買換えについて、買換資産の所在地の区域が東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域とされました（震災税特法12①表一イ）。一定の区域とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域とされています（震災税特令14⑥）。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました（震災税特法12①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得（建設及び製作を含みます。以下同じです。）をする資産について適用し、個人が同日前に取得をした資産については従前どおりとされています（改正法附則92）。